

第三次循環型社会形成推進基本計画の
進捗状況の第3回点検結果について
(案)

平成 年 月
中央環境審議会

目 次

第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第3回点検結果について

I	はじめに	1
II	循環型社会形成のための数値目標に関する進捗状況	2
	第1節 物質フロー指標に関する目標に向けた進捗状況	2
	1 目標を設定する指標	2
	(1) 「入口」：資源生産性	4
	(2) 「循環」：循環利用率	7
	(3) 「出口」：最終処分量	9
	2 目標を設定する補助指標	11
	(1) 土石系資源投入量を除いた資源生産性	11
	(2) 出口（排出）側の循環利用率	12
	3 推移をモニターする指標	15
	(1) 一次資源等価換算した資源生産性	16
	(2) 化石系資源に関する資源生産性	16
	(3) バイオマス系資源投入量	17
	(4) ものづくりの資源生産性・産業分野別の資源生産性	18
	(5) 循環資源の輸出入量	19
	(6) 隠れたフローを考慮した金属資源の TMR ベースの循環利用率	20
	(7) 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量等	22
	第2節 取組指標に関する目標に向けた進捗状況	23
	1 目標を設定する指標	26
	(1) 一般廃棄物の減量化	26
	(2) 電子マニフェストの普及率	28
	(3) 循環型社会に関する意識・行動	29
	(4) 循環型社会ビジネス市場規模	35
	(5) 各種リサイクル法の目標達成状況	37
	2 推移をモニターする指標	40
	(1) 国民一人当たりの資源消費量	40
	(2) 生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率	41
	(3) 耐久消費財の平均使用年数	42
	(4) 2R の取組状況	44
	(5) 一般廃棄物のリサイクル率	53
	(6) 使用済小型電子機器等の回収地方公共団体数・実施人口割合	54
	(7) 一般廃棄物焼却施設における発電・熱利用の状況	55

(8) 優良認定された産業廃棄物処理業者数	56
(9) 不法投棄の発生件数・投棄量	57
(10) 地域における循環型社会形成に向けた取組	58
(11) 海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数	61
(12) 環境マネジメント等の実施	62
III 循環型社会の形成に向けた取組状況に関する全体の評価・今後の方向性	69
(1) 資源生産性	69
(2) 循環利用率	69
(3) 最終処分量	70
(4) 低炭素社会、自然共生社会など持続可能な社会づくりとの統合的取組	70
(5) 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化	71
(6) ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	72
(7) 適正な国際資源循環体制の構築	74
(8) 万全な災害廃棄物処理体制の構築	75
(9) 適正処理の更なる推進	76
(10) 循環分野における技術開発、人材育成等	77
IV 取組指標・ヒアリング結果等を踏まえた、各主体の取組状況及び評価・課題	79
第1節 国民の取組	79
第2節 NGO/NPO、大学等の取組	81
第3節 事業者の取組	83
第4節 地方公共団体の取組	88
V 国の主な取組状況（詳細な取組は、別添参照）	91

国の取組に係る進捗状況表

参考資料

(参考1) 「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs) 日本語仮訳

(参考2) 「富山物質循環フレームワーク」日本語仮訳

第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の

第3回点検結果について

I はじめに

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）では、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画として、循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）を策定することを規定しています。この規定に基づき、平成15年3月に「第一次循環基本計画」、平成20年3月に「第二次循環基本計画」、そして平成25年5月には「第三次循環基本計画」が閣議決定されました。

本計画は、第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）を踏まえ、最終処分量の削減などこれまで進展してきた廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化、有用金属の回収、安心・安全の取組強化、3R国際協力の推進等を新たな政策の柱と据えた計画です。循環型社会形成の中長期的なイメージを示しつつ、循環型社会の形成に向けた指標と数値目標を充実させるとともに、国民、NGO/NPO、大学等、事業者、地方公共団体に期待される役割及び国が行うべき取組を記載しています。

第三次循環基本計画においては、毎年度、着実な実行を確保するため、中央環境審議会において、循環基本計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を適切に行うこととされています。本年度は第三次循環基本計画の第3回目の点検となり、中央環境審議会（循環型社会部会）において審議を行い、本点検結果を取りまとめました。

本点検は、指標を活用して定量的な評価を行いつつ、地方公共団体、NGO、経済団体へのヒアリングや有識者による御意見、関係府省庁への調査等を通じて、可能な限り客観的・総合的な評価と課題の提示を行っています。また、本年度は第4次環境基本計画の点検の中で、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」について点検が行われたことから、平成28年11月にとりまとめられた第4次環境基本計画の点検報告書も踏まえたものとなっています。なお、物質フロー指標や取組指標については、原則としてデータの得られた平成26年度まで（最新データがあるものについては平成27年度まで）のデータを中心に、また、施策・取組については、第三次循環基本計画が閣議決定された平成25年5月以降に実施された施策を中心として、進捗状況の点検を実施しています。

これまでの点検報告と報告に基づく施策の一層の推進により、今後、循環型社会形成に向けた取組が更に進展していくことを期待しています。

Ⅱ 循環型社会形成のための数値目標に関する進捗状況

第1節 物質フロー指標に関する目標に向けた進捗状況

第三次循環基本計画において設定されている物質フロー指標は、以下のとおりです。

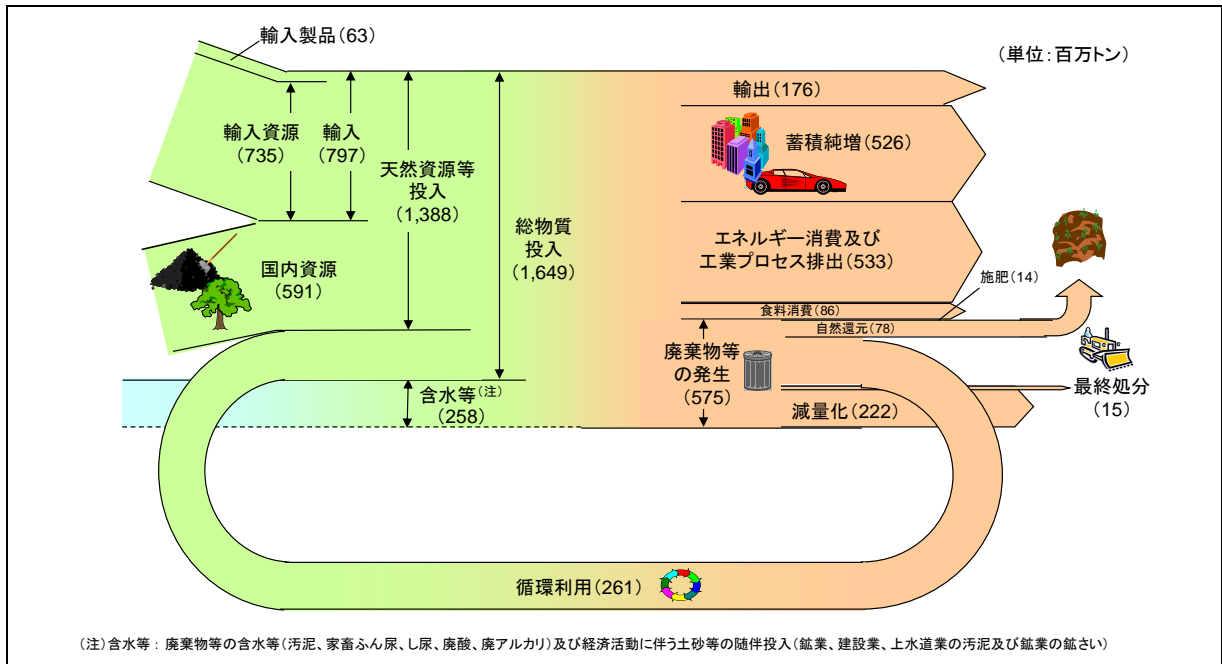
1 目標を設定する指標

目標を設定する指標の状況は以下のとおりです。なお、表 1 では推移を把握するため、循環元年ともいえる平成12年度の数値と比較しています。

表 1 資源生産性・循環利用率・最終処分量の推移

		32年度 (目標年)	12 年度	17 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	12 年度比
資源生産性	万円 /トン	46	24.8	30.8	38.0	38.6	38.2	37.8	37.8	+52%
循環利用率	%	17	10.0	12.2	15.4	15.2	15.2	16.1	15.8	+5.8 ポイント
最終処分量	百万 トン	17	56	31	19.2	17.4	17.9	16.3	14.8	▲74%

【参考】



※災害廃棄物は考慮していない。

図 1 平成26年度の我が国における物質フローの模式図

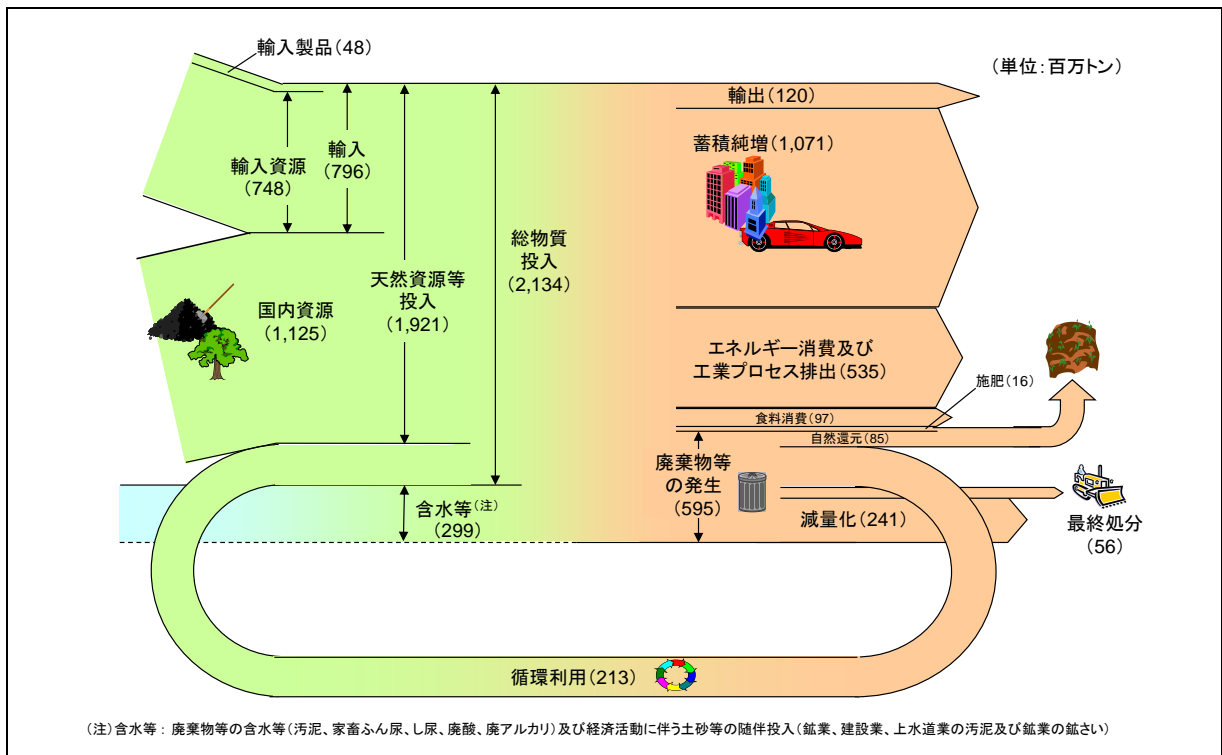


図 2 平成12年度の我が国における物質フローの模式図

(1) 「入口」：資源生産性

・資源生産性（＝GDP／天然資源等投入量）

天然資源等投入量とは国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量を指し、一定量当たりの天然資源等投入量から生じる国内総生産（GDP）を算出することによって、産業や人々の生活がいかにか物を有効に使っているか（より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているか）を総合的に表す指標です。

資源生産性は、平成 26 年度で約 37.8 万円/トン（平成 12 年度約 24.8 万円/トン）であり、平成 12 年度と比べ約 52%上昇しました。しかし、平成 22 年度以降は横ばい傾向となっています。

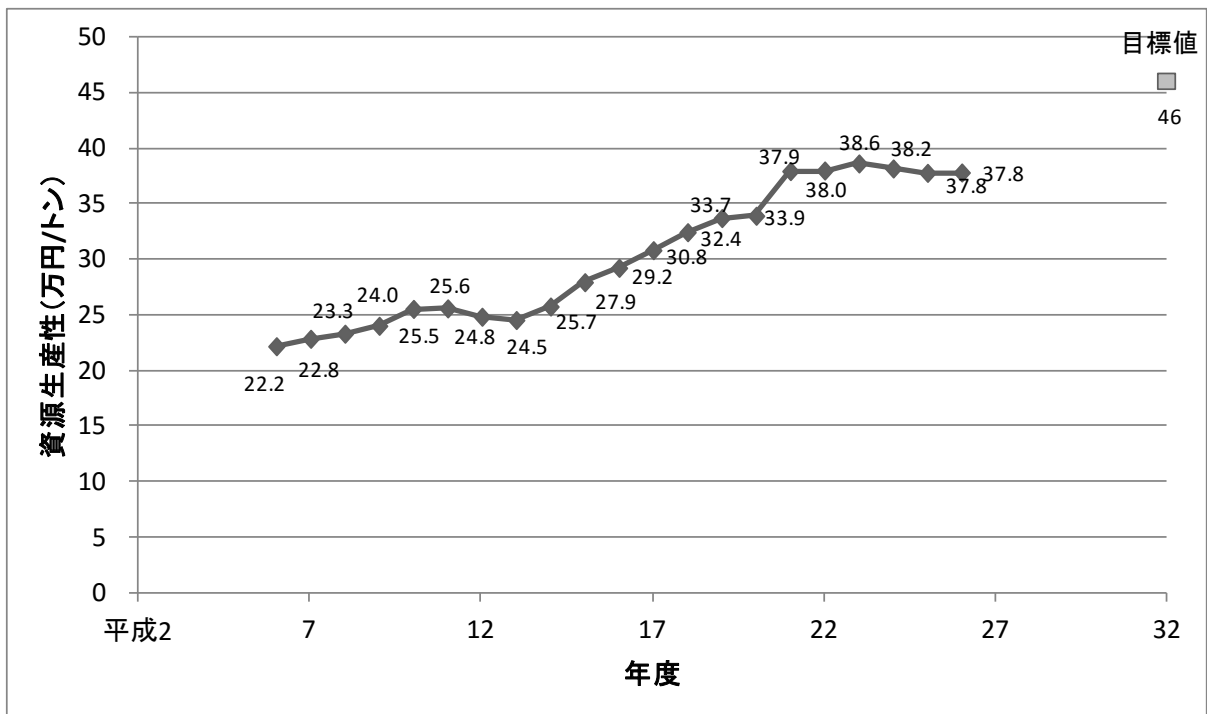


図 3 資源生産性の推移

資源生産性の内訳を見ると、実質 GDP は平成 20 年度に世界金融危機の影響等により減少に転じたものの平成 22 年度以降横ばいになっています。また、日本国内に投入される天然資源等投入量は平成 21 年度までは減少傾向にあったものが、平成 22 年度以降は横ばいとなっています。

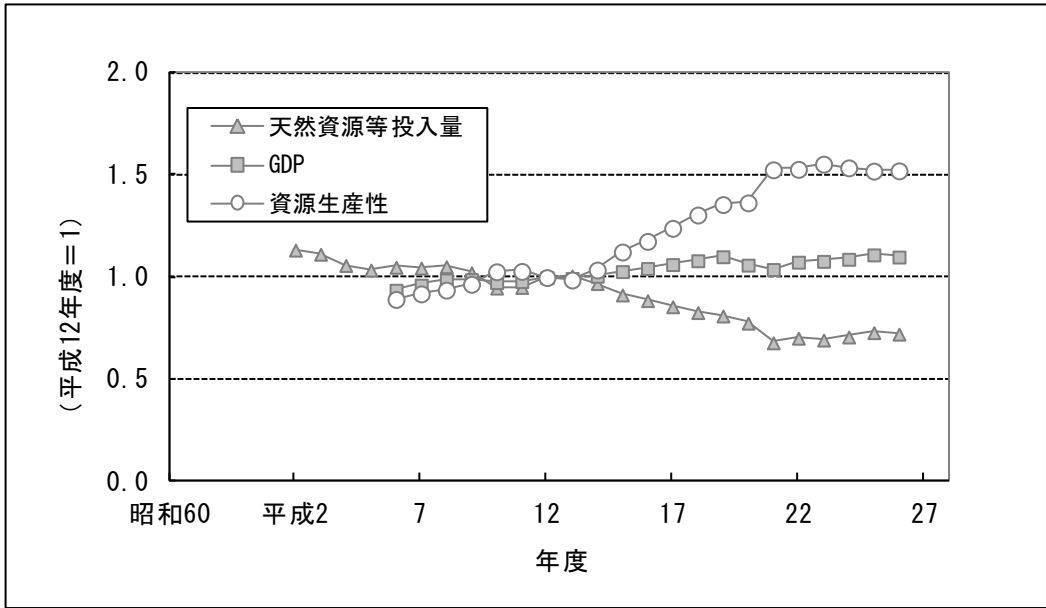


図 4 資源生産性、GDP、天然資源等投入量の推移

さらに天然資源等投入量の内訳を見ると、平成 13 年度以降、国内資源の投入量が減少し、平成 22 年度以降は横ばいとなっています。資源種別に見ると、平成 13 年度以降の減少は非金属鉱物系資源によるものです。しかし、平成 23 年度以降はいずれの資源も横ばいになっています。

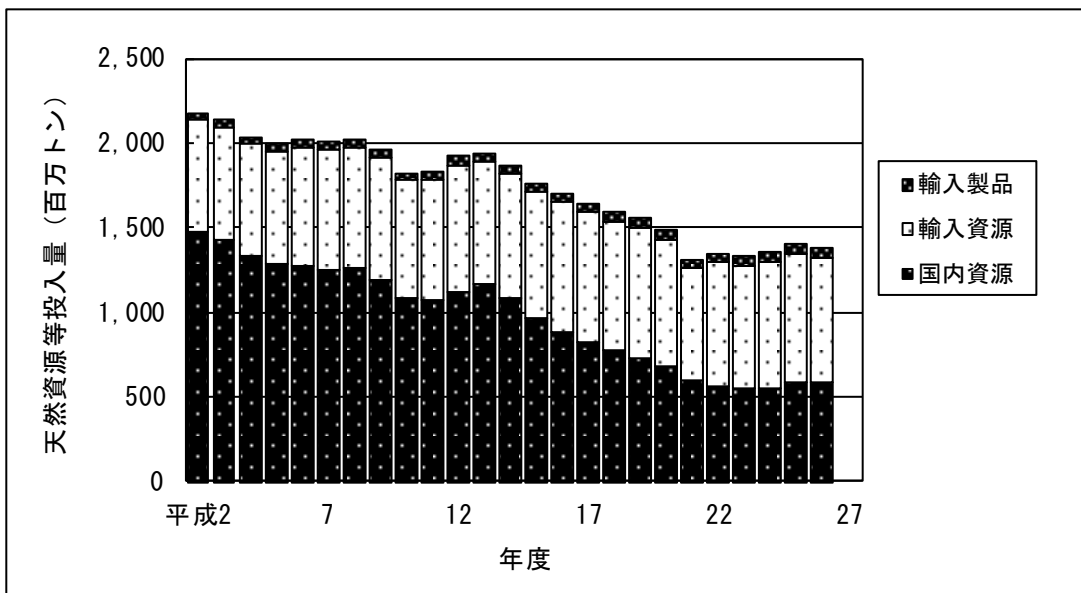


図 5 天然資源等投入量の推移 (国内資源・輸入(資源・製品))

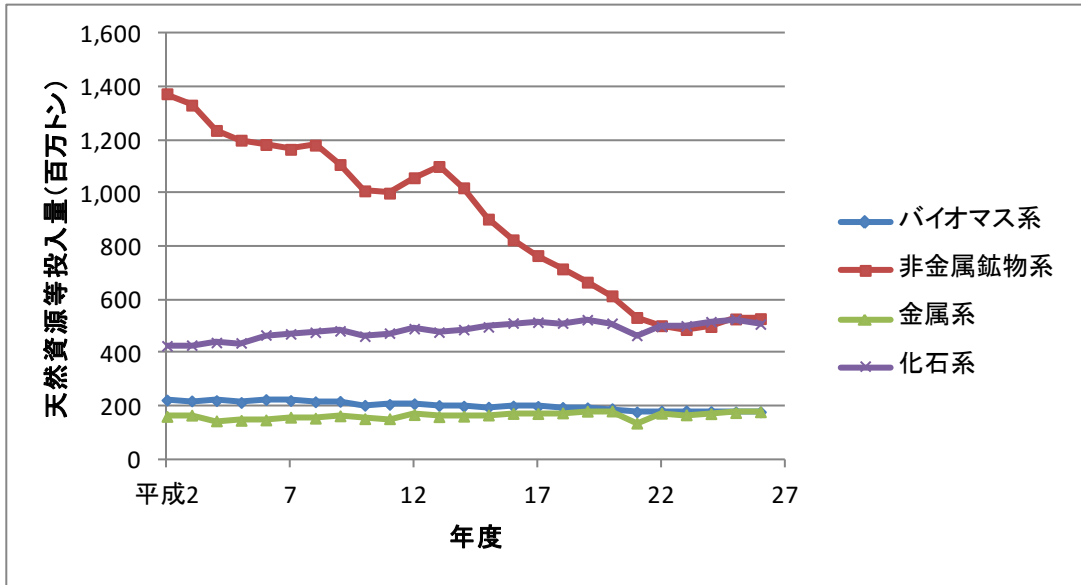


図 6 天然資源等投入量の資源種別の推移

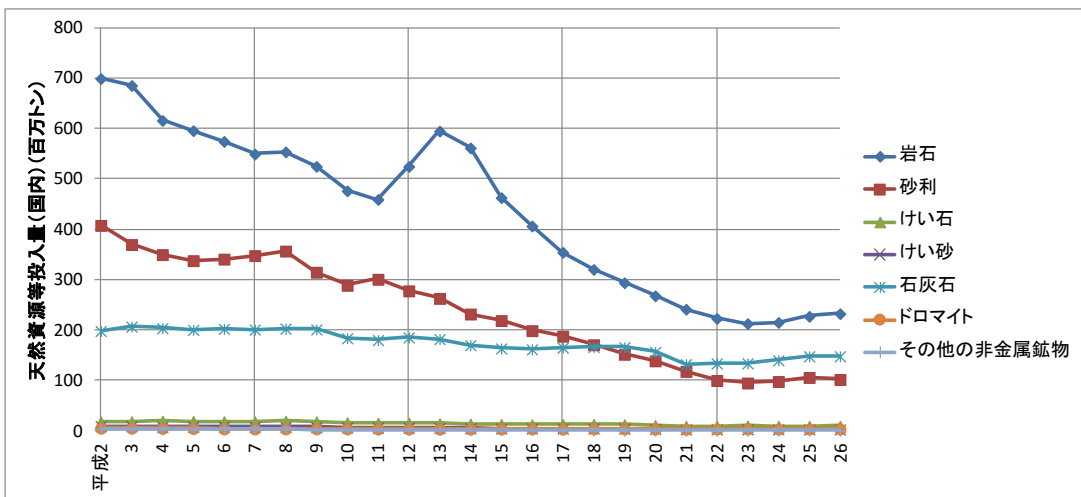


図 7 非金属鉱物系の天然資源等投入量（国内分）の推移

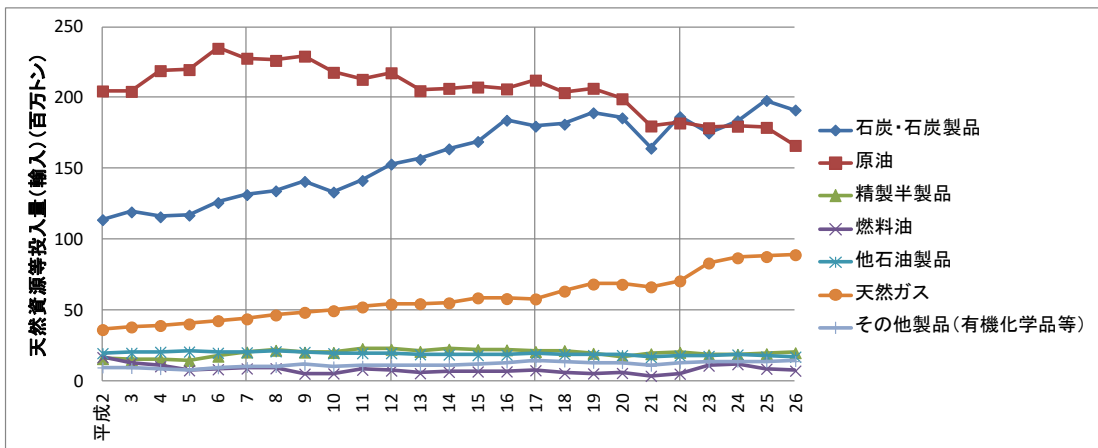


図 8 化石系の天然資源等投入量（輸入分）の推移

(2) 「循環」：循環利用率

- 循環利用率（＝循環利用量／総物質投入量（＝循環利用量＋天然資源等投入量））
社会に投入される資源（天然資源等投入量）のうち、どれだけ循環利用（再
使用・再生利用）された資源が投入されているかを表す指標です。

循環利用率は、平成 26 年度で約 15.8%（平成 12 年度約 10.0%）であり、平成 12 年度と比べ約 5.8 ポイント上昇しました。平成 22 年度以降、増減はあるものの横ばいとなっています。

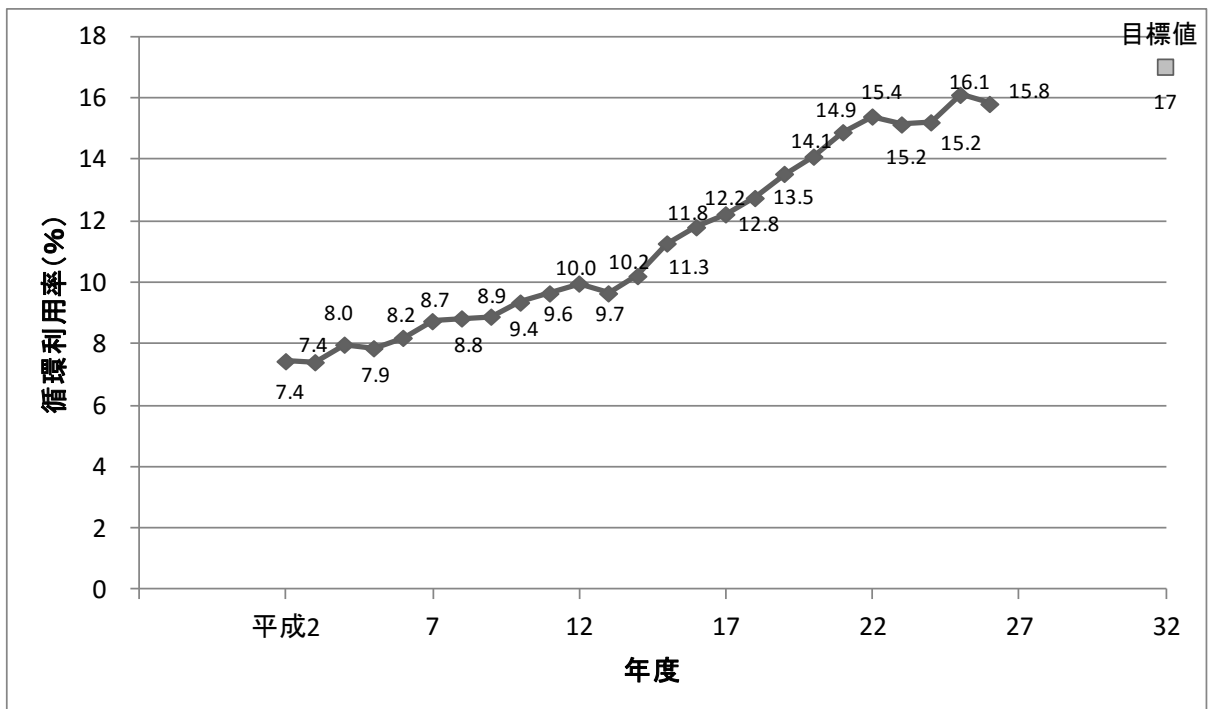


図 9 循環利用率の推移

循環利用率の内訳を見ると、日本国内に投入される天然資源等投入量が平成 21 年度までは減少傾向にありましたが、平成 22 年度以降は横ばいになっています。また、循環利用量は平成 20 年度までは増加傾向にありましたが、平成 22 年度以降横ばいになっています。

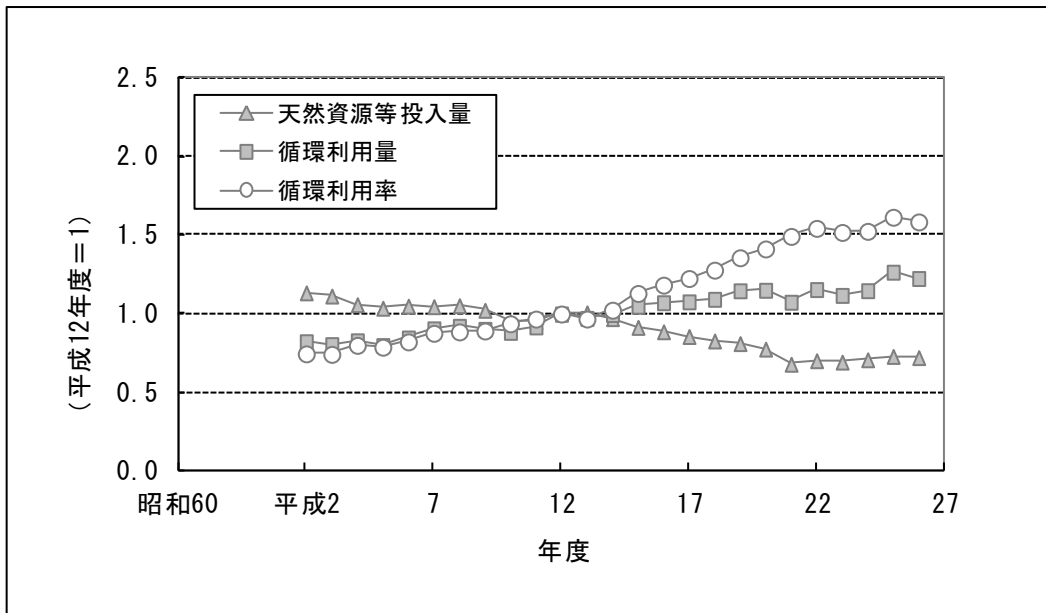
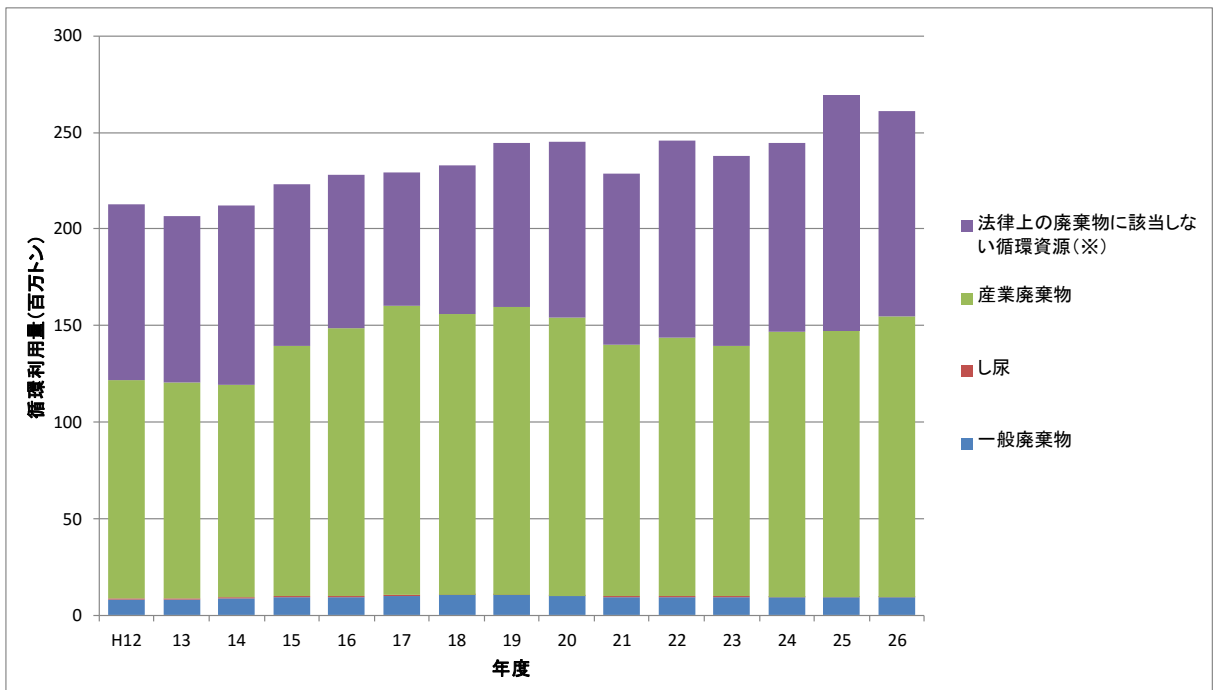


図 10 循環利用率、循環利用量、天然資源等投入量の推移



※廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の廃棄物に該当しない有価等で取引されている循環資源が対象となる。なお、平成 25 年度値は統計的な誤差が生じているものと考えられる。

出典：「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（報告書）より作成

図 11 循環利用量の推移

(3) 「出口」：最終処分量

- 最終処分量

廃棄物の埋立量です。廃棄物の最終処分場のひっ迫という喫緊の課題に直結した指標です。

最終処分量は、平成 26 年度に約 14.8 百万トン（平成 12 年度約 56 百万トン）であり、平成 12 年度と比べ約 74%減少しました。

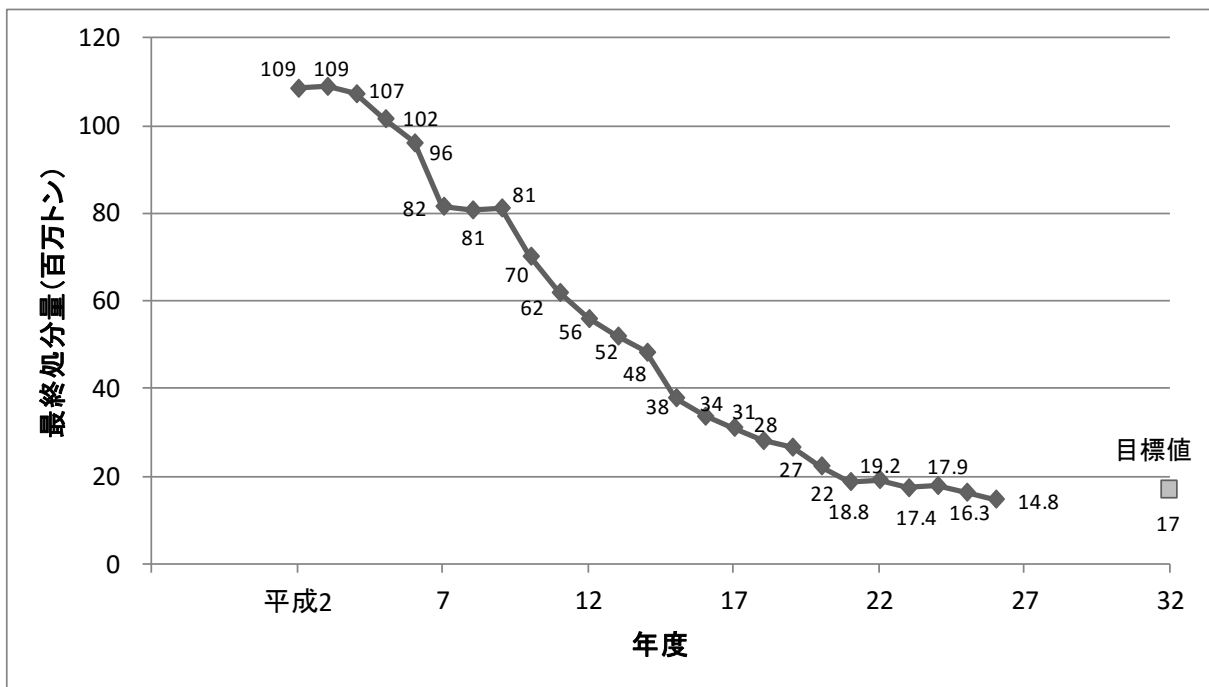
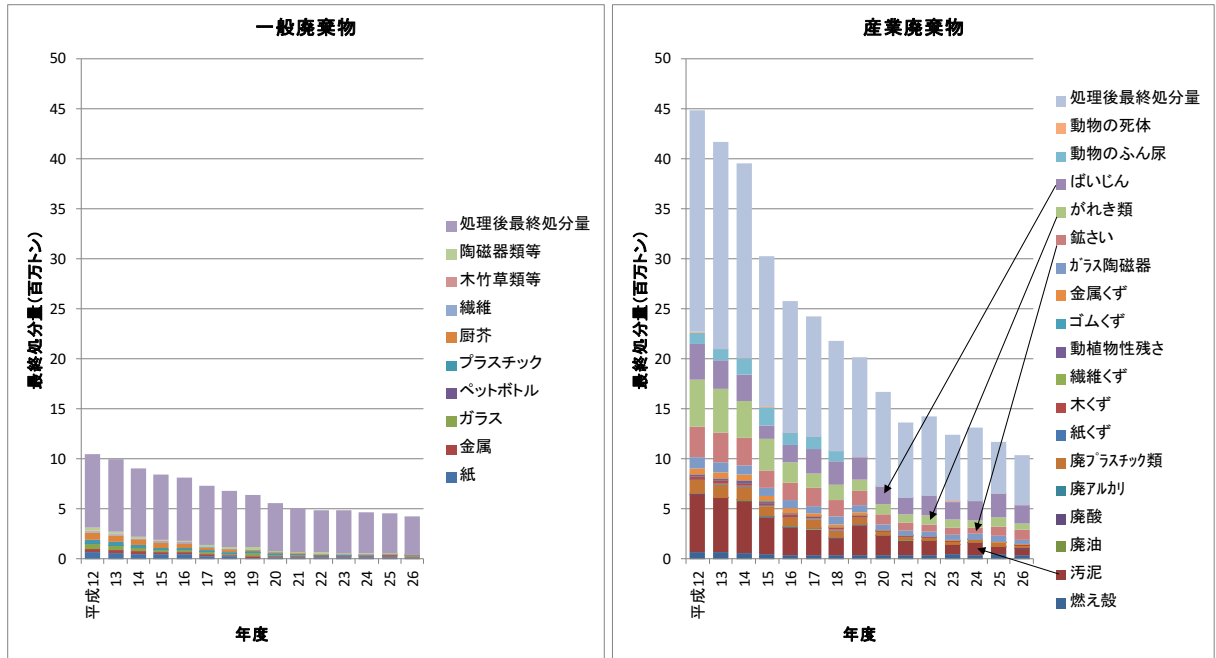


図 12 最終処分量の推移

最終処分量の内訳を見ると、一般廃棄物も産業廃棄物も循環利用の促進によって最終処分量は順調に減少してきましたが、近年は減少の度合いが緩やかとなっています。



出典：「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（報告書）より作成

図 13 一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量の推移

2 目標を設定する補助指標

目標を設定する補助指標に係る目標の状況は以下のとおりです。

表 2 目標を設定する補助指標の推移

		目標	12年度	17年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	12年度比
土石系資源投入量を除いた資源生産性	万円/トン	68 (32年度)	55.2	57.5	60.4	60.8	60.2	60.5	61.0	+10%
出口(排出)側の循環利用率	%	45 (32年度)	36	39	43	43	44	46	45	+10ポイント

(1) 土石系資源投入量を除いた資源生産性

・土石系資源投入量を除いた資源生産性

資源生産性については、土石系資源の増減が天然資源等投入量全体に与える影響が大きいことから、土石系資源の投入量を除いた天然資源等投入量当たりの資源生産性を、現行の資源生産性を補足するものとしています。

土石系資源(=非金属鉱物系)投入量を除いた資源生産性は、平成26年度で約61.0万円/トンであり、平成12年度と比べ約10%上昇していますが、近年は横ばいとなっています。

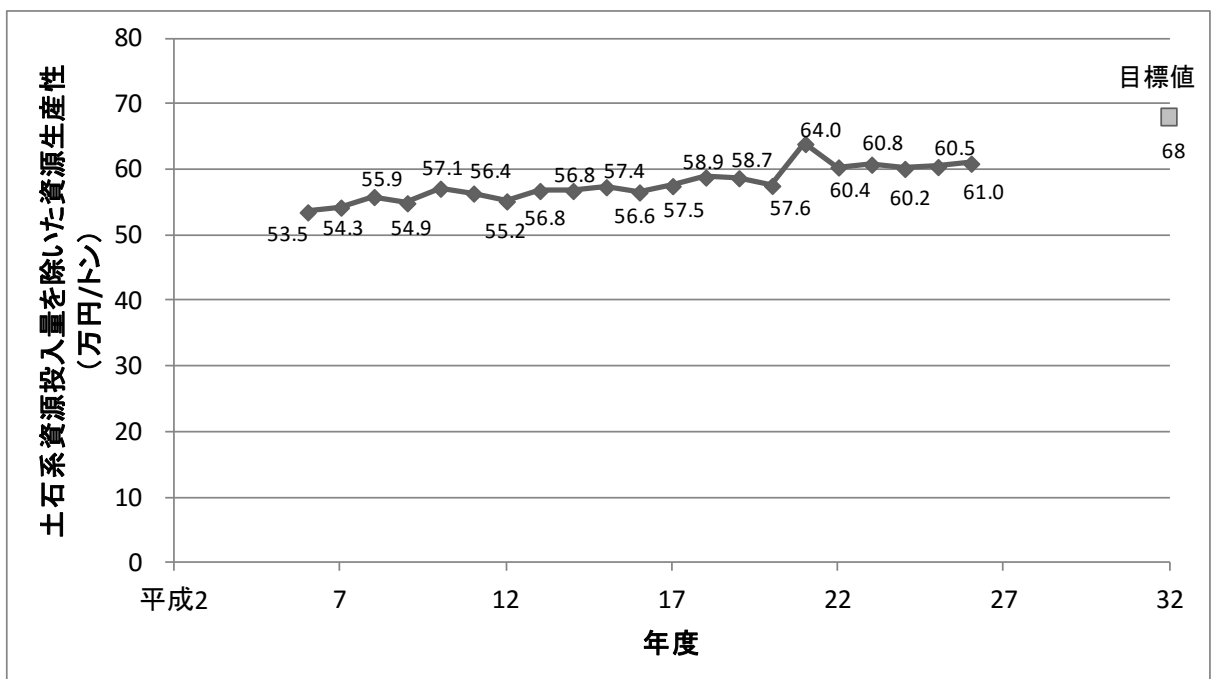


図 14 土石系資源投入量を除いた資源生産性の推移

(2) 出口（排出）側の循環利用率

・ 出口（排出）側の循環利用率

循環利用率は、日本における総物質投入量を分母とし、入口（投入）側の指標として設定しています。これは、日本が目指す循環型社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄・大量リサイクルが行われる社会ではなく、入口の部分の天然資源の投入が適切に抑制される社会だからです。

他方で、廃棄物排出事業者やリサイクル事業者の努力を的確に計測する観点からは、廃棄物等の発生量を分母として設定することが適当であり、諸外国においては、この考え方に基づく指標を採用しているところも多くなっています。

そこで、国際比較可能性等も踏まえ、これまでの入口（投入）側の循環利用率に加えて、目標を設定する補助指標として、出口（排出）側の循環利用率を導入することにしました。

出口側の循環利用率は、平成 26 年度で約 45%となっており、平成 12 年度と比べて約 10 ポイント上昇しています。

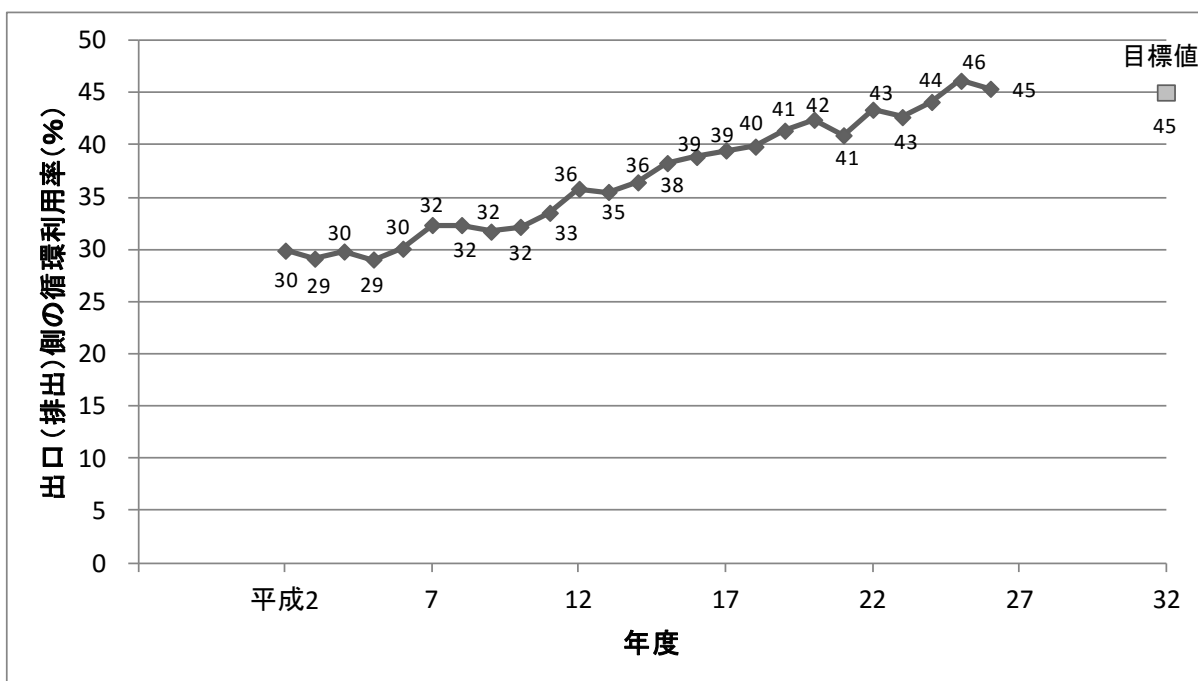
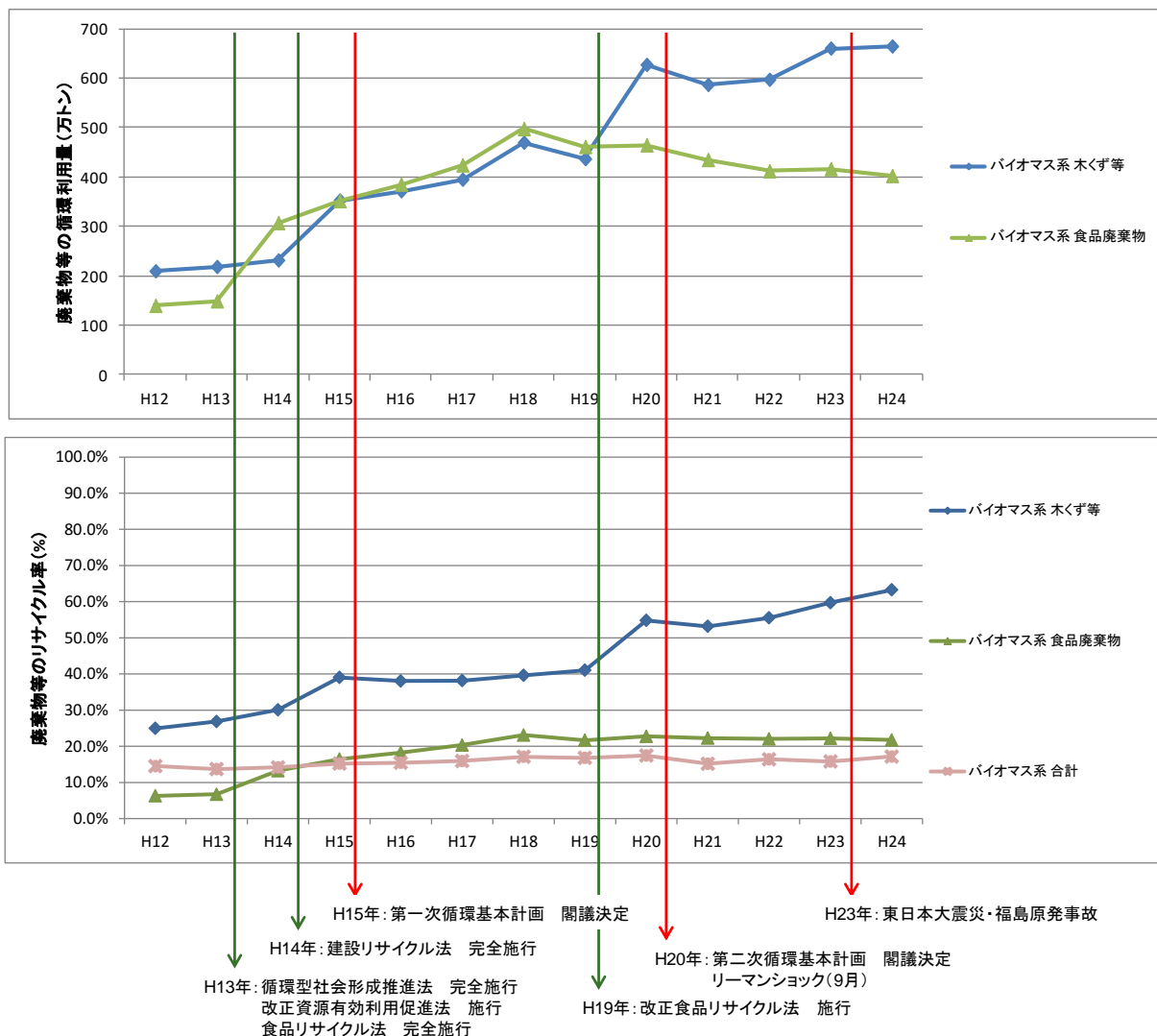


図 15 出口（排出）側の循環利用率の推移

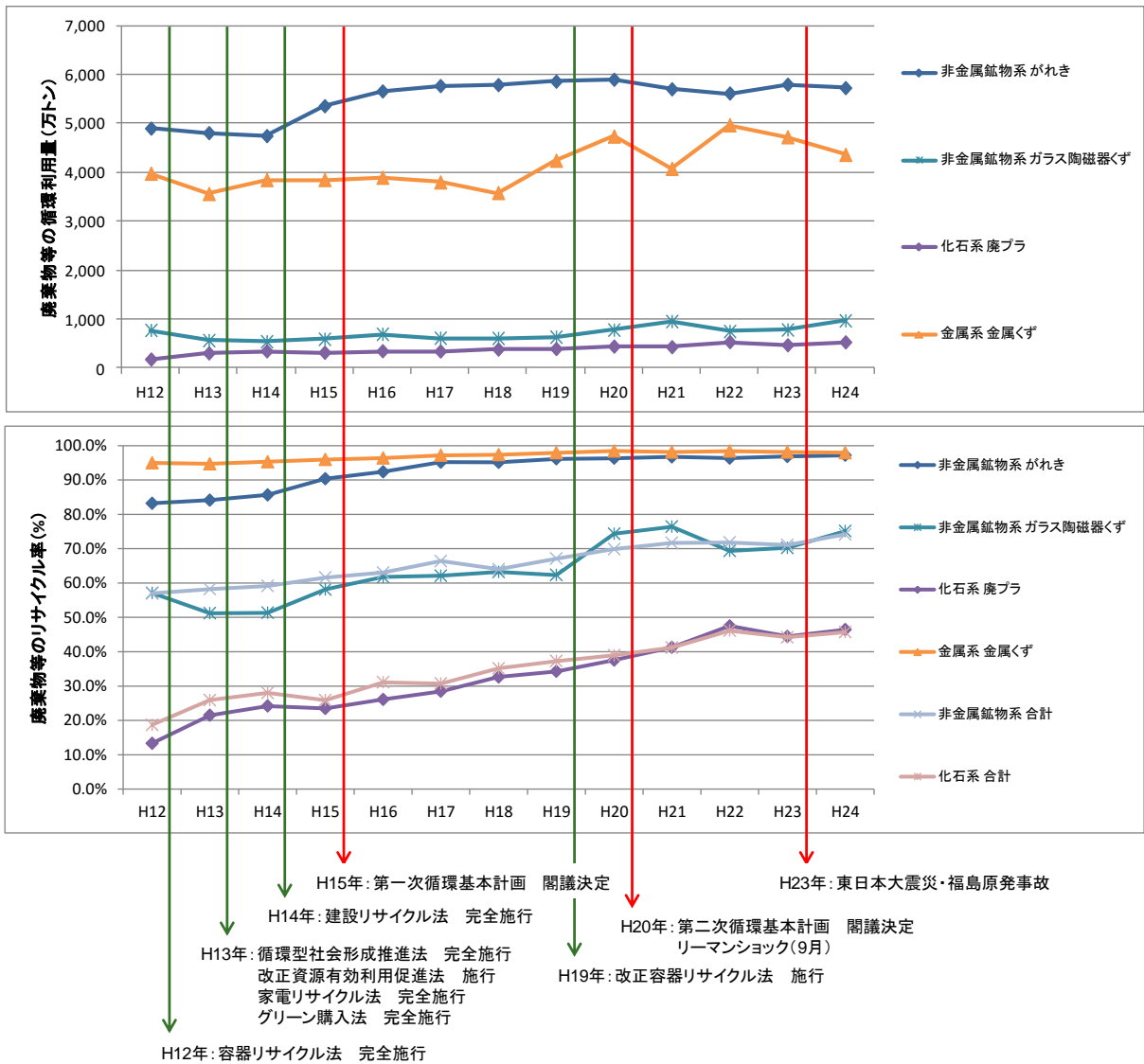
長期的には、廃棄物等の種類別に循環利用状況（リサイクル率＝循環利用量/廃棄物等発生量）を見ると、木くず等や食品廃棄物のリサイクル率は建設リサイクル法や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下、「食品リサイクル法」という。）の施行後に増加、がれき、廃プラのリサイクル率は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下、「建設リサイクル法」という。）や容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下、「容器包装リサイクル法」という。）の施行後に増加しており、いずれも一定の効果があったと考えられます。ただし、木くず等、廃プラ、金属等のリサイクル率の増加には原油価格の高騰の影響など、様々な社会背景も影響していると考えられます。

また、廃棄物の種類別の処理内訳をみると、循環利用のポテンシャルとなりうる最終処分あるいは焼却処理されているものの量が比較的多いものは非金属鉱物系であり、用途が建設資材等に限定されています。



出典：「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（環境省）より作成

図 16 バイオマス系の廃棄物等のリサイクル率の推移



出典：「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（環境省）より作成

図 17 非金属鉱物系、化石系、金属系の廃棄物等のリサイクル率の推移

3 推移をモニターする指標

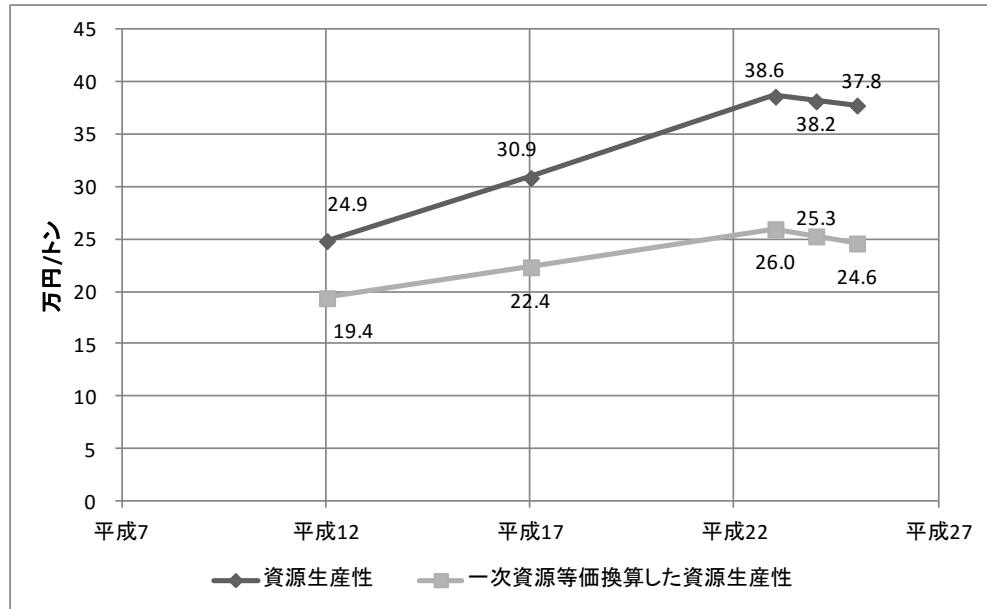
推移をモニターする指標の進捗状況は以下のとおりです。

表 3 推移をモニターする指標の推移

		12年度	17年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	12年度比
一次資源等価換算した資源生産性	万円／トン	19.4	22.4	－	26.0	25.3	24.6	－	－
化石系資源に関する資源生産性	万円／トン	97	99	103	103	101	101	103	+6%
バイオマス系資源投入率	%	5.4	5.9	6.6	6.7	6.5	6.3	6.5	+1.1ポイント
ものづくりの資源生産性	万円／トン	50.2	49.9	－	51.9	50.4	50.1	－	－
産業分野別資源生産性		(省略)							
循環資源の輸出量	百万トン	7.3	21.8	25.2	25.4	30.1	29.6	28.5	約4倍
循環資源の輸入量	百万トン	4.3	4.5	5.6	5.7	5.4	5.4	5.9	+37%
隠れたフローを考慮した金属資源のTMRベースの循環利用率	%	－	35.0	35.4	36.1	37.0	37.3	36.6	－
廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量等	万トンCO2	4,674	4,354	3,793	3,716	3,857	3,733	3,744	▲20%
廃棄物の原燃料・廃棄物発電等への活用による他部門での温室効果ガスの削減量	万トンCO2	855	1,503	1,655	1,742	1,828	1,883	1,940	+227%

(1) 一次資源等価換算した資源生産性

一次資源等価換算した資源生産性は、平成 25 年度で約 24.6 万円/トン（平成 12 年度約 19.4 万円/トン）であり、平成 12 年度に比べ約 27%上昇していますが、平成 23 年度以降は減少傾向にあります。



※1 一次資源等価換算した資源生産性=GDP/一次資源等価換算した天然資源等投入量

※2 平成 12、17、23 年は総務省「平成 12-17-23 年接続産業連関表」を、平成 24、25 年は経済産業省「産業連関表（延長表）」を用いて推計を行った。いずれも平成 23 年基準を用いた。

図 18 一次資源等価換算した資源生産性の推移

(2) 化石系資源に関する資源生産性

化石系資源に関する資源生産性は、平成 26 年度で約 103 万円/トン（平成 12 年度約 97 万円/トン）であり、平成 12 年度と比べ約 6%上昇していますが、近年はほぼ横ばいとなっています。

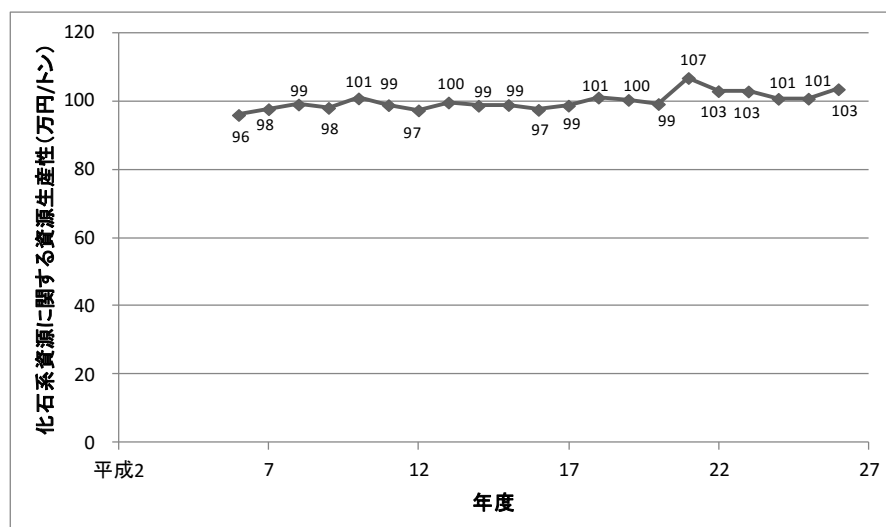
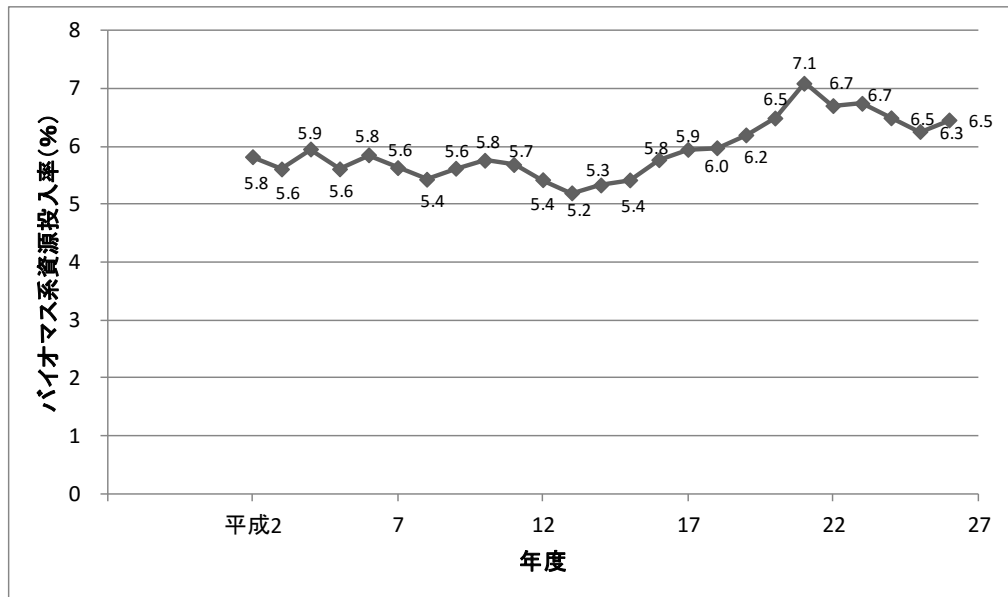


図 19 化石系資源に関する資源生産性の推移

(3) バイオマス系資源投入量

バイオマス系資源（国内）投入率は、平成 26 年度で約 6.5%（平成 12 年度約 5.4%）であり、平成 12 年度と比べ約 1.0 ポイント上昇しています。

平成 22 年度以降は分子の国内のバイオマス系資源の投入量は微減傾向になっていましたが、平成 26 年度に増加に転じています。また、分母の天然資源等投入量も平成 26 年度は減少したため、バイオマス系資源投入率は平成 26 年度に増加に転じています。



※ バイオマス系資源投入率＝国内のバイオマス系天然資源等投入量/天然資源等投入量

図 20 バイオマス系資源投入率の推移

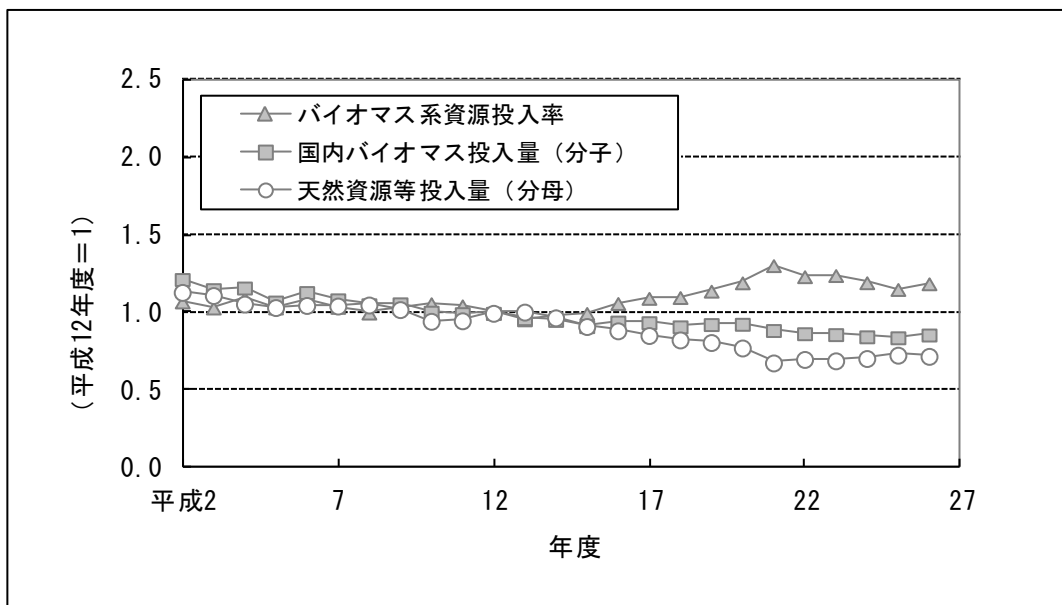
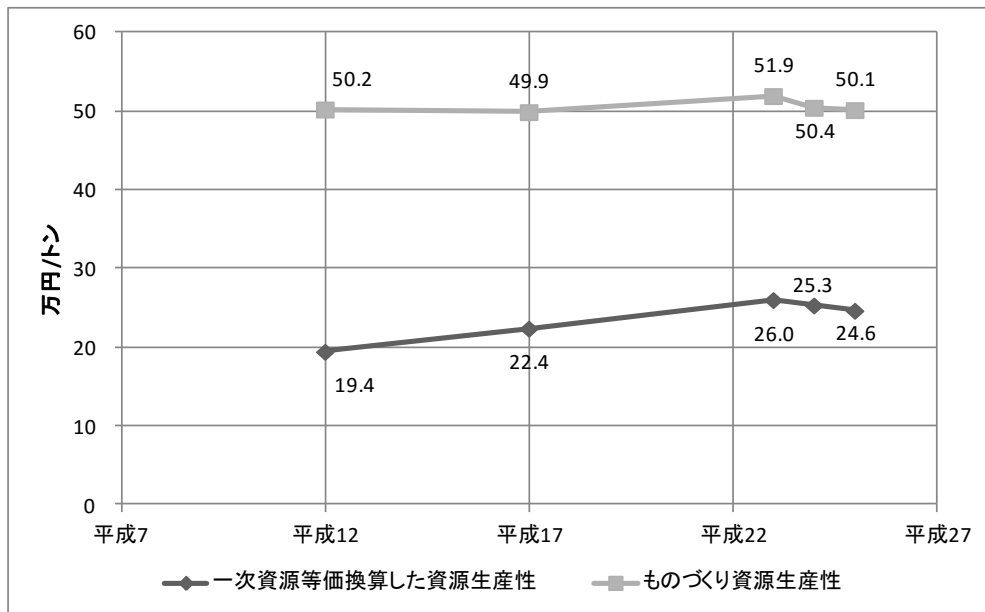


図 21 バイオマス系資源投入率、国内バイオマス投入量、天然資源等投入量の推移

(4) ものづくりの資源生産性・産業分野別の資源生産性

ものづくりの資源生産性は、平成 25 年度で約 50.1 万円/トン（平成 12 年度約 50.2 万円/トン）であり、横ばいとなっています。

平成 12 年以降の産業分野別の資源生産性の推移を見ると、各種製造業や建設業（公共事業、その他建設）の資源生産性は増加していますが、平成 23 年以降は繊維製品や医療・保健・社会保障・介護などの一部の業種を除いて横ばいあるいは減少に転じている業種もみられます。



※1 ものづくりの資源生産性＝第2次産業の最終需要額/第2次産業の一次資源等価換算した天然資源等投入量（土石系資源を除く）

※2 平成 12、17、23 年は総務省「平成 12-17-23 年接続産業連関表」を、平成 24、25 年は経済産業省「産業連関表（延長表）」を用いて推計を行った。いずれも平成 23 年基準を用いた。

図 22 ものづくりの資源生産性の推移

表 4 産業分野別資源生産性の推移

資源生産性(最終需要/DMI)[万円/トン]		単位	平成12	平成17	平成23	平成24	平成25
部門別	1 農林水産業	万円/トン	11.6	11.5	11.4	11.6	11.6
	2 鉱業	万円/トン	-0.4	-0.5	-0.2	0.3	0.2
	3 食料品・飲料・飼料・肥料・たばこ	万円/トン	28.2	28.1	27.6	28.0	27.6
	4 繊維製品	万円/トン	86.5	112.5	128.7	133.5	135.9
	5 木材・家具	万円/トン	36.7	40.2	39.8	40.8	40.8
	6 紙・印刷・出版	万円/トン	28.1	37.2	38.9	35.2	37.1
	7 化学製品	万円/トン	23.7	27.0	30.4	32.8	32.1
	8 石油・石炭製品	万円/トン	10.5	10.2	11.0	11.3	11.2
	9 窯業土石	万円/トン	3.2	3.2	3.5	3.2	3.3
	10 金属	万円/トン	14.5	13.2	12.3	12.3	12.3
	11 機械	万円/トン	36.5	41.4	42.2	41.5	42.4
	12 その他製造業	万円/トン	25.5	43.3	47.3	52.5	53.0
	13 公共事業	万円/トン	4.2	4.7	5.9	6.2	6.3
	14 その他建設	万円/トン	11.9	13.7	14.8	15.1	15.6
	15 電力・ガス・水道	万円/トン	15.9	13.5	11.3	10.1	9.6
	16 運輸	万円/トン	65.5	70.5	80.8	74.8	79.3
	17 医療・保健・社会保障・介護	万円/トン	85.1	96.4	104.9	109.1	107.3
	18 その他	万円/トン	122.4	130.1	128.1	122.1	122.5

※1 本推計結果は各産業の推移を見る上では有効であるが、産業間の比較を行うことができるものではない。

※2 平成 12、17、23 年は総務省「平成 12-17-23 年接続産業連関表」を、平成 24、25 年は経済産業省「産業連関表（延長表）」を用いて推計を行った。いずれも平成 23 年基準を用いた。

※3 分子に最終需要額を用いているため、部門によっては負値になる場合がある。

(5) 循環資源の輸出入量

循環資源の輸出量は、平成 27 年で約 30 百万トン（平成 12 年で約 7 百万トン）であり、平成 12 年と比較すると約 4 倍に大きく増加しています。内訳をみると、平成 12 年と比べ、古紙、鉄鋼くず、鋳さい・灰等、プラスチックくずが大きく増加しています。

循環資源の輸入量は、平成 27 年で約 5 百万トン（平成 12 年で約 4 百万トン）となっており、平成 17 年以降増加傾向にありましたが近年は横ばいとなっています。

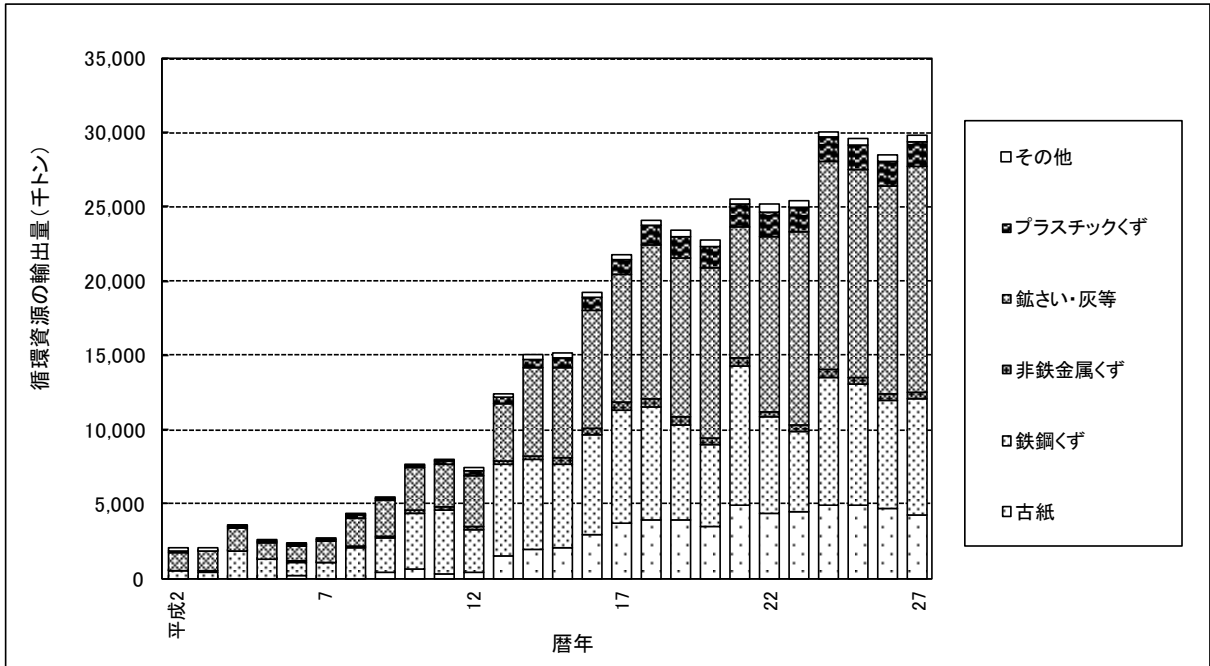


図 23 循環資源の輸出量の推移

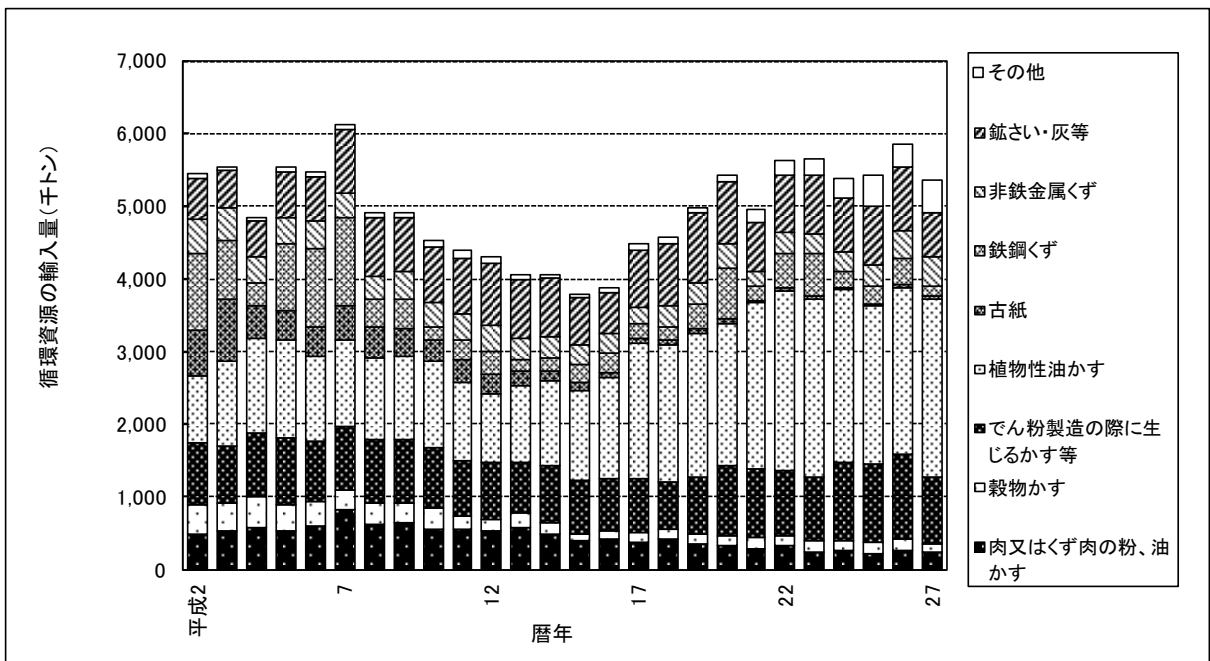


図 24 循環資源の輸入量の推移

(6) 隠れたフローを考慮した金属資源の TMR¹ベースの循環利用率

TMR 係数の大きなパラジウム、プラチナ、金のリサイクル率が高まったことにより、純金属量ベースの循環利用率は減少傾向にある中で隠れたフローを考慮した金属資源の TMR ベースの循環利用率は平成 22 年度以降上昇傾向になっていますが、平成 26 年度に減少に転じており、約 36.6%となっています。

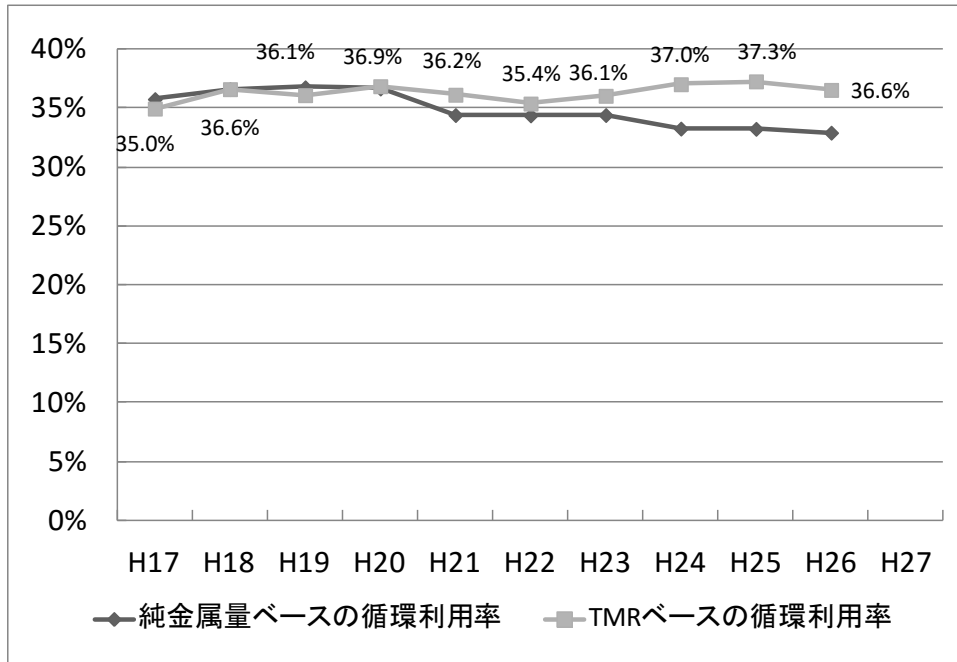


図 25 隠れたフローを考慮した金属資源の TMR ベースの循環利用率の推移

¹ TMR：関与物質総量（Total Material Requirement）。資源の採取・採掘に当たり、当該資源に付随して発生する鉱石・土砂等の「隠れたフロー」を含めた、当該物質の採取・採掘に関与した物質の総量。

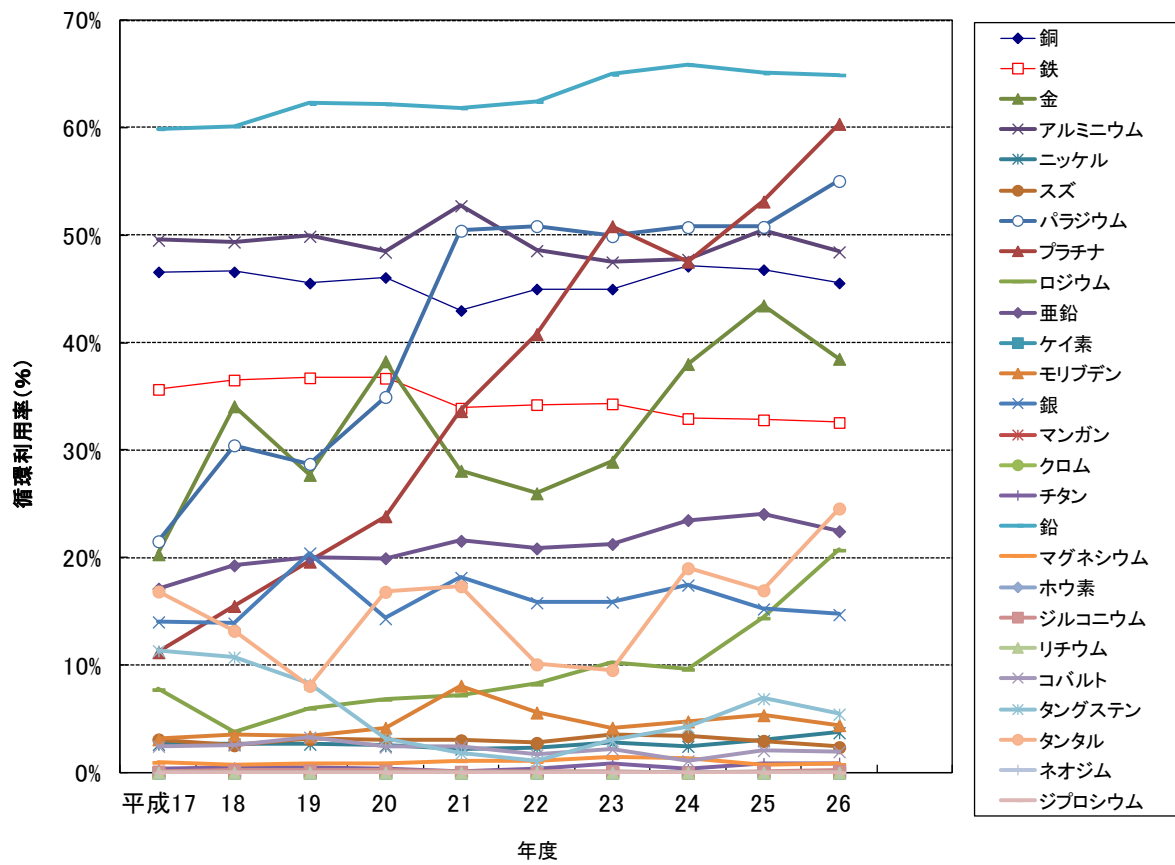


図 26 金属資源別の循環利用率の推移

(7) 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量等

廃棄物部門由来の温室効果ガス(GHG)排出量は、平成 26 年度に約 37.4 百万トン CO₂ (平成 12 年度約 46.7 百万トン CO₂) であり、平成 12 年度と比較すると約 20%減少していますが、平成 21 年以降は横ばいとなっています。

一方、廃棄物として排出されたものを原燃料への再資源化や廃棄物発電等に活用したことにより廃棄物部門以外で削減された温室効果ガス排出量は、平成 26 年度で約 19.4 百万トン CO₂ であり、平成 12 年度と比べた場合には、約 2.3 倍と着実に増加したと推計されます。

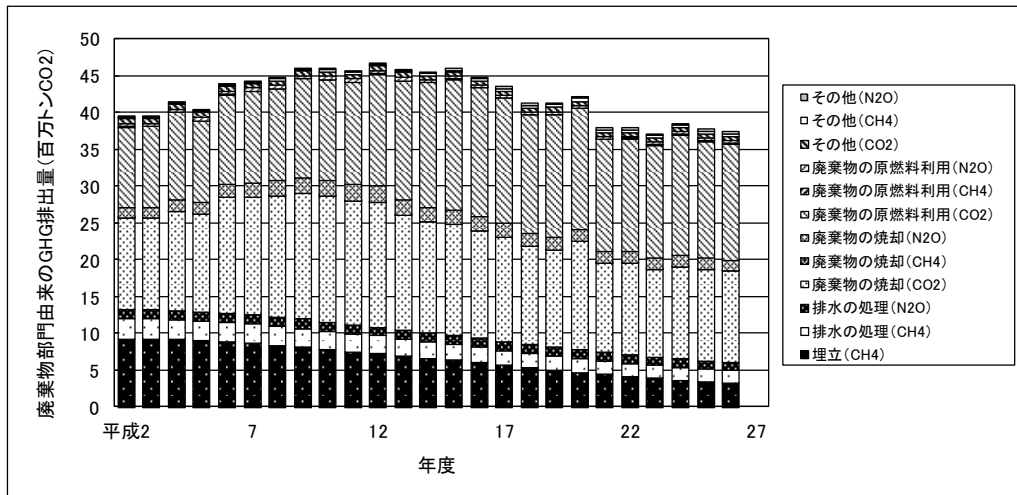


図 27 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量の推移

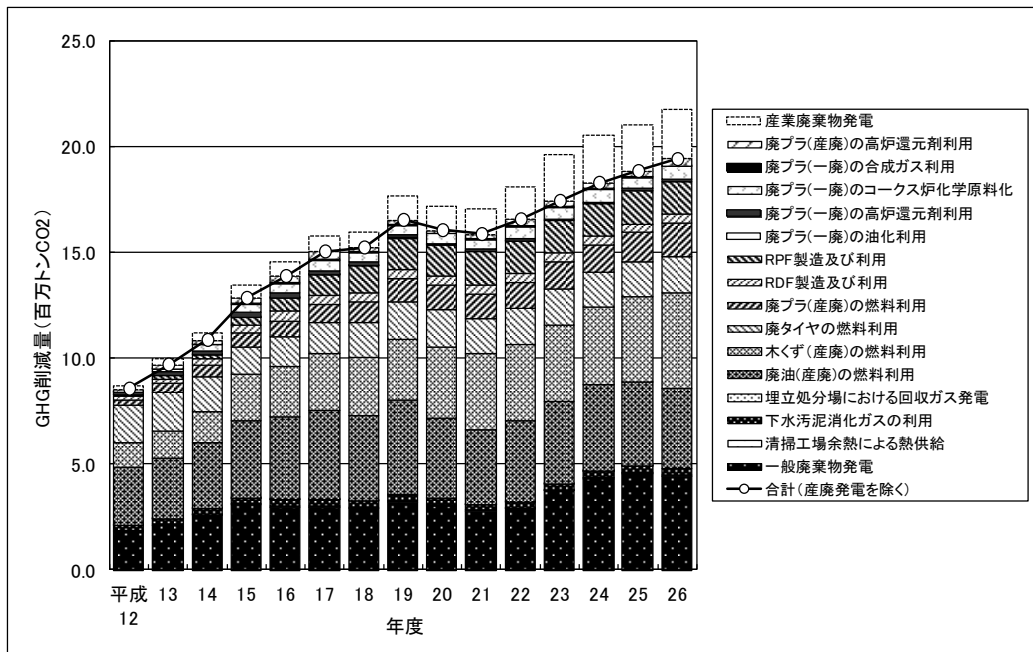







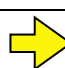


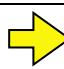

図 28 廃棄物として排出されたものを原燃料への再資源化や廃棄物発電等に活用したことによる他部門での温室効果ガス削減量

※産業廃棄物発電は各種産廃熱利用と重複しているが、その重複分の排除が困難であることから、産業廃棄物発電による削減量は参考値として扱うこととし、温室効果ガス削減量の合計値には含めていない。

第2節 取組指標に関する目標に向けた進捗状況

第三次循環基本計画において設定されている取組指標の目標を設定する指標及び推移をモニターする指標は、以下のとおりです。

表 5 目標を設定する指標

	指標	平成 32 年度目標	長期的な傾向 ²	短期的な動向 ³
入口	(1) ア 一般廃棄物の減量化	平成 12 年度比約 25%減少※1	 ※2	 ※2
	イ 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	平成 12 年度比約 25%減少	 ※2	 ※2
	ウ 事業系ごみ排出量	平成 12 年度比約 35%減少	 ※2	 ※2
循環	—	—	—	—
出口	(2) 電子マニフェストの普及率	50% (平成 28 年度目標)		
その他	各主体の取組に着目した指標			
	国民			
	循環型社会に関する意識・行動			
	ア 廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	約 90%	—	—
	イ 具体的な 3R 行動の実施率	平成 24 年度の世論調査から約 20%上昇	—	—
	事業者等			
(4) 循環型社会ビジネス市場規模	66 兆円 (平成 12 年度の約 2 倍)			
国				
(5) 各種リサイクル法の目標達成状況	(省略)	—	—	

※1：計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を 1 人 1 日当たりに換算
 ※2：排出量で比較したときの傾向・動向

² 直近 10 年間（あるいは平成 12 年以降の最古値から最新値まで）のトレンドの傾き。青色は望ましい傾向、黄色は変化のない傾向、赤色は望ましくない傾向を示す。10 年間の変化量が 10%未満は変化なし（黄色）とみなしている。

³ 「前々年値と前年度の平均値」から「前年値と最新年値の平均値」の増減。青色は望ましい傾向、黄色は変化のない傾向、赤色は望ましくない傾向を示す。変化量が 1%未満は変化なし（黄色）とみなしている。

表 6 推移をモニターする指標

区分	指標	長期的な傾向	短期的な動向
入口	(1) 国民一人当たりの資源消費量		
	(2) 生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率	—	—
	(3) 耐久消費財の平均使用年数	—	—
	(4) 2Rの取組状況		
	ア レジ袋辞退率（マイバッグ持参率）		
	イ 詰替・付替製品の出荷率		
	ウ びんのリユース率の推移	—	—
	エ リユース・シェアリング市場規模	—	—
循環	(5) 一般廃棄物のリサイクル率		
	(6) 使用済小型電子機器等の回収地方公共団体数・実施人口割合	—	※3
	(7) 廃棄物焼却施設における発電・熱利用の状況		
	ア 発電施設数		
	イ 発電設備容量		
	ウ 総発電量		
	エ 熱利用施設数	※4	※4
オ 総熱利用量	—	—	
出口	(8) 優良認定された産業廃棄物処理業者数	※5	※5
	(9) 不法投棄の発生件数・投棄量		※6
その他	領域に着目した指標		
	(10) 地域における循環型社会形成に向けた取組		
	ア 地方公共団体による循環基本計画の策定数	—	—
	イ 地域循環圏形成のための取組数	—	—
	(11) 海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数	—	—

区分	指標	長期的な傾向	短期的な動向
	各主体の取組に着目した指標		
	事業者等		
	(12) 環境マネジメント等の実施		
	ア グリーン購入実施率	—	 ※7
	イ 環境マネジメントシステムの認証取得件数		
	ISO14001 の認証取得件数		
	エコアクション 21 の認証取得件数		
	ウ 環境報告書の公表・環境会計の実施率		
	環境報告書の公表	 ※7	 ※7
	環境会計の実施	 ※7	 ※7
	エ 製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況	—	—
	オ 資源生産性の向上等に向けた目標を設定している事業者数	—	—

※3：実施中の地方公共団体数の傾向・動向。毎年 4 月時点で比較したもの。平成 27 年度のみ未回答団体あり。

※4：ごみ焼却施設の熱利用施設数の傾向・動向。ごみ焼却施設全体の減少に伴って熱利用施設も減少しているが、一方で発電施設は増加している。すなわち、熱利用施設数の減少が熱利用の取組の後退を示している訳ではない点に留意が必要。

※5：毎年 4 月時点で比較したときの傾向・動向。累積値。

※6：不法投棄の投棄量で比較した場合。投棄件数で比較すると、長期・短期共に減少しているが、投棄量は平成 27 年度の大規模事案により増加。

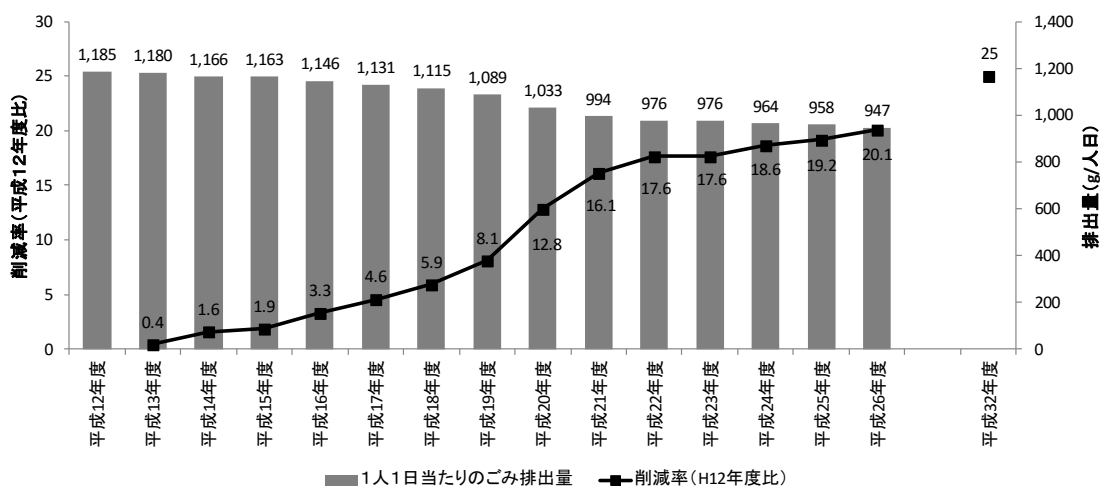
※7：上場企業と非上場企業の合計での傾向・動向。平成 24 年度からはアンケート調査手法が異なる。

1 目標を設定する指標

(1) 一般廃棄物の減量化

ア 1人1日当たりのごみ排出量

平成26年度の1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を1人1日当りに換算）は947グラムで、平成12年度比では20.1%削減されました。平成12年度比25%削減という目標に向かって、年々削減が進んでいます。

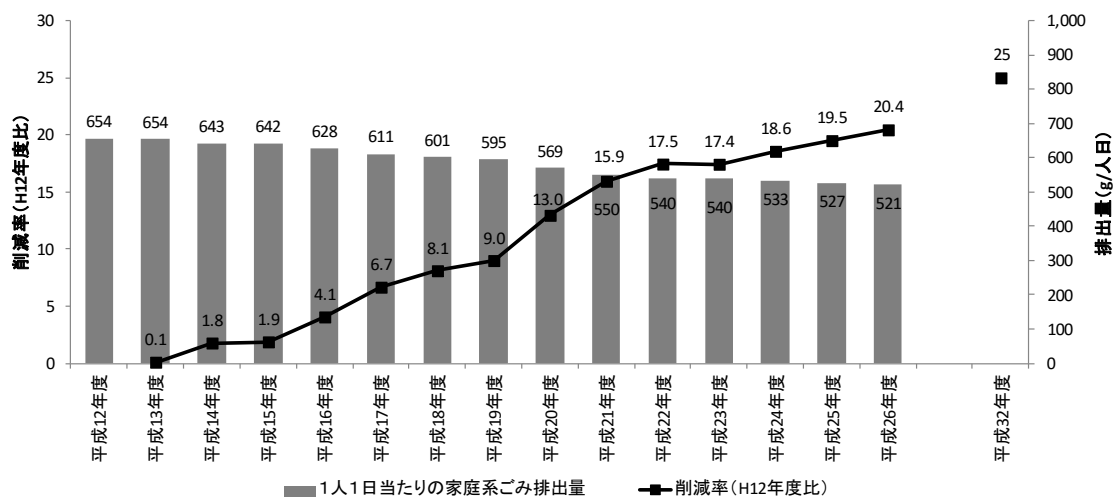


出典：「日本の廃棄物処理」（毎年度）（環境省）の「ごみ排出状況」の「1人1日当たりのごみ排出量」
 ※災害廃棄物分は除く

図 29 1人1日当たりのごみ排出量の推移

イ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

家庭から排出された1人1日当たりのごみの量（集団回収量、資源ごみ等を除く）は、平成26年度に521グラムと平成12年度比20.4%の削減となりました。平成12年度比25%削減という目標に向かって、年々削減が進んでいます。

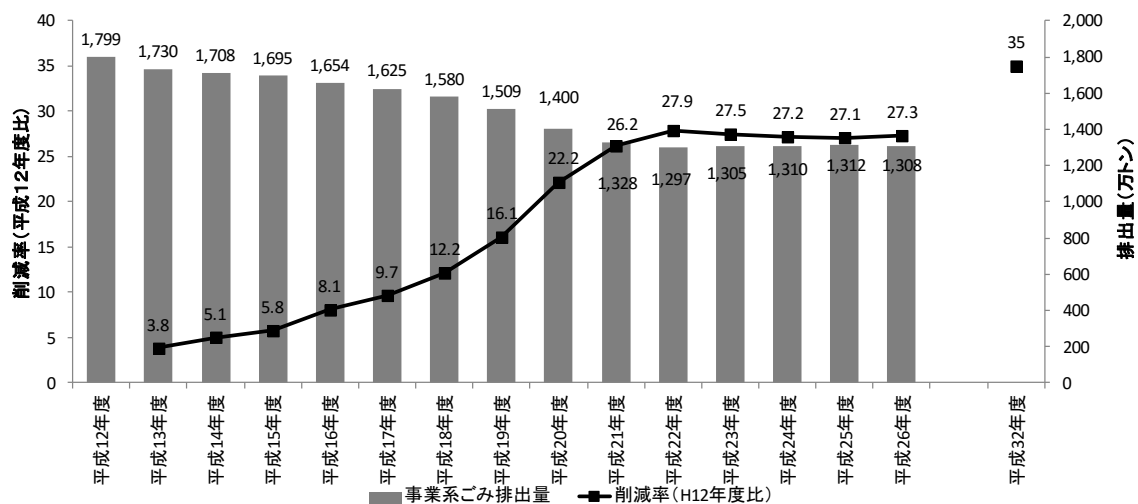


出典：「日本の廃棄物処理」（毎年度）（環境省）の「ごみ排出状況」の「うち家庭排出ごみ」を「総人口」及び「365日」あるいは「366日」で割った値

図 30 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

ウ 事業系ごみ排出量

「総量」で把握する事業系ごみについては、平成 26 年度に 1,308 万トンとなり、平成 12 年度比で 27.3%削減されていますが、近年は横ばい傾向となっており、更なる取組が必要となっています。

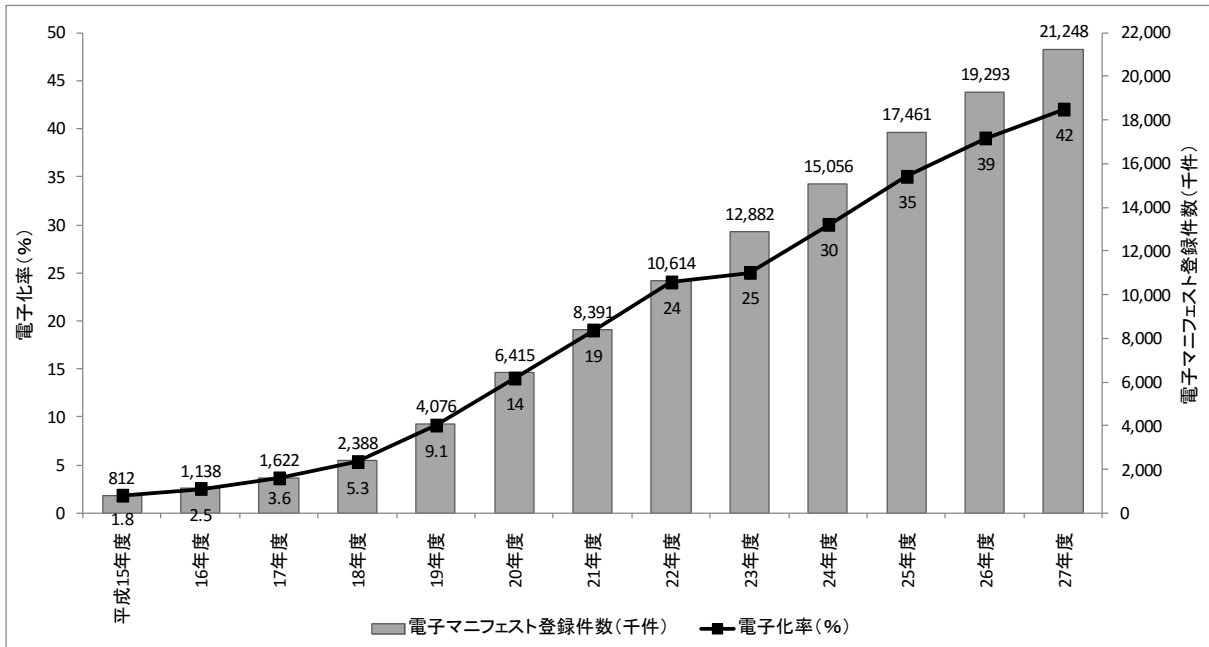


出典：「日本の廃棄物処理」（毎年度）（環境省）の「ごみ排出状況」の「事業系ごみ」

図 31 事業系ごみ排出量の推移

(2) 電子Manifestの普及率

電子Manifestの普及率（電子化率）は、年々増加しており、平成23年度以降は約5%ずつ増加し、平成27年度に42%となりました。平成28年度50%という目標に向かって推移しています。



出典：「電子Manifest登録件数及び電子化率」(毎年度)(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター)

図 32 電子Manifestの普及率の推移

(3) 循環型社会に関する意識・行動

国民の循環型社会形成に対する意識・行動の変化については、インターネットによるアンケート調査によって把握しました（回答数 1,098）。

なお、経年変化を見るため、設問及び選択肢はできるだけ変えずに調査を実施（一部設問は選択肢の変更等を実施）し、回答者の属性については、国勢調査の結果に近くなるよう考慮しました。

インターネット調査であり、定点調査でないこと等を考慮し、大きな傾向を把握するという観点から変化を見ていくこととします。

表 7 循環型社会形成に向けた意識・行動調査の調査概要

	調査方法	調査期間	調査対象	居住地域	有効回答数
平成 19 年度	インターネット調査	平成 19 年 8 月 ～9 月中旬	20 歳以上の男女	地域区別に、平成 17 年度国勢調査の人口比率を反映して抽出	1,232 名
平成 20 年度	インターネット調査	平成 20 年 9 月 11 日 ～9 月 16 日	20 歳以上の男女	地域区別に、平成 17 年度国勢調査の人口比率を反映して抽出	1,055 名
平成 21 年度	インターネット調査	平成 21 年 11 月 12 日 ～11 月 14 日	20 歳以上の男女	地域区別に、平成 17 年度国勢調査の人口比率を反映して抽出	1,000 名
平成 22 年度	インターネット調査	平成 22 年 11 月 11 日 ～11 月 13 日	20 歳以上の男女	地域区別に、平成 17 年度国勢調査の人口比率を反映して抽出	1,000 名
平成 23 年度	インターネット調査	平成 23 年 11 月 14 日 ～11 月 15 日	20 歳以上の男女	地域区別に、平成 22 年度国勢調査の人口比率を反映して調整	1,096 名
平成 25 年度	インターネット調査	平成 26 年 2 月 28 日 ～3 月 3 日	20 歳以上の男女	地域区別に、平成 22 年度国勢調査の人口比率を反映して調整	1,097 名
平成 26 年度	インターネット調査	平成 26 年 11 月 19 日 ～11 月 21 日	20 歳以上の男女	地域区別に、平成 22 年度国勢調査の人口比率を反映して調整	1,097 名
平成 27 年度	インターネット調査	平成 27 年 11 月 24 日 ～11 月 27 日	20 歳以上の男女	地域区別に、平成 22 年度国勢調査の人口比率を反映して調整	1,097 名
平成 28 年度	インターネット調査	平成 28 年 11 月 2 日 ～11 月 3 日	20 歳以上の男女	地域区別に、平成 27 年度国勢調査の人口比率を反映して調整	1,098 名

※平成 19 年度は、インターネット調査の他に、郵送調査を実施（回収回答数 481 人、有効回答数 441 人）し、今後インターネット調査に切り替え可能かの調査を行っている。

(参考) 循環型社会形成に向けた意識・行動調査の回答者属性

	平成 19 年度調査				平成 20 年度調査			
性別	男性 50.7%	女性 49.3%	男性 48.6%	女性 51.4%	男性 48.6%	女性 51.4%	男性 48.6%	女性 51.4%
年齢	20 歳代 15.7%	30 歳代 18.6%	20 歳代 17.2%	30 歳代 16.7%	20 歳代 17.2%	30 歳代 16.7%	40 歳代 16.9%	50 歳代 17.3%
	40 歳代 15.6%	50 歳代 19.0%	40 歳代 16.9%	50 歳代 17.3%	40 歳代 16.9%	50 歳代 17.3%	60 歳代 15.9%	70 歳以上 16.0%
	60 歳代 15.4%	70 歳以上 15.7%	60 歳代 15.9%	70 歳以上 16.0%	60 歳代 15.9%	70 歳以上 16.0%	60 歳代 15.9%	70 歳以上 16.0%
居住地域	北海道 4.3%	東北 7.5%	北海道 5.8%	東北 7.3%	北海道 5.8%	東北 7.3%	関東 33.5%	中部 18.9%
	関東 29.8%	中部 17.1%	関東 33.5%	中部 18.9%	関東 33.5%	中部 18.9%	近畿 16.4%	中国 6.0%
	近畿 17.1%	中国 7.1%	近畿 16.4%	中国 6.0%	近畿 16.4%	中国 6.0%	四国 4.1%	九州・沖縄 9.8%
	四国 4.1%	九州・沖縄 12.9%	四国 2.5%	九州・沖縄 9.8%	四国 2.5%	九州・沖縄 9.8%	四国 2.5%	九州・沖縄 9.8%

	平成 21 年度調査				平成 22 年度調査			
性別	男性 50.0%	女性 50.0%			男性 46.8%	女性 53.2%		
年齢	20 歳代 16.6%	30 歳代 16.7%	40 歳代 16.7%	50 歳代 16.7%	20 歳代 9.1%	30 歳代 15.5%	40 歳代 16.8%	50 歳代 18.2%
	60 歳代 16.7%	70 歳以上 16.6%			60 歳代 21.5%	70 歳以上 18.9%		
居住地域	北海道 4.2%	東北 6.0%	関東 38.9%	中部 14.7%	北海道 5.3%	東北 4.2%	関東 41.1%	中部 15.1%
	近畿 21.6%	中国 5.0%	四国 2.2%	九州・沖縄 7.4%	近畿 17.8%	中国 5.6%	四国 2.1%	九州・沖縄 8.8%
	平成 23 年度調査				平成 25 年度調査			
性別	男性 48.4%	女性 51.6%			男性 48.4%	女性 51.6%		
年齢	20 歳代 13.6%	30 歳代 17.2%	40 歳代 16.0%	50 歳代 15.8%	20 歳代 13.6%	30 歳代 17.2%	40 歳代 16.0%	50 歳代 15.8%
	60 歳代 17.5%	70 歳以上 19.9%			60 歳代 17.5%	70 歳以上 19.9%		
居住地域	北海道 5.3%	東北 7.6%	関東 31.7%	中部 17.7%	北海道 5.3%	東北 7.6%	関東 31.7%	中部 17.7%
	近畿 15.9%	中国 6.6%	四国 4.0%	九州・沖縄 11.3%	近畿 15.9%	中国 6.6%	四国 4.0%	九州・沖縄 11.3%
	平成 26 年度調査				平成 27 年度調査			
性別	男性 48.1%	女性 51.9%			男性 48.1%	女性 51.9%		
年齢	20 歳代 13.2%	30 歳代 17.1%	40 歳代 16.0%	50 歳代 15.9%	20 歳代 13.2%	30 歳代 17.1%	40 歳代 16.0%	50 歳代 15.9%
	60 歳代 17.6%	70 歳以上 20.2%			60 歳代 17.6%	70 歳以上 20.2%		
居住地域	北海道 5.3%	東北 7.9%	関東 31.3%	中部 17.8%	北海道 5.3%	東北 7.9%	関東 31.3%	中部 17.8%
	近畿 15.9%	中国 6.4%	四国 4.0%	九州・沖縄 11.5%	近畿 15.9%	中国 6.4%	四国 4.0%	九州・沖縄 11.3%
	平成 28 年度調査							
性別	男性 48.3%	女性 51.7%						
年齢	20 歳代 12.3%	30 歳代 15.1%	40 歳代 17.9%	50 歳代 14.9%				
	60 歳代 17.4%	70 歳以上 22.4%						
居住地域	北海道 4.8%	東北 7.7%	関東 32.3%	中部 17.8%				
	近畿 15.9%	中国 6.4%	四国 3.7%	九州・沖縄 11.3%				

ア 廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識

ごみ問題への関心度については、減少傾向にあり、平成 23 年度までは 80%以上の方が関心をもっていましたが、平成 28 年度は約 66%となっています。

3R の認知度についても、平成 19 年度以降増加傾向にありましたが、平成 23 年度の約 42%をピークに平成 25 年度以降は横ばいに転じ、平成 28 年度は約 37%となっています。

廃棄物の減量化や循環利用に対する意識は、ごみを少なくする配慮の意識が平成 23 年度以降は減少傾向にあり、平成 28 年度は約 57%となっています。

グリーン購入に関する意識については、平成 19 年度以降 80%を超えた高いレベルで推移していましたが、平成 25 年度以降少しずつ減少し、平成 28 年度は約 77%となっています。

総じて減少傾向がみられ、「廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識」に関する目標（90%）達成に向けての取組が必要となっています。

表 8 3R 全般に関する意識の変化

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ごみ問題への関心										
ごみ問題に（非常に・ある程度）関心がある	85.9 %	86.1 %	82.1 %	83.8 %	81.2 %		72.2 %	71.7 %	70.3 %	66.3 %
3R の認知度										
3R という言葉を（優先順位まで・言葉の意味まで）知っている	22.1 %	29.3 %	40.6 %	38.4 %	41.7 %		39.9 %	37.2 %	35.8 %	36.7 %
廃棄物の減量化や循環利用に対する意識										
ごみを少なくする配慮やリサイクルを（いつも・多少）心がけている	79.3 %	48.2 %*	70.3 %	71.7 %	67.0 %		59.7 %	59.6 %	57.8 %	56.9 %
ごみの問題は深刻だと思いつつも、多くのものを買い、多くのものを捨てている	7.0%	3.8%	10.0 %	10.8 %	11.3 %		12.4 %	13.6 %	12.7 %	14.4 %
グリーン購入に対する意識										
環境にやさしい製品の購入を（いつも・できるだけ・たまに）心がけている	86.0 %	81.7 %	81.6 %	84.3 %	82.1 %		79.3 %	78.7 %	78.3 %	76.8 %
環境にやさしい製品の購入をまったく心がけていない	11.0 %	14.0 %	14.6 %	12.5 %	14.8 %		15.0 %	15.4 %	15.6 %	16.4 %

※平成 20 年度調査では「ある程度心がけている」（47.4%）という選択肢もあったことから、回答が分散したものと考えられる。

出典：環境省「循環型社会に関するアンケート調査」平成 19 年度～平成 23 年度、平成 25 年度～平成 28 年度

イ 具体的な3R行動の実施率

全体的に、実施率が従来から高い行動は高い割合で、従来から低い行動は低い割合で推移しています。

具体的には、ごみの分別の実施、詰め替え製品の使用、マイバッグの持参・簡易包装の取組は高い割合で推移しています。しかし、取組を実施している人の割合の高い詰め替え製品の使用（66%）、マイバッグの持参・簡易包装の取組（66%）についても、「具体的な3R行動の実施率」の目標（平成24年度世論調査から約20%上昇、両項目とも約79%）の達成に向けての更なる取組が必要となっています。そのほか、再使用可能な容器を使った製品の購入（11%）やリサイクル品の購入（11%）などの取組については、低い水準で推移してきていることから、目標の達成に向けての取組が必要となっています。

表 9 3R に関する主要な具体的行動例の変化

ア（発生抑制（リデュース））

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24年度 世論調査	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
レジ袋をもらわないようにしたり（買い物袋を持参する）、簡易包装を店に求めている	45.2%	64.3%	69.1%	72.7%	68.9%	59.1%	65.7%	66.1%	64.4%	65.9%
詰め替え製品をよく使う	74.5%	74.2%	70.6%	74.7%	74.5%	59.2%	67.0%	69.4%	67.1%	65.9%
使い捨て製品を買わない	25.2%	19.0%	23.1%	24.2%	23.4%	28.1%	19.2%	20.7%	20.5%	19.9%
無駄な製品をできるだけ買わないよう、レンタル・リースの製品を使うようにしている	-	-	-	-	-	20.1%	13.3%	14.6%	12.9%	13.5%
簡易包装に取り組んでいたり、使い捨て食器類（割り箸等）を使用していない店を選ぶ	11.5%	10.8%	13.5%	16.0%	13.7%	-	11.2%	9.7%	13.4%	10.3%
買いすぎ、作りすぎをせず、生ごみを少なくするなどの料理法（エコクッキング）の実践や消費期限切れなどの食品を出さないなど、食品を捨てないようにしている	-	-	-	-	-	55.8%	30.0%	32.1%	32.6%	31.6%
マイ箸を携帯し割り箸をもらわないようにしたり、使い捨て食器類（割り箸等）を使用していない店を選ぶ	6.9%	12.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
マイ箸を携帯している	-	-	9.8%	10.2%	9.0%	-	6.7%	6.3%	7.3%	6.1%
ペットボトルなどの使い捨て型飲料容器や、使い捨て食器類を使わないようにしている	-	-	23.0%	21.5%	20.5%	-	16.8%	16.0%	16.0%	15.9%

イ（再使用（リユース））

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24年度 世論調査	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
不用品を、中古品を扱う店やバザーやフリーマーケット、インターネットオークションなどを利用して売っている	-	-	-	-	-	-	22.4%	25.2%	24.6%	20.2%
インターネットオークションに出品したり、落札したりするようにしている	23.9%	30.5%	28.4%	28.3%	17.9%	-	-	-	-	-
中古品を扱う店やバザーやフリーマーケット	22.5%	23.8%	21.0%	23.4%	20.4%	-	-	-	-	-
ビールや牛乳のびんなど再使用可能な容器を使った製品を買う	17.7%	10.0%	11.7%	10.1%	12.5%	23.4%	11.8%	10.8%	12.1%	11.1%

ウ（再生利用（リサイクル））

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24年度 世論調査	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
家庭で出たごみはきちんと種類ごとに分別して、定められた場所に出している	86.1%	85.1%	84.7%	90.6%	87.5%	-	84.0%	82.0%	80.4%	80.2%
リサイクルしやすいように、資源ごみとして回収されるびんなどは洗っている	69.9%	67.8%	71.1%	72.8%	71.0%	-	64.1%	66.4%	63.4%	63.9%
スーパーのトレイや携帯電話など、店頭回収に協力している	45.8%	41.4%	-	-	-	-	-	-	-	-
トレイや牛乳パックなどの店頭回収に協力している	-	-	47.5%	44.3%	48.5%	-	42.2%	43.9%	42.9%	39.5%
携帯電話などの小型電子機器の店頭回収に協力している	-	-	20.5%	20.4%	19.4%	26.2%	21.7%	22.6%	20.8%	18.9%
再生原料で作られたリサイクル製品を積極的に購入している	19.9%	14.1%	14.6%	12.9%	13.6%	20.7%	11.4%	12.7%	11.1%	11.1%

出典：環境省「循環型社会に関するアンケート調査」

（平成 19 年度～平成 23 年度、平成 25 年度～平成 28 年度）

内閣府「環境問題に関する世論調査」（平成 24 年 6 月）

※世論調査の値は、設問・選択肢の文章が完全に一致はしていない項目もあるが、類似・同一内容の設問で比較。

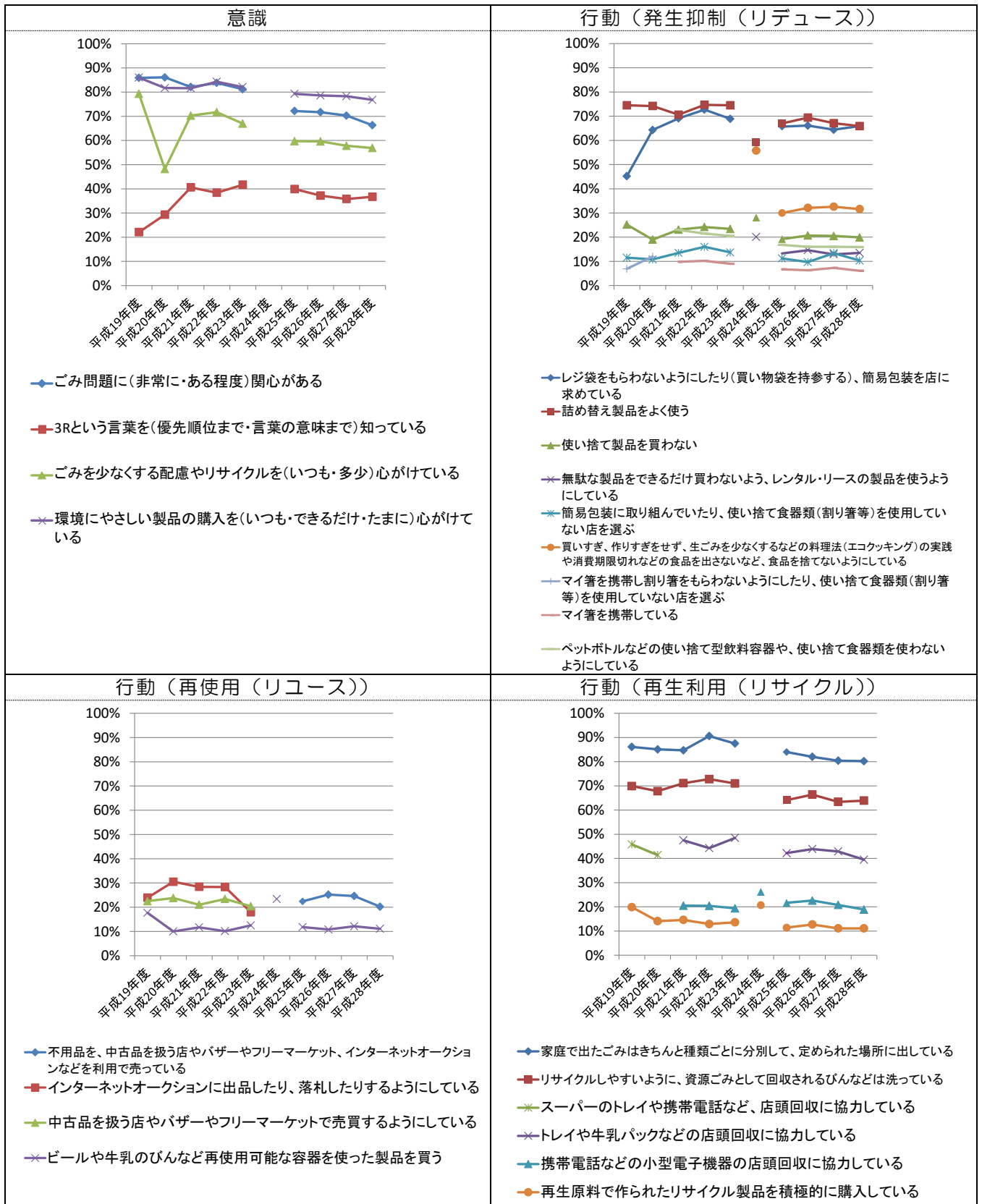


図 33 循環型社会に関する意識・行動の変化

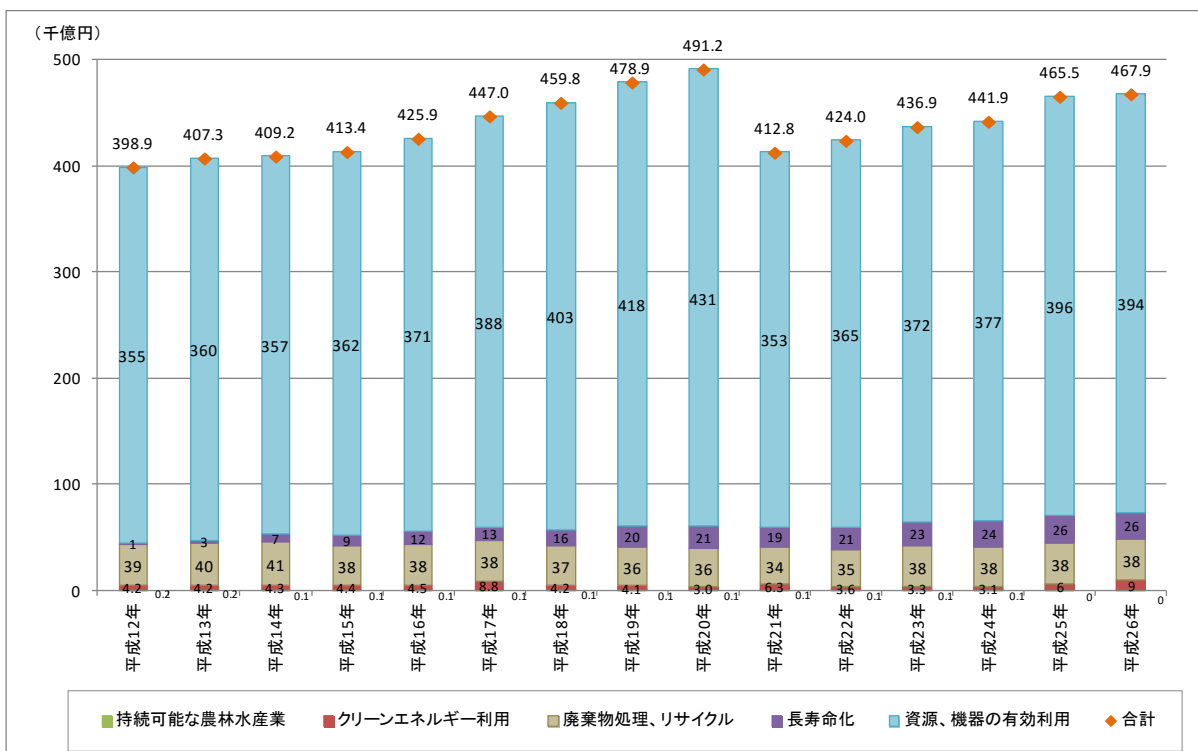
出典：平成 19 年度～平成 23 年度、平成 25 年度～平成 28 年度：環境省「循環型社会に関するアンケート調査」（平成 19 年度～平成 23 年度、平成 25 年度～平成 28 年度）

平成 24 年度：内閣府「環境問題に関する世論調査」（平成 24 年 6 月）

※世論調査の値は、設問・選択肢の文章が完全に一致はしていない項目もあるが、類似・同一内容の設問で比較。

(4) 循環型社会ビジネス市場規模

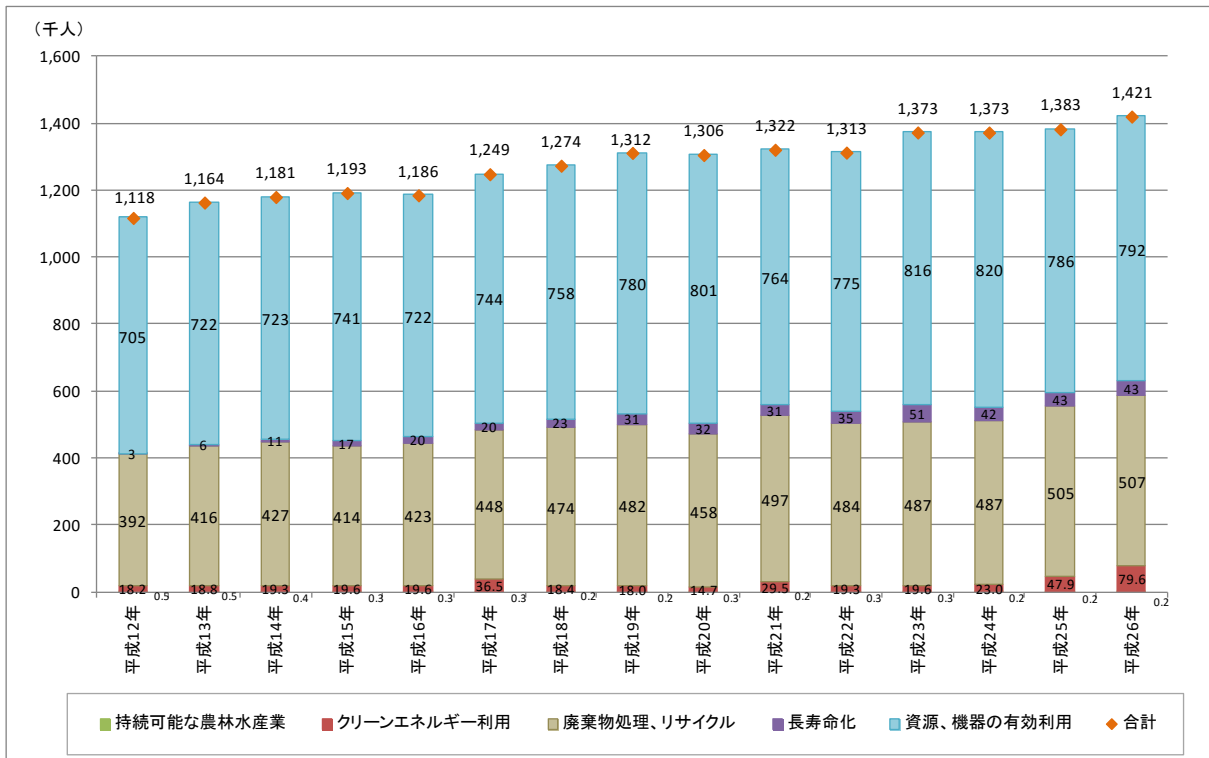
平成 26 年における循環型社会ビジネス市場の市場規模は、目標の基準年である平成 12 年の約 1.2 倍となっています。市場規模は、平成 20 年までは増加傾向にあったものの景気後退の影響を受け平成 21 年に大きく減少しましたが、その後少しずつ増加しており、回復傾向にあります。また、雇用規模は平成 12 年の約 1.3 倍となっています。ただ、循環型社会ビジネス市場規模の目標は、平成 32 年度において平成 12 年度の約 2 倍としており、達成に向けての取組が必要となっています。



出典：「環境産業の市場規模・雇用規模」（毎年）（環境省）のうち、循環産業に関わると考えられる部分（※）のみを抽出・合算

図 34 循環型社会ビジネス市場規模の推移及び内訳

【参考】



出典：「環境産業の市場規模・雇用規模」（毎年）（環境省）のうち、循環産業に関わると考えられる部分（※）のみを抽出・合算

図 35 循環型社会ビジネス雇用規模の推移

【※循環型社会ビジネス市場規模・雇用規模として抽出している項目】

バイオマスエネルギー利用施設、新エネ売電ビジネス、最終処分場遮水シート、生ごみ処理装置、し尿処理装置、廃プラの高炉還元・コークス炉原料化設備、RDF 製造装置、RDF 発電装置、RPF 製造装置、都市ごみ処理装置、事業系廃棄物処理装置、ごみ処理装置関連機器、処分場建設、焼却炉解体、リサイクルプラザ、エコセメントプラント、PCB 処理装置、一般廃棄物の処理に係る処理費（収集、運搬）、一般廃棄物の処理に係る処理費（中間処理）、一般廃棄物の処理に係る処理費（最終処分）、一般廃棄物の処理に係る委託費（収集、運搬）、一般廃棄物の処理に係る委託費（中間処理）、一般廃棄物の処理に係る委託費（最終処分）、一般廃棄物の処理に係る委託費（その他）、し尿処理、産業廃棄物処理、容器包装再商品化 1、容器包装再商品化 2、廃家電リサイクル（冷蔵庫）、廃家電リサイクル（洗濯機）、廃家電リサイクル（テレビ）、廃家電リサイクル（エアコン）、廃自動車リサイクル、廃パソコンリサイクル、廃棄物管理システム、小型家電リサイクル、再資源の商品化（廃プラスチック製品製造業）、再資源の商品化（更正タイヤ製造業）、再資源の商品化（再生ゴム製造業）、再資源の商品化（鉄スクラップ加工処理業）、再資源の商品化（非鉄金属第二次精錬・精製業）、PET ボトル再生繊維、生ごみ肥料化・飼料化、RPF、パルプモールド、石炭灰リサイクル製品、再生砕石、動脈産業での廃棄物受入（鉄鋼業）、動脈産業での廃棄物受入（セメント製造業）、動脈産業での廃棄物受入（紙製造業）、動脈産業での廃棄物受入（ガラス容器製造業）、レアメタルリサイクル、資源回収、中古自動車小売業、中古品流通（骨董品を除く）、中古品流通（家電）、リターナブルびんの生産、リターナブルびんのリユース、中古住宅流通、エコマーク認定文房具、電子書籍、リペア、自動車整備（長期使用に資するもの）、建設リフォーム・リペア、インフラメンテナンス、産業機械リース、工作機械リース、土木・建設機械リース、医療用機器リース、自動車リース、商業用機械・設備リース、サービス業機械設備リース、その他の産業用機械・設備リース、電子計算機・同関連機器リース、通信機器リース、事務用機器リース、その他リース、産業機械レンタル、工作機械レンタル、土木・建設機械レンタル、医療用機器レンタル、自動車レンタル、商業用機械・設備レンタル、サービス業用機械・設備レンタル、その他の産業用機械・設備レンタル、電子計算機・同関連機器レンタル、通信機器レンタル、事務用機器レンタル、その他レンタル、エコカーレンタル、カーシェアリング、シェアリングエコノミー、100 年住宅、スケルトン・インフィル住宅、非木材紙

(5) 各種リサイクル法の目標達成状況

各種リサイクル法の達成状況は以下のとおりとなっています。

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下、「家電リサイクル法」という。）は平成 26 年度に政令を改正し、再商品化率を引き上げるとともに、同年度、基本方針を改正し、新たに廃家電の回収率目標を設定しました。平成 27 年度の回収率は 52.2%となっており、基準年度である平成 25 年度と比較して 3.2 ポイント上昇しています。また、再商品化率は、全品目とも、目標値を上回っています。食品リサイクル法は、平成 27 年度に新たな基本方針を策定し、新しい再生利用等実施率目標を設定しました。食品製造業は再生利用等実施率目標を達成しているものの、食品卸売業は目標 70%に対して 57%、食品小売業は目標 55%に対して 46%、外食産業は目標 50%に対して 24%と川下に至るほど低下しており、再生利用等実施率向上に向けた更なる取組が必要となっております。建設リサイクル法は、平成 26 年度に国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画 2014」を策定し、同計画において個別品目毎の平成 30 年度目標値を設定し、同目標値の達成に向けて取り組んでいます。使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下、「自動車リサイクル法」という。）は、平成 27 年度の自動車破砕残さ及びエアバッグ類の再資源化率がそれぞれ 96.5%～98.8%及び 93%～94%と、引き続き自動車リサイクル法に基づく目標を大幅に超過して達成しています。容器包装リサイクル法は、平成 28 年度に中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合で取りまとめられた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において、再生材の質を重視した入札制度の見直し等が提言されました。使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」）は、平成 25 年度から施行され、有用金属等の資源確保、廃棄物の減量化、有害物管理を目的に、基本方針に回収目標量を設定しました。平成 27 年度の回収量は、目標値である 14 万トンに対して、6.7 万トンであり、小型家電回収量の拡大に向けた更なる取組が必要となっております。

表 10 各種リサイクル法の目標達成状況

法律	対象	単位	目標値	実績値
家電リサイクル法	エアコン	再商品化率	80% (平成 27 年度～)	93% (平成 27 年度)
	ブラウン管式テレビ		55% (平成 27 年度～)	73% (平成 27 年度)
	液晶・プラズマ式テレビ		74% (平成 27 年度～)	89% (平成 27 年度)
	冷蔵庫・冷凍庫		70% (平成 27 年度～)	82% (平成 27 年度)
	洗濯機・衣類乾燥機		82% (平成 27 年度～)	90% (平成 27 年度)
	全品目合計	回収率	56% (平成 30 年度)	52.2% (平成 27 年度)
食品リサイクル法	食品製造業	再生利用等の実施率	95% (平成 31 年度)	95% (平成 26 年度)
	食品卸売業		70% (平成 31 年度)	57% (平成 26 年度)
	食品小売業		55% (平成 31 年度)	46% (平成 26 年度)
	外食産業		50% (平成 31 年度)	24% (平成 26 年度)
建設リサイクル法(※)	再資源化率	アスファルト・コンクリート塊	99% 以上 (平成 30 年度)	99.5% (平成 24 年度)
		コンクリート塊	99% 以上 (平成 30 年度)	99.3% (平成 24 年度)
	再資源化・縮減率	建設発生木材	95%以上 (平成 30 年度)	94.4% (平成 24 年度)
		建設汚泥	90%以上 (平成 30 年度)	85.0% (平成 24 年度)
		建設混合廃棄物	60%以上 (平成 30 年度)	58.2% (平成 24 年度)
	排出率	建設混合廃棄物	3.5%以下 (平成 30 年度)	3.9% (平成 24 年度)
	再資源化・縮減率	建設廃棄物全体	96%以上 (平成 30 年度)	96.0% (平成 24 年度)
	建設発生土有効利用率	建設発生土	80%以上 (平成 30 年度)	—

法律	対象	単位	目標値	実績値
自動車リサイクル法	自動車破碎残さ	再資源化率	50% (平成 22 年度～) 70% (平成 27 年度～)	96.5～98.8% (平成 27 年度)
	エアバッグ類		85% (－)	93～94% (平成 27 年度)
小型家電リサイクル法	小型家電	回収量	14万トﾝ／年 (平成 27 年度)	6.7万トﾝ／年 (平成 27 年度)

出典：家電リサイクル法：電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会 循環型社会部会 家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合（第 35 回）「家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について」（再商品化率の原典は家電メーカー各社及び一般財団法人家電製品協会の公表値）

食品リサイクル法：「平成 26 年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率（推計値）」（農林水産省）

建設リサイクル法：「建設副産物実態調査」（国土交通省）、
「建設リサイクル推進計画 2014」（国土交通省）
※国土交通省所管工事分に限る

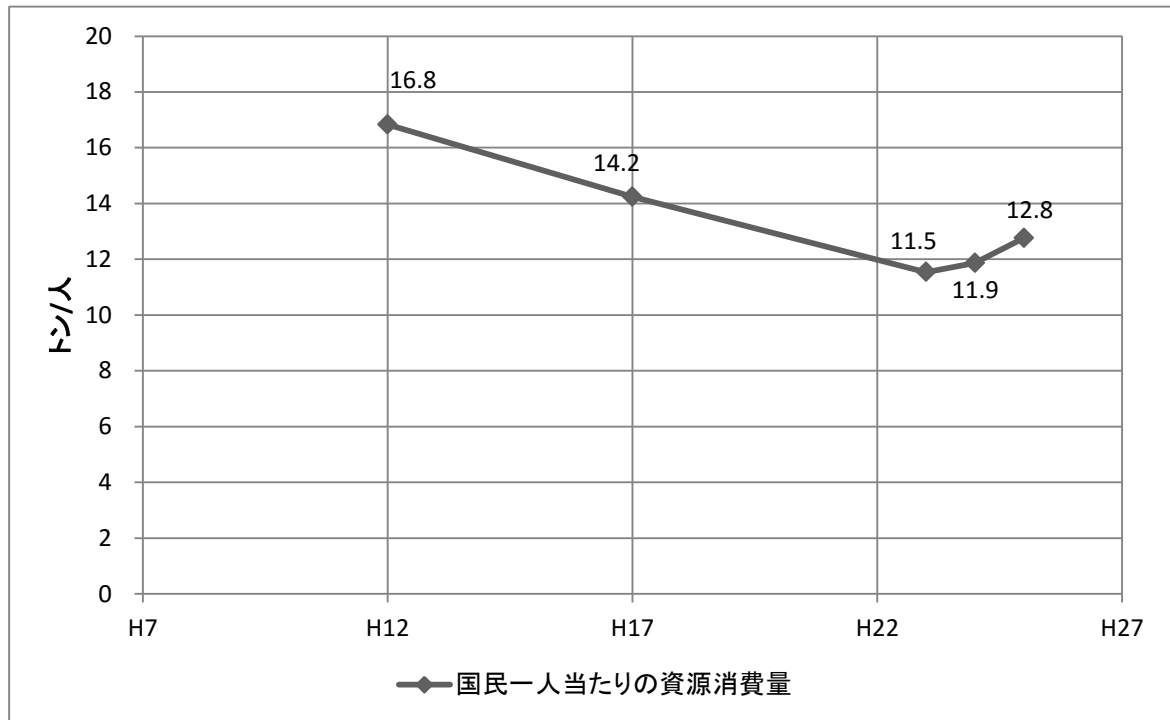
自動車リサイクル法：産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 自動車リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会 循環型社会部会 自動車リサイクル専門委員会 第 44 回合同会議「自動車リサイクル法の施行状況」（経済産業省、環境省）

小型家電リサイクル法：「平成 28 年度産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 小型家電リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会 循環型社会部会 小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会合同会合」平成 27 年度回収実績

2 推移をモニターする指標

(1) 国民一人当たりの資源消費量

国民一人当たりの資源消費量は平成12年度以降減少傾向にありましたが、平成23年度から増加傾向に転じています。



※1 国民一人当たりの資源消費量(トン/人)

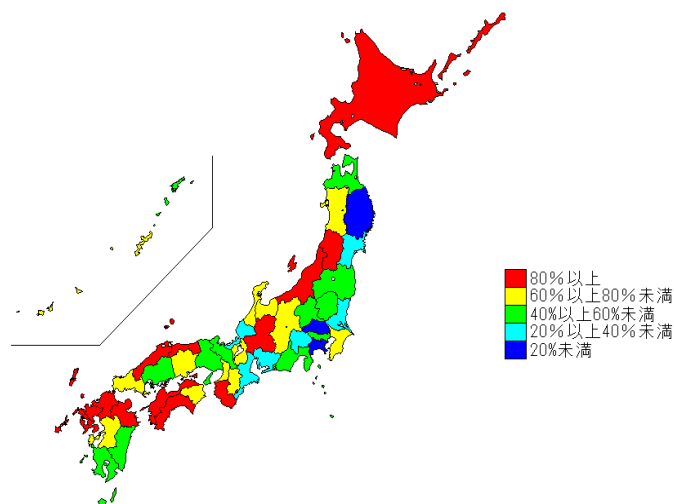
＝(一次資源等価換算した天然資源等投入量－一次資源等価換算した輸出量)／人口

※2 平成27年に、平成23年基準の産業連関表が総務省より公表されたことをふまえ、総務省「平成12-17-23年接続産業連関表」と経済産業省「産業連関表(延長表)」の平成24年と平成25年を用いて推計を行った。

図 36 国民一人当たりの資源消費量

(2) 生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率

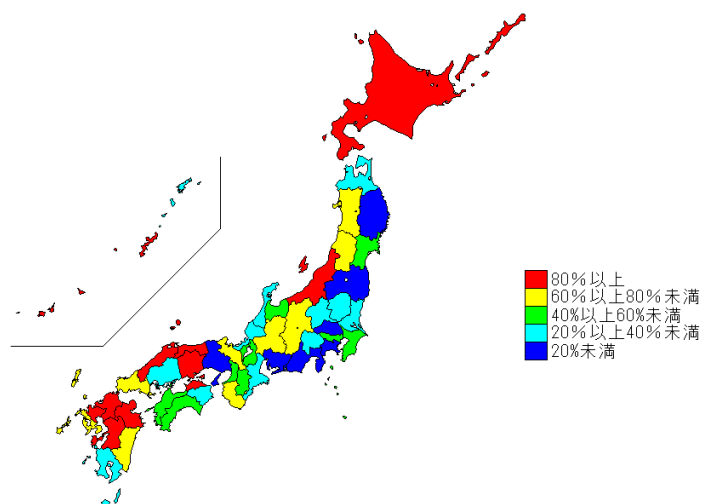
ごみ処理有料化⁴を実施している自治体では、平成 26 年度の生活系ごみで 63.4%となり、平成 25 年度（63.1%）からほとんど変化はありません。なお、生活系ごみ処理の有料化対象人口率も平成 26 年度で 45.9%となっており、平成 25 年度（45.7%）からほとんど変化はありません。



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）平成 26 年度調査結果「処理状況 全体集計結果」より作成
※事業系ごみの全国のごみ処理有料化実施自治体率は、平成 26 年度は 84.6%。

図 37 生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率

【参考】



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）平成 26 年度調査結果「処理状況 全体集計結果」より作成
※各都道府県の総人口に対する有料化実施自治体（粗大ごみ及び直接搬入ごみを除いた生活系ごみ処理の手数料が有料又は一部有料の自治体）の人口の割合。

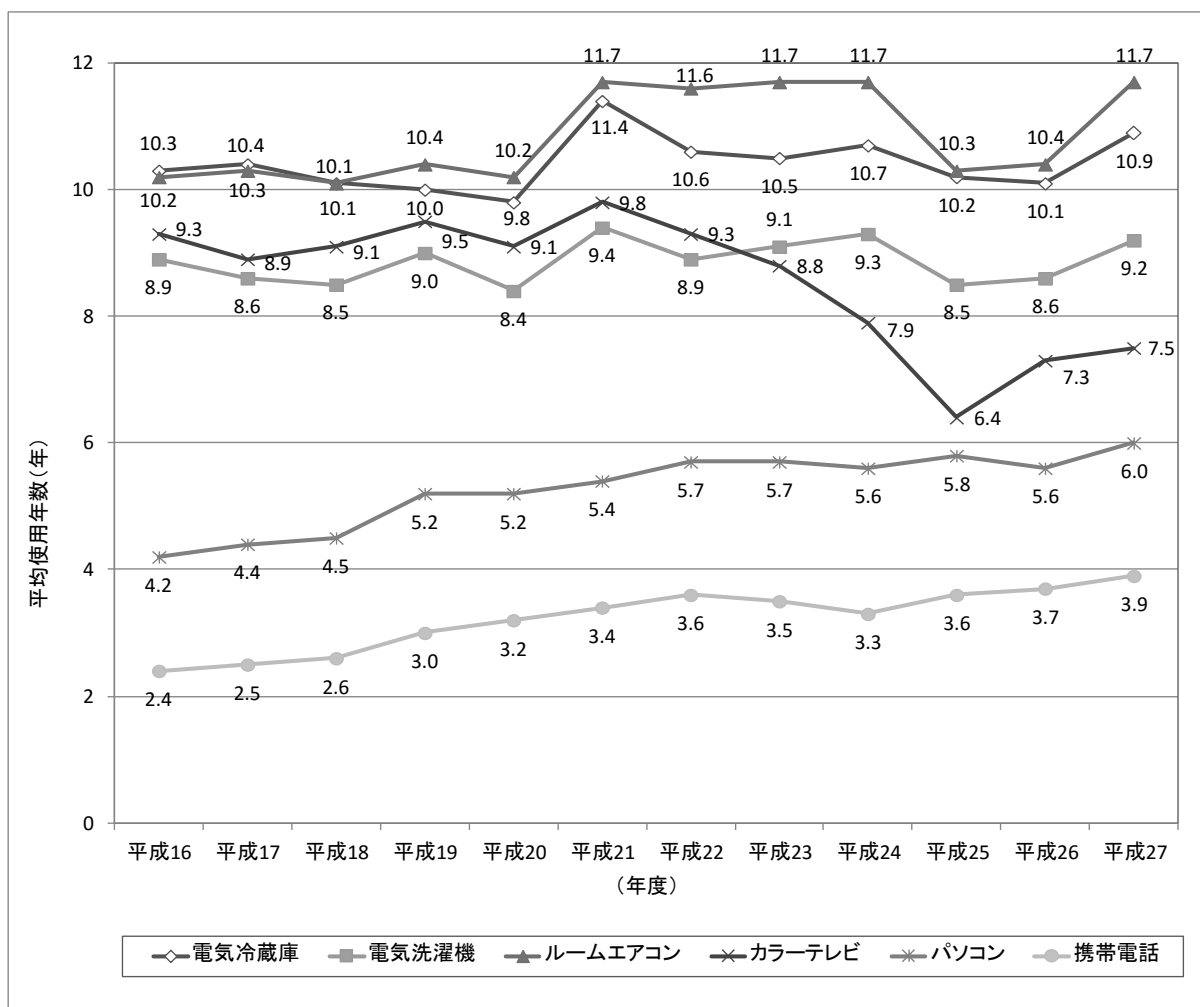
図 38 生活系ごみ処理の有料化対象人口率

⁴粗大ごみ及び直接搬入ごみを除いた生活系ごみ処理の手数料が有料又は一部有料の自治体の割合

(3) 耐久消費財の平均使用年数

家電製品の平均使用年数はほとんどの品目で平成 25 年度から平成 27 年度にかけて上昇傾向にあります。カラーテレビは平成 21 年度以降短くなっていましたが、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて長くなりました。長期的な傾向としてはパソコン及び携帯電話の平均使用年数は年々長くなる傾向にあります。また、自動車の平均使用年数は長くなる傾向にあります。

ア 家電製品・パソコン・携帯電話の平均使用年数⁵

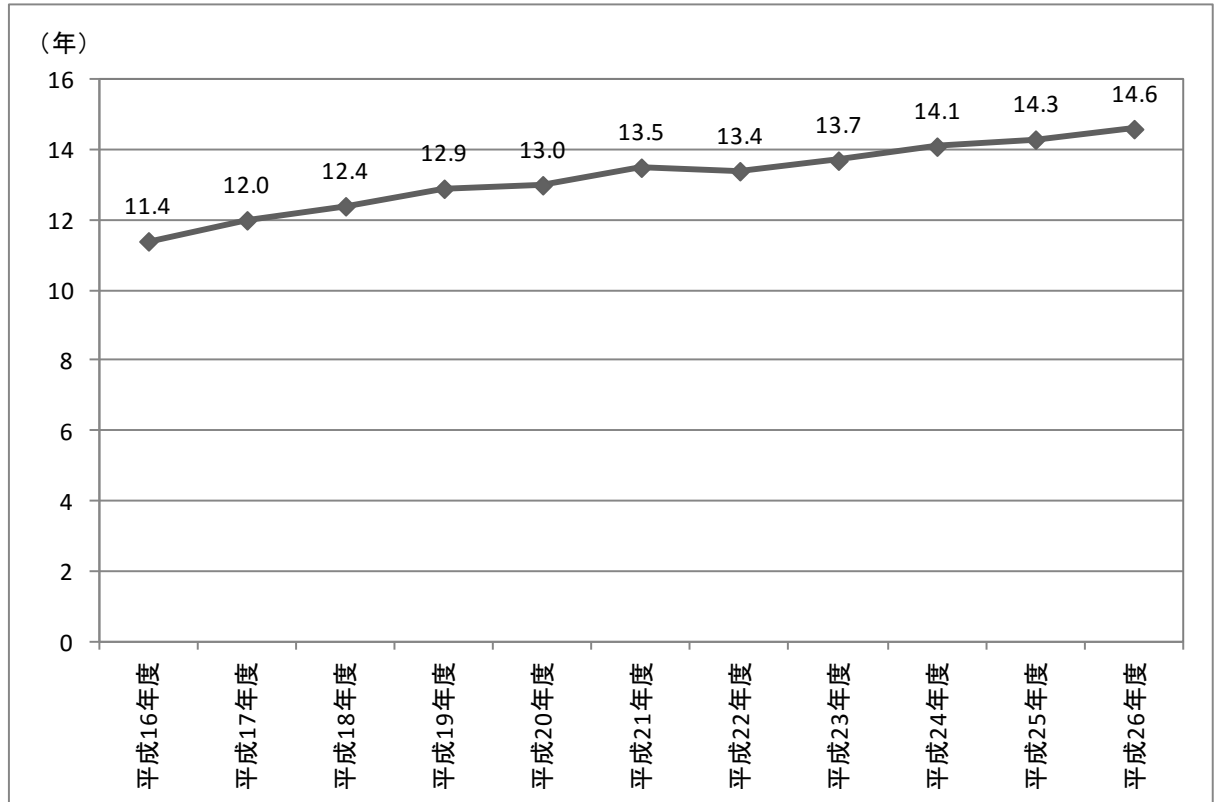


出典：内閣府「消費動向調査」主要耐久消費財等の買替え状況(総世帯) 毎年3月時点調査結果
 ※平成 25 年度から調査方法を訪問留置調査法から郵送調査法に変更。(ただし、調査 1 か月目の新規世帯は、調査員が訪問して調査依頼・調査票配布及び回収。)また、調査客体を 6,720 世帯から 8,400 世帯に変更。
 ※平成 24 年度に実施した試験調査(郵送調査、一般世帯(二人以上の世帯))では、携帯電話を除き平均使用年数が短くなっている点にも留意が必要。

図 39 家電製品・パソコン・携帯電話の平均使用年数の推移

⁵ ここでの平均使用年数とは、「調査年度に買替えをした品目について、買替え前に使っていたものの年数」であり、調査対象者が使用した年数を示す。

イ 自動車の平均使用年数



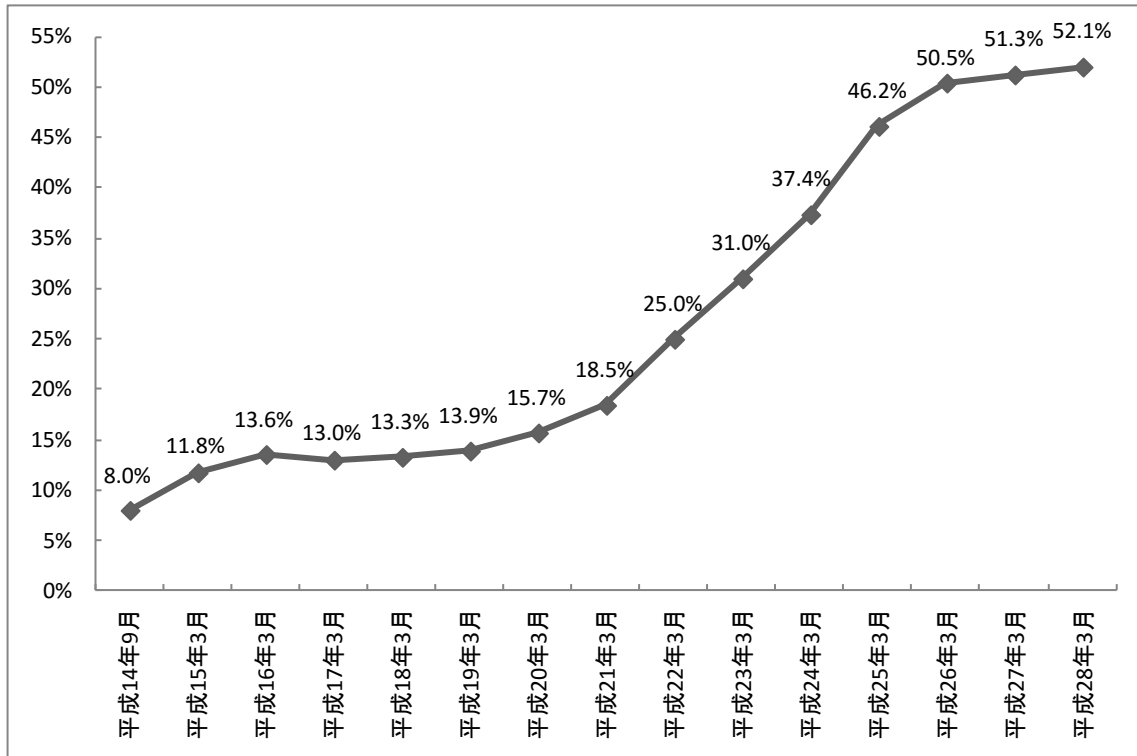
出典：自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（平成27年9月 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会合同会議）より作成（データは経済産業省、環境省）

図 40 自動車の平均使用年数の推移

(4) 2Rの取組状況

ア レジ袋辞退率（マイバッグ持参率）

レジ袋の辞退率は平成17年に一度減少しましたが、以降再び増加傾向にあり、特に平成19年以降の伸びは大きく、平成26年3月には半数を超え、平成28年3月現在、52.1%となっています。



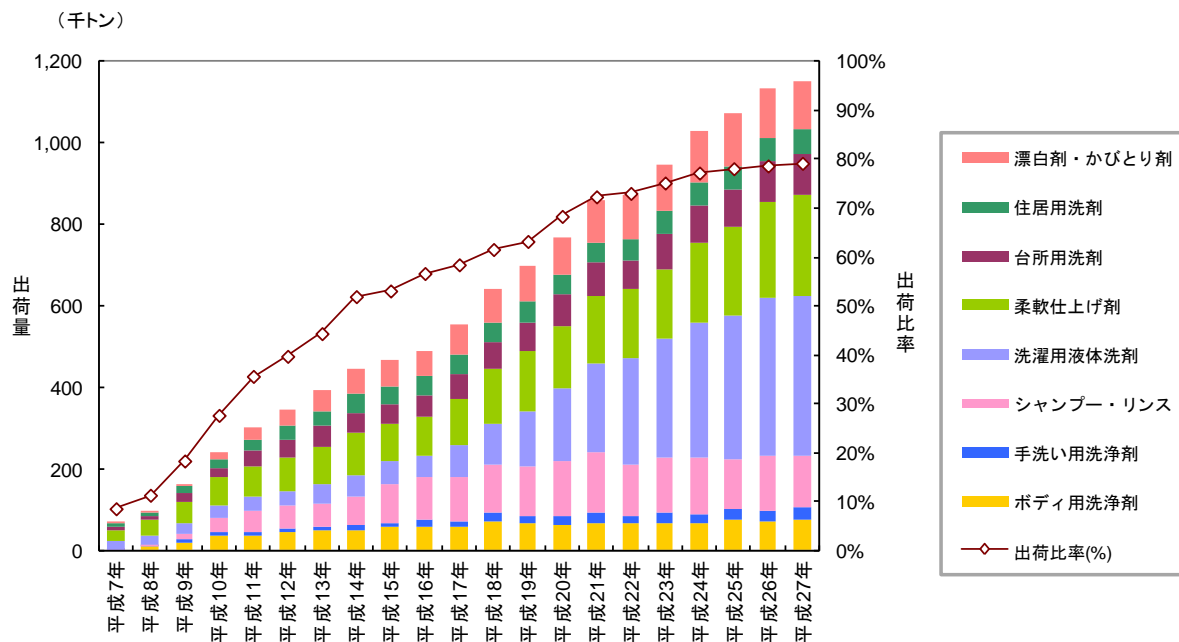
出典：日本チェーンストア協会 HP の「日本チェーンストア協会の環境問題への取り組み「循環型経済社会の構築」に関する取り組み」に掲載されている「レジ袋辞退率の推移」
※辞退率＝レジ袋を辞退した客数÷レジ通過客数

図 41 レジ袋辞退率（マイバッグ持参率）の推移

イ 詰替・付替製品出荷率

詰替・付替製品出荷量は着実に増加傾向にあります。出荷比率も、平成 14 年に 50%を超えた後、着実に増加傾向を示しており、平成 23 年には 75%を超え、近年は約 80%と高い水準となっています。

増加要因としては、容器包装リサイクル法の制定等により、容器包装の排出抑制に関する意識が高まったこと等が考えられます。



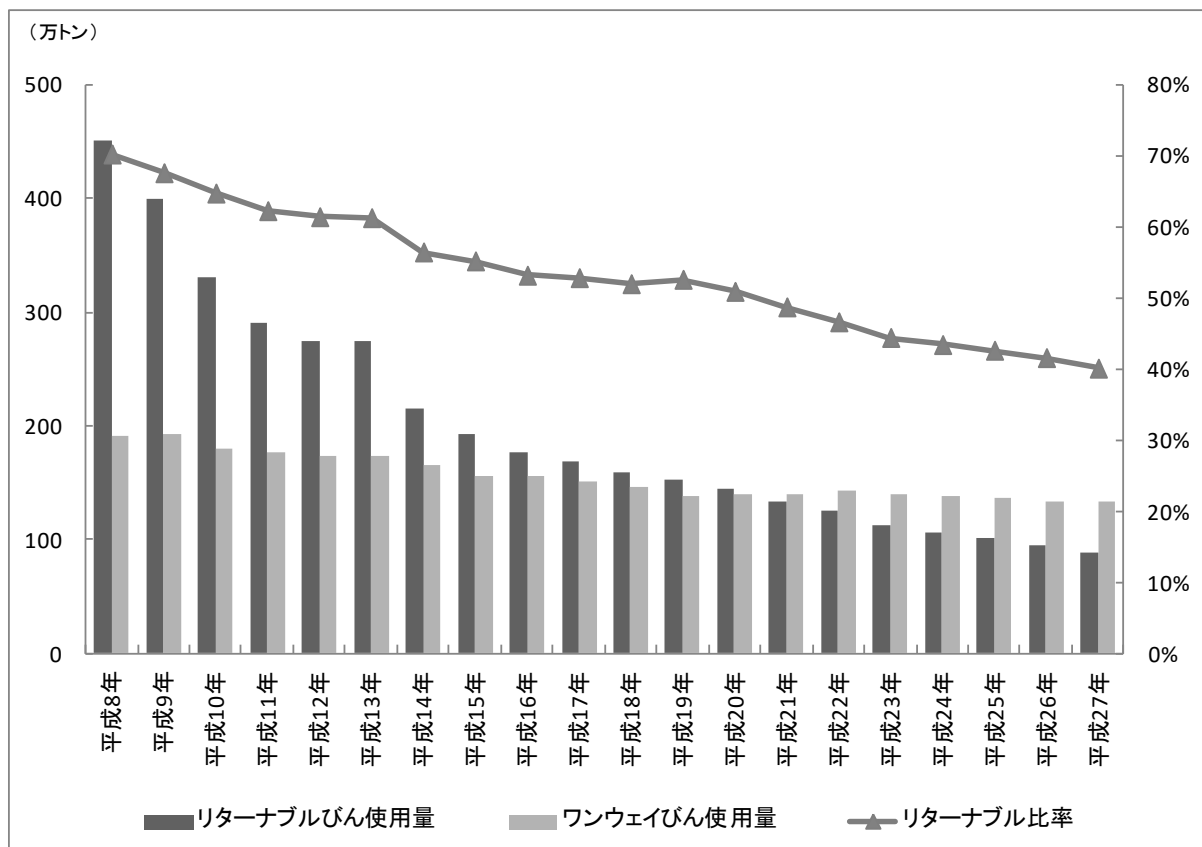
出典：日本石鹼洗剤工業会「石鹼洗剤業界におけるプラスチック容器包装使用量の推移（1995年～2015年）」
 ※付替え製品は、「漂白剤・かびとり剤」などのように内容物に直接触れることが好ましくないスプレー付き製品のノズル等以外の部分。

図 42 詰替・付替製品出荷量の推移

ウ びんのリユース率の推移

リターナブルびんの使用量は年々減少傾向にあります。Rマークびんの出荷量も以前は増加傾向にありましたが、平成21年に減少して以降、ここ数年は横ばい傾向となっていました。平成26年から平成27年にかけては大きく減少しています。

【参考】びんのリユース率等の推移

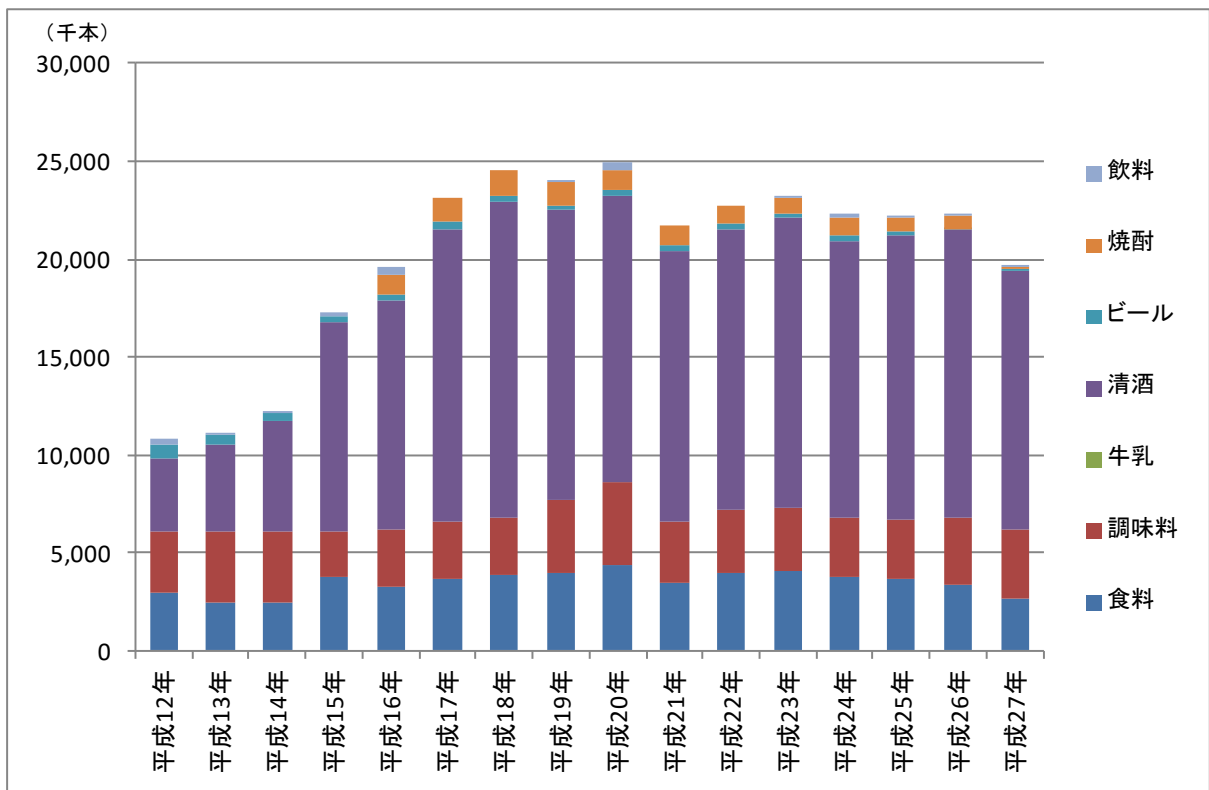


出典：平成8年～平成25年：ガラスびん3R促進協議会提供資料より作成
平成26年、平成27年：「ガラスびんのマテリアル・フロー図」（ガラスびん3R促進協議会）より作成

※リターナブル比率＝リターナブルびん使用量／（リターナブルびん使用量＋ワンウェイびん使用量）

図 43 びんのリユース率等の推移（リターナブルびん⁶比率等の推移）

⁶ あきびんを回収後、きれいに洗浄され、再び中身を詰めて商品化されるびん。ビールびん、牛乳びん、一升びん等。（出典：日本ガラスびん協会 HP）



出典：ガラスびん3R促進協議会 HP データ集 「Rマークびん用途別出荷本数の推移」（資料：日本ガラスびん協会）

図 44 Rマークびん⁷の出荷量

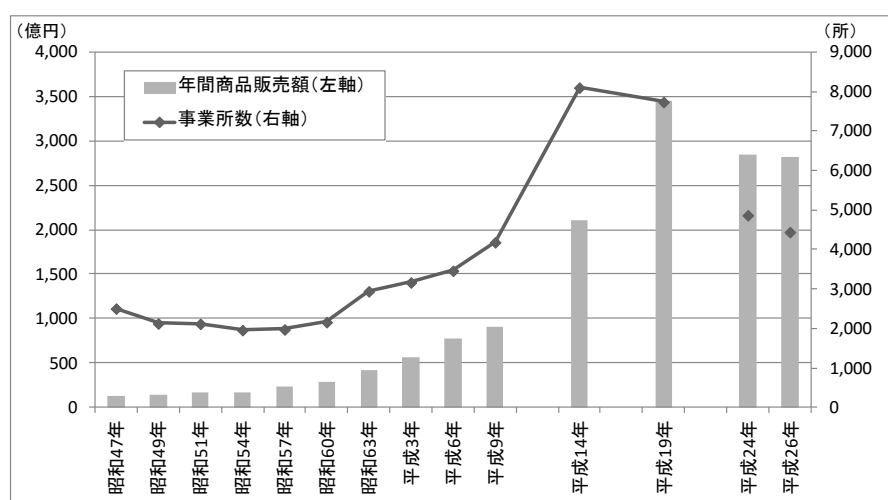
⁷ Rマークは、リターナブルびんであることを容易に識別できるようにしたマークで、会員会社が日本ガラスびん協会から事前に許可を得て製造したリターナブルびんのみ使用することができる（出典：日本ガラスびん協会 HP）

エ リユース・シェアリング市場規模

商業統計表におけるリユース市場規模（年間商品販売額）をみると、中古品小売業は平成14年までは年々増加していましたが、その後減少傾向となっています。中古自動車小売業も平成19年から平成26年の間に大きく減少しています。商業統計表では対象外となっている古本、中古自転車などの一部の品目も考慮するため平成27年度の消費者へのアンケート調査からリユース市場規模を拡大推計した結果をみると、金額は約1兆円となり、購入方法別に見ると「インターネットオークションで購入」が「リユースショップの店頭で購入」を上回っています。

カーシェアリングの車両台数と会員数はともに年々増加しており、平成28年には車両台数約2万台、会員数約85万人となっています。

【参考】商業統計表におけるリユース市場規模



出典：昭和47年～平成19年：経済産業省「商業統計」の時系列データ「産業細分類別（産業4桁分類）（昭和47年～平成19年）」より作成

平成24年、平成26年：経済産業省「平成26年商業統計確報」より作成

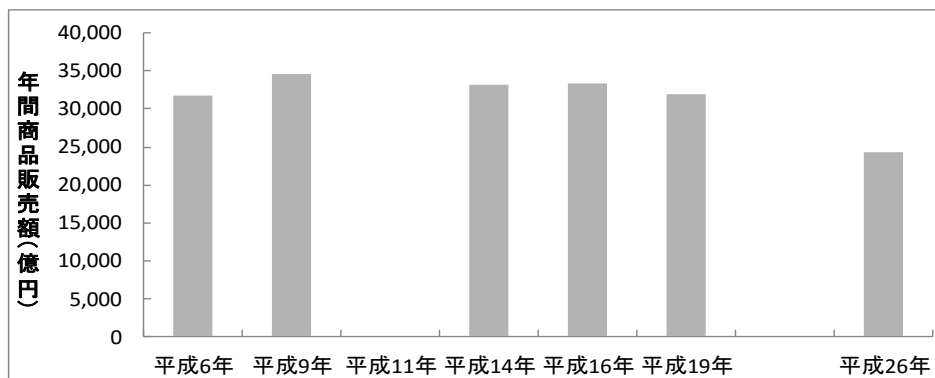
※昭和47年～平成19年は、「中古品小売業(骨とう品を除く)」の値。

※平成24年、平成26年は、「中古品小売業(骨とう品を除く)」と「中古電気製品小売業」の合計値。

※平成24年は、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」の値。

※平成26年商業統計調査は、日本標準産業分類の第12回改定及び調査設計の大幅変更を行っている。また、総務省「経済センサス基礎調査」との同時調査（一体的）により実施。

図45 中古品市場規模（中古品小売業（骨とう品を除く））

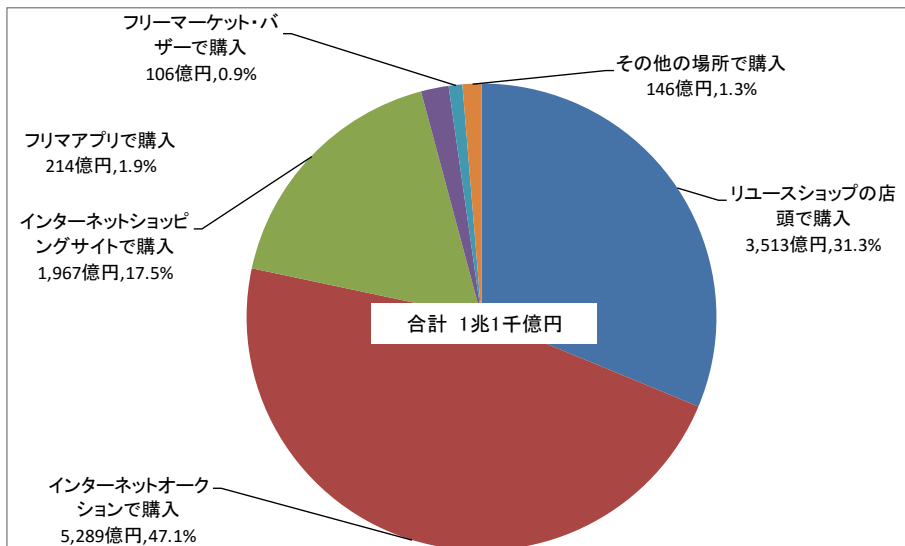


出典：経済産業省「商業統計」

※平成16年の値は簡易調査の値、平成26年の値は速報値。

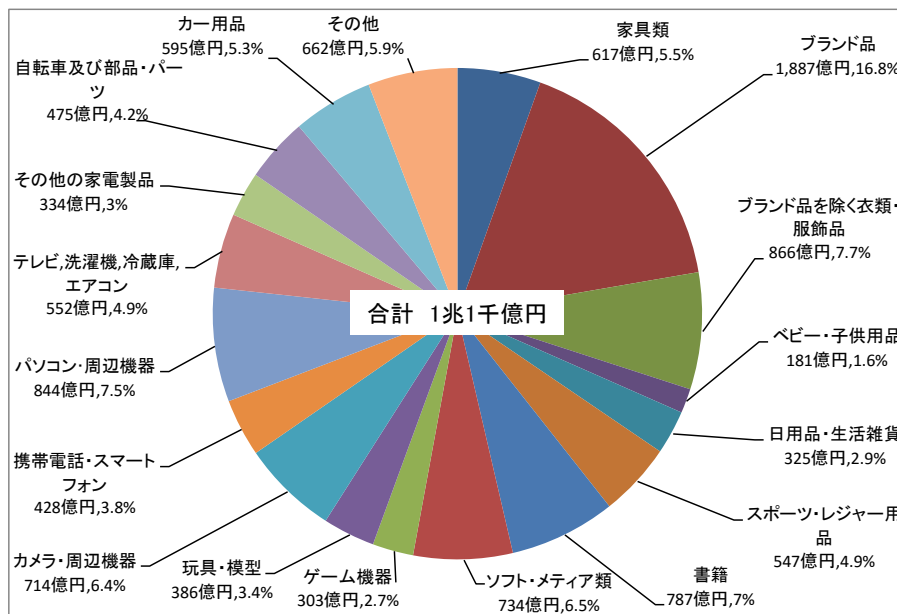
図46 中古品市場規模（中古自動車小売業）

【参考】消費者アンケートより推計するリユース市場規模



出典：平成 27 年度使用済製品等のリユース促進事業研究会報告書より作成
 ※消費者の購入量から推計した値であり、国内における個人消費者のリユース市場規模である。事業者が購入するリユース品・中古品は含まれない（例えば、建設機械、医療機器、特殊車両などの事業・産業用途、オフィス・事務所等で利用する家具、電化製品など）。
 ※国内の消費者でのリユース品・中古品の購入状況であり、海外でのリユースは含まれていない。
 ※上記推計には、未使用品・新古品を含む。骨とう品は含まれていない。

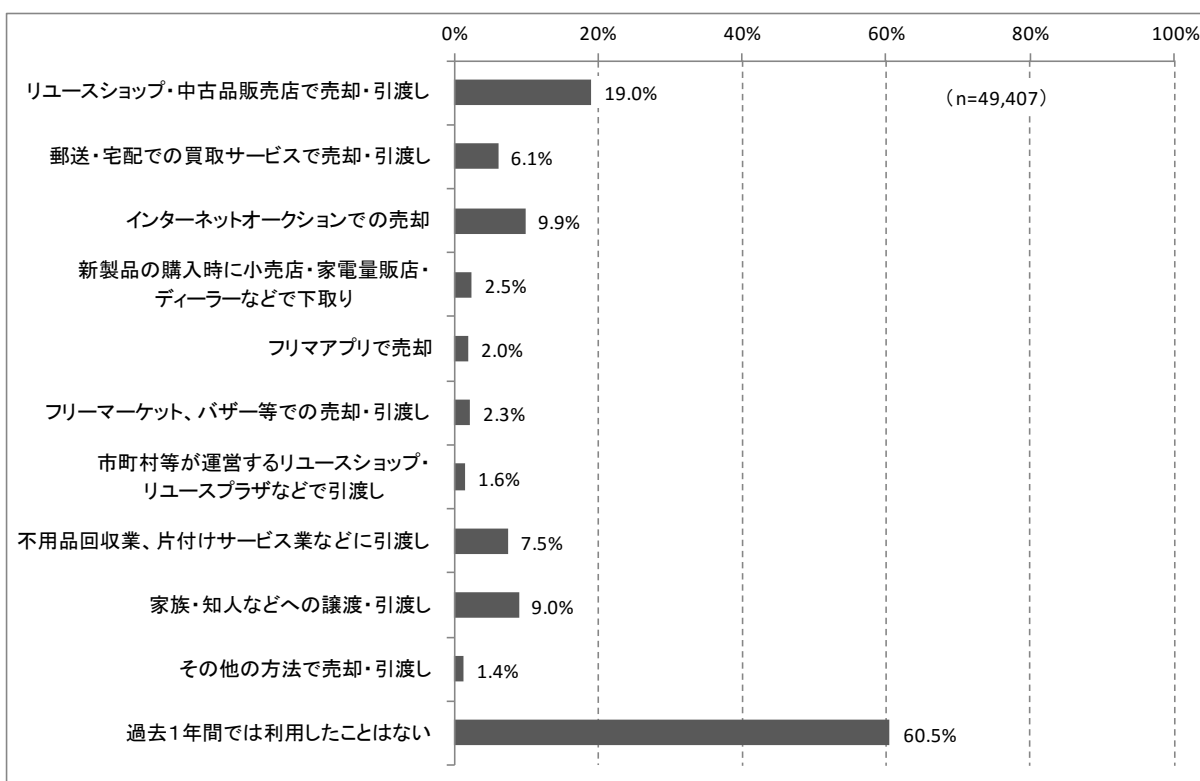
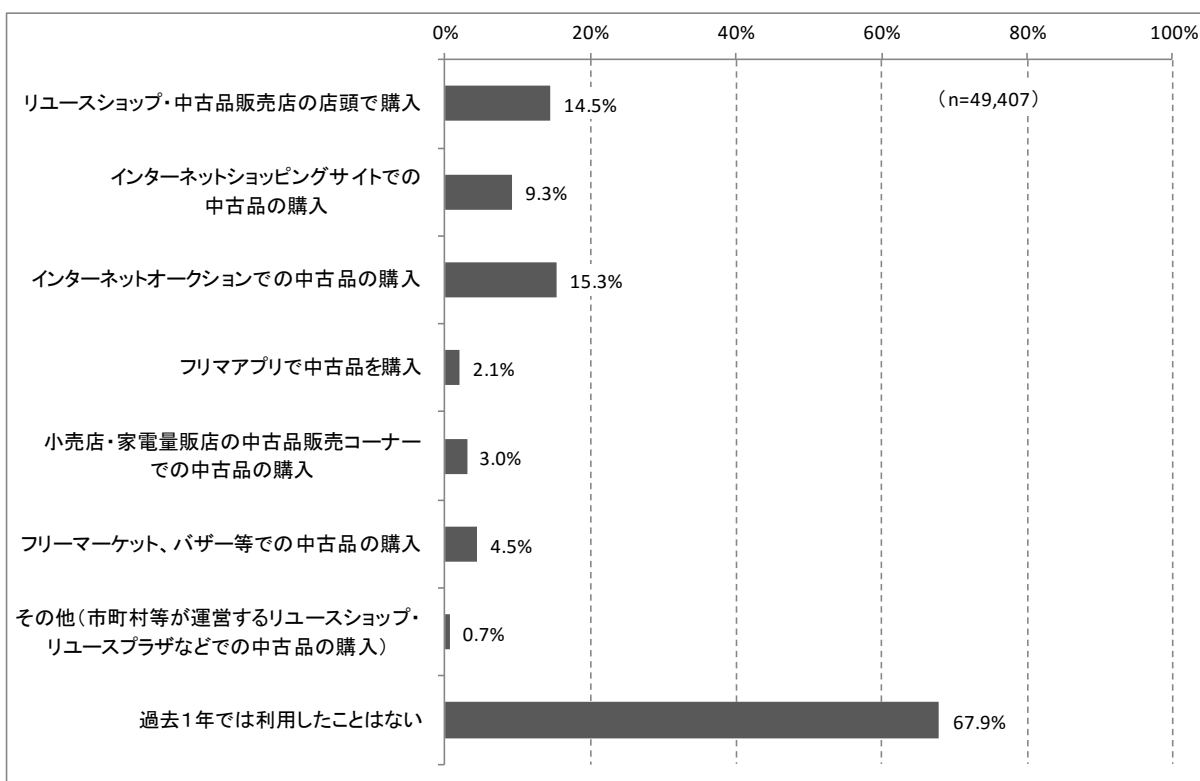
図 47 消費者アンケートより推計するリユース市場規模（購入方法別のリユース市場規模（自動車・バイク除く））



出典：平成 27 年度使用済製品等のリユース促進事業研究会報告書より作成
 ※消費者の購入量から推計した値であり、国内における個人消費者のリユース市場規模である。事業者が購入するリユース品・中古品は含まれない（例えば、建設機械、医療機器、特殊車両などの事業・産業用途、オフィス・事務所等で利用する家具、電化製品など）。
 ※国内の消費者でのリユース品・中古品の購入状況であり、海外でのリユースは含まれていない。
 ※上記推計には、未使用品・新古品を含む。骨とう品は含まれていない。

図 48 消費者アンケートより推計するリユース市場規模（品目別の内訳（自動車・バイク除く））

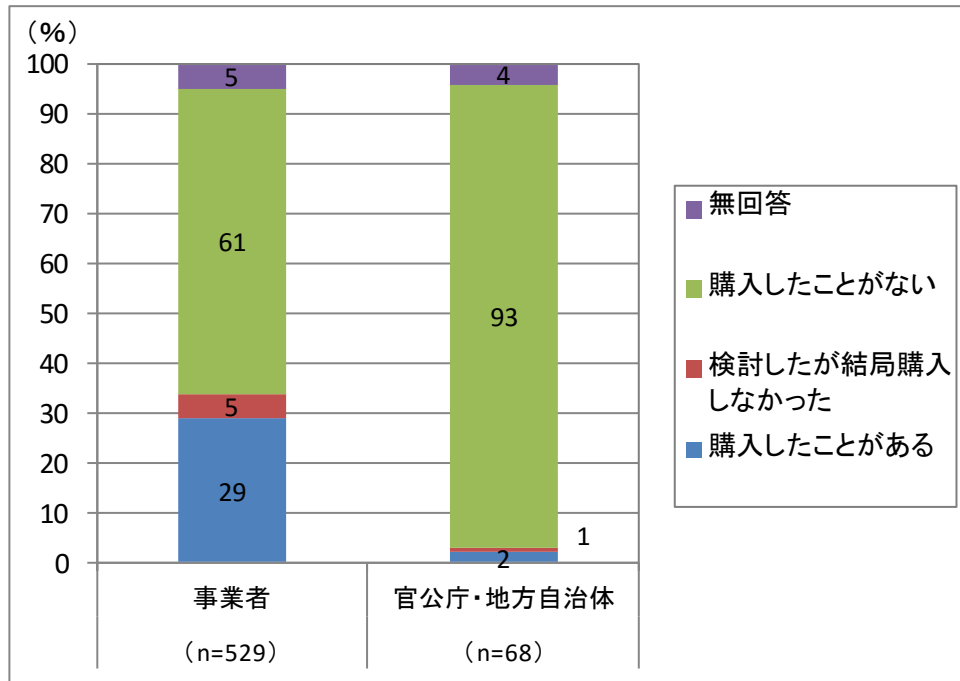
【参考】



出典：平成 27 年度使用済製品等のリユース促進事業研究会報告書より作成

図 49 過去1年間における中古品の購入経験、売却・譲渡経験
(いずれも複数回答、平成 27 年)

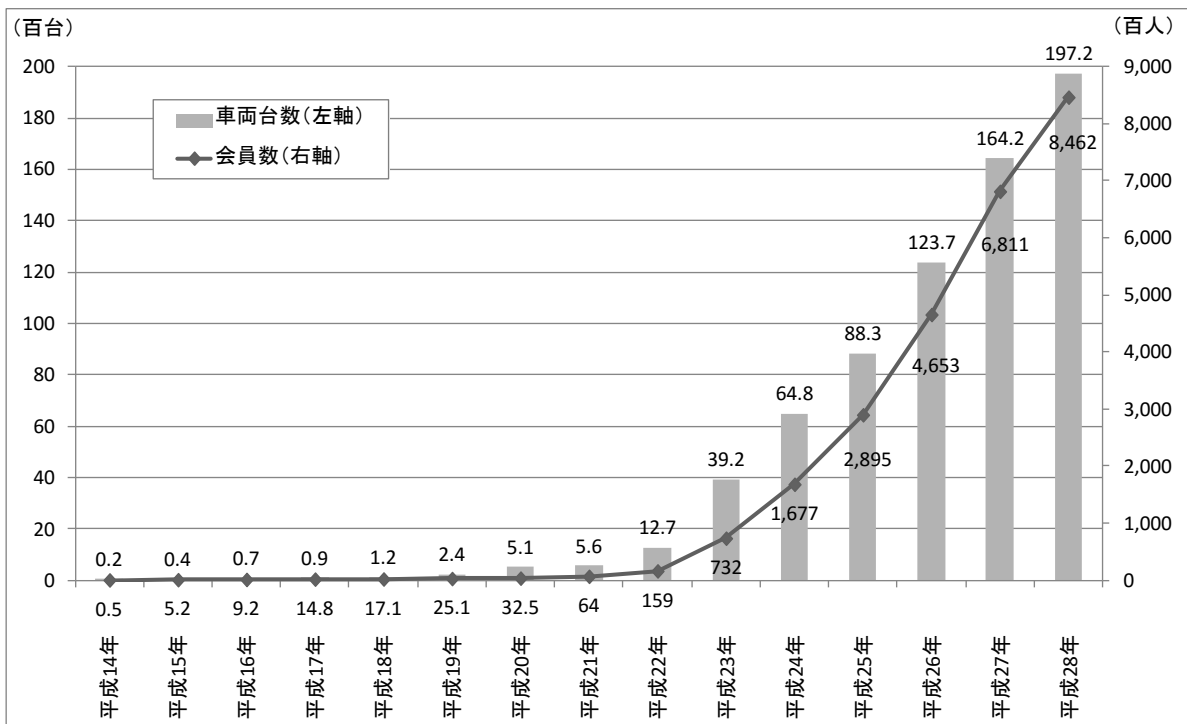
【参考】



出典：「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」（環境省 平成 28 年 5 月）より作成
 （データ出所は 環境省「平成 27 年度使用済製品のリユース等に関するアンケート」）

図 50 過去のリユース品の調達・購入実績（自業者・官公庁・地方自治体別）

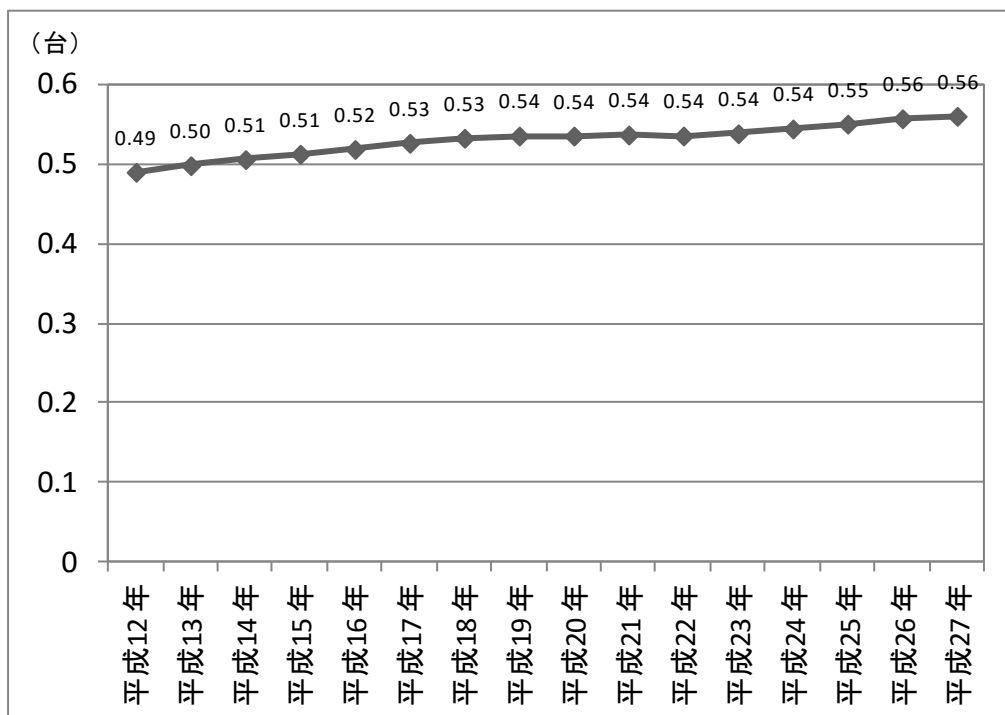
【参考】



出典：公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団
 ※平成 14 年から平成 17 年までは 4～6 月調べ。平成 18 年から平成 26 年までは 1 月調べ。平成 27 年からは 3 月調べ。

図 51 カーシェアリング車両台数と会員数の推移

【参考】



出典：一般財団法人自動車検査登録情報協会 HP「自家用乗用車の世帯普及台数」及び総務省統計局「国勢調査」「人口推計」より作成

※1人当たり(18歳以上)の自家用乗用車の保有台数とは、自家用乗用車(登録車と軽自動車の合計)の保有台数を18歳以上総人口で割った値。

※自家用乗用車(登録車と軽自動車の合計)の値は、「自動車保有車両数月報」の3月末現在により作成されたもの。

※18歳以上人口は、総務省統計局「国勢調査」「人口推計」から、平成12年～平成22年は「長期時系列データ(平成12年～22年)」、平成23年～平成27年は各年の10月1日現在の総人口男女計より作成したもの。

図 52 1人当たり(18歳以上)の自家用乗用車の保有台数の推移

【参考】

我が国における食品ロス発生量 約632万トン(平成25年度実績)

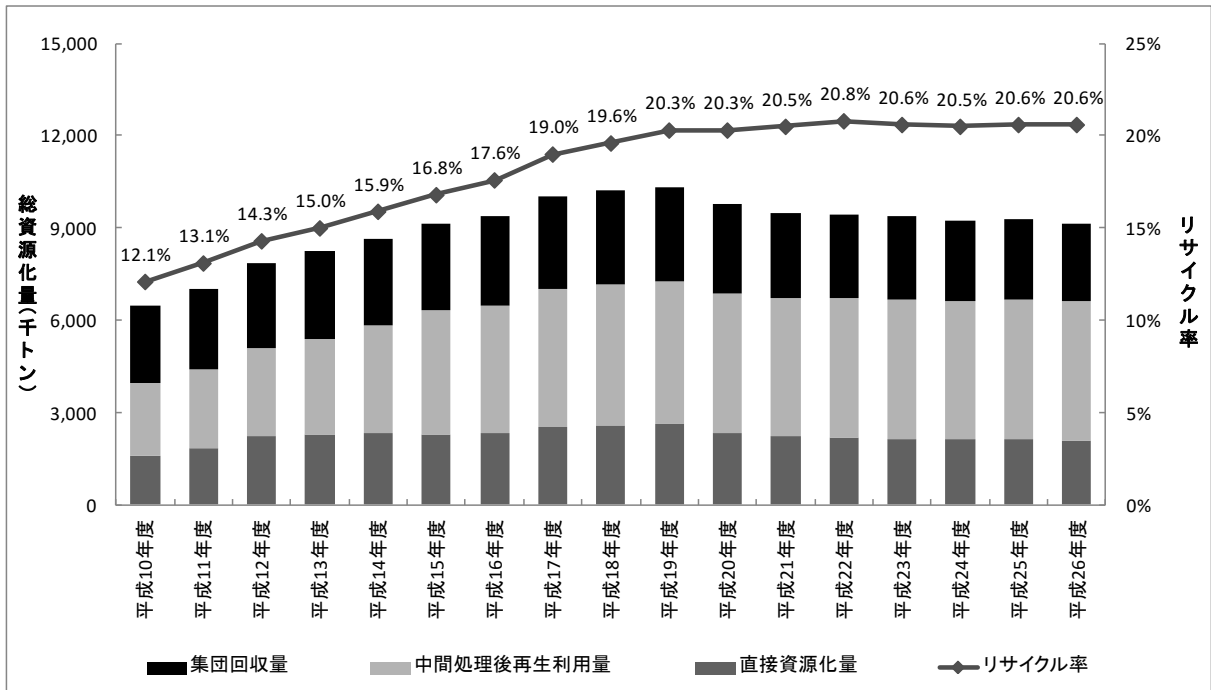
うち家庭系 約302万トン

うち事業系 約330万トン

出典：農林水産省「食品廃棄物等の利用状況等(平成25年度推計)」

(5) 一般廃棄物のリサイクル率

一般廃棄物のリサイクル率は上昇傾向にありましたが、ここ数年はほぼ横ばいとなっています。平成 26 年度は平成 25 年度から変わらず 20.6% となっています。



出典：「日本の廃棄物処理」（毎年度）（環境省）の「資源化の状況」（災害廃棄物分は除く）

$$\text{※リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

図 53 一般廃棄物リサイクル率

(6) 使用済小型電子機器等の回収地方公共団体数・実施人口割合

使用済小型電子機器等の回収の取組は増加しており、全地方公共団体の約70%が既に実施をしています。また、既に実施している自治体も含め約76%は実施に前向きであり、その割合は前年度（約75%）よりわずかに増加しました。

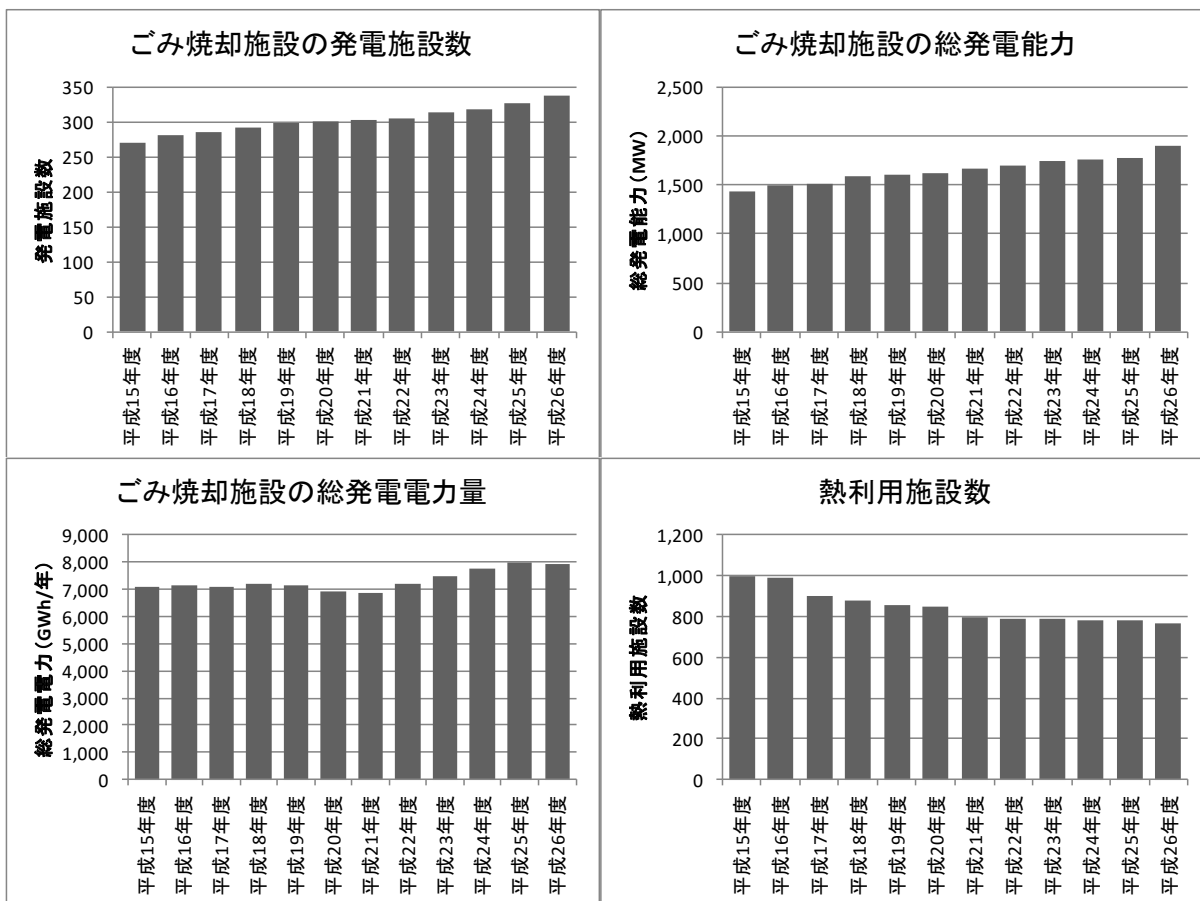
表 11 使用済小型電子機器等の回収地方公共団体数・実施人口割合

		実施中	実施に向けて調整中	未定※	実施しない	未回答	合計
平成28.4時点 有効回答 1,735	市町村数	1,327		408		6	1,741
		1,219	108	283	125		
	回答割合 (%)	76.2%		23.4%		0.3%	100%
		70.0%	6.2%	16.3%	7.2%		
人口分布率 (%)	91.4%		7.9%		0.7%	100%	
	86.3%	5.1%	5.7%	2.2%			
平成27.4時点 有効回答 1,741	市町村数	1,305		436		0	1,741
		1,073	232	316	120		
	回答割合 (%)	74.9%		25.0%		0%	100%
		61.6%	13.3%	18.1%	6.9%		
人口分布率 (%)	90.1%		10.1%		0%	100%	
	79.8%	10.3%	7.5%	2.6%			
平成26.4時点 有効回答 1,741	市町村数	1,031		710		0	1,741
		754	277	553	157		
	回答割合 (%)	59.2%		40.8%		0%	100%
		43.3%	15.9%	31.8%	9.0%		
人口分布率 (%)	78.8%		21.2%		0%	100%	
	64.8%	14.0%	18.2%	3.0%			
平成25.4時点 有効回答 1,742	市町村数	635		1,107		0	1,742
		341	294	1001	106		
	回答割合 (%)	36.5%		63.5%		0%	100%
		19.6%	16.9%	57.5%	6.1%		
人口分布率 (%)	54.3%		45.7%		0%	100%	
	26.1%	28.2%	43.4%	2.3%			
平成24.11時点 (参考) 有効回答 1,701	市町村数	(実施予定あり) 185		1,495		21	1,701
				905	590		
	回答割合 (%)	10.9%		87.9%		1.2%	100%
				53.2%	34.7%		
人口分布率 (%)	17.1%		77.2%		5.7%	100%	
			54.3%	22.9%			

出典：環境省資料、「平成28年度産業構造審議会・中央環境審議会合同会合」平成27年度回収実績
 ※平成26年度調査までは「未定だが、どちらかという実施方針」、「未定だが、どちらかという実施しない方針」と分けて質問していた項目が、平成27年度調査以降は「未定」に統一変更された。

(7) 一般廃棄物焼却施設における発電・熱利用の状況

平成27年3月現在、ごみ焼却施設の発電施設数は338施設、総発電能力（発電設備容量）は1,907MWとなり、前年度より増加していますが、総発電電力量は7,958GWh/年、熱利用施設数は764施設となっており、どちらも前年度よりも減少しています。



出典：「日本の廃棄物処理 平成26年度版」(環境省)

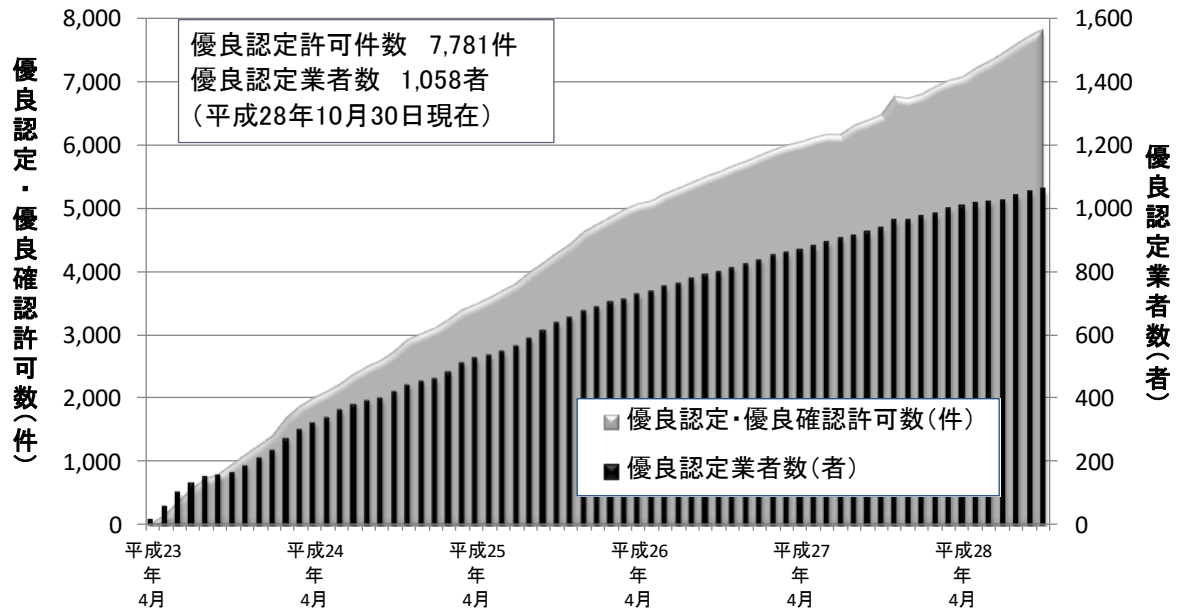
※ごみ焼却施設全体の減少に伴って熱利用施設も減少しているが、一方で発電施設は増加している。すなわち、熱利用施設数の減少が熱利用の取組の後退を示している訳ではない点に留意が必要。

図 54 ごみ焼却施設における発電・熱利用の状況

(8) 優良認定された産業廃棄物処理業者数

平成28年10月末現在、優良認定業者数は1,058者、優良認定・優良確認許可数は7,781件となり、平成23年4月の制度運用開始以来、優良認定された産業廃棄物処理業者数が着実に増加しています。

優良産廃処理業者認定制度 優良認定数の推移



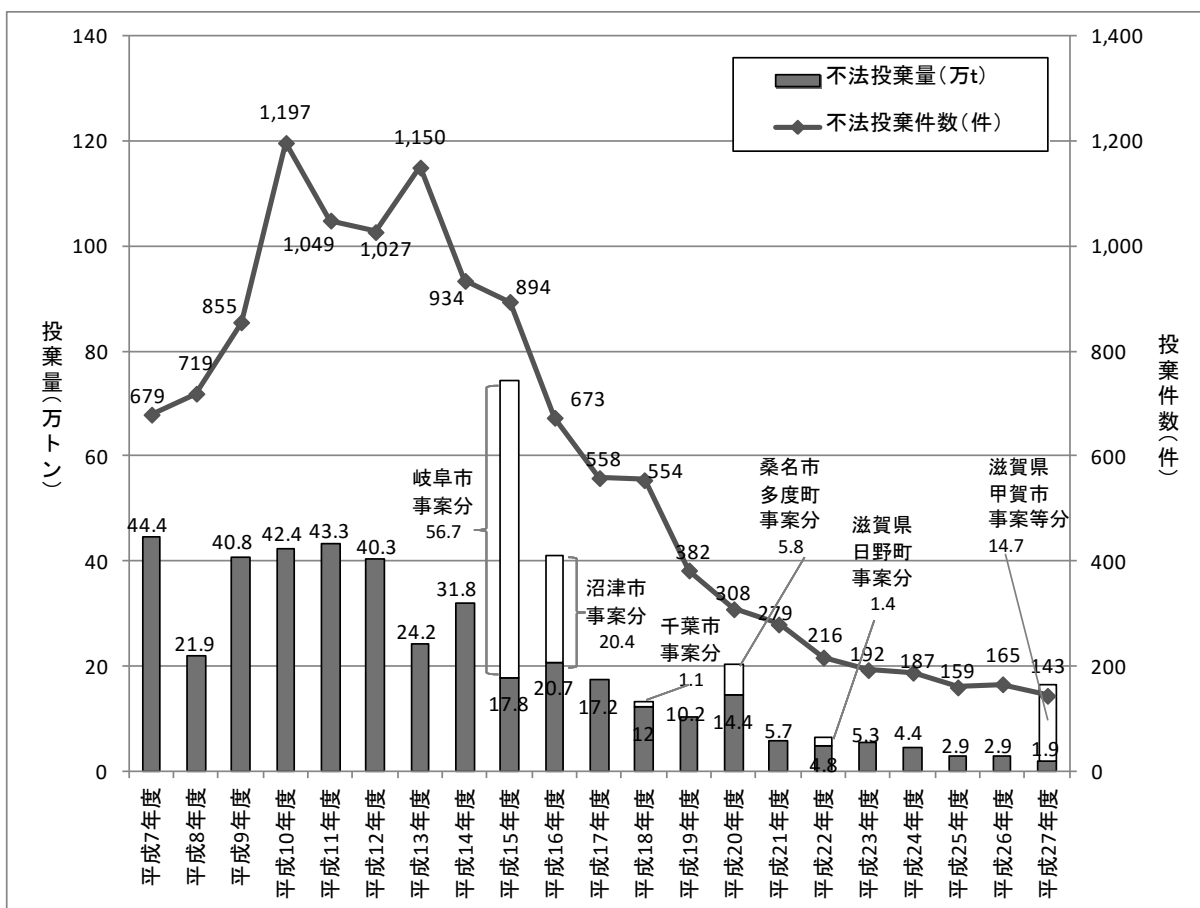
出典：地方自治体からの報告に基づき作成（環境省）

※「優良認定許可件数」(7,781件)は、環境省一覧より許可期限切れ90日超の許可証を除いた件数であるため、グラフで使用している値とは異なる。

図 55 優良認定された産業廃棄物処理業者数

(9) 不法投棄の発生件数・投棄量

不法投棄の新規判明件数は、ピーク時の平成 10 年代前半に比べて、大幅に減少しており、一定の成果が見られます。一方で、平成 27 年度でいまだに年間 143 件、総量 16.6 万トン（5,000 トン以上の大規模事案 3 件、計 14.7 万トン含む。）もの悪質な不法投棄が新規に発覚し、後を絶たない状況にあります。



出典：「産業廃棄物の不法投棄等の状況について」（環境省報道発表資料（平成 28 年 12 月 27 日）の「不法投棄件数及び投棄量」

- ※ 1. 不法投棄件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1 件当たりの投棄量が 10t 以上の事案（ただし特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。
- ※ 2. 上記棒グラフ白抜き部分について、岐阜市事案は平成 15 年度に、沼津市事案は平成 16 年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。上記棒グラフ白抜き部分の平成 18 年度千葉市事案については、平成 10 年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
上記棒グラフ白抜き部分の平成 20 年度桑名市多度町事案については、平成 18 年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
上記棒グラフ白抜き部分の平成 22 年度滋賀県日野町事案については、平成 21 年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
上記棒グラフの平成 27 年度の白抜き部分は、大規模事案として報告された滋賀県甲賀市事案、山口県宇部市事案及び岩手県久慈市事案のもの。
- ※ 3. 硫酸ビッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。

図 56 不法投棄の発生件数・投棄量

(10) 地域における循環型社会形成に向けた取組

ア 地方公共団体による循環基本計画の策定数

地域における循環基本計画等の策定数については、個別に循環基本計画を策定しているものから環境基本計画や廃棄物処理計画に循環に関する内容を記載しているものまで差があるものの、地方公共団体による循環基本計画の策定数は1,396、策定率は80.2%となっています。

表 12 地方公共団体による循環基本計画の策定数（平成 26 年度）

	全市区町村数	策定市区町村数	策定率		全市区町村数	策定市区町村数	策定率
北海道	179	128	71.5%	滋賀県	19	18	94.7%
青森県	40	28	70.0%	京都府	26	23	88.5%
岩手県	33	31	93.9%	大阪府	43	38	88.4%
宮城県	35	32	91.4%	兵庫県	41	34	82.9%
秋田県	25	21	84.0%	奈良県	39	19	48.7%
山形県	35	31	88.6%	和歌山県	30	26	86.7%
福島県	59	41	69.5%	鳥取県	19	13	68.4%
茨城県	44	33	75.0%	島根県	19	15	78.9%
栃木県	25	23	92.0%	岡山県	27	23	85.2%
群馬県	35	26	74.3%	広島県	23	21	91.3%
埼玉県	63	58	92.1%	山口県	19	17	89.5%
千葉県	54	48	88.9%	徳島県	24	18	75.0%
東京都	62	58	93.5%	香川県	17	10	58.8%
神奈川県	33	31	93.9%	愛媛県	20	17	85.0%
新潟県	30	23	76.7%	高知県	34	17	50.0%
富山県	15	14	93.3%	福岡県	60	54	90.0%
石川県	19	16	84.2%	佐賀県	20	17	85.0%
福井県	17	15	88.2%	長崎県	21	16	76.2%
山梨県	27	19	70.4%	熊本県	45	27	60.0%
長野県	77	61	79.2%	大分県	18	15	83.3%
岐阜県	42	39	92.9%	宮崎県	26	19	73.1%
静岡県	35	32	91.4%	鹿児島県	43	30	69.8%
愛知県	54	52	96.3%	沖縄県	41	29	70.7%
三重県	29	20	69.0%	計	1741	1396	80.2%

出典：環境省調べ（毎年度）

【参考】

表 13 地方公共団体による循環基本計画の策定数内訳（平成 26 年度）

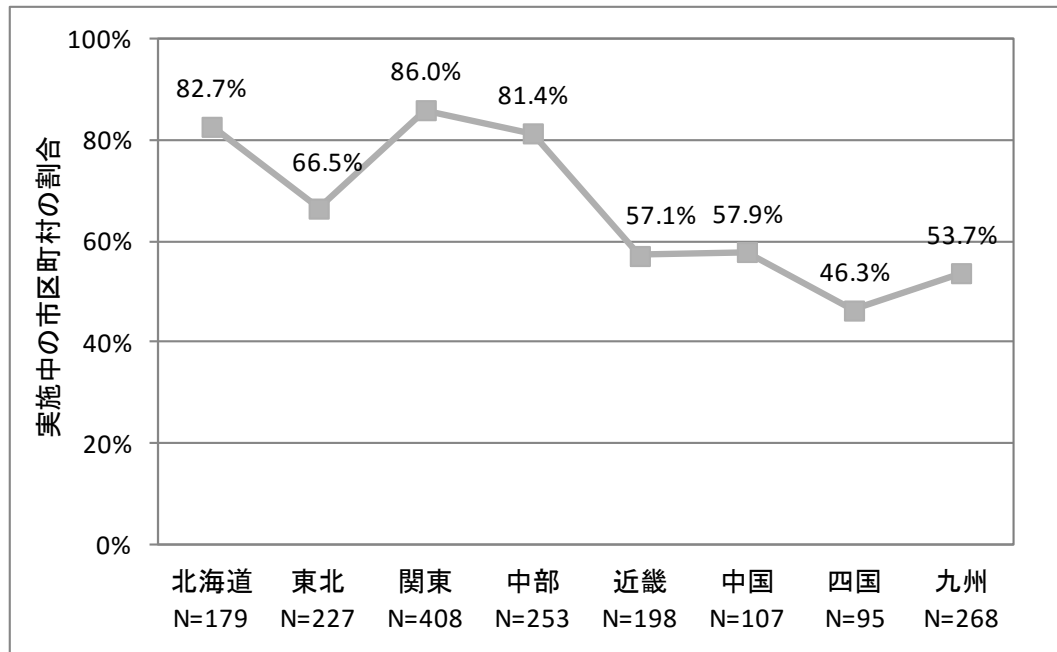
	3Rについて個別に計画を策定している。	環境基本計画中に3Rに関する詳細な記載がある。	環境基本計画中で3Rに関して詳細ではないが触れている。	廃棄物処理計画中に3Rに関する詳細な記載がある。	廃棄物処理計画中で3Rに関して詳細ではないが触れている。	3Rに関する言及はない。
市町村	2.9%	9.9%	12.8%	20.7%	36.2%	18.3%

出典：環境省調べ（毎年度）

イ 地域循環圏形成のための取組数

小型家電リサイクル法実施市区町村数、バイオマス産業都市選定地域数は前年度より増加しています。エコタウン事業承認地域は平成 18 年 1 月の承認以降増加していません。

- 【参考】小型家電リサイクル法 実施市区町村数（割合）
平成 28 年 4 月時点：1,327 市区町村（76.2%）（再掲）
（内訳：地域別の市町村参加状況）



出典：小型家電リサイクル法：「平成 28 年度産業構造審議会・中央環境審議会合同会合」平成 27 年度回収実績

※全体の割合（76.2%）は調査対象 1741 市町村（特別区含む）に対する割合（有効回答 1,735 市町村）だが、地方別の割合は、未回答を含まない有効回答内での割合

- 【参考】バイオマス産業都市 選定地域

平成 25 年度選定地域：34 市町村

（第一次選定 26 市町村+第二次選定 8 市町村）

平成 26 年度選定地域：6 市町村

平成 27 年度選定地域：12 市町村

平成 28 年度選定地域：16 市町村

合計：68 市町村

（内訳）

平成 25 年度第一次選定（平成 25 年 6 月）：北海道十勝地域（19 市町村）、北海道下川町、北海道別海町、宮城県東松島市、茨城県牛久市、新潟県新潟市、愛知県大府市、香川県三豊市

平成 25 年度第二次選定（平成 26 年 3 月）：北海道釧路市、北海道興

部町、宮城県南三陸町、静岡県浜松市、三重県津市、島根県奥出雲町、岡山県真庭市、岡山県西粟倉村

平成 26 年度：富山県射水市、兵庫県洲本市、島根県隠岐の島町、福岡県みやま市、佐賀県佐賀市、大分県佐伯市

平成 27 年度：北海道平取町、宮城県大崎市、山形県最上町、栃木県茂木町、山梨県甲斐市、京都府京丹後市、京都府南丹市、島根県飯南町、岡山県津山市、福岡県宗像市、大分県臼杵市、宮崎県小林市

平成 28 年度：北海道知内町、北海道音威子府村、北海道西興部村、北海道標茶町、青森県平川市、岩手県一関市、宮城県加美町、新潟県十日町市、富山県南砺市、静岡県掛川市、愛知県半田市、京都府京丹波町、福岡県糸島市、大分県国東市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県長島町

出典：「バイオマス産業都市選定地域（平成 28 年度）」（農林水産省）

■【参考】エコタウン事業 承認地域

平成 28 年 11 月現在：26 地域

（内訳（自治体及び承認年月））

川崎市：平成 9 年 7 月、北九州市：平成 9 年 7 月、岐阜県：平成 9 年 7 月、長野県飯田市：平成 9 年 7 月、福岡県大牟田市：平成 10 年 7 月、札幌市：平成 10 年 9 月、千葉県千葉市：平成 11 年 1 月、秋田県：平成 11 年 11 月、宮城県鶯沢町（現・栗原市）：平成 11 年 11 月、高知県高知市：平成 12 年 12 月、北海道：平成 12 年 6 月、広島県：平成 12 年 12 月、熊本県水俣市：平成 13 年 2 月、山口県：平成 13 年 5 月、香川県直島町：平成 14 年 3 月、富山県：平成 14 年 5 月、青森県：平成 14 年 12 月、兵庫県：平成 15 年 4 月、東京都：平成 15 年 10 月、岡山県：平成 16 年 3 月、岩手県：平成 16 年 8 月、愛知県：平成 16 年 9 月、三重県鈴鹿市：平成 16 年 10 月、大阪府：平成 17 年 7 月、三重県四日市市：平成 17 年 9 月、愛媛県：平成 18 年 1 月

出典：「エコタウン事業の承認地域マップ」（環境省）

■【参考】食品リサイクルループ

食品リサイクル法上の再生利用事業計画の認定（食品リサイクルループ）：55 件

出典：「再生利用事業計画認定一覧表（平成 28 年 12 月末時点）」（農林水産省）

(11) 海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数

「海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数」は、平成 25 年度に行ったアンケート調査によると、協定・覚書をしている地方公共団体は 6 団体、研修生受入が 4 団体、国際会議開催が 1 団体、その他の取組が 2 団体となっています。また、その他の調査では、平成 26 年度実績として、海外の特定の自治体との間で協力・連携を実施している地方公共団体は 12 団体、特定自治体ではないが国際的協力・連携の取組をしている地方公共団体は 17 団体となりました。相手国・地域としては、東南アジアが多く挙げられています。

表 14 海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数
(平成 25 年度)

	地方公共団体数
協定・覚書	6
長期派遣	0
短期派遣	0
研修生受入	4
国際会議開催	1
その他	2

出典：「循環型社会づくりに係る取組に向けた調査」(平成 25 年度)(環境省)

【参考】

表 15 海外の都市と廃棄物管理・3R を含む環境協力・連携を実施している
地方公共団体数 (平成 26 年度)

	数	相手国・地域 (例)
海外の特定自治体との間で、廃棄物管理・3R を含む環境協力・連携を実施している	12	マレーシア (バコ村、フレイザーズ・ヒル、クアラルンプール)、フィリピン国 (メトロセブ)、タイ王国 (バンコク)、ベトナム (ダナン市、ホーチミン)、インドネシア共和国 (バタム市、バリクパパン市、ハントワジャヤ特別市、メダン市、スラバヤ市、西ヌサ・トゥンガラ州、デポック市)、中国 (瀋陽市、大連市)、オーストラリア (クイーンズランド州)、ブラジル、アルバニア共和国、サモア、バヌアツなど
特定自治体ではないが、廃棄物管理・3R を含む国際的な環境協力・連携の取組を実施している	17	カンボジア、タイ王国 (バンコク)、ミャンマー (ヤンゴン)、中国 (天津市、重慶市)、オーストラリア (シドニー)、アメリカ (ロングビーチ)、韓国、ベトナム (ホーチミン、ハイフォン市)、スリランカ、ブラジル、インドネシアなど

出典：環境省調べ (毎年度)

(12) 環境マネジメント等の実施

ア グリーン購入実施率

企業のグリーン購入実施率は、上場企業、非上場企業ともに減少傾向となっています。平成26年度は上場企業で約77%、非上場企業で約54%となりました。

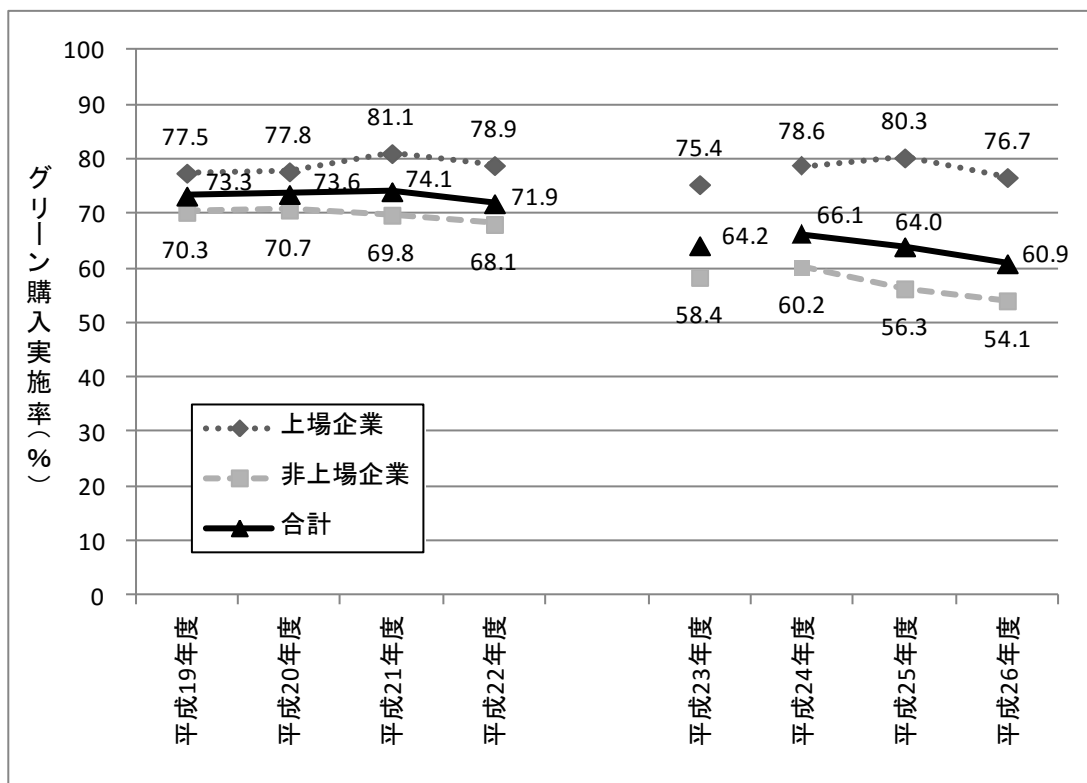


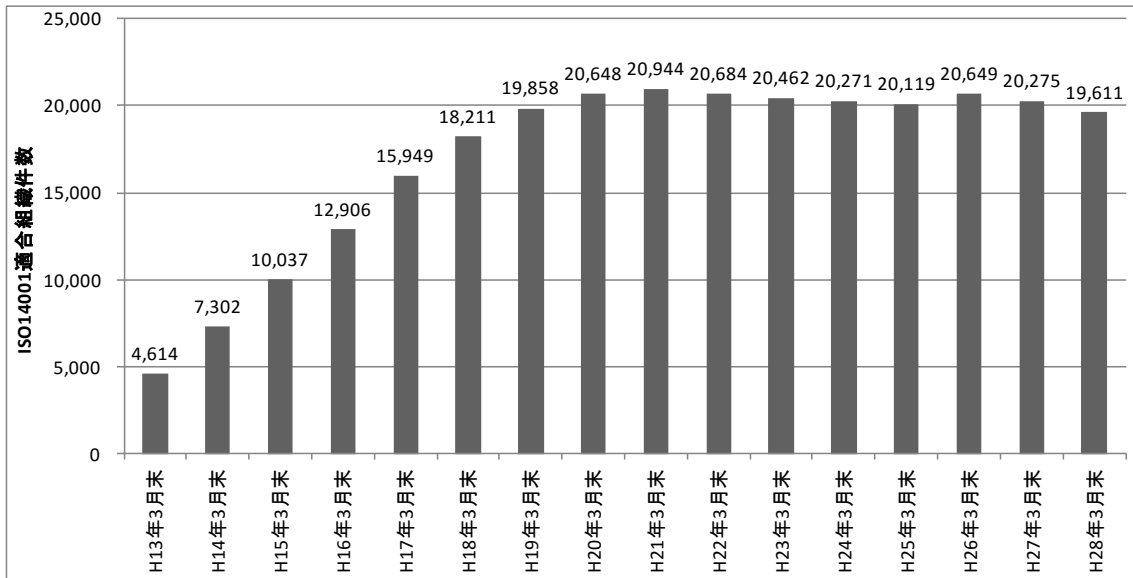
図 57 グリーン購入実施率

出典：「環境にやさしい企業行動調査」（毎年度）（環境省）の「取引先との関係について」のうち「どのようにグリーン購入を実施しているか」に関する値

※平成23年度までは対象企業の全数を対象にした調査であったが、平成24年度からは標本調査に変更された。
 ※平成19年度～平成22年度と平成23年度～平成26年度では設問回答選択肢が異なる。平成22年度までは企業のグリーン購入実施率は、「組織において、どのように環境配慮を考慮した原材料等、物品・サービス等の選定（グリーン購入）をしているか」という質問に対して有効回答が得られた企業のうち、「環境に関する購入ガイドライン又は購入リスト等を作成し、選定している」、「業界団体等で作成した環境に関する購入ガイドライン又は購入リスト等を活用し、選定している」、「環境に関する購入ガイドラインや購入リスト等は活用していないが、環境配慮を考慮して選定している（リサイクル品の積極的な使用等を含む）」と回答した企業の割合。平成23年度からは企業のグリーン購入実施率は、「環境配慮を考慮した原材料等、物品・サービス等の選定（グリーン購入）を実施しているか」という質問に対して、「実施している」と回答した割合。

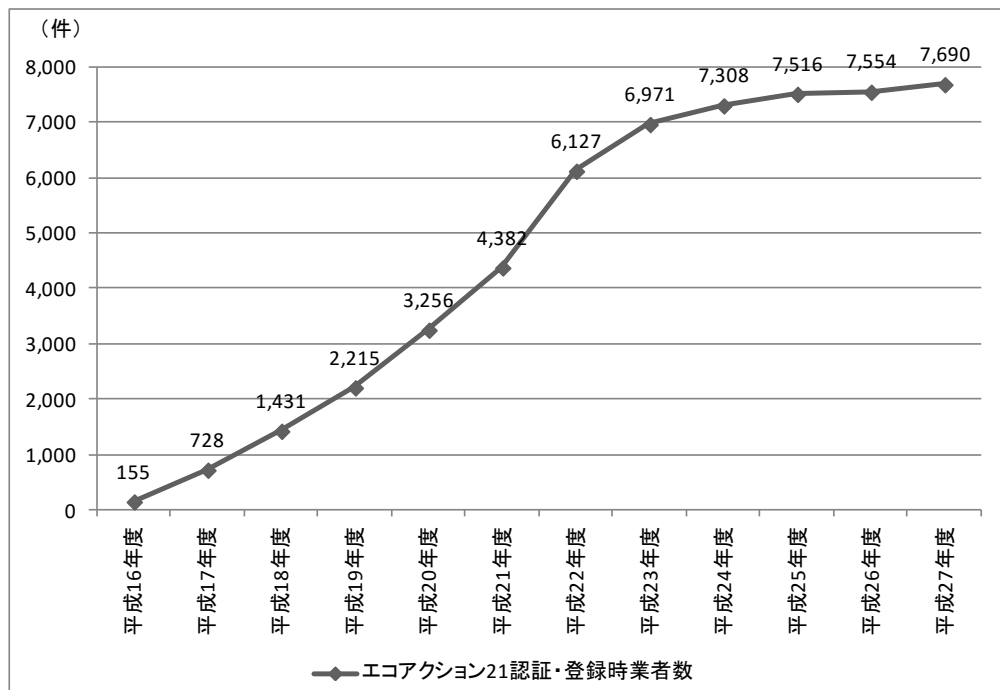
イ 環境マネジメントシステムの認証取得件数

国際標準化機構（ISO）が認証する ISO14001 の認証取得件数は近年、2 万件程度とほぼ横ばいの傾向となっています。環境省が認証する中小事業者向けの環境経営システムであるエコアクション 21 の認証取得件数は、ここ数年は以前ほどの増加は見られませんが、平成 16 年の策定以降増加し続けています。



出典：公益財団法人 日本適合性認定協会提供資料
 ※認証機関から提供されたデータの件数を集計したものであり、非公開件数を含んだ全件数の年度末推移。

図 58 ISO14001 の認証取得件数

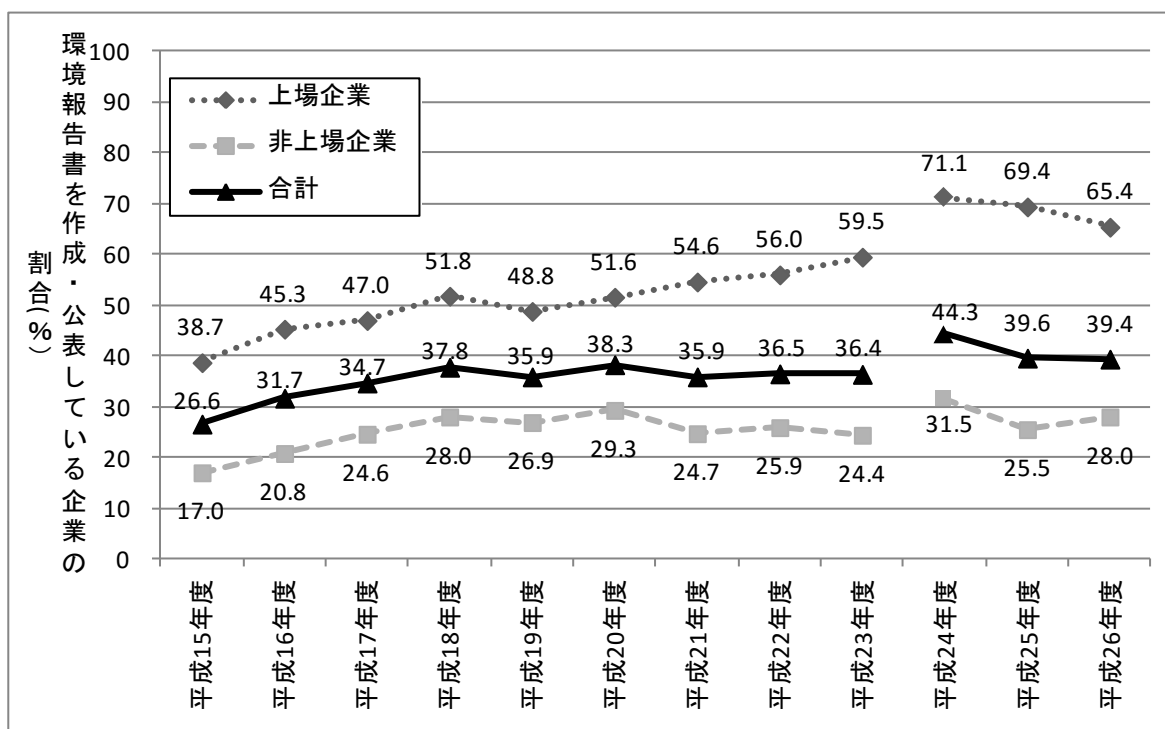


出典：エコアクション 21 の認証取得件数：財団法人持続性推進機構（エコアクション 21 中央事務局）HP「リスト検索」の「認証・登録の状況」（2016 年 11 月末時点）

図 59 エコアクション 21 の認証取得件数

ウ 環境報告書の公表・環境会計の実施率

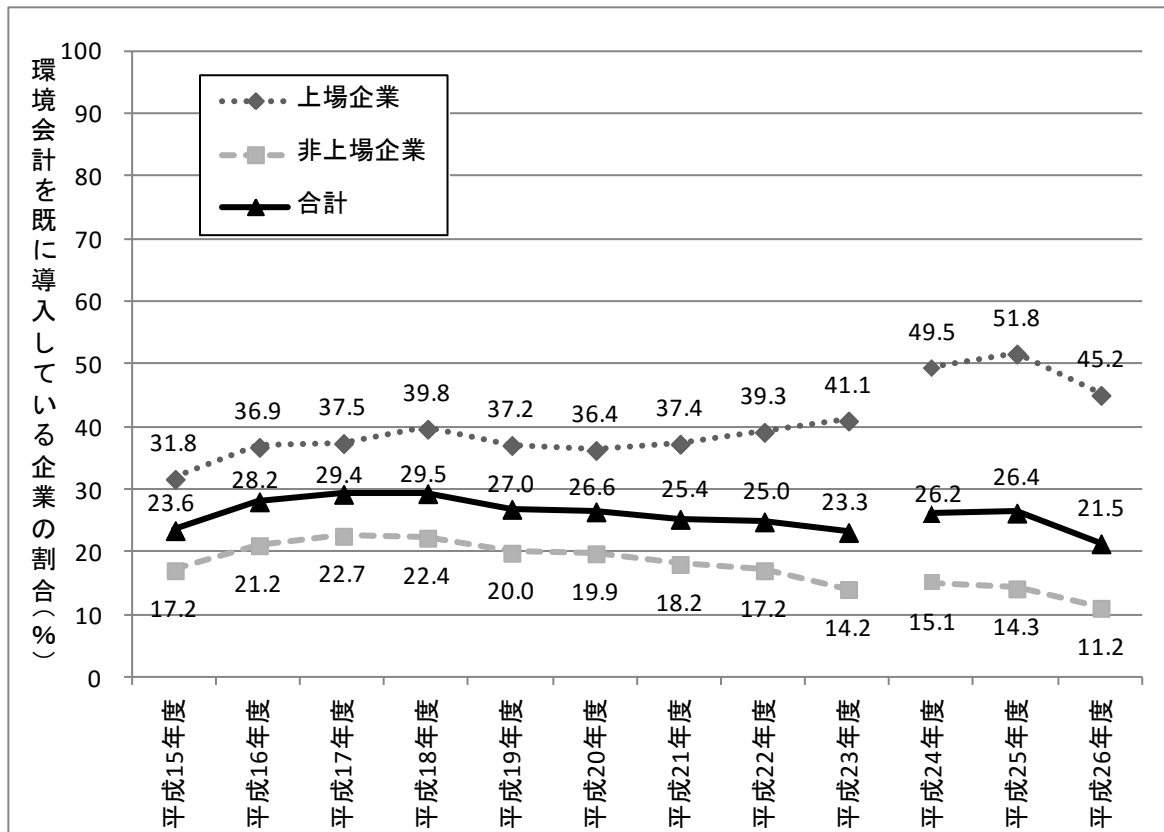
環境報告書を作成・公表している企業の割合は、上場企業では平成 25 年度から平成 26 年度で減少し、約 65%となりましたが、非上場企業は平成 25 年度から平成 26 年度で増加し、約 28%となりました。環境会計を導入している企業の割合は、上場企業、非上場企業ともに平成 25 年度から平成 26 年度で減少し、平成 26 年度は上場企業で約 45%、非上場企業で約 11%となりました。



出典：「環境にやさしい企業行動調査」（毎年度）（環境省）の「環境報告書を作成・公表している企業の割合」
 ※CSR 報告書等の一部として作成・公表している場合も含む。

※平成 23 年度までは対象企業の全数を対象にした調査であったが、平成 24 年度からは標本調査に変更された。

図 60 環境報告書を作成・公表している企業の割合



出典：「環境にやさしい企業行動調査」（毎年度）（環境省）の「環境会計について」

※平成23年度までは対象企業の全数を対象にした調査であったが、平成24年度からは標本調査に変更された。

図 61 環境会計を導入している企業の割合

エ 製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況
オ 資源生産性の向上等に向けた目標を設定している事業者数

日本経済団体連合会の環境自主行動計画（循環型社会形成編）の循環型社会形成に向けた取組みのうち、「製品アセスメントのガイドラインの整備状況」として取組を記載している業種は、6業種となっています。

また、環境省のアンケート調査結果によると、事業エリア内における「資源生産性」のデータを把握している企業の割合は約 8.9%となっており、約 5.2%の企業は目標も設定しています。

【参考】

表 16 環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕—2016 年度フォローアップ調査結果—〈個別業種版〉において「製品アセスメントのガイドラインの整備状況」を記載している団体

業種（団体名）	「製品アセスメントのガイドラインの整備状況」回答
ガス（日本ガス協会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本ガス石油機器工業会と、リサイクル容易な設計のための「製品アセスメントガイドライン」を制定し、ガス機器の環境配慮設計を図っている。
化学（日本化学工業協会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品アセスメントのガイドラインの整備については調査を進めていないが、温室効果ガス排出削減を推進すべく、ライフサイクル全体を通し製品の温室効果ガス排出削減貢献量を把握する cLCA（Carbon-Life Cycle Analysis）手法の普及・啓発を行っている。
電機・電子（情報通信ネットワーク産業協会、電子情報技術産業協会、ビジネス機械・情報システム産業協会、日本電機工業会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家電業界の各事業者においては、「家電製品製品アセスメントマニュアル」に基づき、省資源化に配慮した設計、長期使用が可能な部品の採用等による製品の長期使用に資する設計、およびリサイクルに容易な素材の選択等によるリサイクルに配慮した設計等（管理物質の使用削減含む）についての製品アセスメントに取り組んでいる。 ・ 「家電製品製品アセスメントマニュアル第 5 版」を、平成 26 年（2014 年）3 月に発行。
産業車両（日本産業車両協会）	<p>（会員の取組み事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の標準として、製品アセスメントの改訂を実施中。 ・ 環境配慮型製品認定制度（認定要領の社内規定）を策定。 ・ 地球温暖化防止、資源循環、環境負荷物質のリス

	ク管理について、規定で定義された認定基準（製品アセスメントのガイドライン）を満足し、製品環境委員会で承認された製品・部品を、環境配慮型製品として認定。
鉄道車両（日本鉄道車輛工業会）	・ ある会社では、製品アセスメント評価（全 14 項目）のうち、「減容化」「再資源化」「再使用」「製品の破砕処理」「製品の分解性・材料の分別性」「回収・運搬」「製品の包装」「生産工程」「流通」「LCA」の 10 項目について評価し、製品開発に適用している。
航空（定期航空協会）	・ 当協会加盟各社ごとに航空機整備を行う部署等で策定、活用がなされている。

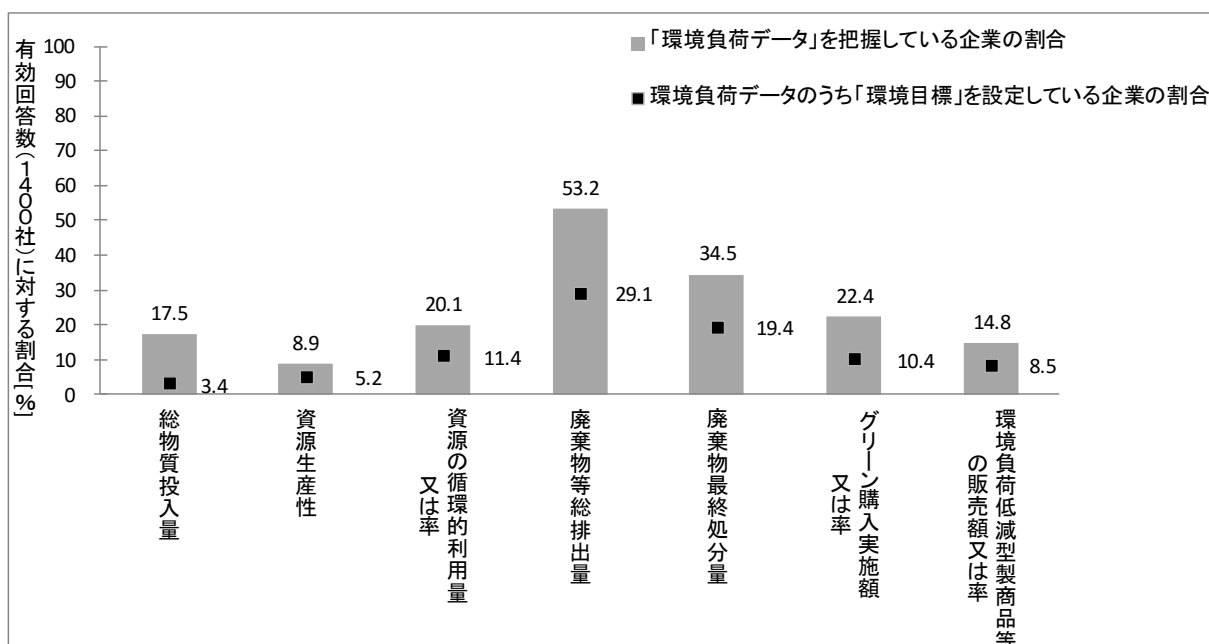
注 1：環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕—2016 年度フォローアップ調査結果—〈個別業種版〉に、「製品アセスメントのガイドラインの整備状況」として記述のあった業種についてのみ整理。

注 2：自主行動計画には、全ての取組が書かれているわけではない点に留意が必要。実際に製品アセスメントや環境配慮設計を実施していても自主行動計画中で取り上げていないこともあるため、書かれていなければ実施していないわけではない点に留意必要。

注 3：グリーン調達や原材料投入量削減等だけの取組は含んでいない。

出典：環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕—2016 年度フォローアップ調査結果—〈個別業種版〉（日本経済団体連合会）より作成

【参考】



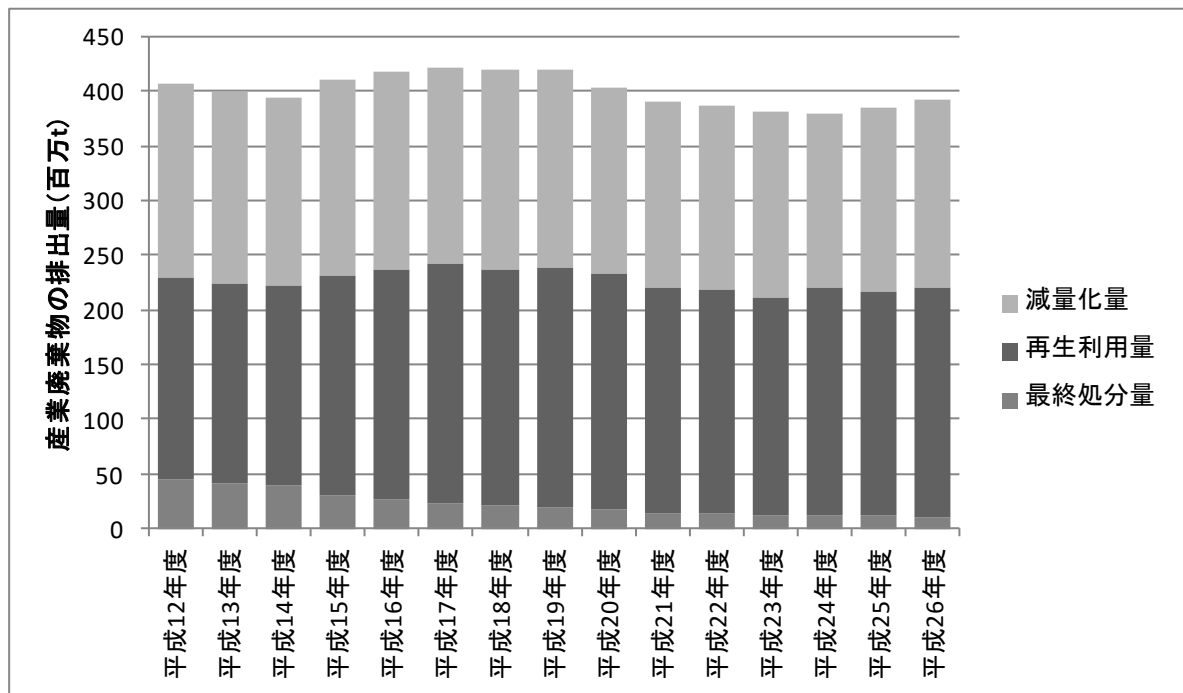
出典：平成 26 年度 環境にやさしい企業行動調査結果（環境省）

※設問 5-1、5-2 より作成。

※東京、大阪、名古屋の各証券取引所の 1 部、2 部上場企業 1,664 社及び従業員数 500 人以上の非上場企業 4,574 社、合計 6,238 社を対象とし、従業員区分及び業種区分による層化比例配分抽出を行い、3,000 社を抽出して実施。有効回答数は、1,400 社（回収率 46.7%）。

図 62 事業エリア内における環境負荷データを把握している企業の割合及び環境目標を設定している企業の割合

【参考】



出典：「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」（環境省）より作成

図 63 産業廃棄物の排出量、減量化量、再生利用量、最終処分量の推移

Ⅲ 循環型社会の形成に向けた取組状況に関する全体の評価・今後の方向性

富山物質循環フレームワークで示された共通ビジョン（関連する概念やアプローチを尊重しつつ、地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、ライフサイクル全体にわたりストック資源を含む資源が効率的かつ持続的に使われる社会を実現する。）の達成のために、例えば平成62年（2050年）の我が国のビジョンを設定し、そこからバックキャストによって上記の取組を戦略的に進める必要があります。

（1）資源生産性

平成21年度迄は大規模公共工事の減少や産業構造の変化等により、国内の非金属鉱物系の天然資源等投入量が減少したことから、資源生産性は上昇傾向にありました。しかし、近年横ばいに転じ、平成26年度には約37.8万円/トンとなっており、目標値（平成32年度で46万円/トン）の達成に向けた状況は厳しくなっています。

資源生産性が横ばいになっている背景は、近年、GDPが横ばいになっていることと、東日本大震災等の影響により天然資源等投入量が平成22年度以降に横ばいになっているためです。

その他の「土石系資源投入量を除いた資源生産性」と「化石系資源に関する資源生産性」、「ものづくりの資源生産性」と「産業分野別の資源生産性」は長期的に横ばいとなっており、以前から大規模公共工事の減少や産業構造の変化等に起因する非金属鉱物系の天然資源等投入量の減少に資源生産性の向上が依存していたことがわかります。

上記を踏まえると、資源生産性を向上させるためには、建設工事におけるリデュースや再生資材の利用拡大をさらに進めるとともに、低炭素社会の推進の観点からも石炭などの化石燃料の消費量の削減を図るなど上流側での取組を強化し、ライフサイクル全体で取り組むことにより、「土石系資源投入量を除いた資源生産性」や「化石系資源に関する資源生産性」、「ものづくりの資源生産性」や「産業分野別の資源生産性」を向上させていくことが望まれます。さらに、資源生産性の高い産業やシェアリングやリマニファクチュアリングなどの2Rに関する産業を育成することも重要と考えられます。

（2）循環利用率

循環利用率は、長期的には増加傾向にありましたが、近年、横ばいとなってきており、平成26年度には約15.8%となっています。これまでの長期的な循環利用率の増加は、大規模公共工事の減少や産業構造の変化等による国内の非金属鉱物系の天然資源等投入量の減少と、各種リサイクル法等による循環利用量の増加が主な要因として考えられます。近年の短期的動向としては、天然資源等投入量は微増していますが、引き続き循環利用量が増加しているため、循環利用率は横ばいとなっ

ています。今後、更に循環利用率を増加させるためには再生資材の活用など上流側の取組を強化し、ライフサイクル全体で取り組むことが重要と考えられます。

また、事業者の努力を的確に計測する観点から設けられた、発生した廃棄物等のうち循環利用した割合を示す出口側の循環利用率は、平成 26 年度で約 45%となっており、目標（平成 32 年度で約 45%）を達成しています。ただし、今後の循環利用のポテンシャルとなるのは非金属鉱物系のものが多く、用途が建設資材等に限られていることから、再生資材の需要を生み出しながら廃棄物の循環利用量の増大を図っていくことが望まれます。

また、「質」に着目した「隠れたフローを考慮した金属資源の TMR ベースの循環利用率」は上昇しています。一方で、金属資源の違法な海外流出の問題も指摘されており、今後、隠れたフローの大きな金属も積極的に循環利用していくことが望まれます。

今後は他の環境負荷への影響等も適切に判断しながら未利用の廃棄物を積極的に循環利用し、循環利用の量だけでなく質の向上も行いながら、循環利用率を増加させていく必要があります。また、近年は特定有害廃棄物や廃棄物等を含む循環資源の輸出量が増加傾向にあり、国外での処理状況等を的確に把握した上で適正な国際資源循環を構築していく必要があります。

（3）最終処分量

最終処分量は、平成 26 年度で約 14.8 百万トンと長期的には減少傾向にあり、既に目標値（平成 32 年度で約 17 百万トン）を達成しています。これまでの最終処分量の減少は、廃棄物処理法や各種リサイクル法等による循環利用量の増加等により産業廃棄物を中心に大幅に最終処分量が減少したことによるものです。

一方で、産業廃棄物のリサイクルの大きな割合を占めるがれき類やばいじんは、今後リサイクルの行き場を失い最終処分されるおそれがあることから、今後も最終処分量の削減に向けて、リデュースや再生資材の利用拡大など上流側の取組を強化し、最終処分の段階だけではなく、ライフサイクル全体での取組を進めていく必要があります。

（4）低炭素社会、自然共生社会など持続可能な社会づくりとの統合的取組

廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量は長期的に減少傾向にありましたが、近年は横ばいとなっています。一方で、廃棄物として排出されたものを原燃料への再資源化や廃棄物発電等に活用したことにより廃棄物部門以外で削減された温室効果ガス排出量は、平成 26 年度で約 19.4 百万トン CO₂ と推計されており、平成 12 年度と比べた場合には、約 2.3 倍と着実に増加しています。

引き続き、適切な物質循環を十分に考慮しながら廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量の抑制に努めるとともに、廃棄物の原材料・原燃料への再資源化や廃棄物発電等の廃棄物部門以外との連携も更に積極的に進めることで、日本全体の温室効果ガス排出量の削減に貢献していく必要があります。また、廃棄物以外の有価物を含めた循環資源全体での温室効果ガス削減効果も検討する必要があります。例えば、引

き続き、低炭素なリサイクルの高度化、高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備、廃棄物収集運搬車の低燃費化、地域の低炭素化等を進める必要があります。

一方、国際的には、平成 27 年 9 月に、国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs) (165 ページ参照) を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、さらに、平成 28 年 5 月に、G7 富山環境大臣会合において、「富山物質循環フレームワーク」(176 ページ参照) が採択されました。

これらを踏まえ、SDGs における 17 の Goal のうち、資源効率の向上 (Target 8.4)、持続可能な生産と消費 (Goal12) など、その達成基盤として資源と環境に直接的に言及している 12 の Goal を平成 42 年度(2030 年)に達成できるよう、循環型社会形成の取組を戦略的に進める必要があります。例えば、SDGs の目標も踏まえ、食品ロス削減に向けた取組を加速化するため、食品ロス削減目標の設定や、福祉的な視点にも配慮したフードバンク活動への支援など、目に見える取組の強化が必要です。

また、循環型社会形成の取組を、経済・社会課題としても扱い、分野横断的・分野別政策に統合すべきです。具体的には、富山物質循環フレームワークに基づき、循環型社会と気候変動、異常気象、有害物質、災害廃棄物、自然環境保全、海洋ごみ、原材料へのアクセス、産業競争力その他の課題に関する政策を包括的に統合し、促進すべきです。例えば、バイオマスプラスチックなどの再生可能資源の使用拡大について、温室効果ガス削減、海洋ごみ対策、リサイクルシステムへの影響など、多様な観点から評価しつつ、積極的な活用と必要な対応を図っていく必要があります。また、製品中の有用又は有害な物質に関して、情報の共有化を図り、資源循環の促進や有害物質の管理等の観点から統合的な対応を図っていく必要があります。

さらに、資源効率性については経済政策、産業政策の位置づけも大きく、産業界も重要なステークホルダーであることから、環境政策としても事業者の取組のフォローアップや支援を行う必要があります。

このような統合的な取組を進めるためには、関係省の連携を更に進める必要があります。

(5) 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化

現在、一般廃棄物のリサイクル率は約 20% で横ばいの状況であり、地域主導による循環型社会推進の取組についても、近年は取組が停滞しています。また、各種リサイクル法における法定目標を達成するためには、地域における積極的な取組が不可欠な状況です。

一方、今後、我が国において人口減少や地域の人口偏在・高齢化が進むことが予想される中、循環型社会の形成のみならず、地域住民の孤立や貧困等の問題を抱える地域コミュニティの再生や地域経済の活性化にもつなげるため、地域で自発的に行われる循環型社会の形成を目指すことが重要です。特に急速な高齢化に伴い、分別やごみ出しを行うことが困難な高齢者が増えており、高齢者の見守りなど福祉政

策と連携した戸別収集を行うなど、地域の実情にあわせて、きめ細かい対応を進める必要があります。

また、富山物質循環フレームワークにおいても、地域の多様な主体と協力したイニシアティブの重要性が共有されたところであり、今後、地域の多様な主体間の連携（産業・地域共生）に基づき、各地域の資源、物品、エネルギーの融通、活用を図り、新産業育成や雇用創出、地域活性化を推進することが必要です。

このため、富山物質循環フレームワークに基づき、循環型社会の形成が、雇用創出や経済成長、地域振興、地域経済の活性化に繋がるよう、地域における文化等の特性、人と人とのつながり、中小企業の果たす役割等に着目し、地域の各主体で連携して地域循環圏の取組を強化する必要があります。

地域循環圏の形成に係るシステム・計画の立案に当たっては、今後の人口減少や少子高齢化により地域の力が衰えていくことや地域循環圏を支えるまち・ひと・しごとが求められていくことを踏まえて、検討を進める必要があります。また、地域循環圏の概念整理や計画策定に加え、実態把握や金融手法の活用を含む実際の取組を強化していく必要があります。その際、地域の循環資源だけでなく、人口減少により過剰となるストック資源の評価・活用についても検討する必要があります。

さらに、地域循環圏については、物質循環の観点だけではなく、循環、低炭素、自然共生の統合的アプローチに基づき、バイオマスの利用や、森・里・川・海が生み出す生態系サービスの需給による自然的なつながりや、資金循環や人口交流等による経済的なつながりを深めていく「地域循環共生圏」構築の実現化に向けた施策を進めていく必要があります。

（６）ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

（１）、（２）で記載した通り、資源生産性及び循環利用率は、近年横ばいとなっており、今後はリデュースや再生資材の利用拡大など上流側での取組を強化し、ライフサイクル全体で取り組むことや、資源生産性の高い産業やシェアリングやリマニファクチュアリングなどの２Ｒに関する産業を育成することが必要となっています。また、環境配慮設計については、循環基本法に位置づけられており、各種リサイクル法でも努力規定が設けられていますが、基本的には個別企業の取組に留まっています。

このため、廃棄段階のみならず、生産・消費段階を含む物質のライフサイクル全体を通じて循環型社会形成の取組を行政、事業者、消費者、NGO・NPO等の各主体が連携して強化することとし、その際には、拡大生産者責任や持続可能な調達、ビジネスとのパートナーシップ等のポリシーミックスを適用する必要があります。特に、規制的措置に加え、透明性や説明責任を確保しつつ、事業者による自主的な行動や情動的措置等の適切な政策及び措置を最大限活用する必要があります。また、環境配慮設計については、各種リサイクル法の対象外の製品を含め、製品製造段階からの環境配慮設計の状況を把握した上で、環境配慮設計を進めるため、横断的な検討をする必要があります。さらに、消費者が循環資源の収集方法やその利用方法について容易に把握することができるような発信方法を検討し、発信を強化してい

くとともに、環境物品等の購入の更なる促進等を通じて、高度なリサイクルが社会的に評価されるような仕組みを構築する必要があります。

3Rのうち、優先順位が高いものの取組が進んでいない2R（リデュース・リユース）については、引き続き、消費者や事業者の意識改革を進めるためにごみの有料化など経済的インセンティブを活用するとともに、今後、他の手法も含めたポリシーミックスを推進し、2Rが進む社会経済システムを整えていく必要があります。例えば、2R推進のために「3R行動の見える化ツール」の国民や企業による利用拡大、一層のリユース業界の優良化やリユースへの意識の向上によるリユースに係るビジネスの市場拡大、事業者が排出抑制や再利用に向かうインセンティブの検討などを進める必要があります。また、廃棄物の減量のためにも、既存住宅の改修による長寿命化など、良質な社会ストックを形成し、社会需要の変化に応じて機能を変えながら長期に活用していくための技術を開発し、経済的インセンティブを与える制度を整えていく必要があります。さらに、SDGsの目標も踏まえ、食品ロス削減の取組を加速化するため、生産流通過程、外食産業、家庭など全体の流れの調査と併行して、食品ロス削減目標の設定など目に見える取組の強化が必要です。

リサイクルについては、プラスチックなど多種多様な製品に含まれている素材、食品、ベースメタルやレアメタル等の金属、土石・建設材料、温暖化対策等により新たに普及した製品や素材について、更なる取組を進める必要があります。

プラスチックなど、容器包装のみならず、家電や自動車、製品など多種多様な製品に含まれている素材については、どのような製品にどれだけ素材が含まれているか把握した上で、海洋中のマイクロプラスチックなどプラスチックが惹起する新たな問題にも留意しつつ、個別リサイクル法の世界に留まらず、循環資源全体でのリサイクルのあり方の検討、分別意識の向上や廃棄物の発生抑制、廃棄物の適正な処分の確保を進める必要があります。さらに、容器包装や製品プラスチックのように日々大量に複数の購入ルートがある製品についてリサイクルを進めるために、製品の製造段階だけではなく、回収ルートの確立など物流段階での検討を進める必要があります。

食品については、食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」に注目が集まっており、各所で食品ロスの削減の取組がなされています。また、食品リサイクル法の再生利用等実施率については食品製造業は目標を達成していますが、外食産業など下流側では目標を達成しておらず、食品リサイクルの取組を更に進める必要があります。さらに、平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不適正な転売事案を踏まえ、転売等防止の対策の強化と食品リサイクルの取組とを同時に促進していくよう、排出者である食品関連事業者に求めていく必要があります。

ベースメタルやレアメタル等の金属については、小型家電リサイクル法に参加する市町村は着実に増加し、現在、70%の市町村が参加しています。一方で、小型家電回収の目標量（1年当たり14万トン）に対して、回収量は約6.7万トン（平成27年度）にとどまっており、市町村の規模や体制の違いを踏まえ、地域の特性を活かした様々な工夫のもとでの更なる回収量増大への取組が必要です。また、小型家電リサイクルシステムの普及により、ベースメタル、レアメタル、その他の有

害な金属元素の上流側での回収がどの程度進み、現在、下流側で行われているごみ処理（各種中間処理）からの有用金属元素回収や残渣の再生利用・最終処分にどのような影響と効果をもたらされているか、あるいは将来の可能性があるのかについての分析を進める必要があります。さらに、平成 32 年（2020 年）に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて小型家電等からリサイクルされた金属を使って入賞メダルを制作する国民参画型プロジェクトが進められており、このような国民のリサイクル参加を促す様々な取組を進める必要があります。

セメントや再生骨材などの土石・建設材料は、汚泥、がれき、鉱さい、ばいじんなど様々な産業廃棄物のリサイクル先となっています。しかしながら、今後、人口減少・少子高齢化によって、建設需要が低下した場合や地域によって需給バランスが異なった場合には行き先を失う可能性があります。このため、今後は、再生材の新規用途への利用促進や地域間での需給調整のための対策が必要となるほか、長期的には日本全体としての需給バランスについても十分に考慮する必要があります。加えて、資源価格などの社会動向にも配意して取組を進めて行く必要があります。一方、高度経済成長期に大量に整備された施設が更新需要を迎えており、建設廃棄物が増加するおそれもあり、対応を検討する必要があります。特に、廃石膏ボードなどリサイクルが滞っている建設廃棄物について検討が必要です。また、人口減少や少子高齢化等により、地域で空き家等の使われず放置された建築物が増加しています。これらの建築物を放置し続けた場合、将来、処理責任が不明確な建設廃棄物や災害時に自治体が処理せざるを得ない災害廃棄物となる可能性が高いことから、廃棄物対策という観点からも、対応を検討する必要があります。

温暖化対策を進めていくと、太陽光パネルや蓄電池、CFRP（炭素繊維強化プラスチック）など、より高度な製品や素材の普及が進んでいくこととなるが、こうした低炭素製品が 3R を阻害せず、むしろ 3R の推進でこうした低炭素製品が普及するよう検討を進める必要があります。

（7）適正な国際資源循環体制の構築

循環資源の輸出量は、平成 12 年と比べ、古紙、鉄鋼くず、鉱さい・灰等、プラスチックくずが大きく増加し、全体で約 4 倍に大きく増加しています。一方、循環資源の輸入量は、平成 17 年以降増加傾向にありましたが、近年は横ばいとなっています。

また、家電リサイクル法対象品目の回収率は、52.2%（平成 27 年度）となっており、エアコンなどスクラップとして海外に流出したのも一定量あるとみられています。循環資源の不適正な海外流出を防止するため、地方環境事務所を中心に、税関と連携して、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号。以下、「バーゼル法」という。）・廃棄物処理法に基づく対策に取り組んでいます。しかし、使用済家電等が混入した金属スクラップ等について、現場における規制対象物か否かの判断が困難であり、取締りに限界があります。また、地方公共団体が条例で資源の持ち去り対策を行うケースや不用品回収業者対策に取り組んでいます。十分な指導や取締りが困難な状況にあります。このため、不法輸出

入対策について、関係省庁による連携及びアジア太平洋地域の関係国・関係国際機関との連携を一層進める必要があるとともに現場で客観的かつ短時間で規制対象物か否かを判断できる適切な基準を整備することにより、取締りの実効性を確保する必要があります。さらに、地方公共団体等による資源の持ち去り対策や不用品回収業者対策を一層強化するとともに、不用品回収業者対策に関しては、住民の利便性の向上や指導・取締りがしやすい仕組みづくりを進める必要があります。

一方、バーゼル法に基づく金属回収目的の二次資源（電子部品スクラップ等）の輸入について、国内に環境上適正な管理が可能なりサイクル施設があり、受入れ余力があるが、我が国での手続きに時間がかかるため、他国との二次資源の獲得競争に負けているとの事業者の声があります。このため、国内外で発生した二次資源（使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等）について、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、手続きを簡素化するなどバーゼル法における規制の在り方等について必要な措置を講じる必要があります。

さらに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみについては、生態系や人の健康への影響が懸念されており、G7や TEMM 等の国際的な枠組みも活用しつつ、国内外においてリデュースの推進、調査研究の推進等に取り組む必要があります。

国際的な協力については、国際的なサプライチェーンや貿易・投資、ODA、ラベリング、データ改善や経済分析等において、G7 間を含む国際レベルでの協力を強化する必要があります。また、我が国として、富山物質循環フレームワークに基づき、ベストプラクティスや適用可能な最良技術（BAT）等の共有、温暖化対策と廃棄物対策のコベネフィット事業の支援、途上国における循環型社会形成政策の能力構築支援、激甚な自然災害を経験する国・地域への支援等を進める必要があります。

（8）万全な災害廃棄物処理体制の構築

大規模災害でも円滑かつ適正に廃棄物の処理を行うことができるよう、廃棄物処理の広域連携体制の構築や災害に強い浄化槽の設置の推進等が進められています。一方、地方公共団体が災害廃棄物処理計画や仮置場の確保等を進めていますが、十分に組み込まれていない状況にあります。

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害や平成 28 年 4 月に発生した熊本地震について、現在まで概ね適正かつ円滑に対応していますが、大規模災害による主要な廃棄物処理施設の被災や多数の住民避難等により、生活ごみやし尿の収集処理が遅れ、生活環境の悪化を招くおそれがあることが明らかとなりました。

このため、平時から災害時における生活ごみ、し尿、災害廃棄物の収集、処理を適正かつ迅速に実施するため全国単位・地域ブロック別単位等各レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化（初動時の迅速な情報共有、仮置場の確保、災害廃棄物処理計画の策定、廃棄物処理施設の耐震化、広域連携体制の構築など）を進める必要があります。また、風水害等については、温暖化対策における適応策との統合を含めて検討する必要があります。さらに、引き続き、災害時のアスベスト・化学物質等への対応に向けた情報を共有し、統合的な取組を進める必要があります。

(9) 適正処理の更なる推進

不法投棄の新規判明件数は、ピーク時の平成 10 年代前半に比べて、大幅に減少しており、一定の成果が見られます。一方で、平成 27 年度でいまだに年間 143 件、総量 16.6 万トン（5,000 トン以上の大規模事案 3 件、計 14.7 万トン含む。）もの悪質な不法投棄が新規に発覚し、後を絶たない状況にあります。このため、引き続き、全国ごみ不法投棄撲滅運動の展開による監視活動の強化や、関係法令等に精通した専門家の派遣により都道府県等へ助言等を行う支援等に取り組む必要があります。また、国と都道府県等が緊密に連携し、大規模事案を中心に新規判明事案を減少させることができるよう、早期発見による未然防止及び早期対応による拡大防止の取組を一層推進する必要があります。また、優良産廃処理業者の育成や適正な廃棄物処理に繋がる電子マニフェストの加入率の向上を図り、システム改善・普及を進めるとともに、優良産廃処理業者の更なる質の向上や業界全体の育成のために、規制合理化とセットでのインセンティブ施策を充実させていく必要があります。さらに、優良産廃処理業者の増加による不法投棄・不適正処理の減少の効果について把握する必要があります。

アスベスト、PCB、残留性有機汚染物質（POPs）、水銀、埋設農薬等について、適正な処理が進められています。

アスベストについては、引き続き適正に無害化処理を行うことが必要です。

POPs 廃棄物のうち高濃度 PCB 廃棄物については、平成 28 年の PCB 特別措置法の改正を受けて、計画的処理完了期限の一日も早い達成に向けて確実かつ適正な処理の推進のための措置を講じ、政府一丸となって取り組んでいく必要があります。また、低濃度 PCB 廃棄物については、正確な全体像を把握するための方策及び低濃度 PCB 使用製品の廃棄又はポリ塩化ビフェニルの除去のための方策について検討し、処理体制の充実・多様化を進める必要があります。

その他の POPs 廃棄物については、その処理の制度的な在り方について検討しており、検討結果に応じて必要な制度的措置を講じていく必要があります。

廃金属水銀については、長期管理を徹底するための調査研究や検証を進めつつ、国を含めた関係省の適切な役割分担の下での処理体制及び長期間の監視体制を含め、全体の仕組みを最適なものとするよう検討を深めるとともに、退蔵された水銀血圧計等の回収促進を図る必要があります。このほか、水銀汚染防止法に基づき水銀含有再生資源の管理が適切に行われるよう、必要な普及啓発を行うとともに、法の適切な運用を図る必要があります。

鉛蓄電池等の鉛を含む廃棄物等については、引き続き適正処理を推進していくとともに、国際的動向を注視していく必要があります。

周辺環境が汚染されないよう管理している埋設農薬については、引き続き適正な管理・処理を推進していく必要があります。

また、高齢化により在宅の医療廃棄物が増加しており、着実な適正処理への対応について検討が必要です。

さらに、リサイクル原料について、有害物質の混入状況に関する基準の策定、効

果的な管理方法については、有害物質規制の強化などの国際的動向も踏まえ、ライフサイクル全体を通じたリスク削減も念頭に検討する必要があります。

最終処分場の残余年数は、一般廃棄物は平成 26 年度で 20.1 年、産業廃棄物は平成 25 年度で 14.7 年と目標達成に向けて着実に推移していますが、一方で残余容量は減少しており、また、地域偏在が見られます。廃棄物処理施設や最終処分場は、循環型社会形成や大規模災害対応に必要な不可欠な施設であり、長寿命化等のストックマネジメントも含め、今後一層、支援を行う必要があります。また、当該施設の整備等に当たっては、災害拠点としての施設整備の観点が重要であることから、これまでも増して計画段階から地域住民等の理解及び協力を得ながら推進すべきです。なお、廃棄物処理施設の整備を含む処理全体の体制構築に当たっては、将来の人口減少等の社会状況の変化を考慮する必要があります。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下、「放射性物質汚染対処特措法」という。）にいう事故由来放射性物質によって生じた汚染廃棄物の処理については、帰還困難区域を除き、概ね着実に進捗しています。一方で、福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を安全に集中管理する中間貯蔵施設の整備等については、被災地域の復興の加速化に資するため、取組の強化を図ることが必要です。政府は事業の実施に当たり、引き続き地方公共団体等の関係者と連携しつつ、一日も早い住民の方々の生活再建や地域の再生を可能としていくために、更に努力を重ねる必要があります。また、指定廃棄物の処理については、政府と地方公共団体等が緊密に連携し、引き続き双方が対話しつつ、その取り扱いに関する方針に沿って着実に進める必要があります。

また、地方公共団体の浄水場又は終末処理場において保管されている放射能濃度の高い汚泥については、放射性物質汚染対処特措法や廃棄物処理法に基づく処理が着実に進むよう、引き続き取り組む必要があります。

（10）循環分野における技術開発、人材育成等

循環型社会の形成に向けて、より良いデータ及び分析に基づいた政策立案と評価を強化する必要があります。特に、富山物質循環フレームワークに基づき、各取組について、適切かつ科学に基づき、広く認知された国内指標を検討するとともに、他の国々が参考とできるよう、算定方法や指標、レビュー結果の共有を含む透明性のあるフォローアッププロセスを国内で構築する必要があります。また、循環分野においても、費用対効果や社会全体で負担する費用の低減という点に留意し、効率的に施策を講じていく必要があります。

ライフサイクル全体で資源循環の徹底を図るためには、製造段階で環境配慮を組み込むための設計、少ない資源投入での効率的な製造プロセス、再生品の利用先の拡大、製品の長寿命化に向けた耐久性向上、社会ストックを社会需要の変化に合わせて機能を変えながら長期に活用していくための維持管理、効率的な静脈物流の構築、天然資源と同等の競争力を持つ高品質な再生品を生み出す高度な選別・再生処

理など様々な分野で高度な技術を開発・導入していく必要があります。また、近年、リユースやシェアリングに関する新たなサービスが生まれており、資源循環の観点からも期待されています。これらの高度な技術や新たなサービスを実現し、普及させるため、近年、急激に発展している ICT 技術を積極的に活用していくことも求められています。

一方、少子高齢化の進展や都市への人口移動等により、資源循環に関する技術や知識を持つ人材の不足や偏在が生じつつあり、地域において資源循環を担う人材の育成を図ることが必要です。また、国や県、市町村、事業者等の各主体の役割と責任を社会の変化に応じて見直していく必要がある中、既存概念にとらわれず、新たな構想力と実行力をもつ各主体での人材育成が求められています。

循環型社会形成に向けた国民の意識・行動のアンケート調査や 2R の取組状況を見ると、減少傾向の項目も多く、目標達成に向けて厳しい状況です。また、意識と行動を比較すると、高い意識が実際の行動に十分には結びついていない傾向が続いています。このため、個々人の高い問題意識が実際の 3R 行動に結びつくような情報発信の在り方や、3R 行動の取組を後押しする制度・社会システムの在り方について検討していく必要があります。特に、環境配慮型製品に関する情報を消費者（最終消費者）に提供するとともに、環境配慮型製品に関する消費者の認識を持続可能な消費行動に結びつけるための検討を行い、実践を促す必要があります。

IV 取組指標・ヒアリング結果等を踏まえた、各主体の取組状況及び評価・課題

第1節 国民の取組

(第三次循環基本計画における国民に期待される役割)	
国民は、消費者、地域住民として、自らも廃棄物等の排出者であり、環境への負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていくことが期待されます。	
現在の状況	評価・課題
<p><関連する取組指標> (目標を設定する指標)</p> <p>○一般廃棄物の減量化 (1人1日当たりのごみ排出量、家庭から排出された1人1日当たりのごみの量)</p> <p>○循環型社会に向けた意識・行動の変化 (廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識、具体的な3R行動の実施率)</p> <p>○各種リサイクル法の目標達成状況</p> <p>(推移をモニターする指標)</p> <p>○国民一人当たりの資源消費量</p> <p>○耐久消費財の平均使用年数</p> <p>○2Rの取組状況 (レジ袋辞退率(マイバッグ持参率)、詰替・付替製品の出荷率、びんのリユース率の推移、リユース・シェアリング市場規模)</p> <p>○一般廃棄物のリサイクル率</p>	<p>○ 1人1日当たりの事業系を含むごみ排出量、及び1人1日当たりに家庭から排出されたごみの量は、目標達成に向かって年々削減が進んでいます。この削減の要因としては、個別リサイクル法の施行、ごみ袋の有料化などが考えられます。今後、目標を達成するために更なる削減を図るためには、食品ロス削減や、容器包装廃棄物や食品廃棄物の排出の少ない商品の購買行動を促し、国民一人一人のライフスタイルを変革することが重要です。</p> <p>○ 国民の意識・行動のアンケート調査や2Rの取組状況をみると、減少傾向の項目も多く、目標達成に向けて厳しい状況です。また、意識と行動を比較すると、高い意識が実際の行動に十分には結びついていない傾向が続いています。高い意識やライフスタイルの変革の必要性についての認識があったとしても実際の行動へつなげることにハードルがあると考えられます。そのため、個々人の高い問題意識が実際の3R行動に結びつくような情報発信の在り方や、3R行動の取組を後押しする制度・社会システムの在り方について検討していく必要があります。また、意識も高水準ながら低下が見られますが、こちらについては、環境意識が一般化したためということも考えられることから、引き続き普及啓発の取組を</p>

	<p>行いながら、今後他の要素も含めた総合的な判断を行うことが必要と考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 一般廃棄物のリサイクル率はここ数年横ばいであり、生ごみ、紙、プラなどの3Rや購買（グリーン購入）を進める必要があります。○ 取組のデータと意識・行動のアンケート結果の傾向の違いなど、現在のデータだけでは取組の進展について適切な評価が難しいものがあります。これらの取組については、その要因を探り、より適切な評価方法の検討をしていく必要があります。○ 詰替・付替製品の出荷率のように、既に高い水準に到達している指標については、その対象製品分野を拡大する等、よりよいデータ把握を検討していく必要があります。○ 消費者の努力によって様々な取組が進展してきたところではありますが、更に3Rの取組を進める上で消費者の努力にどこまで依存するのかは今後検討が必要となります。
--	--

第2節 NGO/NPO、大学等の取組

(第三次循環基本計画における NGO/NPO、大学等に期待される役割)

NGO/NPO等の民間団体は、自ら循環型社会の形成に資する活動の担い手となることに加え、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を果たすことが期待されます。また、大学等の学術・研究機関は、情報を国民が理解しやすいような形で分かりやすく提供することで、各主体の具体的な行動を促すことが期待されるとともに、学術的・専門的な知見も活かし、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割や、地域における環境保全活動に積極的に取り組むことが期待されます。

現在の状況	評価・課題
<p>【NGO/NPO等の民間団体】</p> <p><関連指標>なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NGO/NPO等の全体の取組状況に関する定量的・定性的なデータはありませんが、ヒアリングにおいては、NPOによる全国ネットワークの構築や、アジアのNGOとの経験交流、地域における情報発信の担い手の育成、環境教育、各主体との取組による3Rに関する取組など、幅広い取組が紹介されています。 ○ 容器包装リサイクルの普及啓発を促進するため、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R推進 マイスター）が、環境大臣から委嘱を受けて活動しています。 <p>【大学等の学術・研究機関】</p> <p><関連指標>なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学等の各学術・研究機関はそれぞれの得意分野や特色を活かした取組を進めており、日本の研究機関は国際的にも競争力があると思われませんが、それらの取組に関する全体的な定量的・定性的なデータがありません。 	<p>【NGO/NPO等の民間団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域と連携した普及啓発、コミュニティビジネス、各主体の連携協働のつなぎ手など、新しい取り組みをしている NGO/NPO が増えていると考えられます。一方で、NGO/NPO 内における人員不足、高齢化、次世代の担い手の育成、継続的活動の財源基盤の構築が課題となっています。 ○ 消費者への情報発信を強め、国民が廃棄物減量化に向けた取組に参加できる仕組みづくりを行う必要があります。 ○ 地域や NGO/NPO 等の民間団体同士だけでなく、大学等、地方公共団体等と幅広い主体と連携・協働し、取組の輪を広げることで、相乗効果を図っていくことが必要です。 ○ NGO/NPO 等により地域での3R人材育成や普及啓発に取り組んでおりますが、なお一層の情報共有や活動の活性化が望まれています。 <p>【大学等の学術・研究機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学術・研究機関の全体的な取組を評価するための定量的・定性的なデータの充実、評価方法の検討が必要となります。 ○ 学術・研究機関は、個人同士のネットワークで連携が進められており、組織化できていないことが課題として挙

	<p>げられます。また、地域において、ノウハウを有する学術・研究機関がコーディネーターとしての役割を担うことが重要となります。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 各主体が行っている取組やノウハウを知ることが出来るプラットフォーム作りが大事であり、様々な分野のプラットフォームとうまく連携統合することが重要となります。知見を効率的に統合化するために学術・研究機関を活用することも考えられます。○ NGO/NPO 等の民間団体や地方公共団体等の幅広い主体と連携・協働し、取組の輪を広げることで、相乗効果を図っていくことが必要です。
--	---

第3節 事業者の取組

(第三次循環基本計画における事業者に期待される役割)

製造事業者等は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たし、とりわけ法令順守を徹底し、排出者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理の発生を防止することが求められます。また拡大生産者責任を踏まえて、適正な循環利用・処分に係る取組への貢献や情報公開など透明性を高める努力を行うことが求められます。また、事業者団体は業種に応じた目標を設定すること等により全体の取組をより深化させていくことが期待されます。

小売事業者は消費者に近い事業者として、例えば、リユース製品、リサイクル製品等の積極的な販売、マイバックの推奨等、特に一般廃棄物削減に係る取組への貢献が求められます。

廃棄物処理業者・リサイクル業者は、生活環境の保全と衛生環境の向上を確保した上で、廃棄物を貴重な資源として捉え、そこから有用資源を積極的に回収し循環利用していくことが求められます。また、廃棄物処理やリサイクルに関する技術はその高度化を図るとともに、知的財産として適正に管理していくとともに、基礎的技術など汎用性のあるもの等はより多くの事業者が活用できるよう共有していくことが期待されます。さらにアジアをはじめとする諸外国の廃棄物・3R技術の高度化に貢献していくことも期待されます。

金融機関や投資家は、循環型社会づくりに取り組む企業・NPO や、循環型社会づくりにつながるプロジェクト等に対して的確に資金供給することが期待されます。また、金融機関のコンサルティング機能を活用し、地域循環圏の形成において、地域で活動する排出事業者、リサイクル事業者等、各主体のつなぎ手の役割を果たすことが期待されます。

現在の状況	評価・課題
<p>【製造事業者等】</p> <p><関連指標></p> <p>(目標を設定する指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電子マニフェストの普及率 ○一般廃棄物の減量化(事業系ごみ排出量) ○各種リサイクル法の目標達成状況 <p>(推移をモニターする指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2Rの取組状況 (詰替・付替製品の出荷率、びんのリユース率の推移、リユース・シェアリング市場規模) ○不法投棄の発生件数・投棄量 ○環境マネジメント等の実施 (グリーン購入実施率、環境マネジメ 	<p>【製造事業者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電子マニフェストの普及とともに、不法投棄件数は年々減少しているなど、廃棄物の適正処理に関する取組は着実に進んでいるものと評価できます。一方で、大規模事案発覚等もあり、更なる取組が必要です。 ○事業系ごみ排出量は、近年横ばい傾向であり、その増減要因を明らかにするとともに、目標達成に向けた更なる取組が必要です。 ○産業廃棄物の排出量や再生利用量は近年横ばいか微増であり、排出抑制の取組とともに、再生利用の大きな割合を占めるがれき類や鉱さいなどについて、再生材の新規用途への利用促進や

<p>ントシステムの認証取得件数、環境報告書の公表・環境会計の実施率、製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況、資源生産性の向上等に向けた目標を設定している事業者数)</p> <p>○産業廃棄物の排出量、減量化量、再生利用量、最終処分量の推移(参考)</p>	<p>地域間での需給調整のための対策が必要です。</p> <p>○ 「エコアクション21」の認証取得数については、増加しているものの増加率は鈍化しつつあります。引き続き、利便性向上のための取組や、インセンティブ付与の検討など金融機関との連携等による認証促進に向けた取組を進めていくことが必要です。さらに、環境報告書や環境会計、グリーン購入を実施している企業の割合は減少傾向が見られるため、今後は取組の工夫が必要です。</p> <p>○ 事業者等の取組により最終処分量の削減は着実に進んでいますが、今後、更なる取組を進めるために再生材の利用や環境配慮設計等、業界ごとの特性に応じた、事業者の努力を適正に反映させることができるような指標の検討が必要になります。また、個別の取組が進んだ場合でも、国全体としては悪化してしまう可能性もあり、個々の取組だけでなく国全体の取組状況とその影響を評価する必要があります。</p> <p>○ 再生材の利用を促進する上ではコストや技術的な課題があります。単独の業界だけの取組では難しい点もあり、建設業界であれば発注者や設計者など関連する業界を含めた連携が必要です。また、地域によって再生材の需給バランス、再生利用の認定状況、再生材の利用に対する意識が異なっています。今後、再生材の利用を進めるためには、全国共通の認定基準等や東京オリンピック・パラリンピック等の機会を活用し、再生材の需要を創出するとともに、再生材を利用した製品を評価していく必要があります。</p>
--	---

【事業者団体】

- (一社) 日本経済団体連合会は、「2016 年度以降の循環型社会形成自主行動計画の方針」及びヒアリングにおいて、今後も「循環型社会形成自主行動計画」として自主的取組を継続するとしています。2016 年度以降は、東京オリンピック・パラリンピック開催等の影響による最終処分量が増加する可能性の指摘がある中でも、産業界として「低炭素社会の実現に配慮しつつ適切に処理した産業廃棄物の最終処分量について、2020 年度に 2000 年度実績比 70%程度削減を目指す」という目標を掲げ、引き続き削減に取り組むとしています。

また、「最終処分量削減目標に加えて、業界ごとの特性や事情等に応じた適切な独自の数値目標を設定して取り組んでいく」としており、「2016 年度以降は、資源循環の質の向上に向けた目標設定の充実に努める方針」としています。

具体的な資源循環の質を高める取り組みとしては、製造の過程で生成される副産物を原料として使用することによる付加価値向上の追求、再資源化・縮減率の高い優良な再資源化施設の利用促進、使用済み製品の自主回収・リサイクル推進による資源の有効活用、企画設計段階から建設資材投入削減を図ることによる廃棄物の発生抑制等が挙げられています。

- ヒアリングにおいて、鉄鋼業における省エネルギー・省資源、リサイクルの取組が紹介されています。また、ライフサイクル全体で環境負荷を考えることの必要性も紹介されています。
- ヒアリングにおいて、セメント産業

【事業者団体】

- (一社) 日本経済団体連合会は、2016 年度以降は資源循環の質の向上に向けた目標設定の充実に努める方針としていることから、今後そのような業界独自の取組を適切に把握するための仕組みづくりが必要です。
- 業界団体の自主的な取組は日本の強みであり、この取組を進めていくことで国際的にアピールできると考えられます。また、これまでに培ってきた日本のノウハウや技術を活用し、発展途上国等における廃棄物のリサイクルの推進を行う等の国際貢献も重要となります。
- 建設業のような請負業による廃棄物の発生抑制と再生品の利用の推進には、環境配慮設計の推進等、発注者・設計者の理解や協力が不可欠であり、業界を跨いだ取組が重要となります。
- 個別の取組を評価する場合は、そのカバーする範囲や、原単位でなく総量を考慮する必要があります。

における廃棄物・副産物の有効利用と災害廃棄物の受け入れに関する取組が紹介されています。

- ヒアリングにおいて、住宅業界における住宅のライフサイクルの資材、建設、使用、解体、再生、処理・処分の各段階での環境配慮ガイドラインの策定や企画設計段階からの資材投入量削減や生産の合理化の推進、産業廃棄物広域認定制度による取組、普及啓発等の取組が紹介されています。

【小売事業者】

<関連指標>

(目標を設定する指標)

- 各種リサイクル法の目標達成状況
(推移をモニターする指標)
- 2Rの取組状況
(レジ袋辞退率、びんのリユース率の推移)
- 一般廃棄物のリサイクル率

【廃棄物処理業者・リサイクル業者】

<関連指標>

(目標を設定する指標)

- 循環型社会ビジネス市場規模
- 電子マニフェストの普及率

【小売事業者】

- 家電リサイクル法、小型家電リサイクル法や資源有効利用促進法等の回収において、小売店は重要な役割を果たしています。
- 一般廃棄物のリサイクル率は横ばいであり、自治体と連携し、生ごみ、紙、プラなどの3Rや購買(グリーン購入)を進めることが期待されます。
- レジ袋辞退率は向上する一方で、びんのリユース率の推移(リターナブルびんの使用率)については、減少傾向が続いており、小売事業者における3Rの促進を図る必要があります。
- 消費者との接点が多い立場であることから、消費者の3Rに対する意識向上を図る情報伝達及び双方向のコミュニケーションを行うことで、消費者と協働して3R行動を実践していくことが期待されます。

【廃棄物処理業者・リサイクル業者】

- 優良認定された産業廃棄物処理業者数は着実に増加し、また、循環型社会ビジネスの市場規模は、少しずつ増加はしてきているものの、目標達成に向けて、育成に向けた更なる取組を積極

<p>(推移をモニターする指標)</p> <p>○優良認定された産業廃棄物処理業者数</p> <p>○不法投棄の発生件数・投棄量</p> <p>【金融機関・投資家】</p> <p><関連指標>なし</p> <p>○ 地域金融機関の取組の全体的な定量的・定性的データがなく、評価は困難です。</p>	<p>的に行う必要があります。</p> <p>○ 取組の規模拡大や多角化ができるような国、自治体、排出事業者の連携が重要になります。そのためには技術面や民間委託に対する理解等が必要になります。一方でユニバーサルサービスとして利益が上がらない地域でもサービスを提供しなければならず自治体との役割分担も重要となります。</p> <p>○ 今後、人口減少等によって人手が不足するといった問題もあります。効率的な処理体制の検討や、優良な廃棄物処理業者・リサイクル業者の支援を検討することも必要になります。</p> <p>○ 今後再生材の利用を促進する上では製造業者や単独業界だけの取組では難しい点もあり、再生材の品質の向上も含めた取り組みが必要です。</p> <p>【金融機関・投資家】</p> <p>○ 地域循環圏の構築に向けて地域金融の果たす役割は重要であることから、国内外の取組状況の把握を進めるとともに、地域金融の有する地域のネットワークを活用し、地域内の他の主体との連携を行うことで地域循環圏を構築し、地域での雇用創出に繋げる必要があります。</p>
---	---

第4節 地方公共団体の取組

(第三次循環基本計画における地方公共団体に期待される役割)

地方公共団体は、地域の循環型社会形成を推進していく上で中核としての役割を担っており、廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすことが求められます。特に、都道府県は、広域的な観点から、市町村等の調整機能を果たすことが、市町村は、地域単位での住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められます。

現在の状況	評価・課題
<p><関連指標></p> <p>(目標を設定する指標)</p> <p>○各種リサイクル法の目標達成状況</p> <p>(推移をモニターする指標)</p> <p>○生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率</p> <p>○一般廃棄物のリサイクル率</p> <p>○使用済小型電子機器等の回収地方公共団体数・実施人口割合</p> <p>○廃棄物焼却施設における発電・熱利用の状況</p> <p>○地域における循環型社会形成に向けた取組</p> <p>(地方公共団体による循環基本計画の策定数、地域循環圏形成のための取組数)</p> <p>○海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数</p> <p>○ ヒアリングにおいて、都道府県の取組として、独自の循環型社会形成基本計画の策定が進められているほか、県民、事業者、市町村等と協働した取組の総合・広域的調整や支援、循環資源を利活用した製品や環境配慮事業所認定制度の創設等が紹介されています。</p> <p>○ ヒアリングにおいて、市町村の取組として、ごみ燃焼による熱エネルギーを発電や余熱に有効活用するサーマルリサイクル、焼却灰のエコセメント化によるゼロエミッション、市民による資源物の自主回収事業に対する助成、</p>	<p>【都道府県・市町村】</p> <p>○ 地域の循環基本計画等策定数は約8割に上りますが、その内容には程度に大きな差があり、質の向上が必要です。</p> <p>○ 地方公共団体の取組の進捗を測るための指標は、まだデータを集める仕組みが整っていないものが多いことから、まずは適切に進捗を測るためのデータ収集・整備のための仕組みづくりを行う必要があります。特に、地方公共団体における廃棄物に関する各種実態調査について、今後改善に向けた検討を行う必要があります。</p> <p>○ 一般廃棄物のリサイクル率は、横ばい傾向が続いていますが、データ制約上の課題も指摘されています。実態をより把握するためには、民間の事業者による回収等も含めたデータの収集・整備が望まれます。</p> <p>○ 地方公共団体は、各主体間のコーディネーターとしての重要な役割を果たすことが求められています。住民に向けて、事業者やNPO等の先進的な取組を紹介するなど、各主体の取組の共有化を図るとともに、第三次循環基本計画に定められた各主体に期待されている役割を踏まえ、各地域の実情に応じて地方公共団体が率先して事業者等の各主体に何をすべきかというメッセージを出していく必要があります。また、住民に向けても事業者の先進的な</p>

ボックスと宅配便を活用した小型電子機器の回収、NPOと連携した「フードドライブ」の実施による食品ロス対策、などが紹介されています。

取組を普及啓発していく必要があります。

- NGO/NPO等の民間団体や大学等の幅広い主体と連携・協働し、取組の輪を広げることで、相乗効果を図っていくことが必要です。
- ヒアリングにおいては、人口減少・少子高齢化の急激な進行に伴う一般廃棄物の適正処理の確保の問題や在宅医療廃棄物、空き屋等の問題、太陽光発電パネル等の新たな製品のリサイクルの問題等が今後の課題として挙げられています。これらの問題に対する対応の検討が必要です。

【都道府県】

- それぞれの地方公共団体の区域内だけで考えることには限界があり、広域的に考えることが必要になりますが、広域連携は大局的にみる必要があります。国として方向性を示すことが必要になります。一方、国、都道府県、市区町村の狭間に落ちてしまうような取組については、地方公共団体の主導によって積極的かつ柔軟な取組が期待されます。
- 地域内において住民と行政が対立の立場にならないようにステークホルダー間で情報を共有し、一歩先に行くための議論を行う場も必要となります。
- 「エコマテリアルの利用促進」等といった上流の政策については、都道府県がコーディネーターとしての役割を担う必要があります。

【市町村】

- 小型家電リサイクル法については、平成25年4月の施行以降、参加市町村が341（全市町村の19.6%、平成

25年4月時点)から1,219(全市町村の70.0%、平成28年4月時点)に増加し、また、「実施に向けて調整中」を合算すると、76%の市町村が前向きな意向を示しており、積極的に取り組まれています。

一方で、同法の基本方針に掲げる小型家電回収の目標量(1年当たり14万トン)に対して、回収量は約6.7万トン(平成27年度)にとどまっております。参加市町村の拡大とともに、市町村の規模や体制の違いを踏まえ、地域の特性を活かした様々な工夫のもとでの更なる回収量増大への取組が必要な状況です。

○ 家電四品目については、目標達成に向けて、不法投棄や違法なスクラップ輸出を抑制するため、回収義務外品に対する回収体制の構築や不法投棄防止に向けた取組が必要です。

○ 一般廃棄物のリサイクル率は、近年横ばいとなっており、地方公共団体の取組として、生ごみ、紙等の3Rに関する取組や購買(グリーン購入)に関する取組が重要と考えられますが、これらの取組を進展させるためには効果を得られるまでのプロセス毎に必要な条件等を整理・分析する必要があります。

また、再利用されることが確実であると市町村が認めた一般廃棄物のみの処理を業として行う者であって市町村の指定を受けたものについて一般廃棄物処理業の許可が不要となる制度(再生利用指定制度)など、地方公共団体において選択的に利用できる手法を積極的に活用することが重要です。

○ ごみ焼却施設の発電施設、総発電能力、総発電電力量のいずれも増加して

	<p>います。今後、3R の推進等により焼却せざるを得ないごみの量の減少が見込まれることから、効率の良い施設を増加させていく必要があります。また、分別等の促進によるごみの組成変化についても十分に留意していく必要があります。</p>
--	---

V 国の主な取組状況（詳細な取組は、別添参照）

第三次循環型社会形成推進基本計画第3回点検「国の取組に係る進捗状況表」

1 「質」にも着目した循環型社会の形成

(第三次循環基本計画第5章第2節の項目)	定量指標	平成25年度に講じた施策 (平成26年版白書「講じた」 に追記)	平成26年度に講じた施策 (平成27年版白書「講じた」 に追記)	平成27年度に講じた施策 (平成28年版白書「講じた」 に追記)	平成28年度上半期に講じた施策 (第4次環境基本計画第4回 点検に追記)	今後の課題(白書「講じよう」 及び第4次環境基本計画第4回 点検(調査票含む)に追記)
(1) 2Rの取組がより進む社会経済システムの構築						
<p>①社会経済システムとして2Rを推進すべく、国民・事業者が行うべき具体的な2Rの取組を制度的に位置付けることを検討する。</p>	<p>・生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率</p>	<p>●環境省では平成23年度から市町村、リユース事業者やNPO等と連携し、使用済製品等のリユースを進めるモデル事業を実施しています。また、各種2R(リデュース・リユース)に取り組んでいる事業者の情報を収集し事例集を作成しました。【環境省】</p>	<p>●リサイクルより優先順位の高い、2Rの取組がより進む社会経済システムの構築を目指し、国民・事業者が行うべき具体的な2Rの取組を制度的に位置付けるため、平成26年度はNPO、事業者等における2Rの取組状況、各種統計が示す経済・社会情勢の評価・分析を行いました。【環境省】</p> <p>●一般廃棄物処理に関するコスト分析方法、標準的な分別収集区分等を示す「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に関しては、これら3つのガイドラインの普及促進を目的として、市町村担当者を対象に都道府県等が主催する説明会等に講師を派遣しました。【環境省】</p>	<p>●リサイクルより優先順位の高い、2Rの取組がより進む社会経済システムの構築を目指し、国民・事業者が行うべき具体的な2Rの取組を制度的に位置付けるため、平成27年度は2Rの取組がより進む社会経済システム構築の実例を作るため、イベントごみ削減に向けた条例制定や持続可能なフードバンクシステム構築を目指すモデル事業を実施し、システム構築に向けた課題の評価・分析を行いました。同時に、我が国全体の2R取組状況を把握するための指標について検討を行いました。【環境省】</p> <p>●一般廃棄物処理に関するコスト分析方法、標準的な分別収集区分等を示す「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の3つのガイドラインについて、引き続き普及促進を行いました。【環境省】</p>	<p>●一般廃棄物処理に関するコスト分析方法、標準的な分別収集区分等を示した一般廃棄物会計基準等のガイドラインの周知等を通じ、市町村等による廃棄物の適正処理・3Rの推進に向けた取組を支援しました。【環境省】</p>	<p>●リサイクルより優先順位の高い、2Rの取組がより進む社会経済システムの構築を目指し、国民・事業者が行うべき具体的な2Rの取組を制度的に位置付けるため、これまでの2Rに関する施策の成果を踏まえつつ、モデル事業を実施し、将来の制度化に向けた検討を行います。</p> <p>●一般廃棄物処理に関するコスト分析方法、標準的な分別収集区分等を示す「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」という、3つのガイドラインについて、更なる普及促進に努めます。</p> <p>●容器包装の2Rの推進を図るため、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において取りまとめられた容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書や、過年度までの事業の成果等を踏まえ、必要な措置を講じていきます。</p> <p>●引き続き、一般廃棄物の排出抑制及び住民の意識改革を進めるために経済的インセンティブを活用することとともに、今後、他の手法も含めた2R推進のためのポリシーミックスを推進する必要があります。</p>

						(環境基本計画点検調査票) ●引き続き消費者や事業者の意識改革を進めるために経済的インセンティブを活用するとともに、今後、他の手法も含めたポリシーミックスを推進し、2Rが進む社会経済システムを整えていく必要があります。(環境基本計画点検本文)
②2Rの取組を進めるためには、川下の消費者のライフスタイルの変革に加えて、容器包装の削減・軽量化、長期間使用することのできる製品の開発、リターナブル容器の利用等の川上の事業者の積極的取組を社会的費用にも配慮しつつ推進することが必要となる。このため、これらの取組を行っている事業者が社会的に評価される仕組みづくり等を進める。また、持続的に消費者の行動を促すことができるよう、地域における消費者、事業者、NPO、地方公共団体等の各主体間の連携等のあり方について検討する。	・リユース・シェアリング市場規模 ・びんのリユース率の推移 ・詰替・付替製品の出荷率 ・環境マネジメント等の実施		●容器包装の3R推進に関しては、産業構造審議会及び中央環境審議会において、3R推進団体連絡会による「容器包装3Rのための第二次自主行動計画」(2011年度～2015年度(平成23年度～平成27年度))に基づいて実施されたリデュースに係る取組の状況について、評価・検討を行い、委員より取組の更なる推進に向けた施策提言等がなされました。【環境省・経済産業省】	●容器包装の3R推進に関しては、産業構造審議会及び中央環境審議会において、3R推進団体連絡会による「容器包装3Rのための第二次自主行動計画」(2011年度～2015年度(平成23年度～平成27年度))に基づいて実施されたリデュースに係る取組の状況について、評価・検討を行い、委員から取組の更なる推進に向けた施策提言等がなされました。【環境省・経済産業省】 ●包装の環境配慮設計について共通の考え方として、2015年(平成27年)に包装の環境配慮設計に関する規格(JIS Z 0130群)が制定され、事業者が包装の設計・製造をする際の手順書等として活用できる手引と消費者が事業者の包装の環境配慮設計の取組を理解し商品選択の際に活用できる事例集を作成しました。【経済産業省】	●容器包装のリデュースを図るため、内容物当たりの容器包装使用重量が少ない商品の販売・製造等の促進を図るとともに、各主体間の積極的なコミュニケーションを促し、商品の製造段階における環境配慮設計を促進しています。【環境省】 ●容器包装の環境配慮設計に関する国際規格としてISO 18602(包装の最適化)及びこれに対応する国内規格としてJIS Z 0130が制定されており、これらの普及啓発を図りました。【経済産業省】	●3R推進団体連絡会による自主行動計画のフォローアップを定期的に中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合の場で実施します。 ●関係主体が連携したびんリユースを促進するための実証事業や関係者による協議会の運営等について支援していく必要があります。
③リユースを主要な循環産業の一つとして位置付け、リユース品が広く活用されるとともに、リユースに係る健全なビジネス市場の形成につながるよう、盗品販売など事業者の不適正行為防止のための法令遵守体制(コンプライアンス)の徹底はもとより、リユース品の性能保証など消費者が安心してリユース品を利用できるような環	・循環型社会ビジネス市場規模 ・リユース・シェアリング市場規模 ・びんのリユース率の推移		●2Rの中でも特にリユースを主要な循環産業の1つとして位置付け、リユース品が広く活用されるとともに、リユースに係る健全なビジネス市場の形成につながるため、事業者、地方公共団体等の関係者が連携し、地域内でのびんリユースを促進するための実証事業を5件実施しました。当該実証事業の中では、各関係者による協議会の設置等についての支援も	●2Rの中でも特にリユースを主要な循環産業の一つとして位置付け、リユース品が広く活用されるとともに、リユースに係る健全なビジネス市場の形成につながるため、事業者、地方公共団体等の関係者が連携し、地域内でのびんリユースを促進するための実証事業を2件実施しました。当該実証事業の中では、各関係者による協議会の設置等についての支援も行	●平成27年度の使用済製品等のリユース促進事業研究会で議論した、市民へのリユースの広報を目的とした「リユース読本」及び事業所におけるリユース品としての排出・調達を促進するために各種情報をまとめた「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」を本年5月に策定しました。【環境省】	●リユース業界の優良化やリユースへの意識の向上を一層進め、リユース品の活用やリユースに係るビジネスの市場拡大を図っていくべきです。(環境基本計画点検本文) ●今後、リターナブル容器の利用の推進を図る必要があります。(環境基本計画点検調査票) ●今後、事業者が排出抑制や再

<p>境整備を推進する。 また、経済活動に適合し、2R にビジネスベースで取り組む象徴的な事例を創出・定着させることを目的に、社会実験として、事業者等による先進的取組を支援する。</p>			<p>行いました。 【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●使用済製品等のリユース促進事業研究会を設置し、市町村や都道府県が、リユース事業者、地域の NPO や市民団体と協力して、新たに使用済製品等のリユースの促進に資するモデルプランを地域の特性に応じて立案してもらうモデル事業を、3 件実施しました。【環境省】 	<p>いました。【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●使用済製品等のリユース促進事業研究会を設置し、市町村や都道府県が、リユース事業者、地域の NPO や市民団体と協力して、新たに使用済製品等のリユースの促進に資するモデルプランを地域の特性に応じて立案してもらうモデル事業を、2 件実施しました。【環境省】 		<p>利用に向かうインセンティブの検討を進める必要があります。 （環境基本計画点検本文）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リユース容器の導入可能性や規格統一化の可能性、消費者に認知されるリユース容器についての検討等を行います。 ●使用済製品等のリユース促進事業研究会のモデル事業を引き続き実施します。 ●特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。）に定められた特定家庭用機器の引取台数の多い大手量販店等に対しては、引き続きリユースとリサイクルの仕分け基準の作成状況について確認します。また、同法に基づく小売店への立入検査時には、リユース品を取り扱う場合に、リユースとリサイクルの仕分け基準を作成するよう求めています。一方で、消費者に対しては、優良なリユースを行っている業者に関する情報発信を行っていきます。同時に「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」とその具体的な運用の事例集を更に周知徹底するとともに、引き続き、事例の収集を行います。これにより、リユース品に適さないと判断される特定家庭用機器等を違法に回収している事業者への自治体の指導を強化し、適正なリユースを促進します。
<p>④「3R 行動効果の見える化」として、リサイクルも含めて、個々の消費者・小売店をはじめとする事業者が実際に取り組むことができる 3R 行動とその効果を分かりやすくまとめ、きめ細やかに情報提供する。また、3R 行動効果の結果を簡易に販売促</p>			<ul style="list-style-type: none"> ●これまでに整理・開発してきた 2R 取組事例集、3R 行動による環境負荷削減効果が見える化する「3R 行動見える化ツール」等の活用による、物質循環の推進に向けた異分野間・主体間連携の在り方について、検討を行いました。事業者等による 3R 行動及び「3R 行動見え 	<ul style="list-style-type: none"> ●近年関心が高まっている、食品廃棄物の 3R 行動に係る環境負荷削減効果が見える化できるツールを作成し、第 10 回 3R 推進全国大会、セミナー及び環境省ウェブサイトにおいて情報発信しました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●官民連携によるフードチェーン全体での食品ロス削減国民運動を展開しています。【環境省・消費者庁・農林水産省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●『3R 行動の見える化ツール』を活用した 2R の推進については、今後、国民や企業による利用拡大を図っていく必要があります。（環境基本計画点検本文） ●事業者等による 3R 行動の促進及び 3R 行動による環境負荷

<p>進や環境報告書への記載などに活用できるようにし、取組実施のインセンティブとする。</p>			<p>る化ツール」の使用を促進するため、既に行われている事業者等による 3R 行動について、ツールを活用して環境負荷削減効果が見える化し、それらの事例をセミナーや環境省ウェブサイトにおいて情報発信しました。また、国民等がより容易に環境負荷削減効果が見える化できるよう、簡易版のツールを作成しました。【環境省】</p>			<p>削減効果が見える化する「3R 行動見える化ツール」の使用を引き続き促進するため、新たなツールの活用事例を構築し、それらの事例を情報発信します。</p>
<p>⑤国民の「もったいない」という文化、意識を活かし、消費者、各事業者が連携して、食品廃棄物、容器包装の削減などフードチェーン全体の改善に取り組む。</p>	<p>・廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識 ・具体的な 3R 行動の実施率</p>		<p>●フードチェーン全体の改善に向けて、我が国は、平成 26 年 4 月から食品関連 75 業種のうち 26 業種について、食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制の目標値を本格施行しました。また、食品廃棄物等の発生抑制と二酸化炭素の排出削減に同時に資する取組を実施した地域を対象にした、草の根活動への支援を平成 26 年 4 月から開始しました。加えて、食品ロス削減につながる商慣習見直しを支援するとともに、規格外品等の食品を福祉施設等に提供するフードバンク活動の強化等に対する支援により、食品ロス削減国民運動も展開しました。【環境省・農林水産省】</p> <p>●旅館・飲食・食肉事業者等の生活衛生関係営業者に関しては、それら主体による食品循環資源の再生利用率向上を図るため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）に基づき、厚生労働大臣が定める「振興指針」について、平成 15 年度に策定された「食品リサイクル推進指針」の内容を踏まえて改訂を行うことにより、引き続き支援を行いました。【厚生労働省】</p>	<p>●食品廃棄物については、フードチェーン全体の改善に向けて、平成 27 年 8 月から 5 業種について食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の発生抑制の目標値を追加し、合わせて食品関連 75 業種のうち 31 業種の目標値を設定しました。また、国全体の食品ロスの発生量についてより精緻な推計を実施し、平成 24 年度における国全体の食品ロス発生量の推計値（約 642 万トン）を平成 27 年 6 月に公表しました。【環境省・農林水産省】</p> <p>●旅館・飲食・食肉事業者等の生活衛生関係営業者に関しては、それら主体による食品循環資源の再生利用率向上を図るため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）に基づき、厚生労働大臣が定める「振興指針」について、平成 15 年度に策定された「食品リサイクル推進指針」の内容を踏まえて改訂を行うことにより、引き続き支援を行いました。【厚生労働省】</p> <p>●フードチェーンの一部である容包装に関しては、リデュース等を促進するための消費者啓発について必要なマネジメントを検討するための前提情報として、消費者の環境配慮型</p>	<p>●【再掲】官民連携によるフードチェーン全体での食品ロス削減国民運動を展開しています。【環境省・消費者庁・農林水産省】</p> <p>●【再掲】容器包装のリデュースを図るため、内容物当たりの容器包装使用重量が少ない商品の販売・製造等の促進を図るとともに、各主体間の積極的なコミュニケーションを促し、商品の製造段階における環境配慮設計を促進しています。【環境省】</p>	<p>●SDGs の目標も踏まえ、我が国として食品ロス削減の取組を加速化させるため、我が国の食品ロス削減目標の設定など、目に見える取組の強化が必要です。（環境基本計画点検本文）</p> <p>●食品ロスについては、都道府県・市町村における食品ロス削減対策の優良事例の調査を実施し、この事例を広く水平展開することで、地域の食品ロス削減対策の普及を図ります。</p> <p>●食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。）に基づき、食品廃棄物等の発生抑制目標値が設定されていない業種については、目標値の設定、その他の発生抑制の促進のための方策を引き続き検討していきます。</p> <p>●旅館・飲食・食肉事業者等の生活衛生関係営業者に関しては、それら主体による食品循環資源の再生利用率向上を図るため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）に基づき、厚生労働大臣が定める「振興指針」の見直しを行い、食品リサイクルの実施率向上を図る支援を行います。</p> <p>●【再掲】関係主体が連携した</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ●フードチェーンの一部である容器包装に関しては、容器包装を用いた商品の販売を行う小売事業者の店舗において、内容物当たりの容器包装使用重量が少ない商品を明確化し販売を行い、消費者の消費動向や意識について調査しました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●容器包装等に係る意識調査を実施しました。【環境省】 		<ul style="list-style-type: none"> ●びんリユースを促進するための実証事業や関係者による協議会の運営等について支援しています。
⑥ 長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅認定制度の運用、認定長期優良住宅に対する税制上の特例措置の活用を促進する。			<ul style="list-style-type: none"> ●長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）に基づき、長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画を所管の行政庁が認定する制度を運用しています。この認定を受けた住宅については、税制上の特例措置を実施しています。【国土交通省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）に基づき、長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画を所管の行政庁が認定する制度を運用しています。この認定を受けた住宅については、税制上の特例措置を実施しています。【国土交通省】 		<ul style="list-style-type: none"> ●長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）に基づき、長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画を所管行政庁が認定する制度を平成 28 年度も引き続き運用します。なお、認定を受けた住宅については、税制上の特例措置を実施しています。
(2) 使用済製品からの有用金属の回収						
④ 小型家電リサイクル法にできるだけ多くの地域や事業者が参加し、既存の取組ともあいまって全国的な回収率が上がり主要なリサイクル制度として定着するよう、(ア) 市町村が主体となった回収体制構築のための地方公共団体等に対する支援、(イ) 制度の意義・効果等に関する普及啓発、(ウ) 各主体間の連携促進等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ●小型家電リサイクル法に基づき再資源化を目的として回収された小型家電の量 ●使用済小型電子機器等の回収地方公共団体数・実施割合 	<ul style="list-style-type: none"> ●小型家電リサイクル法が平成 25 年 4 月から施行されました。【環境省・経済産業省】 ●環境省では平成 24 年度から小形電子機器等のリサイクルシステムの構築を目的とした実証事業を行っており、平成 24 年度は 43 市町村が、平成 25 年度は 161 市町村が実証事業に参加しました。【環境省】 			<ul style="list-style-type: none"> ●小型家電リサイクル法に基づき、再資源化事業計画の認定を進めるとともに、市町村における小型家電の回収量拡大を進めるための支援事業や、説明会・普及啓発等を展開しました。【環境省・経済産業省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 25 年 4 月 1 日から施行された、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。）については、回収され再資源化を実施する量の目標を、平成 27 年度までに一年当たり 14 万トン（人口一人当たり約 1kg）としています。今後、回収量の達成状況等を踏まえて、引き続き制度を推進していきます。 ●小型家電のさらなる回収量の増加、再資源化の質の向上を促進していくため、地域に応じた効率的・効果的な回収方法の検討や認定事業者の回収・処理・選別技術の高度化に向けた取組を促し、制度の安定的運用を図っていきます。【環境基本計画点検調査票】

						<ul style="list-style-type: none"> ●小型家電リサイクル・システムの普及により、ベースメタル、レアメタル等の回収がどの程度進み、現在、行われているごみ処理（各種中間処理）からの有用金属元素回収や、残渣の再生利用・最終処分にどのような影響と効果をもたらされているのか、あるいは将来の可能性があるのかについての分析を進めます。（環境基本計画点検本文）
<p>② 次世代自動車や超硬工具等のレアメタル等を含む主要製品全般を横断的に対象として、平成 24 年に「使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について」として取りまとめられたレアメタル等のリサイクルに係る対応策を踏まえ、回収量の確保やリサイクルの効率性の向上に向け、着実に取組を進めていく。</p>	<p>・家電リサイクル法に基づく回収率</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●低炭素型 3R 技術・システム実証調査事業において、自動車の解体・破碎工程を全体最適化した上で、自動車用コンピューター基板等を解体段階で回収し、有用金属をリサイクルすること等によりリサイクルを高付加価値化する実証的な取組を支援しました。【環境省】 ●資源循環実証事業により、平成 26 年度はコバルトを含む次世代自動車用リチウムイオンバッテリーの実証事業 5 件に対して補助を実施しました。【経済産業省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●低炭素型 3R 技術・システム実証調査事業において、自動車用コンピューター基板等を解体段階で回収し、有用金属をリサイクルすることなどによりリサイクルを高付加価値化する実証的な取組等を支援しました。【環境省】 ●リサイクル優先レアメタル回収技術開発・実証により、平成 27 年度はコバルトを含む次世代自動車用リチウムイオンバッテリーのリサイクル技術開発・実証事業 3 件に対して補助を実施しました。【経済産業省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●使用済自動車に含まれる貴金属等の効率的な回収・リサイクルや家電等の高効率破碎・選別への支援やコバルトを含むリチウムイオンバッテリー、タングステンを含む超硬工具のリサイクルを支援しました。【環境省・経済産業省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●低炭素型 3R 技術・システム実証事業を活用して、製品横断的に、レアメタル等の有用金属の回収、2R の取組、水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進等、低炭素社会の実現にも資する取組を支援していきます。 ●小型家電に限らず、家電四品目やその他の使用済電気電子製品の回収量を増大させ、都市鉱山の利用を拡大する必要があります。（環境基本計画点検調査票） ●次世代自動車や太陽光発電パネルといった今後普及が進む製品からのレアメタル等のリサイクルを進める必要があります。（環境基本計画点検調査票） ●温暖化対策を進めていくと、太陽光パネルや蓄電池、CFRP（炭素繊維強化プラスチック）など、より高度な製品や素材の普及が進んでいくこととなるが、こうした低炭素製品が 3R を阻害せず、むしろ 3R の推進でこうした低炭素製品が普及するよう検討を進めるべきです。（環境基本計画点検本文）
<p>③ 拡大生産者責任の理念に基づき、素材別の分別・リ</p>	<p>・製品アセスメントの</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●使用済み製品のより広域でのリサイクルを行うため、広域 	<ul style="list-style-type: none"> ●使用済み製品のより広域でのリサイクルを行うため、広域的 	<ul style="list-style-type: none"> ●使用済み製品について、廃棄物処理法に基づく広域認定制度 	<ul style="list-style-type: none"> ●広域認定制度の適切な運用を今後も図り、情報処理機器や

<p>サイクルが行いやすくなるよう、部品毎に原材料を分かりやすく表示したり、部品をユニット化したりする製品設計段階の取組や、企業秘密に留意しつつ製造事業者とリサイクル事業者間で有用金属の含有情報の共有化を行う取組等を推進する。 また、使用済製品については、より広域でのリサイクルを念頭に、製品の製造者等が回収する廃棄物処理法の広域認定制度等を適切に活用する。</p>	<p>ガイドラインの業界による整備状況 ・資源生産性の向上等に向けた目標を設定している事業者数</p>		<p>的な実施によって、廃棄物の減量化や適正処理の確保に資するとして環境大臣の認定を受けた者については、地方公共団体ごとに要求される廃棄物処理業の許可を不要とする制度（「広域認定制度」という。）の適切な運用を図り、情報処理機器や各種電池等の製造事業者等が行う高度な再生処理によって、有用金属の分別回収を推進しました。【環境省】</p>	<p>な実施によって、廃棄物の減量化や適正処理の確保に資するとして環境大臣の認定を受けた者については、地方公共団体ごとに要求される廃棄物処理業の許可を不要とする制度（「広域認定制度」という。）の適切な運用を図り、情報処理機器や各種電池等の製造事業者等が行う高度な再生処理によって、有用金属の分別回収を推進しました。【環境省】</p>	<p>等による製造事業者等の自主回収及び再生利用を促進しました。（平成 28 年 9 月末一般廃棄物 97 件、平成 28 年 9 月末産業廃棄物 261 件）【環境省】 （環境基本計画第 4 回点検本文より認定件数の更新）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種リサイクル法の執行及びその評価・見直しや取組状況の点検を行い、排出者責任、拡大生産者責任に基づく各種リサイクルや業界による環境配慮設計の進捗を確認しています。【環境省・経済産業省】 	<p>各種電池等の製造事業者等が行う、高度な再生処理によって、有用金属の分別回収を推進していきます。（平成 28 年版白書「講じよう」より一部編集）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、循環基本法に基づきつつ、拡大生産者責任の徹底を図る必要があります。（環境基本計画点検本文） ●各種リサイクル法の対象外の製品についても、製品製造段階からの環境配慮設計の状況を把握し、取組を進めて行く必要があります。（環境基本計画点検調査票） ●環境配慮設計については、循環基本法に位置づけられており、各種リサイクル法でも努力規定が設けられているが、基本的には個別企業の取組に留まっていることから、各種リサイクル法の対象外の製品を含め、製品製造段階からの環境配慮設計の状況を把握した上で、環境配慮設計を進めるため、横断的な検討をすべきです。（環境基本計画点検本文） ●製造事業者とリサイクル事業者での情報の共有が行われておらず、取組を進める必要があります。（環境基本計画点検調査票）
<p>④ 使用済製品から有用金属を回収し、リサイクルするために必要となる新技術の研究・開発を支援する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ●環境研究総合推進費による研究・開発支援として、行政が特に提案を求める重点研究テーマとして「使用済電子機器等からの有用金属等の効果的な回収技術及び残渣さ 処理システム等の技術開発」を示し、テーマに合致する研究として平成 26 年度は 1 件を採択しました。また、使用済製品からレアメタル等を回収する技術に係る研究・開発として 6 件を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境研究総合推進費による研究・開発支援として、平成 27 年度に、レアメタル等の回収・リサイクルシステムの構築に係る研究・開発として 3 件を採択しました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境研究総合推進費において、「レアメタル等の有用金属資源の効率的な再資源化のための破碎・選別・分離技術に係る研究・開発と効果的な回収のための社会システムの研究」として、平成 28 年度は 2 件採択しました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●研究・開発支援として、平成 29 年度の環境研究総合推進費による研究・開発支援では、レアメタル等の有用金属資源の効率的な再資源化のための破碎・選別・分離技術に係る研究・開発と効果的な回収のための社会システムの研究を採択の対象とします。【環境省】

			しました。【環境省】			
(3) 水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進						
① 循環資源を原材料として用いた製品の需要拡大を目指し、循環資源を供給する産業と循環資源を活用する産業との連携を促進するとともに、消費者への普及啓発を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境省では、プラスチック製容器包装については、材料リサイクル手法により製造されるプラスチックの品質向上を図るために、日用品等の試作品製造による品質条件調査を実施しました。【環境省】 ●ペットボトルのボトル to ボトルなど高度なリサイクルをより推進するために、スーパーマーケット等の店頭回収による高品質な廃ペットボトルの効率的な回収を目的とした実証事業を実施しました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●まず循環資源を原材料として用いた製品の需要拡大を目指し、循環資源を供給する産業と循環資源を活用する産業との連携を促進しています。【環境省】 ●ペットボトルに関しては、使用済ペットボトルからペットボトルを再生するいわゆる「ボトル to ボトル (BtoB)」を推進するため、スーパーの店頭回収等の事業系回収ルートにおいて、より高品質な使用済ペットボトルをより効率的に回収する方法を検討する実証事業を行い、各回収ルートにおける使用済ペットボトルの品質等の現状について把握しました。【環境省】 ●食品リサイクルに関しては、食品リサイクル法の再生利用事業計画（食品関連事業者から排出される食品廃棄物等を用いて製造された肥料・飼料等を利用して作られた農畜水産物を食品関連事業者が利用する仕組み。以下「食品リサイクルループ」という。）認定事業の形成支援を通じて、食品循環資源の廃棄物等の発生抑制・再生利用の取組を促進しました。【環境省・農林水産省】 ●バイオマス活用推進基本計画における食品廃棄物の利用率の目標達成に向け、平成 24 年度に提示した地域特性に応じた利活用パターンや導入見込み等をロードマップ等に基づき、市町村等による食品廃棄物の利活用を支援しました。【環境省】 ●食品関連事業者、再生利用事 	<ul style="list-style-type: none"> ●まず循環資源を原材料として用いた製品の需要拡大を目指し、循環資源を供給する産業と循環資源を活用する産業との連携を促進しています。【環境省】 ●ペットボトルに関しては、使用済ペットボトルからペットボトルを再生するいわゆる「ボトル to ボトル (BtoB)」を推進するため、スーパー等における使用済ペットボトルの店頭回収のモデル事業を実施し、有効性の検証、社会システム化に伴う環境負荷低減効果、社会的費用の削減効果の試算、事業実施地域以外での普及方策等について検討しました。【環境省】 ●食品リサイクルに関しては、食品リサイクル法の再生利用事業計画（食品関連事業者から排出される食品廃棄物等を用いて製造された肥料・飼料等を利用して作られた農畜水産物を食品関連事業者が利用する仕組み。以下「食品リサイクルループ」という。）認定事業の形成支援を通じて、食品循環資源の廃棄物等の発生抑制・再生利用の取組を促進しました。【環境省・農林水産省】 ●バイオマス活用推進基本計画における食品廃棄物の利用率の目標達成に向け、平成 24 年度に提示した地域特性に応じた利活用パターンや導入見込み、ロードマップ等を踏まえ、市町村等による廃棄物系バイオマスの利活用の促進に係る取組を支援しました。【環境省】 ●食品関連事業者、再生利用事 	<ul style="list-style-type: none"> ●食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者及び地方自治体のマッチングの強化や、地方自治体の理解促進等による、食品リサイクル・ループ形成の促進のためのマッチング等を実施しています。【環境省・農林水産省】 ●市町村等による廃棄物系バイオマスの利活用を促進するために、マニュアル策定等に向けた検討を実施しています。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●スーパーの店舗等の事業系ルートにおいて回収された、ペットボトルの高度なリサイクルについては、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において取りまとめられた、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書や、過年度までの事業の成果等を踏まえながら、関係法令の運用の整理等の必要な措置を講じていきます。 ●食品リサイクルに関しては、食品リサイクル法に基づく、食品廃棄物等の発生抑制・再生利用が地域の実情に応じて推進されるよう、市町村や民間事業者の活用・育成による再生利用の実施を含めて、市町村の定める一般廃棄物処理計画において、食品廃棄物等の発生抑制・再生利用の促進を適切に位置付けることを促します。また、同法に定められた再生利用事業計画（食品関連事業者から排出される食品廃棄物等を用いて製造された、肥料・飼料等を利用して作られた農畜水産物を食品関連事業者が利用する仕組み。以下「食品リサイクルループ」という。）に基づく取組により生産された農畜水産物の量等、認定を受けた計画の実施状況の把握や食品リサイクルループに関する説明会を通じ、引き続き食品リサイクルループの形成支援を行っていきます。 ●廃棄物系バイオマスの利活用を促進するためのマニュアルをとりまとめるとともに、その活用に向けて市町村等に対して周知徹底を図ります。 	

		<p>業者、農林漁業者、地方自治体のマッチングの強化や、地方自治体の理解促進等による食品リサイクルループ形成の促進のため、平成 26 年 7 月に全国 3 か所において、「食品リサイクルループ形成支援セミナー」を試行的に実施したほか、同月に全国 7 か所において、地方自治体の廃棄物部局担当者を対象とした、各種リサイクル法に係る説明会を開催し、食品リサイクル法に基づく食品リサイクルループ認定事業への積極的な後押しを促しました。【環境省】</p> <p>●プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルによる再生品については、更なる品質の向上及び利用の拡大を図るため、材料リサイクル事業者と家電、文具、玩具等のメーカー等のマッチング等を行いました。【環境省】</p>	<p>業者、農林漁業者、地方自治体のマッチングの強化や、地方自治体の理解促進等による食品リサイクルループ形成の促進のため、仙台市、さいたま市、名古屋市、宇部市の 4 か所において、「食品リサイクル推進マッチングセミナー」を実施したほか、全国 7 か所において、地方自治体の廃棄物部局担当者を対象とした、各種リサイクル法に係る説明会を開催し、食品リサイクル法に基づく食品リサイクルループ認定事業への積極的な後押しを促しました。【環境省】</p> <p>●プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルによる再生品については、消費者に訴求力の高い商品を試作し、その PR 効果を検討しつつ実用化・商用化に向けたマッチング等を行いました。【環境省】</p>			<p>●プラスチックなど、容器包装のみならず、家電や自動車、製品などの多種多様な製品に含まれている素材について、どのような製品にどれだけ素材が含まれているかを把握した上で、海洋中のマイクロプラスチックなどプラスチックが惹起する新たな問題にも留意しつつ、個別リサイクル法の世界に留まらず、循環資源全体でのリサイクルのあり方の検討、分別意識の向上や廃棄物の発生抑制、廃棄物の適正な処分の確保を進めるべきである。【環境基本計画点検本文】</p> <p>●容器包装や製品プラスチックのように日々大量に複数の購入ルートがある製品についてリサイクルを進めるために、製品の製造段階だけではなく、回収ルートの確立など物流段階での検討を進めるべきである。【環境基本計画点検本文】</p> <p>●平成 28 年 1 月に発覚した食品廃棄物の不適正な転売事案を踏まえ、転売等防止の対策の強化と食品リサイクルの取組とを同時に促進していくよう、排出者である食品関連事業者に求めていくべきです。【環境基本計画点検本文】</p> <p>●一部製品について、循環資源を供給する産業と循環資源を活用する産業の連携が見られるものの、限定的であり、循環資源全体へ取組を広げていく必要があります。【環境基本計画点検調査票】</p>
<p>② リサイクルの高付加価値化や分別・解体・選別などリサイクル費用の削減に向けた新技術の研究・開発を支援する。</p>		<p>●使用済自動車については、回収される鉄スクラップを原料として再び自動車用高級鋼板を製造する Car to Car の実現を目指した実証事業を実施しました。【環境省】</p>	<p>●平成 26 年度の環境研究総合推進費による研究・開発支援については、行政が特に提案を求める重点研究テーマとして「アップグレード及び水平リサイクルを意識した製品開発及び</p>	<p>●平成 27 年度の環境研究総合推進費による研究・開発支援については、行政が特に提案を求める重点研究テーマとして「アップグレード・水平リサイクル及びリサイクル材活用に関する</p>	<p>●自動車メーカー、整備業者、コンパウンダーが連携して自動車バンパーを再度バンパーに効率的にリサイクルする連携事業や、アルミ合金やペットボトルの水平リサイクルを可</p>	<p>●リサイクル費用の削減に向け、環境研究総合推進費による研究・開発支援において、行政が特に提案を求める平成 28 年度の重点研究テーマとして「リサイクル材利活用に関する研</p>

			<p>資源循環技術システムの構築」を示し、テーマに合致する研究として1件を採択しました。また、リサイクルの推進に資する研究・開発として6件を採択しました。【環境省】</p> <p>●自動車リサイクルに関する事項としては、鉄スクラップの利用用途の拡大を図るため、鉄スクラップの高度利用に関する実証事業を実施し、鉄スクラップを部品へ活用する実証的な取組を支援しました。【環境省】</p>	<p>る研究・技術開発」を示し、テーマに合致する研究として3件を採択しました。また、リサイクルの推進に資する研究・開発として6件を採択しました。【環境省】</p> <p>●自動車リサイクルに関する事項としては、解体業者や自動車メーカーが連携して、プラスチック製のバンパーの回収を行い、自動車用素材としてリサイクルを行う実証事業を実施し、リサイクルの高度化に資する取組を支援しました。【環境省】</p>	<p>能にする選別設備・店頭回収機の導入支援を実施しています。【環境省】</p> <p>●平成28年度よりNEDOで実施中のアジア省エネルギー型資源循環制度導入実証事業の一環で、高度な資源循環システムに関する4テーマの研究実証事業を採択しました。【経済産業省】</p>	<p>究・技術開発」を示し、テーマに合致する課題を積極的に採択することとしています。自動車リサイクル分野においても、再生材の利用の拡大を図るため、使用済自動車由来のプラスチックを用いた、再生材供給の可能性の検証や再生材を用いた自動車のユーザー選択を促す方策の検討等、水平リサイクル等の高度なリサイクルを推進します。</p> <p>●高付加価値で効率的なリサイクルの実現に向け、技術開発・普及を強化する必要があります。(環境基本計画点検調査票)</p> <p>●プラスチック製容器包装について、プラスチック再生材料を利用するメーカー等に対するヒアリングを行い、プラスチック再生材料の物性やより高付加価値な用途へ利用するために必要な再生処理技術等について分類・整理し、潜在需要及び処理技術向上について検討します。</p>
<p>③ 循環資源がどのように収集され、どのように利用されているのか、消費者が容易に把握することができるよう情報発信を行い、消費者の3R行動の改善を促す。</p>			<p>●ペットボトルに関しては、店頭回収に取り組む各主体の取組状況やメリットとなる点の情報を共有するとともに、店頭回収を進める上での課題や対応方針、主体間の効果的な連携の在り方を検討することにより、店頭回収に取り組むことに向けた関係者の意欲や関心を高め、民間事業者による自主的かつ経済的な創意工夫あるリサイクルを促進することを目的として、シンポジウムを開催しました。【経済産業省】</p> <p>●3R推進月間(毎年10月)においては、3R推進ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベン</p>	<p>●3R推進月間(毎年10月)においては、3R推進ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベン</p>	<p>●循環型社会形成に向けた我が国の3R関連法制度や各種リサイクル法に関する統計資料等を提供する「資源循環ハンドブック」の作成・配布等を行いました。【経済産業省】</p>	<p>●消費者が循環資源の収集方法やその利用方法について容易に把握することができるような発信方法を検討し、発信を強化していくべきです。(環境基本計画点検本文)</p>

			ト等のPRを行うとともに、3R活動推進フォーラムと共同で「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通じ、消費者向けの普及啓発を行いました。【財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・消費者庁】			
(4) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築						
① アスベスト、PCB等の有害物質を含むものについては、適正な管理・処理が確保されるよう、その体制の充実を図る。	・PCBの処理状況	<ul style="list-style-type: none"> ●平成25年6月に、1,4-ジオキサン等の特別管理産業廃棄物への追加、特別な処理基準の設定等を内容とした関係政省令・告示が施行されました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●石綿に関しては、その適正な処理体制を確保するため、廃棄物処理法に基づき、引き続き石綿含有廃棄物の無害化処理認定に係る相談、審査を行いました。認定を受けている事業者に対して立入検査を実施し、適正な処理が行われているか確認しました。【環境省】 ●PCBを使用した高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用し、拠点的広域処理施設にて処理が進められています。また、微量PCB汚染廃電気機器等については、廃棄物処理法に基づき、無害化処理認定を受けている事業者及び都道府県知事の許可を受けている事業者により処理が進められています。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●石綿に関しては、その適正な処理体制を確保するため、廃棄物処理法に基づき、引き続き石綿含有廃棄物の無害化処理認定に係る事業者からの相談等に対応しました。【環境省】 ●高濃度PCB廃棄物については、JESCO全国5か所のPCB処理事業所にて処理が進められています。また、微量PCB汚染廃電気機器等については、廃棄物処理法に基づき、無害化処理認定を受けている事業者及び都道府県知事の許可を受けている事業者により処理が進められています。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●アスベストの適正処理について、無害化処理認定の審査を適切に実施しました。【環境省】 ●PCB処理特措法の改正を行い、政府一丸となって取り組むためにPCB廃棄物処理基本計画を閣議決定により定めるようにしたこと、高濃度PCB廃棄物を計画的処理完了期限より前の処分を義務付けたこと、PCB特措法に基づく届出がなされていない高濃度PCB廃棄物等について都道府県市による事業者への報告徴収や立入検査権限を強化したこと及び高濃度PCB廃棄物の処分に係る都道府県市による代執行を行うことが出来るようにしたことを盛り込み、一日でも早い処理完了に向けた取組を強化しました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●石綿（アスベスト）の適正な処理体制を確保するため、石綿含有廃棄物の無害化処理認定に係る相談、審査を引き続き行います。既に認定を受けている事業者に対しては、立入検査を実施し、適正な処理が行われているか確認します。 ●ポリ塩化ビフェニル（PCB）に関しては、平成28年2月にPCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において報告書「PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～（以下「PCB報告書」という。）」が取りまとめられました。このPCB報告書を踏まえ、環境省としては、安全かつ確実に一日でも早く処理期限内にPCB廃棄物の処理の完了に向けた取組を推進していくこととしています。 ●アスベストについて、引き続き適正に無害化処理を行うことが必要です。【環境基本計画点検本文】 ●高濃度PCB廃棄物については、PCB廃棄物処理基本計画に基づき、計画的処理完了期限の一日も早い達成に向けて確実かつ適正な処理の推進のための措置を講じる必要がある。また、低濃度PCB廃棄物については、正確な全体像を把握するための方策及び低濃度

						P C B 使用製品の廃棄又はポリ塩化ビフェニルの除去のための方策について検討し、処理体制の充実・多様化を進める必要があります。(環境基本計画点検本文)
② 非意図的に生成されるものも含め、化学物質を含有する廃棄物等の有害性の評価や、適正処理に関する技術の開発・普及を行う。			●化学物質を含有する廃棄物等の有害性の評価や、適正処理に関する技術の開発・普及を目指し、平成 26 年度の環境研究総合推進費による研究・開発支援において、有害廃棄物対策と適正処理に係る研究・開発を 1 件採択しました。【環境省】	●化学物質を含有する廃棄物等の有害性の評価や、適正処理に関する技術の開発・普及を目指し、平成 27 年度の環境研究総合推進費による研究・開発支援においては、有害廃棄物対策と適正処理に係る研究・開発を 1 件採択しました。【環境省】	●化学物質を含有する廃棄物等の有害性の評価や、適正処理に関する技術の開発・普及を目指し、平成 28 年度の環境研究総合推進費による研究・開発支援においては、「アスベスト・水銀等の有害廃棄物の適正管理・処理に関する研究開発」として 1 件採択しました。【環境省】	●環境研究総合推進費による研究・開発支援については、アスベスト・水銀等の有害廃棄物の適正管理・処理に関する研究開発を平成 29 年度における採択の対象とします。
③ リサイクル原料について、国際的動向も踏まえ、有害物質の混入状況に関する基準の策定、効果的な管理方法の構築等を行い、安全・安心なリサイクルを推進する。					●鉛の適正処理について、例えば、製造事業者による鉛蓄電池のリサイクルシステムが構築されています。【環境省・経済産業省】	●鉛蓄電池等の鉛を含む廃棄物等について、引き続き適正処理を推進していくとともに、国際的動向を注視していく必要があります。(環境基本計画点検本文) ●有害物質規制の強化などの国際的動向も踏まえ、有害物質の混入状況に関する基準の策定、効果的な管理方法の構築等の対策について、ライフサイクル全体を通じたリスク削減も念頭に検討する必要があります。(環境基本計画点検本文)
④ 市町村において処理することが困難な一般廃棄物(適正処理困難物)について、関係者の適切な役割分担のもとで処理体制が構築されるよう、検討を進める。			●エアゾール缶やカセットボンベについて廃棄する際に穴開けをしない方向が望ましい旨について全国主管課長会議にて周知しました。【環境省】	●エアゾール缶やカセットボンベについて、平成 27 年 6 月に事務連絡を発出し、充填物の残った状態で穴を開けると火災発生のおそれがあることから、廃棄する際に穴開けをしない方向が望ましい旨について、周知徹底を図りました。【環境省】	●エアゾール缶やカセットボンベについて廃棄する際に穴開けをしない方向が望ましい旨について全国主管課長会議にて、周知しました。【環境省】	●関係団体等とも連携し、自治体の取組状況の把握を行うとともに、効果的な取組方策について検討を進めます。
⑤ 水銀に関する水俣条約の国際交渉の進展を踏まえ、水銀廃棄物の環境上適正な管理、処分等のあり方について検討を進める。			●水銀廃棄物の環境上適正な管理、処分に関しては、平成 26 年 3 月になされた中央環境審議会への諮問のうち、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」が循環型社会部会に付議されたことを受け、同年 6 月に同	●水銀廃棄物の環境上適正な管理、処分に関しては、水銀に関する水俣条約(以下「水俣条約」という。)の実施に必要な措置について検討を行い、金属水銀及び高濃度の水銀汚染物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法、平	●水銀に関する水俣条約の発効により水銀需要が減少すれば、これまで有価物として扱われていた金属水銀が廃棄物となることが想定されることから、中央環境審議会の答申を踏まえ、廃金属水銀を特別管理廃棄物へ指定すること等につい	●水銀廃棄物については、平成 27 年度の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)施行令等の一部改正に引き続き、技術的な検討を進め、廃棄物処理法施行規則等の

			<p>部会の下に水銀廃棄物適正処理検討専門委員会が設置されました。水銀廃棄物に関して、水銀に関する水俣条約の締結に必要となる措置について検討を行い、金属水銀及び高濃度の水銀汚染物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法、水銀添加廃製品の環境上適正な管理の促進方策等について、平成 27 年 2 月に中央環境審議会より答申されました。【環境省】</p> <p>● 家庭で退蔵されている水銀使用製品については、関係事業者等と協力し水銀体温計等の回収促進事業を実施しました。【環境省】</p>	<p>成 27 年 2 月の中央環境審議会における、金属水銀及び高濃度の水銀汚染物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法、並びに水銀添加廃製品の環境上適正な管理等の促進方策等に関しての答申を踏まえ、廃金属水銀を特別管理廃棄物へ指定することなどについて、同年 11 月に廃棄物処理法施行令改正、同年 12 月に施行規則等改正により措置しました。【環境省】</p> <p>● 市町村を対象とした「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を平成 27 年 12 月に策定及び公表しました。【環境省】</p> <p>● 家庭で退蔵されている水銀使用製品については、関係事業者等と協力し水銀体温計等の回収促進事業を実施するとともに、事業者等で退蔵されている水銀使用製品については、関係事業者等と協力して、水銀血圧計等の回収促進事業を実施しました。【環境省】</p>	<p>て、廃棄物処理法の政令改正及び省令等改正（平成 27 年 12 月）により措置しました。このほか、平成 27 年 8 月の中央環境審議会の答申を踏まえ、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）（平成 27 年 6 月）等において、「水銀含有再生資源」（水銀等又はこれらを含有する物であって、バーゼル条約附属書 IVB に掲げる処分作業（再生利用等）がされ、又はその処分作業が意図されているもの（廃棄物処理法上の廃棄物及び放射性物質等を除く）のうち有用なもの）について、管理方法等を規定しました（平成 27 年 11・12 月）。【環境省】</p> <p>● 平成 27 年度に引き続き、家庭で退蔵されている水銀使用製品については、関係事業者等と協力し水銀体温計等の回収促進事業を実施するとともに、事業者等で退蔵されている水銀使用製品についても、引き続き関係事業者等と協力して、水銀血圧計等の回収促進事業を実施しました。【環境省】</p>	<p>一部を改正するとともに、廃水銀等の長期的な管理の在り方について検討を進めます。</p> <p>● 廃金属水銀の長期管理を徹底するための調査研究や検証を進めつつ、国を含めた関係省の適切な役割分担の下での処理体制及び長期間の監視体制を含め、全体の仕組みを最適なものとするよう検討を深めるとともに、退蔵された水銀血圧計等の回収促進を図る必要があります。このほか、水銀汚染防止法に基づき水銀含有再生資源の管理が適切に行われるよう、必要な普及啓発を行うとともに、法の適切な運用を図る必要があります。（環境基本計画点検本文）</p>
<p>⑥ 埋設農薬について、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（注 30）を踏まえ、都道府県が行う処理計画の策定や、周辺環境への悪影響防止措置に対する支援を実施する。</p>			<p>● 埋設農薬に関しては、農薬が埋設された県において、平成 26 年度の埋設農薬処理計画の策定や同計画の進行管理を行うため、県、市町村、関係者等で構成された協議会等（4 回開催）に対して交付金による支援を行いました。同様に、平成 26 年度の埋設農薬処理計画の策定や埋設農薬の処理が完了した地区等における、安全性を確認するため、処理事業の事前及び事後等において行う、周辺環境の水質調査等（71 地区）に対して、交付金による支援を行いました。【農林水産省】</p>	<p>● 埋設農薬に関しては、計画的かつ着実に処理するため、農薬が埋設されている県における、処理計画の策定等や環境調査に対する支援を引き続き実施しました。【農林水産省】</p>	<p>● 埋設農薬処理計画の事業等のための支援や、処理完了後の安全性を確認するため、周辺環境の水質調査等に対する支援を実施しました。【農林水産省】</p>	<p>● 埋設農薬に関しては、計画的かつ着実に処理するため、農薬が埋設されている県における、処理計画の策定等や環境調査に対する支援を引き続き実施します。</p> <p>● 周辺環境が汚染されないよう管理している埋設農薬について、引き続き適正な管理・処理を推進していく必要があります。（環境基本計画点検本文）</p>
<p>⑦ 有害物質情報について、国際的動向を含めて情報収</p>			<p>● 化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）対象物質のう</p>	<p>● 化学物質排出移動量届出制</p>		<p>● リスクコミュニケーションの的確な実施に向けて、化学物</p>

<p>集を行うとともに、関係者間での情報共有・意思疎通が図られるよう、リスク・コミュニケーション（注 31）を的確に実施する。</p>			<p>ち、毒性等の情報を分かりやすく簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」を未作成の物質について、情報の収集・公開を進めました。【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が、化学物質と環境に関して意見交換を行い、政策提言を目指す場である「化学物質と環境に関する政策対話」を開催し、化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けたリスクコミュニケーションの取組を推進しました。【環境省】 ●化学物質アドバイザー制度を運営し、自治体や事業者が実施する化学物質に係るリスクコミュニケーションの活動を支援しました。【環境省】 	<p>ち、毒性等の情報を分かりやすく簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」を未作成の物質について、情報の収集・公開を進めました。【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が、化学物質と環境に関して意見交換を行い、政策提言を目指す場である「化学物質と環境に関する政策対話」を開催し、化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けたリスクコミュニケーションの取組を推進しました。【環境省】 ●化学物質アドバイザー制度を運営し、自治体や事業者が実施する化学物質に係るリスクコミュニケーションの活動を支援しました。【環境省】 		<p>質排出移動量届出制度（PRTR制度）対象物質の毒性等の情報を分かりやすく簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」を引き続き作成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が、化学物質と環境に関して意見交換を行い、政策提言を目指す場である「化学物質と環境に関する政策対話」を引き続き開催し、化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けた、リスクコミュニケーションの取組を推進します。 ●化学物質アドバイザー制度を運営し、自治体や事業者が実施する化学物質に係るリスクコミュニケーションの活動を支援します。
---	--	--	---	---	--	--

（5）災害時の廃棄物処理システムの強化

<p>① 東日本大震災における災害廃棄物処理の対応について、反省点を含め、しっかり分析するとともに、それを踏まえ、災害の被害規模の段階（ステージ）や状況に応じた対策をとれるよう、現行の震災廃棄物対策指針を全面的に見直し、新たな指針を策定する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●平成 26 年に災害廃棄物対策指針を策定しました。【環境省】 ●環境省では、平成 25 年 10 月「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」を開催し、巨大災害発生に備えて、巨大災害発生時の災害廃棄物の発生量の推計、既存の廃棄物処理施設における処理可能量の推計を踏まえ、廃棄物処理システムの強靱化に関する総合的な対策の検討を進め、平成 26 年 3 月 31 日に、中間とりまとめ「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」を公表しました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 26 年度には、制度的な担保が必要な対策を中心に検討を進め、通常規模から大規模な災害まで切れ目なく対応するための制度整備として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）を国会に提出しました。【環境省】 ●あわせて、東日本大震災における災害廃棄物対策のアーカイブ化や、災害廃棄物処理に関する技術・システムの検証等を行い、自治体等が災害廃棄物への備えを行うための情報を整理しました。【環境省】 ●平成 27 年 2 月に「巨大地震発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキーム」を策定しました。【環境省】 ●これらの取組については、平 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 27 年 1 1 月に「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を策定【環境省】 ●平成 26 年度における制度的な対応の検討結果及び同検討会での提言も踏まえ、災害廃棄物について適正かつ円滑・迅速な処理を実現するべく、平時の備えから、今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害発生時の対応に至るまで、災害廃棄物対策の強化を図るため、廃棄物処理法及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）が改正されました（平成 27 年 7 月 17 日公布。同年 8 月 6 日施行）。【環境省】 ●廃棄物処理法の改正により、災害廃棄物の処理に係る基本理念を明確にするとともに、災害廃棄物の処理に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 28 年 3 月にとりまとめられた「大規模災害発生時を見据えた災害廃棄物対策の今後のあり方について」を受けて、災害廃棄物対策に関する諸事項に関する取組状況の確認・フォローアップ、諸課題に関する対応の方向性に関する検討会の開催に向けた準備を進めています。【環境省】 ●熊本地震における初動対応を検証し、廃棄物処理に関する実績や取組事例、得られた教訓等について整理し、関係者への情報共有を行う準備を進めています。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 27 年 8 月に施行された、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 58 号）の運用、実施を通じて、東日本大震災のような大規模な災害が発生した場合に生じる膨大な量の災害廃棄物への対応を含め、災害時における廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に実施するため、平時から全国単位、地域ブロック単位等各レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱じん化を進めます。 ●災害廃棄物対策指針の見直しを行います。
---	--	--	---	---	--	--

			<p>成 27 年 3 月に、宮城県仙台市で開催された「第 3 回国連防災世界会議」をはじめ、自治体向けの説明会や講習会、環境省ウェブサイト「災害廃棄物対策関連」 (http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/) 等で積極的に情報発信しました。【環境省】</p>	<p>手続の一部が簡素化されました。また、災害対策基本法の改正により、大規模災害発生時に、国が災害廃棄物の基本的な処理指針を定めることとし、一定の要件を満たした市町村の要請を受けた場合に国が代行処理を行えることとされました。【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成 28 年 1 月に変更された廃棄物処理法の基本方針に災害廃棄物に関する項が盛り込まれ、災害廃棄物に関する施策の基本的考え方や各主体の役割、廃棄物処理施設の整備・運用、技術開発・情報発信について明記されました。【環境省】 ●平成 28 年 3 月に「大規模災害発生時を見据えた災害廃棄物対策の今後のあり方について」をとりまとめました。【環境省】 		
<p>② 大規模災害発生時に、災害廃棄物を速やかに処理することができるよう、広域的な協力も含め、(ア) 地方公共団体間の連携、(イ) 民間事業者等との連携、(ウ) 仮置場の確保を促す。</p> <p>実際に大規模災害が発生した際には、地方公共団体等の各主体と十分な連携を図りつつ、各主体への支援を適切かつ迅速に実施する。</p> <p>また、復旧・復興事業の実施に当たっては、災害廃棄物由来の再生資材や建設副産物を積極的に活用するよう努める。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ●地域ブロックごとに、国（地方環境事務所等）、地方公共団体、民間事業者等が、地域の特徴を踏まえた災害廃棄物対策について協議する場として、全国 8 か所で地域ブロック協議会を開催しました（全国 8 か所）。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●自治体等における災害廃棄物対策への支援を充実させるため、平成 27 年 9 月に災害廃棄物処理支援ネットワーク（以下「D.Waste-Net」という。）を発足させ、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害において茨城県や栃木県、宮城県等の被災自治体の支援を実施しました。【環境省】 ●広域連携を促進するため、地方環境事務所が中心となり全国 8 か所で開催している地域ブロック協議会等において、都道府県や主要な市町村、地域の民間事業者や有識者等の参加の下、都道府県の枠を越えた地域ブロック内における実効性ある災害廃棄物処理の枠組みの構築を進めました。協議会等では、大規模災害も想定した平時からの備えとして、災害廃棄物の発生量の想定や地域プロ 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国 8 か所の地域ブロック協議会等において、自治体向けの災害廃棄物対策のセミナーや訓練等を実施しました。【環境省】 ●平成 28 年 4 月に発生した熊本地震及び台風 10 号により被災した北海道及び岩手県に D.Waste-Net の専門家を派遣し、各地の自治体や関係団体、民間事業者等の協力のもと、被災自治体の仮置場の確保や運営、徹底した分別、災害廃棄物量の推計、実行計画の策定などの支援を行いました。【環境省】 ●平成 27 年度の調査において、浄化槽の耐久性向上や基準確立に関する調査検討を行った上、災害に強い浄化槽の設置を推進しました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●循環型社会形成推進交付金等を効果的に活用し、大規模災害時における災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を支援します。 ●引き続き、浄化槽の耐久性向上や基準確立の調査検討、災害に強い浄化槽の設置の推進等の取組を進める必要があります。【環境基本計画点検調査票】 ●風水害等については、温暖化対策における適応策との統合を含めて検討する必要があります。【環境基本計画点検本文】 ●平時から災害時における生活ごみ、し尿、災害廃棄物の収集、処理を適正かつ迅速に実施するため全国単位・地域ブロック別単位等各レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化（仮置場の確保、災害廃棄物

				<p>ックにおける災害廃棄物処理に係る計画や対策等の検討を行っており、平成 27 年 11 月に策定した「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を活用し、地域ブロックごとに行動計画を策定することとしています。【環境省】</p> <p>●中部ブロックにおいて、広域連携計画（第一版）を平成 28 年 3 月に策定しました【環境省】</p>		<p>処理計画の策定、廃棄物処理施設の耐震化、広域連携体制の構築など)を進めるべきです。(環境基本計画点検本文)</p>
--	--	--	--	---	--	--

2 低炭素社会、自然共生社会づくりと統合的取組

(第三次循環基本計画第5章第2節の項目)	定量指標	平成25年度に講じた施策 (平成26年版白書「講じた」に追記)	平成26年度に講じた施策 (平成27年版白書「講じた」に追記)	平成27年度に講じた施策 (平成28年版白書「講じた」に追記)	平成28年度上半期に講じた施策 (環境基本計画第4回点検に追記)	今後の課題(白書「講じよう」)及び平成28年度環境基本計画第4回点検(調査票含む)に追記)
<p>① 低炭素社会の取組への貢献を図る観点からも3Rの取組を進め、なお残る廃棄物等については、廃棄物発電の導入等による熱回収を徹底し、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量のより一層の削減とエネルギー供給の拡充を図る。このため、4の(2)に規定する廃棄物発電設備など熱回収施設整備の推進を行う。</p>	<p>・廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量の推移 ・廃棄物として排出されたものを原燃料への再資源化や廃棄物発電等に活用したことによる他部門での温室効果ガス削減量</p>	<p>●廃棄物等の発生抑制・再利用・再生利用の推進によって廃棄物焼却量や直接埋立量の抑制を図ります。【環境省】</p>	<p>●低炭素社会づくりと循環型社会づくりを統合的に図る観点から、化石系資源の使用量を抑制するため、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業により、2件の高効率の廃棄物熱回収施設の整備を支援しました。【環境省】</p> <p>●市町村等が行う、一般廃棄物処理施設の整備等を支援する循環型社会形成推進交付金においては、高効率エネルギー回収(発電、地域冷暖房等への熱供給等)及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する、包括的な取組を行う施設に対する重点化を図るため、新たな交付対象事業を創設しました。また、施設の長寿命化と地球温暖化対策の推進を目的とした、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業を引き続き同交付金の交付対象事業としました。【環境省】</p>	<p>●低炭素社会づくりと循環型社会づくりを統合的に図る観点から、化石系資源の使用量を抑制するため、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業を実施しています。【環境省】</p> <p>●大幅なCO2排出削減が期待できる3R技術・システムの普及拡大に向けて有効性を検証する「低炭素型3R技術・システム実証調査事業」や、高度なリサイクルを行いながらリサイクルプロセスの省CO2化を図る設備の導入支援を行う「省CO2型リサイクル高度化設備導入促進事業」を実施しました。</p> <p>●循環型社会形成推進交付金等において、災害時における廃棄物処理システムの強化という観点から、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備等に対する支援の充実を図りました。【環境省】</p> <p>●循環型社会形成推進交付金において、高効率エネルギー回収(発電、地域冷暖房等への熱供給等)及び災害廃棄物処理体制への強化の両方に資する包括的な取組を行う施設に対する重点化や、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に関するマニュアルの改訂を行い、自治体へ周知しました。【環境省】</p>	<p>●主に民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策推進のため、高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備、エコタウンの低炭素化等を支援しました。【環境省】</p> <p>●廃棄物焼却施設から恒常的に排出される余熱等を地域の需要施設に供給することにより、地域の低炭素化を図るモデル事業を実施しました。【環境省】</p> <p>●民間の廃棄物処理事業による地球温暖化対策を支援しました。【環境省】</p>	<p>●化石系資源の使用量の抑制を図るため、高効率な廃棄物エネルギー利用施設等の整備を補助する低炭素型廃棄物処理支援事業により、廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設や廃棄物由来燃料製造施設の整備及び廃棄物由来エネルギー等の利用先を含めた計画策定に対する支援を行うなど、燃やさざるを得ない廃棄物から得られるエネルギーの有効活用や、廃棄物処理施設の省エネ化及び廃棄物収集運搬車の低燃費化を推進します。また、同事業において地域資源循環の高度化及び低炭素化に資する自治体のFS調査、民間団体(自治体と連携し、廃棄物の3Rを検討する者)の事業計画策定を支援します。</p> <p>●廃棄物以外の有価物を含めた循環資源全体での温室効果ガス削減効果も検討すべきです。(環境基本計画点検本文)</p> <p>●引き続き、低炭素なリサイクルの高度化、高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備、地域の低炭素化等を進めるべきです。(環境基本計画点検本文)</p> <p>●排出抑制や処理の効率化等により、廃棄物部門における温室効果ガス排出量のより一層の低減を図る必要があります。(環境基本計画点検調査票)</p> <p>●引き続き、プラスチックなどの化石系資源や鉱物資源のリサイクルを推進する必要がある</p>

<p>② バイオマス系循環資源等の原燃料への再資源化や、廃棄物発電等の熱回収への活用を進め、化石燃料由来の温室効果ガスの排出を削減する。</p>	<p>・廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量の推移 ・廃棄物として排出されたものを原燃料への再資源化や廃棄物発電等に活用したことによる他部門での温室効果ガス削減量</p>	<p>●化石燃料の使用量の抑制を図るため、廃棄物発電施設や、有機性廃棄物からのメタン回収を高い効率で行う施設に対し補助するなど、廃棄物の焼却に伴って生じる排熱を有効に活用する廃棄物発電・熱利用やバイオマスエネルギーの活用を推進していきます。【環境省】</p> <p>●木くずなど有機性廃棄物の最終処分場への直接埋立については、温暖化効果の高いメタンを発生することから、原則として行わないこととし、地域の特性に応じて、適切に再生利用等を行っていく必要があります。【環境省】</p>	<p>●【再掲】市町村等が行う、一般廃棄物処理施設の整備等を支援する循環型社会形成推進交付金においては、高効率エネルギー回収（発電、地域冷暖房等への熱供給等）及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する、包括的な取組を行う施設に対する重点化を図るため、新たな交付対象事業を創設しました。また、施設の長寿命化と地球温暖化対策の推進を目的とした、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業を引き続き同交付金の交付対象事業としました。【環境省】</p>	<p>●【再掲】循環型社会形成推進交付金等において、災害時における廃棄物処理システムの強靱化、地球温暖化対策の強化という観点から、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備等に対する支援の充実を図りました。【環境省】</p> <p>●【再掲】循環型社会形成推進交付金において、高効率エネルギー回収（発電、地域冷暖房等への熱供給等）及び災害廃棄物処理体制への強化の両方に資する包括的な取組を行う施設に対する重点化や、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に関するマニュアルの改訂を行い、自治体へ周知しました。【環境省】</p>	<p>●バイオマス資源を活用したバイオガス発電の導入促進とともに、その残さ物によって地下水汚染が生じないようモデル事業を実施しました。【環境省・農林水産省】</p> <p>●【再掲】廃棄物焼却施設から恒常的に排出される余熱等を地域の需要施設に供給することにより、地域の低炭素化を図るモデル事業を実施しています。【環境省】</p>	<p>ります。（環境基本計画点検調査票）</p> <p>●バイオマスプラスチックなどの再生可能資源の使用拡大について、温室効果ガス削減、海洋ごみ対策、リサイクルシステムへの影響など、多様な観点から評価しつつ、積極的な活用と必要な対応を図るべきです。（環境基本計画点検本文）</p> <p>●バイオマス系資源や廃棄物発電に留まらず、3R全体の推進によって、他部門や化石燃料由来の温室効果ガス排出削減を進める必要があります。（環境基本計画点検調査票）</p> <p>●【再掲】引き続き、低炭素なリサイクルの高度化、高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備、地域の低炭素化等を進めるべきです。（環境基本計画点検本文）</p> <p>●【再掲】排出抑制や処理の効率化等により、廃棄物部門における温室効果ガス排出量のより一層の低減を図る必要があります。（環境基本計画点検調査票）</p>
<p>③ 自然界での再生可能な資源の持続可能な利用を推進するため、バイオマス活用推進基本計画（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）に基づくバイオマス資源の利活用を促進する。また、森林・林業基本計画（平成 23 年 7 月 26 日閣議決定）に基づいて、森林施業の集約化や路網整備の加速化、人材育成など森林・林業の再生を図り、森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に取り組む。</p>	<p>・天然資源等投入量の資源種別の推移 ・バイオマス系の廃棄物等のリサイクル率の推移 ・バイオマス系資源投入量</p>	<p>●循環型社会の形成等の観点を踏まえ、加工時のエネルギー消費量が少なく、再生産可能な資源としての特性を有する木材の利用を推進していきます。【農林水産省】</p> <p>●【農林漁業バイオ燃料法】農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用の促進を図り、国産バイオ燃料の生産拡大を推進するため、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号）が平成 20 年 10 月に施行されました。【農</p>	<p>●農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりについて、その構想策定と具体化に向けた施設整備等の取組を支援しました。【農林水産省】</p> <p>●「森林・林業基本計画」に基づいて、林業の成長産業化の実現等に向け、CLT（直交集成板）等の新たな製品・技術の開発及び普及に向けた環境整備、公共建築物等の木造化等による新たな木材需要の創出、需用者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築、適切な森林の整備及び保</p>	<p>●農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりに向けた取組について推進すると同時に、「森林・林業基本計画」等に基づき、森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に取り組ましました。【農林水産省】</p>	<p>●農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域（バイオマス産業都市）づくりについて、構想策定と具体化に向けた取組を支援しました。【農林水産省】</p> <p>●【再掲】バイオマス資源を活用したバイオガス発電の導入促進とともに、その残さ物によって地下水汚染が生じないようモデル事業を実施しました。【環境省・農林水産省】</p> <p>●木質バイオマスの利用拡大に資する技術開発、供給・利用推進のための施設整備を実施</p>	<p>●農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりに向けた取組については、今後とも推進していくと同時に、「森林・林業基本計画」等に基づき、森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に取り組めます。</p> <p>●引き続き、モデル事業の横展開やバイオマス産業都市の取組の推進など、草木質資源等の未利用資源の利用拡大を図る必要があります。（環境基本計画点検調査票）</p>

		<p>【林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●【バイオマス活用推進基本法】市町村バイオマス活用推進計画等の策定を推進するため、「市町村バイオマス活用推進計画作成の手引き」を24年9月に作成しました。さらに、同月には、技術とバイオマスの選択と集中による事業化を重点的に推進するため、「バイオマス事業化戦略」を策定しました。【農林水産省】 	<p>全を通じた森林の多面的機能の維持・向上等に取り組んでいます。【農林水産省】</p>		<p>し、効率的・安定的な木質バイオマス利用の取組を推進しました。【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●木質バイオマスエネルギーを活用したモデル事業を実施し、効率的・安定的な木質バイオマス利用の取組を推進【環境省・農林水産省】 ●木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定に対する支援をしました。【環境省】 	
④ 資源採取時において生物多様性や自然環境への影響を低減する観点からも、資源の効率的な使用や長期的利用を進めることにより新たな天然資源の消費の抑制を図る。また、資源の生産・採取時や再生可能エネルギーの利用における施設の運転・立地等において、生物多様性や自然環境の保全に配慮する。			<ul style="list-style-type: none"> ●「生物多様性国家戦略2012-2020」及び「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、田園地域・里地里山の整備・保全（環境保全型農業直接支払による生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する支援等）、森林の整備・保全（適切な間伐等）、里海・海洋の保全（生態系全体の生産力の底上げを目指した漁場の整備等）等、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進しました。【農林水産省】 ●企業等による生物多様性保全活動への支援等について取りまとめた、農林漁業者及び企業等向け手引き等を活用し、農林水産分野における生物多様性保全活動を推進しました。【農林水産省】 ●海洋環境等への負荷を低減させるため、水産廃棄物等の再資源化施設、処理施設の整備について、平成26年度は2地区で事業を実施しました。【農林水産省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●「生物多様性国家戦略2012-2020」及び「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、田園地域・里地里山の整備・保全（環境保全型農業直接支払による生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する支援等）、森林の整備・保全（適切な間伐等）、里海・海洋の保全（生態系全体の生産力の底上げを目指した漁場の整備等）等により、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を引き続き推進しました。【農林水産省】 ●企業等による生物多様性保全活動への支援等について取りまとめた、農林漁業者及び企業等向け手引及びパンフレットを活用し、農林水産分野における生物多様性保全活動を推進しました。【農林水産省】 ●海洋環境等については、その負荷を低減させるため、今後も循環型社会を支えるための水産廃棄物等処理施設の整備を推進しました。【農林水産省】 		<ul style="list-style-type: none"> ●「生物多様性国家戦略2012-2020」及び「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、田園地域・里地里山の整備・保全（環境保全型農業直接支払による生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する支援等）、森林の整備・保全（適切な間伐等）、里海・海洋の保全（生態系全体の生産力の底上げを目指した漁場の整備等）等により、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を引き続き推進します。 ●企業等による生物多様性保全活動への支援等について取りまとめた、農林漁業者及び企業等向け手引及びパンフレット等を活用し、農林水産分野における生物多様性保全活動を推進します。 ●海洋環境等については、その負荷を低減させるため、今後も循環型社会を支えるための水産廃棄物等処理施設の整備を推進する必要があります。
⑤ 農林水産業は自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによってその恵み		<ul style="list-style-type: none"> ●化学肥料・化学合成農薬の使用低減や地球温暖化防止・生物多様性の保全に効果の高 	<ul style="list-style-type: none"> ●化学肥料・化学合成農薬の使用低減や地球温暖化防止・生物多様性の保全に効果の高 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成26年6月に制定した「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境保全型農業直接支払による支援を引き続き実施するとともに、「有機農業の推進に 	<ul style="list-style-type: none"> ●「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、環境保全型農業直接支払

<p>を享受する生産活動であることを踏まえ、化学肥料や化学合成農薬の使用低減等による環境保全型農業や漁場環境の改善に資する養殖業等の環境保全を重視した持続的な農林水産産業を推進する。</p> <p>また、農山村における稲わら、里地里山等の利用・管理によって生じる草木質資源等の未利用資源の利用を促進する。</p>		<p>い農業生産活動に対して支援する環境保全型農業直接支払において平成 25 年度は約 5.1 万 ha の取組を支援しました。【農林水産省】</p>	<p>い農業生産活動に対して支援する環境保全型農業直接支払において平成 26 年度は約 5.8 万 ha の取組を支援するとともに、「有機農業の推進に関する基本的な方針」を平成 26 年 4 月に新たに策定し、これに基づき有機農業の取組を推進しています。【農林水産省】</p>	<p>成 26 年法律第 78 号)に基づき、化学肥料・化学合成農薬の使用低減や地球温暖化防止・生物多様性の保全に効果の高い農業生産活動に対して支援する環境保全型農業直接支払において平成 27 年度は約 7.4 万 ha の取組を支援しました。【農林水産省】</p>	<p>関する基本的な方針」を策定し、有機農業を推進しました。【農林水産省】</p>	<p>を実施し、農業者の連携による地域でまとまりを持った取組を推進する等、有機農業を含めた環境保全型農業を引き続き推進します。</p>
<p>⑥ 今後、大量に導入されることが予想される太陽光パネルや風力発電などの再生可能エネルギーに関連する製品・設備について、使用済みになった後のリユース・リサイクルや適正処分を円滑に進めるための検討を行う。</p>			<p>●使用済再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、太陽熱利用システム及び風力発電設備）のリユース・リサイクル・適正処分に関しては、その実態を把握するための調査を行ったほか、撤去、運搬、リサイクル及び処分までの一連の工程に関するモデル事業等を通じて、設備が使用済みになった後のリユース・リサイクルや適正な処理方法・体制についての検討を行い、将来の社会システムの構築に向けた検討を行いました。【環境省】</p>	<p>●使用済再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、太陽熱利用システム及び風力発電設備）のリユース・リサイクル・適正処分に関しては、平成 26 年度に有識者検討会においてリサイクルを含む適正処分の推進に向けたロードマップを策定しています。平成 27 年度は本ロードマップに基づき、太陽光発電設備が使用済みになった後のリユース・リサイクルや適正処理に関する留意事項の整理やリユース・リサイクルの推進に向けて実証事業を実施しました。【環境省】</p>	<p>●安全な廃棄や処分のための法令の内容や留意事項等をまとめた「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を策定し、関係者に対しての周知を行いました。【環境省】</p>	<p>●再生可能エネルギーに関連する製品・設備については、将来的な排出量の増加や、それに伴う処理への影響について留意が必要であるため、使用済再生可能エネルギー設備を廃棄する時に環境へ悪影響が及ばないように、廃棄物処理の不安解消に取り組み、再生可能エネルギー設備の導入を促進します。</p>
<p>⑦ リユースや長期使用は一般的には望ましいが、家電製品等については近年エネルギー消費効率が大きく高まっており、場合によってはリユースや長期使用がエネルギー消費の拡大につながることを踏まえ、リユースや長期使用による各種環境負荷の低減がバランスを取って効果的に実現されるよう、その参考となる指針の策定を検討する。</p>						
<p>⑧ 航路等の整備により発生する土砂等を有効活用し、干潟・藻場などの再生や深掘跡（注 33）の埋め戻しを行うことにより、水質改善や生物多様性の確保など、良好な海域環境の保全・再生・創出を推進する。</p>			<p>●航路等の整備により発生した浚渫土砂を活用し、東京湾、大阪湾において深掘跡の埋め戻しを実施し、水質改善や生物多様性の確保等、良好な海域環境の保全・再生・創出を推進しています。【国土交通省】</p>	<p>●航路等の整備により発生した浚渫土砂を活用し、東京湾、大阪湾において深掘跡の埋戻しを実施し、水質改善や生物多様性の確保等、良好な海域環境の保全・再生・創出を推進しています。【国土交通省】</p>		<p>●引き続き航路等の整備により発生する浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場等の再生や深掘跡の埋戻しを行うことにより、水質改善や生物多様性の確保等、良好な海域環境の保全・再生・創出を推進します。</p>

3 地域循環圏の高度化

(第三次循環基本計画第5章第2節の項目)	定量指標	平成25年度に講じた施策 (平成26年版白書「講じた」に追記)	平成26年度に講じた施策 (平成27年版白書「講じた」に追記)	平成27年度に講じた施策 (平成28年版白書「講じた」に追記)	平成28年度上半期に講じた施策 (環境基本計画第4回点検に追記)	今後の課題(白書「講じよう」)及び第4次環境基本計画第4回点検(調査票含む)に追記)
<p>① 各地域における低炭素社会や自然共生社会形成の取組、各地域における廃棄物処理計画、エコタウン事業、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく地方公共団体実行計画(注33)、バイオマス事業化戦略(平成24年9月6日バイオマス活用推進会議決定)に基づく取組、緑の分権改革、東日本大震災からの復興に向けた取組などと連携することにより、既存の地域づくりの取組の一環として地域循環圏づくりの視点を盛り込む。</p> <p>また、地方公共団体や地域の事業者、NPO、市民等と連携・協働して、各地において地域循環圏づくりの具体化と高度化を図る。</p>	<p>・地方公共団体による循環基本計画の策定数</p> <p>・地域循環圏形成のための取組数</p>	<p>●地域における資源循環型経済社会の構築を目的に、環境省及び経済産業省が連携して実施している「エコタウン事業」に対して、既存施設や基盤を最大限活用することで、エコタウンの環境保全効果や地域活性化効果を増大させる方策を検討するとともに、事業運営に資する情報提供や、情報交換の場の設定などの支援を行いました。また、平成24年度に策定したガイドラインを活用したモデル事業を実施し2月に成果報告会を行いました。【環境省・経済産業省】</p>	<p>●地方の実情や循環資源の性質に応じた複層的な望ましい循環の構築に向けて、地域循環圏形成モデル事業の点検・評価や、既存の地域循環圏を対象とするフォローアップを通じて、地域循環圏を実際に進めるための課題やその改善方策を検討するとともに、地域循環圏による様々な有益な効果を可能な限り具体的かつ定量的に示すこと等を通じて、「地域循環圏」の考え方の浸透や行政への反映を図りました。【環境省】</p> <p>●エコタウンに関しては、エコタウン等と循環資源(廃棄物)の排出者である動脈産業との最適な連携等により、エコタウン等の能力を最大限活用する手法を実証することを目的とした「既存静脈施設集積地域の高効率活用モデル事業」を実施しました。【環境省】</p> <p>●循環資源の循環的利用と低炭素化の両方でゼロ・エミッションを実現する先進的なモデル地域を形成するため、エコタウン等を有する自治体及びエコタウン等において循環産業に取り組んでいる事業者を対象に、先進的なモデル地域を形成するための事業性評価調査又は計画策定に対する補助金事業を行っています。【環境省】</p> <p>●エコタウン事業者(エコタウン承認自治体、エコタウン内事業者等)が集う、全</p>	<p>●地方の実情や循環資源の性質に応じた複層的な望ましい循環の構築に向けて、地域循環圏の高度化を図るモデル事業を実施し、その成果も踏まえた地域循環圏形成推進ガイドラインの改善を行いました。【環境省】</p> <p>●エコタウンに関しては、エコタウン等と循環資源(廃棄物)の排出者である動脈産業との最適な連携等により、エコタウン等の能力を最大限活用する手法を実証することを目的とした「地域循環拠点(エコタウン等)高度化モデル事業」を実施しました。【環境省】</p> <p>●循環資源の循環的利用と低炭素化の両方でゼロ・エミッションを実現する先進的なモデル地域を形成するため、エコタウン等を有する自治体及びエコタウン等において循環産業に取り組んでいる事業者を対象に、先進的なモデル地域を形成するための事業性評価調査又は計画策定に対する補助金事業を行っています。【環境省】</p> <p>●エコタウン事業者(エコタウン承認自治体、エコタウン内事業者等)が集う、全国エコタウン会議を開催しました。同会議は、これまで各地域が培ってきた環境まちづくりに向けた取組による経験・ノウハウ・課題を共有化し、課題解決に向け連携、意見交換するとともに情報発信を行う場を設けることを目的</p>	<p>●エコタウン等におけるモデル的な資源循環事業や低炭素な資源循環事業への取組を支援しています。【環境省】</p> <p>●エコタウンにおける動静脈連携等を推進するための支援を行っています。【環境省・経済産業省】</p> <p>●【再掲】農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域(バイオマス産業都市)づくりについて、構想策定と具体化に向けた取組を支援しました。【農林水産省】</p> <p>●【再掲】廃棄物焼却施設から恒常的に排出される余熱等を地域の需要施設に供給することにより、地域の低炭素化を図るモデル事業を実施しています。【環境省】</p> <p>●廃棄物の再生利用で一定の基準に適合しているとして、環境大臣の認定を受けた者について廃棄物処理業や廃棄物処理施設の設置許可を不要とする制度と広域認定制度に関して、適切な運用を図りました。【環境省】</p>	<p>●地方の実情や循環資源の性質に応じた複層的な望ましい循環の構築に向けて、地域循環圏形成推進ガイドラインの普及等を通じて、引き続き「地域循環圏」の考え方の浸透や行政への反映を図ります。</p> <p>●地方公共団体が作成し、経済産業省と環境省が共同承認した、エコタウンプラン等に基づき実施される事業については、地方公共団体及び民間団体に対して、総合的・多面的な支援を引き続き行っていきます。</p> <p>●今後、行政、事業者、NGO・NPO等の各主体が連携して、循環型社会の形成のみならず、地域振興、地域経済の活性化等を図ることができる地域循環圏の拡大に向けて、概念整理や計画策定に加え、実態把握や金融手法の活用を含む実際の取組を強化すべきです。(環境基本計画点検本文)</p> <p>●地域循環圏の形成に係るシステム・計画の立案に当たっては、今後の人口減少や高齢化により地域の力が衰えていくことや、地域循環圏を支えるまち・ひと・しごとが求められていることを踏まえて、検討を進めるべきです。(環境基本計画点検本文)</p> <p>●地域循環圏については、物質循環の観点だけではなく、循環、低炭素、自然共生の統合的アプローチに基づき、バイオマスの利用や、森・里・川・海が生み出す生態系サービスの需</p>

			<p>国工コタウン会議を開催しました。同会議は、これまで各地域が培ってきた環境まちづくりに向けた取組による経験・ノウハウ・課題を共有化し、課題解決に向け連携、意見交換する場を設けることを目的としています。【環境省・経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●【再掲】市町村等が行う、一般廃棄物処理施設の整備等を支援する循環型社会形成推進交付金においては、高効率エネルギー回収（発電、地域冷暖房等への熱供給等）及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する、包括的な取組を行う施設に対する重点化を図るため、新たな交付対象事業を創設しました。また、施設の長寿命化と地球温暖化対策の推進を目的とした、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業を引き続き同交付金の交付対象事業としました。【環境省】 ●廃棄物の再生利用で一定の基準に適合しているとして環境大臣の認定を受けた者について廃棄物処理業や廃棄物処理施設の設置許可を不要とする制度（「再生利用認定制度」という。）と、広域認定制度に関して、適切な運用を図りました。【環境省】 	<p>としています。【環境省・経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●【再掲】循環型社会形成推進交付金等において、災害時における廃棄物処理システムの強靱化、地球温暖化対策の強化という観点から、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備等に対する支援の充実を図りました。【環境省】 ●【再掲】循環型社会形成推進交付金において、高効率エネルギー回収（発電、地域冷暖房等への熱供給等）及び災害廃棄物処理体制への強化の両方に資する包括的な取組を行う施設に対する重点化や、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に関するマニュアルの改訂を行い、自治体へ周知しました。【環境省】 ●廃棄物の再生利用で一定の基準に適合しているとして、環境大臣の認定を受けた者について廃棄物処理業や廃棄物処理施設の設置許可を不要とする制度（「再生利用認定制度」という。）と広域認定制度に関して、適切な運用を図りました。【環境省】 		<p>給による自然的なつながりや、資金循環や人口交流等による経済的なつながり深めていく「地域循環共生圏」構築の実現化に向けた施策を進めていく必要があります。【環境基本計画点検本文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●今後、循環型社会の形成のみならず、地域振興、地域経済の活性化等を図ることができる地域循環圏の拡大に向け、概念整理や計画策定のみならず、実態把握・実際の循環圏形成に向けた取組を強化する必要があります。【環境基本計画点検調査票】 ●【再掲】引き続き、低炭素なリサイクルの高度化、高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備、地域の低炭素化等を進めるべきです。【環境基本計画点検本文】 ●【再掲】排出抑制や処理の効率化等により、廃棄物部門における温室効果ガス排出量のより一層の低減を図る必要があります。【環境基本計画点検調査票】 ●再生利用認定制度と広域認定制度に関して、適切な運用を図ってまいります。【環境省】
<p>② 地域における地球温暖化対策との連携については、既に地球温暖化対策推進法において、地方公共団体の取り組むべき温暖化対策として、循環型社会の形成が明記されており、地域循環圏形成との連携が図られている。それに基づき、地域循環圏の類型ごとにその特性に応じた低炭素な地域づくりを進める。例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体による循環基本計画の策定数 ・地域循環圏形成のための取組数 	<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽については、単独処理浄化槽の撤去費用に対して助成を行うことで、引き続き単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進しました。また、温室効果ガスの削減目標達成のための浄化槽分野における CO2 削減対策の促進を図るため、低炭素社会対応型浄化槽の整備を推進しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●特に地球温暖化の観点からは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく、地方公共団体実行計画に計上された事業の実現に必要な設備導入等を補助することで、地域の創意工夫をいかした体系的な施策による地域への普及を後押しし、豊かな低炭素地域づくりを推進する「グリーン 	<ul style="list-style-type: none"> ●特に地球温暖化の観点からは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく地方公共団体実行計画に位置付けられた施策の実現に必要な設備導入等を補助することで、地域の創意工夫をいかした体系的な施策による地域への普及を後押しし、豊かな低炭素地域づくりを推進する「グリーン 	<ul style="list-style-type: none"> ●【再掲】バイオマス資源を活用したバイオガス発電の導入促進とともに、その残さ物によって地下水汚染が生じないようなモデル事業を実施しました。【環境省・農林水産省】 ●【再掲】木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定に対する支援をしました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化の観点からは、地方自治体職員を対象とした研修会の開催や、再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業等の設備への導入支援を通じて、ソフト・ハード両面における自治体の地球温暖化対策の取組を支援します。同時に、地方公共団体が実施する地球温暖化防止対策、自然と共生可能な地域づくりの取組を支援

<p>例えば、農山漁村地域では農林水産業に由来するバイオマス系循環資源を活用した自立・分散型エネルギーの導入などを、都市・近郊地域では徹底した資源の循環利用や焼却施設等における熱回収などを支援する。このような取組を通じて、自立・分散型エネルギーの導入やエネルギーの面的利用を促進し、裾野の広い関係者の連携による地域の活性化や自立性を高め、地域資源を活用した適正で効率的な資源循環を実現する。</p>			<p>ラン・パートナーシップ事業」を平成 26 年度から実施しています。また、平成 25 年度に引き続き、自治体職員を対象とし、地方公共団体実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識を習得するための研修会（全 5 回※初回は全国 9 ブロック、2 回目以降は東京 1 か所のみ）を開催しています。【環境省】</p> <p>●浄化槽に関する取組としては、浄化槽の設置を行う者に対して、市町村が設置費用を助成する浄化槽設置整備事業、市町村が設置主体になって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を国が助成する浄化槽市町村整備推進事業に加え、一定の要件を満たす省エネルギー型浄化槽の整備について助成率をかさ上げる低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業を実施しました。また、浄化槽の整備事業の推進に向け、PFI 等の民間活用手法に関する調査検討を行ったほか、浄化槽システム全体での更なる低炭素化に向けた調査検討を行いました。【環境省】</p>	<p>プラン・パートナーシップ事業」を平成 26 年度から実施しています。また、平成 26 年度に引き続き、自治体職員を対象とし、地方公共団体実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識を習得するための研修会（全 5 回※初回は全国 9 か所、2 回目以降は東京 1 か所のみ）を開催しました。【環境省】</p> <p>●浄化槽に関する取組としては、浄化槽の設置を行う者に対して、市町村が設置費用を助成する浄化槽設置整備事業、市町村が設置主体になって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を国が助成する浄化槽市町村整備推進事業に加え、一定の要件を満たす省エネルギー型浄化槽の整備について助成率をかさ上げる低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業を実施しました。また、浄化槽の整備事業の推進に向け、PFI 等の民間活用手法に関する調査検討を行ったほか、浄化槽システム全体での更なる低炭素化に向けた調査検討を行いました。【環境省】</p>		<p>するため、引き続き地方財政措置を講じます。</p> <p>●浄化槽に関する取組としては、生活排水処理施設の未普及人口約 1,300 万人（平成 26 年度末時点）の解消に向け、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、浄化槽の効率的な整備推進に向けた取組を実施します。</p>
<p>③ バイオマス系循環資源については、バイオマス事業化戦略に基づき、地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出と地域循環型エネルギーシステムの構築により、環境にやさしく災害に強いバイオマス産業都市の構築を推進するなど、地域における各主体を含む関係者の連携の下、肥飼料化や再生可能エネルギー等として地域内で循環利用する取組を支援する。</p> <p>さらに、食品廃棄物由来の肥飼料を使用して作った農産物について、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す 6</p>	<p>・バイオマス系の廃棄物等のリサイクル率の推移</p>		<p>●下水道の分野では、平成 26 年度の下水道革新的技術実証事業においては、下水汚泥のエネルギー利用技術として水素改質技術を 1 件採択し実証を行いました。【国土交通省】</p> <p>●バイオマスエネルギーについては、木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業において、伐採されながら森林内に放置されている未利用間伐材等をエネルギーとして有効活用する先導的な技術やシステムの実証に、地域が一体となって取り組んでいます。【環境省】</p>	<p>●下水道の分野では、下水道革新的技術実証事業において、平成 26 年度に採択された水素改質技術の継続実証、及び平成 27 年度に採択されたバイオガスの活用技術 2 件、再生水利用技術 1 件の実証を行いました。【国土交通省】</p> <p>●バイオマスエネルギーについては、木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業において、伐採されながら森林内に放置されている未利用間伐材等をエネルギーとして有効活用する</p>	<p>●【再掲】食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者地方自治体のマッチングの強化や、地方自治体の理解促進等による、食品リサイクルループ形成の促進のためのマッチング等を実施しています。【環境省・農林水産省】</p> <p>●下水道の分野では、下水道革新的技術実証事業において、平成 27 年度に採択された水素改質技術の継続実証、及び平成 27 年度に採択されたバイオガスの活用技術 2 件、再生水利用技術 1 件の実証を行いました。また、平成 28 年度に中小規模</p>	<p>●下水道の分野では、下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術の促進・普及啓発のため、平成 28 年度に下水道革新的技術実証事業において、中小規模処理場における下水汚泥有効利用技術の実証を行います。また、下水汚泥と他のバイオマスの混合利用の推進のため、下水処理場における総合バイオマス利活用検討を行います。</p> <p>●バイオマスエネルギーについては、木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業において、伐採さ</p>

<p>次産業化の取組の一環としてブランド化して販売することなどにより食品廃棄物由来の肥飼料のニーズを高めるとともに、食品リサイクル法に基づく食品リサイクル・ループの認定を適切に行う。</p>			<p>●バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業においては、バイオマスエネルギー導入に係る技術指針・導入要件の調査を実施し、木質系、湿潤系、都市型系、それぞれのバイオマス産業が地域でビジネスとして健全に自立するための技術指針・導入要件を策定しました。あわせて、地域自立システム化実証に向けた事業性評価を行い、策定された技術指針・導入要件について、木質系、湿潤系、都市型系、それぞれの地域実証へ向けて事業性を検討しました。【経済産業省】</p>	<p>先導的な技術やシステムの実証に、地域が一体となって取り組んでいます。【環境省】</p> <p>●バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業においては、バイオマスエネルギー導入に係る技術指針・導入要件の調査を引き続き実施し、技術指針・導入要件のブラッシュアップを行いました。あわせて、地域自立システム化実証に向けた事業性評価を行うとともに事業性評価結果について第1回目の多段階競争選抜方式（ステージゲート）審査を行い、実証事業を選定しました。【経済産業省】</p>	<p>処理場における下水汚泥の有効利用技術2件を採択しました。【国土交通省】</p> <p>●バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業において、実証事業を開始しました。あわせて、地域自立システム化実証に向けた事業性評価を行うとともに、バイオマスエネルギー導入に係る技術指針・導入要件の調査を引き続き実施しました。【経済産業省】</p>	<p>れながら森林内に放置されている未利用間伐材等をエネルギーとして有効活用する、先導的な技術やシステムの実証に、地域が一体となって取り組んでいます。平成28年度は、実証事業を継続して行い、木質地域づくりの優良事例の形成を図るとともに、これらの取組を通じて得られた、メリット、課題、その克服方法等の成果を取りまとめて公表することで、全国に木質バイオマスを利用した「木質モデル地域」の普及を図ります。</p> <p>●今後とも、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりに向けた取組を推進します。</p> <p>●バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業においては、策定されたバイオマスエネルギー導入に係る技術指針・導入要件に基づき、選定された事業について、木質系、湿潤系、都市型系といった、それぞれの地域自立システム化実証へ向けた事業性評価を行います。あわせて、事業性評価結果について多段階競争選抜方式（ステージゲート）審査を行い、通過した事業については、地域自立システム化実証事業を行い、その成果を反映させたバイオマスエネルギー導入に係る技術指針・導入要件を公表することで、更なる導入促進に貢献します。</p>
<p>⑤ 東日本大震災による住民意識の変化や経験等を踏まえ、東北地方において、地域の循環資源を最大限に利活用した復興の取組を支援し、全国的なモデルとなる地域循環圏づくりを促進する。</p>						
<p>⑥ 上記を含む地域循環圏づ</p>					<p>●地域循環圏の高度化のため</p>	

<p>くりを横断的に支援する観点から、地域循環圏形成推進ガイドラインの普及と拡充を図るとともに、地域循環圏づくりに活用できる地域資源の賦存量・循環資源のフローの把握支援、地域循環圏形成に係る先進事例の収集や提供、地域循環圏づくりに係る助言体制の整備等を推進する。</p>					<p>のガイドラインの改善・普及やモデル事業を実施しました。 【環境省】</p>	
---	--	--	--	--	--	--

4 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用

(第三次循環基本計画第5章第2節の項目)	定量指標	平成25年度に講じた施策 (平成26年版白書「講じた」に追記)	平成26年度に講じた施策 (平成27年版白書「講じた」に追記)	平成27年度に講じた施策 (平成28年版白書「講じた」に追記)	平成28年度上半期に講じた施策 (環境基本計画第4回点検に追記)	今後の課題(白書「講じよう」)及び第4次環境基本計画第4回点検(調査票含む)に追記)
<p>① 廃棄物発電等の熱回収の高度化を図るため、(ア)地方公共団体による高効率廃棄物発電施設の早期整備、(イ)廃棄物発電の高効率化に向けた方策の検討、(ウ)民間事業者が行う高効率の廃棄物発電等を行う施設の整備の促進、(エ)廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及、(オ)マニュアルの作成など廃棄物発電における固定価格買取制度の活用可能性を高めるための環境整備を行う。</p>	<p>・廃棄物焼却施設における発電・熱利用の状況</p>	<p>●廃棄物熱回収施設設置者認定制度を活用するとともに、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業により、高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備を支援しました。【環境省】</p>	<p>●主に民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策を押し進めるため、平成22年度の廃棄物処理法の改正により創設された、廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及を図るとともに、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業により、2件の高効率な廃棄物熱回収施設の整備を支援しました。【環境省】</p> <p>●【再掲】市町村等が行う、一般廃棄物処理施設の整備等を支援する循環型社会形成推進交付金においては、高効率エネルギー回収(発電、地域冷暖房等への熱供給等)及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する、包括的な取組を行う施設に対する重点化を図るため、新たな交付対象事業を創設しました。また、施設の長寿命化と地球温暖化対策の推進を目的とした、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業を引き続き同交付金の交付対象事業としました。【環境省】</p>	<p>●主に民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策を押し進めるため、平成22年度の廃棄物処理法の改正により創設された、廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及を図るとともに、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業を実施しています。【環境省】</p> <p>●【再掲】循環型社会形成推進交付金等において、災害時における廃棄物処理システムの強靱化、地球温暖化対策の強化という観点から、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備等に対する支援の充実を図りました。【環境省】</p> <p>●【再掲】循環型社会形成推進交付金において、高効率エネルギー回収(発電、地域冷暖房等への熱供給等)及び災害廃棄物処理体制への強化の両方に資する包括的な取組を行う施設に対する重点化や、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に関するマニュアルの改訂を行い、自治体へ周知しました。【環境省】</p>	<p>●【再掲】主に民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策推進のため、高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備、エコタウンの低炭素化等を支援しました。【環境省】</p> <p>●廃棄物焼却施設から恒常的に排出される余熱等を地域の需要施設に供給することにより、地域の低炭素化を図るモデル事業を実施しています。【環境省】</p>	<p>●循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)に基づくごみの循環的利用、及び処分の基本原則に基づいて処理を行った上で、焼却せざるを得ない廃棄物については、最近の熱回収技術の進展を踏まえ、一定以上の熱回収率を確保した熱交換器等で熱回収を行い、地域の実情に応じた廃棄物処理システムの省エネルギー・創エネルギー化を推進します。</p> <p>●【再掲】引き続き、低炭素なリサイクルの高度化、高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備、地域の低炭素化等を進めるべきです。(環境基本計画点検本文)</p> <p>●【再掲】排出抑制や処理の効率化等により、廃棄物部門における温室効果ガス排出量のより一層の低減を図る必要があります。(環境基本計画点検調査票)</p> <p>●廃棄物熱回収施設設置者認定制度を活用するとともに、低炭素型廃棄物処理支援事業により、廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設や廃棄物由来燃料製造施設の整備を支援していきます。</p>
<p>② 焼却施設や産業工程から発生する中低温熱について、地域冷暖房に活用するなどの有効利用を進める。</p>			<p>●【再掲】市町村等が行う、一般廃棄物処理施設の整備等を支援する循環型社会形成推進交付金においては、高効率</p>	<p>●【再掲】循環型社会形成推進交付金等において、災害時における廃棄物処理システムの強靱化、地球温暖化対策の</p>	<p>●廃棄物焼却施設から恒常的に排出される余熱等を地域の需要施設に供給することにより、地域の低炭素化を図るモデル事業</p>	<p>●【再掲】引き続き、低炭素なリサイクルの高度化、高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整</p>

			<p>エネルギー回収（発電、地域冷暖房等への熱供給等）及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する、包括的な取組を行う施設に対する重点化を図るため、新たな交付対象事業を創設しました。また、施設の長寿命化と地球温暖化対策の推進を目的とした、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業を引き続き同交付金の交付対象事業としました。【環境省】</p>	<p>強化という観点から、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備等に対する支援の充実を図りました。【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●【再掲】循環型社会形成推進交付金において、高効率エネルギー回収（発電、地域冷暖房等への熱供給等）及び災害廃棄物処理体制への強化の両方に資する包括的な取組を行う施設に対する重点化や、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に関するマニュアルの改訂を行い、自治体へ周知しました。【環境省】 	<p>を実施しています。【環境省】</p>	<p>備、地域の低炭素化等を進めるべきです。（環境基本計画点検本文）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●【再掲】排出抑制や処理の効率化等により、廃棄物部門における温室効果ガス排出量のより一層の低減を図る必要があります。（環境基本計画点検調査票）
<p>③ バイオ燃料の生産拡大や、生ごみ等からのメタン回収を高効率に行うバイオガス化、回収された廃食油等からのバイオディーゼル燃料の生成、間伐材等の木質ペレット化、有機性汚泥等の固形燃料化などを推進する。また、これらの取組に資する技術の研究開発を進める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標等を定めた「バイオマス活用推進基本計画」(平成 22 年 12 月閣議決定)に基づき、以下の取組を実施しました。【農林水産省】 ●国産バイオ燃料の本格的な生産に向け、原料供給から製造、流通まで一体となった取組のほか、食料・飼料供給と両立できる稲わら等のソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用までの技術を確認する取組を実施しました。【農林水産省】 ●地産地消によるバイオ燃料等の生産を進め、農山漁村における新産業の創出に向け、草本、木質、微細藻類からバイオ燃料等を製造する技術開発等を推進しました。【農林水産省】 ●なお、平成 24 年 2 月には、バイオマス利用技術の到達レベルの横断的な評価と事業化に向けた戦略の検討を行うた 	<ul style="list-style-type: none"> ●バイオエタノールに関しては、バイオエタノールを 3%混合したレギュラーガソリン「E3」の普及と併せて、バイオエタノールを 10%混合した、より二酸化炭素排出削減効果の高いレギュラーガソリン「E10」の導入拡大を展開し、取扱いガソリンスタンドを 6 店舗から 30 店舗に拡大しました。【環境省】 ●農山漁村においては、食品廃棄物や家畜排泄物由来のバイオガスを製造し、広く地域で利用する供給技術等につき、二酸化炭素削減効果や事業性等についての実証を行う、地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業において、平成 25 年度から継続して実施している 2 団体に加え、26 年度には新たに 3 団体の事業を実施しました。また、そのうち 1 団体は、地下水汚染対策に資する実証を盛り込み、資源利用と環境に配慮したモデルの実証を行いました。【環境省・農林水産省】 ●未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進す 	<ul style="list-style-type: none"> ●バイオ燃料に関しては、バイオエタノールを 3%混合したレギュラーガソリン「E3」の普及と併せて、バイオエタノールを 10%混合した、より二酸化炭素排出削減効果の高いレギュラーガソリン「E10」の普及促進及び供給体制の整備拡大を行いました。【環境省】 ●農山漁村において豊富なポテンシャルを有する食品廃棄物や家畜排せつ物等に由来するバイオガスを活用し、自家使用だけでなく広く地域で利用する資源循環利用モデルを構築していくため、バイオガス製造・供給技術等につき、二酸化炭素削減効果や事業性等についての実証を行う「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業」を実施しました。平成 25 年度採択案件事業については、実証の最終年度となることから、二酸化炭素削減効果を始め、成果（地域資源から効率的にメタンを回収するための適正な原料組成割合に係る知見、副産物の量の把握と活用の方法・事業性等）の取りまとめを実施し 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 26 年度採択案件事業については、実証の最終年度となることから、二酸化炭素削減効果を始め、成果（地域資源から効率的にメタンを回収するための適正な原料組成割合に関する知見、副産物の量の把握と活用の方法・事業性等）の取りまとめを実施すべく、モデル実証を引き続き実施しました。【環境省・農林水産省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●農山漁村において豊富なポテンシャルを有する食品廃棄物や家畜排せつ物等に由来するバイオガスを活用し、自家使用だけでなく広く地域で利用する資源循環利用モデルを構築していくため、バイオガス製造・供給技術等につき、二酸化炭素削減効果や事業性等についての実証を行う「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業」を更に推し進めます。また、平成 25 年度の採択事業の事業成果（二酸化炭素削減効果を始め、地域資源から効率的にメタンを回収するための適正な原料組成割合に係る知見、副産物の量の把握と活用の方法・事業性等）を取りまとめ、発信することにより、地域におけるバイオガス活用のモデルの横展開を図ります。 ●未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質燃料製造施設、木質バイオマスボイラー等の整備を引き続き推進します。

		<p>め、バイオマス関係 7 府省合同の「バイオマス事業化戦略検討チーム」を設置しました。 【内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省、農林水産省】</p> <p>●水産系副産物である貝殻の再資源化により資源の循環的利用を推進しました。【農林水産省】</p>	<p>るため、ペレット製造設備や木質ペレットボイラー等の整備を支援しました。</p> <p>●未利用木質バイオマスを利用した発電、熱供給又は熱電併給の推進のために必要な調査を行うとともに、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口・サポート体制の確立に向けた支援を実施したほか、発電量を高めたペレット製造技術の開発・実証等、木質バイオマスの利用拡大に資する技術開発等への支援を 8 件実施しました。【農林水産省】</p> <p>●農山漁村で豊富に得られる草本を利用したバイオエタノールの低コスト・安定供給技術の開発、林地残材を原料とするバイオ燃料等の製造技術の開発、微細藻類を利用した石油代替燃料等の製造技術の開発を実施したほか、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりについて、施設整備等の取組を支援しました。【農林水産省】</p> <p>●ビジネスとして成立するバイオマスエネルギー利用技術の開発を行う、戦略的次世代バイオマス利用技術開発事業（実用化技術開発）においては、バイオガス化（メタン発酵）に係る事業（平成 23 年度採択：1 件）について、馬鈴薯でん粉製造工程における廃水とでん粉かすを用いたコンパクトメタン発酵システムの開発を進めました。草本系固形燃料（ペレット化）（平成 25 年度採択：1 件）については、多原料混合での効率的なペレット化技術の開発を進め</p>	<p>ました。平成 26 年度採択案件事業については、実証に向けたシステム構築及びモデル実証を進めました。【環境省・農林水産省】</p> <p>●未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、ペレット製造設備や木質ペレットボイラー等の整備を支援しました。【農林水産省】</p> <p>●未利用木質バイオマスを利用した発電、熱供給又は熱電併給の推進のために必要な調査を行うとともに、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口・サポート体制の確立に向けた支援を実施したほか、発電量を高めたペレット製造技術の開発・実証等、木質バイオマスの利用拡大に資する技術開発等への支援を 8 件実施しました。【農林水産省】</p> <p>●農山漁村で豊富に得られる草本を利用したバイオエタノールの低コスト・安定供給技術の開発、林地残材を原料とするバイオ燃料等の製造技術の開発、微細藻類を利用した石油代替燃料等の製造技術の開発を実施したほか、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした、地域づくりに向けた取組を支援しました。【農林水産省】</p> <p>●ビジネスとして成立するバイオマスエネルギー利用技術の開発を行う、戦略的次世代バイオマス利用技術開発事業（実用化技術開発）においては、草本系固形燃料（ペレット化）（平成 25 年度採択：1 件）について、多原料混合で</p>		<p>●木質バイオマスを利用した小規模発電や熱利用等の推進のために必要な調査を行うとともに、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた、相談窓口の設置、小規模発電の取組への助言等のサポートを行う体制の確立、燃料の安定供給体制の強化に向けた支援を実施します。</p> <p>●木質バイオマスの高付加価値製品、発電効率の高い新たな木質バイオマス発電システム等の開発及び改良等に対する支援も引き続き実施します。</p> <p>●農山漁村で豊富に得られる林地残材や農作物の非可食部等の未利用資源を利用した高付加価値マテリアル等の製造技術の開発を引き続き実施し、今後とも、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした、地域づくりに向けた取組を推進します。</p> <p>●ビジネスとして成立するバイオマスエネルギー利用技術の開発を行う、戦略的次世代バイオマス利用技術開発事業（実用化技術開発）において、草本系固形燃料（ペレット化）（平成 25 年度採択は 1 件）について、28 年度末まで開発を継続し、多原料混合による安定的かつ安価なバイオマスペレット燃料製造技術を確立させます。</p> <p>●セルロース系バイオマスからのエタノールについては、その製造技術開発に取</p>
--	--	--	---	---	--	---

		<p>●下水汚泥資源化施設の整備</p>	<p>ました。【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●廃食油等から作成されたバイオディーゼル燃料の一体的・先進的な流通システムや、技術課題に取り組む地域の主体を支援する「地域バイオディーゼル流通システム実証事業費補助金」において、平成25年度までの取組である、流通インフラの整備による流通経路の確保、自治体等との連携によるバイオディーゼル燃料利用拡大等を継続し、その規模を拡大していきました。【経済産業省】 ●セルロース系バイオマスからのエタノール製造技術開発に取り組む、セルロース系エタノール生産システム総合開発実証事業において、セルロース系エタノール一貫生産システムの構築のためのパイロットプラントの建設に向けて、前処理・糖化と発酵プロセスの最適な組合せを検証しました。【経済産業省】 ●エタノール生産技術の開発を行う、バイオ燃料製造の有用要素技術開発事業においては、燃料用バイオマス高生産植物の評価・改良技術、土壌選別等の植栽技術等を用いた収量アップ等の基盤技術研究、高収率エタノール生産技術開発のための有用微生物の改良及びパイロット詳細設計のためのデータ取り、パイロット設備の設計・建設、安価かつ高活性な酵素生産技術開発のための高活性酵素生産菌の改良及びパイロット詳細設計のためのデータ取り、パイロット設備の設計・建設を行いました。【経済産業省】 	<p>の効率的なペレット化技術の開発を進めました。【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●廃食油等から作成されたバイオディーゼル燃料の一体的・先進的な流通システムや、技術課題に取り組む地域の主体を支援する「地域バイオディーゼル流通システム実証事業費補助金」において、バイオディーゼル燃料利用拡大等を継続し、その規模を拡大していきました。【経済産業省】 ●セルロース系バイオマスからのエタノール製造技術開発に取り組む、セルロース系エタノール生産システム総合開発実証事業において、セルロース系エタノール一貫生産システムの構築のためのパイロットプラントの建設に向けて、前処理・糖化と発酵プロセスの最適な組合せを検証しました。【経済産業省】 ●エタノール生産技術の開発を行う、バイオ燃料製造の有用要素技術開発事業においては、燃料用バイオマス高生産植物の評価・改良技術、土壌選別等の植栽技術等を用いた収量アップ等の基盤技術研究、高収率エタノール生産技術開発のための有用微生物の改良及びパイロット詳細設計のためのデータ取り、パイロット設備の設計・建設、安価かつ高活性な酵素生産技術開発のための高活性酵素生産菌の改良及びパイロット詳細設計のためのデータ取り、パイロット設備の設計・建設を行いました。【経済産業省】 	<p>●下水汚泥資源化施設の整備の</p>	<p>り組む、セルロース系エタノール生産システム総合開発実証事業において、セルロース系エタノール一貫生産システムの構築のためパイロットプラントを建設し、前処理・糖化と発酵プロセスの最適組合せを検証します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●エタノール生産における要素技術の開発を行う、バイオ燃料製造の有用要素技術開発事業においては、燃料用バイオマス高生産植物の改良技術、土壌選別等の植栽技術等の検証試験、有用微生物を用いた高収率エタノール生産技術開発、酵素生産菌を用いた安価かつ高活性な酵素の生産技術開発を行います。 <p>●下水汚泥資源化施設の整備の</p>
<p>④ 下水処理場を地域のバ</p>			<p>●下水汚泥・し尿汚泥からの</p>	<p>●下水処理場を地域のバイオ</p>	<p>●下水汚泥資源化施設の整備の</p>	<p>●下水汚泥資源化施設の整備の</p>

<p>バイオマス活用の拠点としてエネルギー回収を行う取組や下水汚泥と食品廃棄物など他のバイオマスの混合消化・利用によるエネルギー回収効率の向上を推進する。</p>		<p>の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進、下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発などに取り組んでいきます。【国土交通省】</p> <p>●農業集落排水事業においては、処理過程で発生する汚泥について、コンポスト化や建設資材利用等によるリサイクルを推進するとともに、地域の実情に応じて余剰汚泥の減容化を進めました。【農林水産省】</p>	<p>固形燃料開発（平成 25 年度採択：1 件）については、省エネルギー乾燥技術、燃焼性能の向上を目指した研究開発を進めています。【経済産業省】</p> <p>●下水処理場を地域のバイオマス活用の拠点としてエネルギー回収を行う取組として、下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進（社会資本整備総合交付金）、下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術実証（下水道革新的技術実証事業における水素改質技術の実証）、燃料の標準化（下水汚泥固形燃料の JIS 化）を実施しました。【国土交通省】</p>	<p>バイオマス活用の拠点としてエネルギー回収を行う取組として、下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進（社会資本整備総合交付金）、下水道資源の再生利用・エネルギー利用に係る技術実証（下水道革新的技術実証事業における水素改質技術 1 件、バイオガスの活用技術 2 件、再生水利用技術 1 件の実証）を実施しました。【国土交通省】</p>	<p>支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定を推進するとともに、バイオガス利用に係る事業を支援しました。【国土交通省】</p> <p>●【再掲】下水道の分野では、下水道革新的技術実証事業において、平成 27 年度に採択された水素改質技術の継続実証、及び平成 27 年度に採択されたバイオガスの活用技術 2 件、再生水利用技術 1 件の実証を行いました。また、平成 28 年度に中小規模処理場における下水汚泥の有効利用技術 2 件を採択しました。【国土交通省】</p>	<p>備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進（社会資本整備総合交付金）、下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術実証（下水道革新的技術実証事業における中小規模処理場における下水汚泥有効利用技術の実証）、下水汚泥と他のバイオマスの混合利用の推進（下水処理場における総合バイオマス利活用の検討）を実施していきます。</p>
---	--	---	---	--	--	--

5 循環産業の育成

(第三次循環基本計画第5章第2節の項目)	定量指標	平成 25 年度に講じた施策 (平成 26 年版白書「講じた」 に追記)	平成 26 年度に講じた施策 (平成 27 年版白書「講じた」 に追記)	平成 27 年度に講じた施策 (平成 28 年版白書「講じた」 に追記)	平成 28 年度上半期に講じた施策 (環境基本計画第 4 回点検に追記)	今後の課題(白書「講じよう」) 及び第 4 次環境基本計画第 4 回 点検(調査票含む)に追記)
(1) 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成						
<p>① 産業廃棄物処理について、優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境を充実させるため、優良産廃処理業者認定制度・熱回収施設設置者認定制度の普及や、優良事例の情報発信を強化する。</p>	<p>・電子マニフェストの普及率 ・優良認定された産業廃棄物処理業者数</p>	<p>●優良な産業廃棄物処理業者の育成を図り、「悪貨が良貨を駆逐しない」環境整備に取り組んでいます。平成 25 年 2 月 5 日からは、産業廃棄物の処理に係る契約が、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成 19 年法律第 56 号)の対象契約となり、国などの公的機関は、優良産廃処理業者認定制度の認定業者を積極的に評価し、価格だけでなく環境負荷も考慮した契約を推進しています。また、優良な産業廃棄物処理業者の積極的な情報発信等の支援策の充実を図っています。【環境省】</p>	<p>●優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境をつくるために、優良処理業者に優遇措置を付与する優良産廃処理業者認定制度の適切な運用を図りました。【環境省】</p> <p>●産業廃棄物の排出事業者と優良処理業者の参加するシンポジウムを東京、名古屋、福岡の 3 か所で開催し、これらの事業者間の連携・協働に向けたビジネス・マッチングを行うとともに、優良処理業者の情報発信サイト「優良さんぱいナビ」(http://www3.sanpainet.or.jp/)の利便性向上のためのシステム改良を引き続き実施しました。【環境省】</p> <p>●平成 25 年に国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成 19 年法律第 56 号。)に類型追加された「産業廃棄物の処理に係る契約」では、優良処理業者が産廃処理委託契約で有利になる仕組みとなっており、環境配慮契約を推進するため、全自治体宛てにパンフレットを送付しました。【環境省】</p>	<p>●優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境をつくるために、優良処理業者に優遇措置を付与する優良産廃処理業者認定制度の適切な運用を図りました。【環境省】</p> <p>●産業廃棄物の排出事業者と優良処理業者の参加するフォーラムを東京、名古屋、広島の 3 か所で開催し、これらの事業者間の連携・協働に向けたきっかけの場を創設するとともに、優良処理業者の情報発信サイト「優良さんぱいナビ」(http://www3.sanpainet.or.jp/)の利便性向上のためのシステム改良を引き続き実施しました。【環境省】</p> <p>●平成 25 年に国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成 19 年法律第 56 号。)に類型追加された「産業廃棄物の処理に係る契約」では、優良処理業者が産廃処理委託契約で有利になる仕組みとなっています。環境配慮契約の実施割合は、平成 25 年度が 11.7%、平成 26 年度が 31.7%と増加しています。それに伴い、優良認定業者数も 20%増加するなどの効果が見られました(平成 25 年度末で 713 社、平成 26 年度末で 859 社)。【環境省】</p>	<p>●優良産廃処理業者認定制度を運用し、平成 25 年には環境配慮契約法において優良処理業者が産廃処理委託契約で有利になる環境を整備し、さらに、これらの制度の浸透を図るため、コンソーシアム事業や優良処理業者の情報発信サイトの機能強化を実施し、認定者を増大しました(優良産廃事業者認定数：平成 27 年度 6,979 件、997 者)。【環境省】</p> <p>●産業廃棄物の適正処理を推進する電子マニフェストの普及拡大を図るためのシステム改良やキャンペーン等を実施しました(電子マニフェストの普及率：平成 26 年度 39%、平成 27 年度 42%)。【環境省】</p>	<p>●優良事業者の育成を目指し、産業廃棄物処理業者が、廃棄物の適正処理等を行うだけでなく、地域経済の活性化・雇用の創出に貢献することとなるよう、産業廃棄物処理業を我が国の有望な成長産業の一つとして位置付け、その振興を図るための施策を展開します。</p> <p>●産業廃棄物の優良処理業者が社会的に評価され、優位に立てる環境づくりを継続して進めることとしており、優良処理業者の育成につながる電子マニフェストについては、平成 25 年 10 月に策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づき、平成 28 年度に普及率 50%の目標を達成すべく普及啓発に努めます。</p> <p>●優良産廃処理業者の育成や適正な廃棄物処理に繋がる電子マニフェストのシステム改善・普及を進めるべきです。(環境基本計画点検本文)</p> <p>●平成 25 年に国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成 19 年法律第 56 号。)に類型追加された「産業廃棄物の処理に係る契約」では、優良処理業者が産廃処理委託契約で有利になる仕組みとなっているため、環境配慮契約を推進するために、各行政機関や地方公共団体等に向けて、引き続き制度を周知していきます。</p> <p>●優良産廃処理業者のさらなる</p>

						<p>質の向上や業界全体の育成のために、規制合理化とセットでのインセンティブ施策を充実させていく必要があります。(環境基本計画点検本文)</p> <p>●優良産廃処理業者の増加による不法投棄・不適正処理の減少の効果について把握する必要があります。(環境基本計画点検本文)</p>
<p>② 環境配慮設計や資源生産性の向上等を促進するとともに、再生原材料の利用拡大など製造業者等とリサイクル事業者等が一体となった取組の拡大を促す。</p>	<p>・製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況</p> <p>・資源生産性の向上等に向けた目標を設定している事業者数</p>				<p>●【再掲】各種リサイクル法の執行及びその評価・見直しや取組状況の点検を行い、排出者責任、拡大生産者責任に基づく各種リサイクルや業界による環境配慮設計の進捗を確認しました。【環境省・経済産業省・農林水産省・国土交通省】</p>	<p>●【再掲】各種リサイクル法の対象外の製品についても、製品製造段階からの環境配慮設計の状況を把握し、取組を進めて行く必要があります。(環境基本計画点検調査票)</p>
<p>③ リユース市場の拡大に向けて、優良なリユース事業者の育成とリユース品の品質の確保に向けた取組を促進する。</p>	<p>・リユース・シェアリング市場規模</p>	<p>●リユース市場の拡大に向けては、使用済製品等のリユース促進事業研究会の事業として、リユース業界団体との意見交換会を開催し、リユース業に関する環境関連法パンフレットの効果や活用状況について検証するとともに、必要に応じてパンフレットの改訂を行うこととしました。【環境省】</p>	<p>●リユース市場の拡大に向けては、使用済製品等のリユース促進事業研究会の事業として、リユース業界団体との意見交換会を開催しました。【環境省】</p>		<p>●リユース市場の拡大に向けては、使用済製品等のリユース促進事業研究会の事業として、リユース業界団体との意見交換会を引き続き開催し、リユース業界の優良化について検討します。</p> <p>●【再掲】リユース業界の優良化やリユースへの意識の向上を一層進め、リユース品の活用やリユースに係るビジネスの市場拡大を図っていくべきです。(環境基本計画点検本文)</p>	
<p>④ 循環資源を用いた再生品等の品質や安全性を高めていくとともに、そのブランド化等により競争力強化を図る。</p> <p>また、リユース製品やリサイクル製品等の品質・安全性・環境負荷低減効果についてわかりやすく提供・表</p>	<p>・循環型社会ビジネス市場規模</p>				<p>●リユース製品やリサイクル製品等の品質・安全性・環境負荷低減効果についての分かりやすい表示のため、環境ラベルに関する情報を提供する「環境ラベル等データベース」(http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/)の掲載情報を随時更新します。</p>	

<p>示す、エコマーク等の環境ラベリング等の取組を促進する。</p>						<p>●環境負荷の低減に配慮した製品・サービス（エコプロダクツ）の開発普及を促進するために、平成 27 年度以降も引き続き、主催者であるエコプロダクツ大賞推進協議会及び関係各省と連携し、「エコプロダクツ大賞」の表彰制度を通じて、エコプロダクツの開発普及に対する意識啓発に努めていく予定です。</p> <p>●環境配慮を通じた成長の達成やグリーン・イノベーションに繋がる取組を一層進める必要があります。(環境基本計画点検調査票)</p>
<p>⑤ 国自らが率先して、グリーン購入・グリーン契約に取り組み、リデュース・リユース製品にも重点を置いて 3 R 製品等を調達するとともに、環境に配慮したサービスや再生可能エネルギー等を積極的に利用する。</p>	<p>・グリーン購入の意識</p>	<p>●国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)に基づく環境物品等の調達の促進を進めています。同法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められる特定調達品目(重点的に調達を推進する調達物品等の種類)及びその判断の基準等については、適宜見直しを行っていくこととしており、平成 25 年度には、新たに、会議運営の品目を役務に追加するとともに、「紙類」、「照明」等に関する判断の基準の拡充を図るなど、1 品目の追加、35 品目の基準等の見直しを行いました。【環境省】</p> <p>●地方公共団体のグリーン購入の取組を促進するため策定したグリーン購入取組ガイドラインについて普及を行っています。【環境省】</p>	<p>●国自らが率先して、3R 製品等を調達することも重要であり、環境ラベルに関する情報を提供する「環境ラベル等データベース」(http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/)に関しては、その掲載情報を随時更新しました。【環境省】</p> <p>●グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づく基本方針について、必要な見直し等を行うため、平成 26 年度においても、有識者等による検討会を開催しました。【環境省】</p> <p>●各省庁等は、グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定や契約締結実績の概要公表を実施しており、国等においては、ほぼ 100%のグリーン購入が実施される等、率先したグリーン購入及び環境配慮契約の推進がなされています。この中で、国土交通省が実施する公共工事においても、グリーン購入法に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針による環境物品等の調達に</p>	<p>●国自らが率先して、3R 製品等を調達することも重要であり、環境ラベルに関する情報を提供する「環境ラベル等データベース」(http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/)に関しては、その掲載情報を随時更新しました。【環境省】</p> <p>●グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づく基本方針について、必要な見直し等を行うため、有識者等による検討会を開催しました。【環境省】</p> <p>●各省庁等は、グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定や契約締結実績の概要公表を実施しており、国等においては、ほぼ 100%のグリーン購入が実施されるなど、率先したグリーン購入及び環境配慮契約の推進がなされています。【各省庁】</p>	<p>●グリーン購入の推進に資するため、環境ラベルやデータ集などの製品の環境情報を提供する各種の制度をインターネット上で紹介する「環境ラベル等データベース」を継続して運用し、掲載情報を随時更新しました。【環境省】</p> <p>●グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づく基本方針について、必要な見直しを適宜実施しました。【環境省】</p> <p>●グリーン購入法及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、環境への負荷の低減に資する資材の調達を推進するとともに、公共工事において調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、特定調達品目の追加、見直し等の検討を実施しました。【国土交通省】</p> <p>●国等においては、ほぼ 100%のグリーン購入が実施されるなど、率先したグリーン購入及び環境配慮契約を実施しました。【各省庁】</p>	<p>●グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づく基本方針については、有識者等による検討会を開催し、基本方針の改定検討を実施します。各省庁等は、グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づき、調達方針の策定や契約締結実績の概要公表を実施するとともに、率先したグリーン購入及び環境配慮契約を推進する予定です。</p> <p>●ライフサイクル全般にわたって環境負荷の低減が図れるよう、国、地方公共団体及び事業者が持続可能な調達に取り組む必要があります。(環境基本計画点検本文)</p> <p>●環境物品等の購入の更なる促進等を通じて、高度なリサイクルが社会的に評価されるような仕組みを構築する必要があります。(環境基本計画点検本文)</p>

			より、環境への負荷低減を推進しました。【各省庁、国土交通省】			
⑥ 地方公共団体における廃棄物処理の透明化を図るため、一般廃棄物会計基準の普及を進める。		●一般廃棄物処理事業に係るコスト分析及び評価を行い、その効率的な運営に努めるよう、一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツールを更新し、市町村等による一般廃棄物会計基準の導入を支援しました。【環境省】	●一般廃棄物処理事業に係るコスト分析及び評価を行い、その効率的な運営に努めるよう、説明会を実施する等、市町村等による一般廃棄物会計基準の導入を支援しました。【環境省】	●一般廃棄物処理事業に係るコスト分析及び評価を行い、その効率的な運営に努めるよう、一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツールを更新し、市町村等による一般廃棄物会計基準の導入を支援しました。【環境省】	●一般廃棄物処理事業に係るコスト分析及び評価を行い、その効率的な運営に努めるよう、「一般廃棄物会計基準」のガイドラインの周知を通じ、市町村等による一般廃棄物会計基準の導入を支援しました。【環境省】	●引き続き、「一般廃棄物会計基準」のガイドラインの周知等を通じた、市町村等による一般廃棄物会計基準の導入促進に努めます。
⑦ 各事業者における、環境マネジメントシステムの導入、環境報告書や環境会計の作成・公表等の取組を促進する。	・環境マネジメント等の実施		●各事業者における、環境マネジメントシステムの導入、環境報告書や環境会計の作成・公表等の取組の促進のため、より多くの中小企業が環境マネジメントに着手できるよう、中小企業向け環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の簡易版マネジメントシステムを策定し、実証事業を行いました。【環境省】 ●環境報告書の更なる利用促進を図るため、環境情報開示基盤の整備事業に着手し、統合報告書等の新しい概念の報告書を作成・公表する事業者を表彰する制度を新設したほか、自然資本会計を踏まえつつ「環境会計ガイドライン2005年版」改訂の検討に着手しました。【環境省】	●各事業者における、環境マネジメントシステムの導入、環境報告書や環境会計の作成・公表等の取組の促進のため、ISO14001の改定等を踏まえ、中小企業向け環境マネジメントシステムである「エコアクション21」のガイドライン改訂に着手しました。【環境省】 ●環境マネジメントシステムに取り組む中小企業の裾野を拡大するため、「エコアクション21の簡易版環境マネジメントシステム」の実証事業を行いました。【環境省】 ●環境報告書の更なる利用促進を図るため、環境情報開示基盤の整備事業を推進するとともに、情報開示の世界的潮流や企業を取り巻くガバナンスの在り方の変容を踏まえ、「環境報告ガイドライン2012年版」や「環境会計ガイドライン2005年版」改訂の検討に向けた調査を行いました。【環境省】		●各事業者における、環境マネジメントシステムの導入、環境報告書や環境会計の作成・公表等の取組の促進のため、引き続き中小企業向け環境マネジメントシステムである「エコアクション21」のガイドライン改訂検討を実施するとともに、エコアクション21の普及促進を行います。 ●環境報告書の更なる利用促進を図るため、環境情報開示基盤の整備事業を推進するとともに、情報開示の世界的潮流や企業を取り巻くガバナンスの在り方の変容を踏まえ、「環境報告ガイドライン2012年版」や「環境会計ガイドライン2005年版」の改訂に向けた検討を行います。これにより、事業者と利害関係者間の環境コミュニケーション促進を図ります。
⑧ 税制上の優遇措置等を活用し、適切な廃棄物処理施設の整備が進められるようにする。		●平成25年度税制改正において、廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮の措置を講じました。【環境省】	●特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金又は必要経費算入の特例や廃棄物処理施設に係る課税標準の特例といった税制措置を活用することにより、廃棄物処理施設の整備及び維持管理を推進しました。【環境省】	●特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金又は必要経費算入の特例や廃棄物処理施設に係る課税標準の特例といった税制措置を活用することにより、廃棄物処理施設の整備及び維持管理を推進しました。【環境省】	●特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金又は必要経費算入の特例や廃棄物処理施設に係る課税標準の特例といった税制措置を活用することにより、廃棄物処理施設の整備及び維持管理を推進しました。【環境省】	●特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金又は必要経費算入の特例や廃棄物処理施設に係る課税標準の特例といった税制措置を活用することにより、廃棄物処理施設の整備及び維持管理を引き続き推進します。
(2) 静脈物流システムの構築						
① 静脈物流の拠点とな		●広域的なリサイクル施設の立	●これまでに22の港湾を静脈	●これまでに22の港湾を静脈		●静脈物流の拠点となる港湾を

る港湾をリサイクルポートに指定し、広域的なリサイクル関連施設の臨海部への立地を推進するとともに、官民連携の推進、港湾施設の整備など総合的な支援を講じることにより国内外の資源循環を促進する。		地に対応した静脈物流の拠点となる港湾を「総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）」（全国22港）に指定し、官民連携の推進、港湾施設の整備など総合的な支援策を講じています。【国土交通省】	物流の拠点となる「リサイクルポート」に指定し、広域的なリサイクル関連施設の臨海部への立地の推進等を行いました。【国土交通省】	物流の拠点となる「リサイクルポート」に指定し、広域的なリサイクル関連施設の臨海部への立地の推進等を行うとともに、D.Waste-Net の参画メンバーとして、リサイクルポート推進協議会が日本内航海運組合総連合会と共に環境大臣により任命されました。【環境省・国土交通省】		リサイクルポートに指定し、広域的なリサイクル関連施設の臨海部への立地を引き続き推進します。あわせて、官民連携の推進、港湾施設の整備等の総合的な支援を講じることにより、国内外の資源循環を促進します。
② 静脈物流の輸送手段を道路輸送から相対的に環境負荷が小さい鉄道・船舶へと転換するモーダルシフトを促進する。			●静脈物流に係る更なる環境負荷低減と輸送コスト削減を目指し、モーダルシフト及び輸送効率化を推進する「モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業」により、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費を2件の事業に関して補助しました。【環境省・国土交通省】	●静脈物流に係る更なる環境負荷低減と輸送コスト削減を目指し、モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業を実施しています。【環境省・国土交通省】	●静脈物流のモーダルシフトや輸送効率化を図る事業への支援を実施しました。【環境省・国土交通省】	●静脈物流については、輸送手段を道路輸送から相対的に環境負荷が小さい船舶へと転換するモーダルシフト及び輸送効率化を推進するため、モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業により、海上輸送による低炭素型静脈物流システムを構築する事業を引き続き支援していきます。
③ 首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システム（スーパーフェニックス）を推進する。			●、首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システム（スーパーフェニックス）を推進しており、小名浜港等において建設発生土の受入れを実施しました。【国土交通省】	●首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システム（スーパーフェニックス）を推進しており、小名浜港等において建設発生土の受入れを実施しました。【国土交通省】		●首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる、港湾建設資源の広域利用促進システム（スーパーフェニックス）についても引き続き推進します。
④ 廃棄物処理法の適正な運用を図りつつ、静脈物流コストの削減を図るための取組の検討を進める。						●静脈物流コストは削減の余地があり、引き続き効率化を進める必要があります。【環境基本計画点検調査票】

6 廃棄物の適正な処理

(第三次循環基本計画第5章第2節の項目)	定量指標	平成25年度に講じた施策 (平成26年版白書「講じた」に追記)	平成26年度に講じた施策 (平成27年版白書「講じた」に追記)	平成27年度に講じた施策 (平成28年版白書「講じた」に追記)	平成28年度上半期に講じた施策 (環境基本計画第4回点検に追記)	今後の課題(白書「講じよう」)及び第4次環境基本計画第4回点検(調査票含む)に追記)
(1) 不法投棄・不適正処理対策						
① 廃棄物処理法を適切に施行しつつ、平成22年に行った同法改正の効果を検証し、その結果を踏まえ、同法の改正を検討する。					●中央環境審議会循環型社会部会に設置された廃棄物・処理制度専門委員会において、平成28年5月から、平成22年に改正された廃棄物処理法の施行状況の点検を含め、廃棄物の排出抑制や適正処理の推進等に関する総合的な検討を行っているところです。【環境省】	
② 産業廃棄物の不法投棄・不適正処理に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインの運用や、産業廃棄物の専門家の不法投棄現場等への派遣を行い、地方公共団体による行為者等の責任追及の支援を行う。		●不法投棄等に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインの運用するとともに、産業廃棄物の実務や関係法令等に精通した専門家を不法投棄等の現場へ派遣し、不法投棄等に関与した者の究明や責任追及方法、支障除去の手法の検討等の助言等を行い、都道府県等の取組を支援しました。【環境省】	●不法投棄等の未然防止・拡大防止対策としては、不法投棄等に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインを運用するとともに、産業廃棄物の実務や関係法令等に精通した専門家を現場へ派遣し、不法投棄等に関与した者の究明や責任追及方法、支障除去の手法の検討等の助言等を行うことにより、都道府県等の取組を支援しました。【環境省】	●不法投棄等の未然防止・拡大防止対策としては、不法投棄等に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインを運用するとともに、産業廃棄物の実務や関係法令等に精通した専門家を不法投棄等の現場へ派遣し、不法投棄等に関与した者の究明や責任追及方法、支障除去の手法の検討等の助言等を行うことにより、都道府県等の取組を支援しました。【環境省】		●不法投棄等の未然防止・拡大防止対策としては、不法投棄等に関する情報を国民から直接受け付ける、不法投棄ホットラインを運用するとともに、産業廃棄物の実務や関係法令等に精通した専門家を不法投棄等の現場へ派遣し、不法投棄等に関与した者の究明や責任追及方法、支障除去の手法の検討等について助言等を行うことにより、都道府県等の取組を支援します。
③ 地方公共団体と連携して、毎年5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までの全国ごみ不法投棄監視ウィーク等を通じた普及啓発活動や監視活動等を行う。		●廃棄物処理法の厳格な適用を図るとともに、平成19年度から毎年度5月30日から6月5日までの「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国と都道府県等とが連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動等の取組を一斉に実施しました。【環境省・経済産業省・国土交通省】	●毎年5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定するとともに、国と都道府県等とが連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動、新規及び継続の不法投棄等の監視、海洋環境保全等の取組を一斉に実施しています。【環境省・経済産業省・国土交通省】	●毎年5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定するとともに、国と都道府県等とが連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動、新規及び継続の不法投棄等の監視、海洋環境保全等の取組を一斉に実施しています。【環境省・経済産業省・国土交通省】		●今後も引き続き5月30日から6月5日までを全国ごみ不法投棄監視ウィークとして設定し、国と都道府県等が連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動等の取組を一斉に実施し、不法投棄等の未然防止・拡大防止を推進していきます。
④ 個別の産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の事案に対しては、廃棄物処理法に基づく基金により適切な支援を行う。 平成9年の廃棄物処理法改正法の施行前に開始された		●【産廃特措法】平成9年の改正廃棄物処理法の施行以前の不法投棄等が原因で生活環境に支障等が出ている事案について、都道府県等が産廃特措法に基づき実施する特定支障除去等事業が着実に進むよ	●不法投棄等の残存事案対策として、平成9年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号。以下「廃棄物処理法改正法」という。)の施行(平成10年6月17日)	●不法投棄等の残存事案対策として、平成9年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号。以下「廃棄物処理法改正法」という。)の施行(平成10年6月17日)		●不法投棄等の残存事案対策としては、平成9年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号。以下「廃棄物処理法改正法」という。)の施行(平成10

<p>産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の残存事案対策は、引き続き、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）に基づく財政支援を行う。これらにより、産業廃棄物の不法投棄・不適正処理事案について、円滑に対策が実施されるよう、地方公共団体に対して指導・支援を行う。</p>		<p>う支援しています。【環境省・総務省】</p>	<p>前の産業廃棄物の不法投棄等については、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号。以下「産廃特措法」という。）に基づき、平成 26 年度は 12 事案の支障除去等事業に対する財政支援を行いました。【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成 9 年の廃棄物処理法改正法の施行以降の産業廃棄物の不法投棄等については、廃棄物処理法に基づく基金からの財政支援が実施されており、平成 26 年度は 3 事案について、支障除去等事業に対する財政支援を行いました。【環境省】 ●【産廃特措法】平成 26 年度については、産廃特措法の規定により環境大臣が同意した計画に基づき実施される特定支障除去等事業として 12 事案に対して、同法に基づく財政支援を行いました。【環境省・総務省】 	<p>前の産業廃棄物の不法投棄等については、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号。以下「産廃特措法」という。）に基づき、平成 27 年度は 12 事案の支障除去等事業に対する財政支援を行いました。【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成 9 年の廃棄物処理法改正法の施行以降の産業廃棄物の不法投棄等については、廃棄物処理法に基づく基金からの財政支援が実施されており、平成 27 年度は 4 事案について支障除去等事業に対する財政支援を行ったほか、平成 27 年 4 月～平成 27 年 9 月に開催された「支障除去等に対する支援に関する検討会」において、平成 28 年度以降の財政支援の在り方が取りまとめられました。【環境省】 ●【産廃特措法】平成 27 年度については、産廃特措法の規定により環境大臣が同意した計画に基づき実施される特定支障除去等事業として、香川県豊島事案等 12 事案について、同法に基づく財政支援を行いました。【環境省・総務省】 		<p>年 6 月 17 日)以降の産業廃棄物の不法投棄等について、平成 27 年 9 月に取りまとめられた「支障除去等に対する支援に関する検討会報告書」を踏まえ、同法に基づく基金からの財政支援を行い、不法投棄等による支障の除去等を推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●【産廃特措法】平成 9 年の廃棄物処理法改正法の施行（平成 10 年 6 月 17 日）前の不法投棄等が原因で生活環境に支障等が生じている事案について、都道府県等が実施する特定支障除去等事業を支援することにより、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）の有効期限である平成 35 年 3 月 31 日までに支障等の除去が完了するよう、引き続き事業の計画的かつ着実な推進を図っていきます。
<p>⑤ 産業廃棄物が適正に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムであるマニフェスト制度の電子化の拡大に向けて、IT 技術を活用したシステム改良による利便性の向上や普及啓発を行う。</p>	<p>・電子マニフェストの普及率</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物が適正に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムである電子マニフェストの普及率 50%を目標とした、「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づき、研修会、操作講習会を開催したほか、スマートフォンやタブレットに対応させるためのシステム改修に着手しました。また、建設業界での利用促進を図るため、関係発表会、展 	<ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物が適正に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムである電子マニフェストの普及率 50%を目標とした、「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づき、研修会、操作講習会を開催したほか、スマートフォンやタブレットに対応させるためのシステム改修を実施しました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●【再掲】産業廃棄物の適正処理を推進する電子マニフェストの普及拡大を図るためのシステム改良やキャンペーン等を実施しました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●電子マニフェストに関しては、その普及率 50%を目標とした、「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づき、電子マニフェストをスマートフォンやタブレットにより、現場で登録できるシステムの開発を実施するとともに、排出事業者、行政機関への利用促進等を図り、平成 28 年度に普及率 50%の目標を達成すべく普及啓発に努め

			<p>示会等で普及啓発を行いました。【環境省】</p>			<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●今後一層、電子マニフェストのシステム改善・普及啓発に努める必要があります。(環境基本計画点検調査票)
<p>⑥ 家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う不用品回収業者、輸出業者等の対策について、廃棄物処理法の厳格な適用、国民への制度周知等により、強化する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ●家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う不用品回収業者、輸出業者等の対策として、市区町村の許可又は委託を受けない、無許可の廃棄物回収は違法であると啓発するため、各自治体の指導事例等の情報を収集し、優良事例を自治体間で共有し継続的・組織的な対応を実施するために研修会を実施しました。あわせて、チラシ・ポスター等の啓発ツールの活用方法等を含め、効果的な情報発信方法について再検討する機会を設けました。【環境省】 ●違法な廃棄物回収についてのポスター・パンフレット等を活用した注意喚起や、イベント・説明会等の機会を利用した意識啓発を行いました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う不用品回収業者、輸出業者等の対策として、自治体職員のキャパシティビルディングのため、「自治体職員向け違法な廃棄物回収業者対策セミナー」を全国8か所で開催しました。【環境省】 ●適正な排出方法を利用するように呼び掛けるモデル的な普及啓発事業を地方自治体と連携して実施しました。【環境省】 ●一般廃棄物の適正処理については、当該処理業が専ら自由競争に委ねられるべき性格のものではなく、継続性と安定性の確保が考慮されるべきとの最高裁判所判決(平成26年1月)や、市町村が処理委託した一般廃棄物に関する不適正処理事案の状況を踏まえ、平成26年10月に通知を発出し、市町村の統括的責任の所在、市町村が策定する一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物処理法の適正な運用について、周知徹底を図りました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●市区町村の許可又は委託を受けない、無許可の廃棄物回収業者対策の事例集を作成し、自治体に共有しました。【環境省】 ●全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等において平成26年10月の通知等を改めて周知し、市町村の統括的責任の所在、市町村が策定する一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物処理法の適正な運用についての周知徹底を図りました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う不用品回収業者、輸出業者等の対策として、引き続き、自治体職員に対する知見向上を図るためのセミナーを開催します。 ●違法な廃棄物回収業者やヤード業者対策に取り組む自治体によるモデル事業を実施し、違法な廃棄物回収業者対策を推進します。 ●違法な不用品回収業者については、自治体等による指導・取締りが困難な状況であることから、今後、住民の利便性の向上や指導・取締りがしやすい仕組みづくりを進める必要があります。(環境基本計画点検本文) ●全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等において平成26年10月の通知等を改めて周知し、市町村の統括的責任の所在、市町村が策定する一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物処理法の適正な運用についての周知徹底を図ります。
<p>⑦ 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)に基づき発生抑制対策等の海岸</p>			<ul style="list-style-type: none"> ●美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)に基づき、海岸漂着物対策として、32の都道府 	<ul style="list-style-type: none"> ●美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)に基づき、全国の地方自治体を実施する海洋ご 	<ul style="list-style-type: none"> ●美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)に基づき、全国の地方自治体を実施する海洋ごみの回収・処理、 	<ul style="list-style-type: none"> ●海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)問題に対しては、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21

<p>漂着物対策を行う。また、船舶の航行に支障を来さないよう、閉鎖性海域において、海面に浮遊する漂流ごみ等の回収を行う。</p> <p>船舶等から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)等に基づき、防除措置等の適切な実施を図る。</p>			<p>県において、地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業。平成25・26年で総額約100億円)を活用し、地域計画の策定、海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制対策等に取り組みました。</p> <p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●海岸漂着物等の組成や量、生態系への影響等実態を把握するための現地調査を実施するとともに、原因究明、発生源対策のための調査を実施しました。さらに、国際的な協議の場等を通じ、関係国と海岸漂着物の削減に向けた取組を実施しています。【環境省】 ●海岸漂着ごみについては、洪水、台風、海外からの漂着等により広範囲にわたり堆積し、海岸保全施設の機能を阻害することとなる海岸漂着ごみや流木等を処理する場合に、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」による支援を行うこととしています。【環境省】 ●船舶の航行に支障を来さないよう、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域での漂流ゴミの回収を行うとともに、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(平成45年法律第136号。以下「海洋汚染防止法」という。)等にとり、船舶の事故等により発生した浮遊油について、油回収装置及び航走拡散等により油の防除を行っています。【国土交通省】 ●油及び有害液体物質の流出への対処能力強化を推進するため、資機材の整備、現場職員の訓練及び研修を実施した 	<p>みの回収・処理、発生抑制対策事業への補助金による支援を実施しました。【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●海岸や沿岸、沖合海域における海洋ごみの組成や分布密度等を定量的に把握するため、モニタリングを実施しました。近年、生態系を含めた海洋環境へ与える影響が懸念されているマイクロプラスチックについても、日本近海において環境省が調査を実施すると共に、「環境研究総合推進費」による調査研究として、日本から南極までの海洋中において分布状況等の調査を進めました。さらに、国際的な協議の場等を通じ、関係国と海岸漂着物の削減に向けた取組について情報共有を実施しました。【環境省】 ●海岸漂着ごみについては、洪水、台風、海外からの漂着等により広範囲にわたり堆積し、海岸保全施設の機能を阻害することとなる海岸漂着ごみや流木等を処理する場合に、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業による支援を行うこととしています。【環境省】 ●船舶の航行に支障を来さないよう、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域での漂流ごみの回収を行うとともに、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(平成45年法律第136号。以下「海洋汚染等防止法」という。)等にとり、船舶の事故等により発生した浮遊油について、油回収装置及び航走拡散等により油の防除を行っています。【国土交通省】 	<p>発生抑制対策事業への補助金による支援を実施しました。【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●海岸や沿岸、沖合海域における海洋ごみの組成や分布密度等を定量的に把握するため、モニタリングを実施しました。近年、生態系を含めた海洋環境へ与える影響が懸念されているマイクロプラスチックについても、日本近海において環境省が調査を実施すると共に、「環境研究総合推進費」による調査研究として、日本から南極までの海洋中において分布状況等の調査を進めました。さらに、国際的な協議の場等を通じ、関係国と海岸漂着物の削減に向けた取組について情報共有を実施しました。【環境省】 	<p>年法律第82号)に基づき、全国の地方自治体が実施する海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策事業への補助金による支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●海岸や沿岸、沖合海域における海洋ごみの組成や分布密度等を定量的に把握するために、モニタリングを実施します。近年、生態系を含めた海洋環境へ与える影響が懸念されているマイクロプラスチックについても、日本海周辺や日本から南極までの海洋中における分布状況の調査や、マイクロプラスチックに吸着しているPCB等の有害化学物質の量を把握するための調査を進めます。 ●海洋ごみ対策を総合的かつ効果的に推進するため、法に基づく海岸漂着物対策推進会議や、2国間及び多国間の枠組みなど国際的な協議の場等を通じて、引き続き、関係者間での連携強化に努めます。 ●関係省庁や地方公共団体、各種ボランティア団体が連携協力し、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」等を通じた不法投棄等の監視や啓発活動、海洋環境保全指導を推進します。洪水、台風、海外からの漂着等により、広範囲にわたり堆積し、海岸保全施設の機能を阻害することとなる海岸漂着ごみや流木等については、それらを処理するため、引き続き災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業による支援を行います。
--	--	--	--	--	---	--

			<p>ほか、関係機関との合同訓練を実施する等、連携強化を図り、迅速かつ的確な対処に努めています。【国土交通省】</p>	<p>●油及び有害液体物質の流出への対処能力強化を推進するため、資機材の整備、現場職員の訓練及び研修を実施したほか、関係機関との合同訓練を実施するなど、連携強化を図り、迅速かつ的確な対処に努めています。【国土交通省】</p>		<p>●船舶との関係では、その航行に支障を来さないよう、閉鎖性海域において、海面に浮遊する漂流ごみ等の回収を行うとともに、船舶等から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）等に基づき、防除措置等の適切な実施を図ります。</p> <p>●油及び有害液体物質の流出への対処能力強化を推進するため、資機材の整備、現場職員の訓練及び研修を実施し、さらには関係機関との合同訓練を実施するなど、連携強化を図り、迅速かつ的確な対処に努めていきます。</p>
<p>⑧ 環境に配慮した先進的なシップリサイクルシステムを構築し、国内における執行体制整備を図る。また、使用済FRP船について、リサイクルの必要性や、事業者団体が運営するリサイクルシステムの周知・啓発を行う。</p>		<p>●FRP（繊維強化プラスチック）船については、平成17年11月から国土交通省が確立したリサイクル技術を踏まえ、社団法人日本舟艇工業会（現一般社団法人日本マリン事業協会）が廃棄物処理法に基づく広域認定制度を活用して「FRP船リサイクルシステム」の段階的な構築及び運用に取り組んでいるため、同システムの普及啓発及び事業評価などによる支援及び協力を実施しました。【国土交通省】</p>	<p>●2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約（仮称）（シップリサイクル条約）が要求する労働安全衛生に係る要件につき、我が国法令の対応状況と船舶解撤事業者の対応状況について調査を行いました。【国土交通省】</p> <p>●廃棄物処理法に基づく広域認定制度を活用した「FRP（繊維強化プラスチック）船リサイクルシステム」を適正に運用しています。また、全国ブロックごとに地方運輸局、地方整備局、都道府県等で組織する地方廃船処理協議会を開催し、不法投棄された廃FRP船対策やFRP船リサイクルの促進を図るために、情報提供及び意見交換等を実施しました。【国土交通省】</p>	<p>●2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約（仮称）（シップリサイクル条約）の早期発効に向けて、主要解体国であるインドへ条約の締結を促す取組、日本の条約締結に向けた国内法制化の検討等を行いました。【国土交通省】</p> <p>●廃棄物処理法に基づく広域認定制度を活用した「FRP（繊維強化プラスチック）船リサイクルシステム」を適正に運用しています。また、全国ブロックごとに地方運輸局、地方整備局、都道府県等で組織する地方廃船処理協議会を開催し、不法投棄された廃FRP船対策やFRP船リサイクルの促進を図るために、情報提供及び意見交換等を実施しました。【国土交通省】</p>		<p>●2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約（仮称）（シップリサイクル条約）の発効に向け、国内法制化の検討を進めます。条約の発効には主要解体国の締結が必要であるため、世界最大の船舶解体国であるインドが条約を締結できるようリサイクル施設改善に向けた支援等の取組も引き続き進めていきます。</p> <p>●全国ブロックごとに地方運輸局、地方整備局、都道府県等で組織する地方廃船処理協議会を開催し、不法投棄された廃繊維強化プラスチック（FRP）船対策やFRP船リサイクルの促進を図るために情報提供及び意見交換等を実施します。</p>
<p>(2) 最終処分場の確保等</p>						

<p>① 一般廃棄物の最終処分場については、残余容量の予測を行いつつ、引き続き必要となる最終処分場を継続的に確保する。</p> <p>また、最終処分場に埋め立てた廃棄物を有効活用・減量化するための取組を支援する。</p>	<p>・最終処分場残余容量</p>	<p>●近畿圏においては、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づき大阪湾フェニックス計画が推進されており、尼崎沖処分場、泉大津沖処分場、神戸沖処分場、平成21年10月からは大阪沖処分場において近畿2府4県内の168市町村（平成26年4月1日現在）から排出される廃棄物を受け入れています。【環境省・国土交通省】</p>	<p>●廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月閣議決定）において、一般廃棄物最終処分場の残余年数を20年分（平成29年度）とする重点目標を定め、さらに、最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等による一般廃棄物の最終処分場の整備を、引き続き循環型社会形成推進交付金の交付対象事業としました。【環境省】</p>	<p>●一般廃棄物の最終処分に関しては、ごみのリサイクルや減量化を推進した上でなお残る廃棄物を適切に処分するため、最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等による一般廃棄物の最終処分場の整備を、引き続き循環型社会形成推進交付金の交付対象事業としました。【環境省】</p>	<p>●一般廃棄物の最終処分に関しては、ごみのリサイクルや減量化を推進した上でなお残る廃棄物を適切に処分するため、最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等による一般廃棄物の最終処分場の整備について、引き続き循環型社会形成推進交付金の対象事業としました。【環境省】</p>	<p>●一般廃棄物の最終処分場に関しては、ごみのリサイクルや減量化を推進した上でなお残る廃棄物を適切に処分するため、最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等による一般廃棄物の最終処分場の整備を循環型社会形成推進交付金等の交付対象事業に引き続きするとともに、必要に応じて、交付対象事業の見直し等を検討します。</p> <p>●廃棄物処理施設や最終処分場の設置等は、循環型社会形成や巨大災害対応に必要な施設であり、今後一層、循環型社会形成推進交付金等や廃棄物処理センター指定、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づく特定施設の認定等で支援を行う必要があります。【環境基本計画点検調査票】</p>
<p>② 産業廃棄物の最終処分場については、民間事業者による整備を基本としつつ、産業廃棄物の適正処理を確保するために必要がある場合には、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を促進する。</p>			<p>●産業廃棄物の最終処分に関しても、産業廃棄物処理施設のモデル的整備事業の補助制度により、廃棄物処理センターが管理型最終処分場を整備する3事業に対して補助することで、公共関与型産業廃棄物処理施設の整備を促進し、産業廃棄物の適正な処理の確保を図りました。【環境省】</p>	<p>●産業廃棄物の最終処分に関しても、産業廃棄物処理施設のモデル的整備事業の補助制度により、平成27年度は、廃棄物処理センターが管理型最終処分場を整備する2事業に対して支援することで、公共関与型産業廃棄物処理施設の整備を促進し、産業廃棄物の適正な処理の確保を図りました。【環境省】</p>	<p>●産業廃棄物処理施設のモデル的整備を実施し、公共が関与して行う産業廃棄物処理施設の一層の整備を促進しました（モデル事業実施数：平成26年度3事業、平成27年度2事業）。【環境省】</p>	<p>●産業廃棄物の最終処分場等に関しても、施設整備のため、引き続き申請に応じて廃棄物処理法に基づく廃棄物処理センターの指定を行います。あわせて、民間を含め優良な処理施設の整備を更に支援するため、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成4年法律第62号）に基づく特定施設の認定を行います。</p> <p>●産業廃棄物の適正処理を確保するために必要がある場合には、廃棄物処理センター等が行う、公共関与型産業廃棄物処理施設の整備を対象とした補助事業である、産業廃棄物処理施設のモデル的整備事業により、</p>

<p>③ 港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。</p>		<p>●港湾における廃棄物処理対策として、平成 25 年度は、18 港において廃棄物埋立護岸の整備に対する補助を実施しました。【国土交通省】</p> <p>●建設資源のリサイクルを促進するため、首都圏の建設発生土を全国の港湾建設資源として広域的に有効活用するプロジェクト（いわゆるスーパーフェニックス計画）を平成 6 年度に開始し、平成 25 年度は小名浜港及び相馬港において建設発生土の受入れを実施しました。【国土交通省】</p>	<p>●海面処分場に関しては、港湾整備により発生する浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物を受け入れるために、事業の優先順位を踏まえ、東京港等で海面処分場を計画的に整備しました。海面処分場の廃止に関する情報については、廃棄物処理法並びに一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令等、現行法に基づいて整理した上で、海面処分場の廃止の考え方としてまとめました。また、海面処分場の廃止に関する技術的な情報を広く周知することは有用であると考えられるため、技術情報集として、これを取りまとめました。【環境省・国土交通省】</p>	<p>●同時に海面処分場に関しては、港湾整備により発生する浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物を受け入れるために、事業の優先順位を踏まえ、東京港等で海面処分場を計画的に整備しました。海面処分場の廃止に関する情報については、廃棄物処理法並びに一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令等、現行法に基づいて整理した上で、海面処分場の廃止等の基本的な考え方としてまとめました。また、海面処分場の廃止に関する技術的な情報を広く周知することは有用であると考えられるため、技術情報集として、これを取りまとめました。【環境省・国土交通省】</p>	<p>●港湾整備に伴う浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物を受け入れるために、事業の優先順位を踏まえ、東京湾等で海面処分場を計画的に整備しました。【国土交通省】</p>	<p>公共が関与して行う産業廃棄物処理施設について、整備促進を図ります。</p> <p>●港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場についても、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、引き続き計画的に整備します。</p> <p>●港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、引き続き計画的に整備する必要があります。（環境基本計画点検調査票）</p>
<p>④ 陸上で発生する廃棄物及び船舶等から発生する廃油については、海洋投入処分が原則禁止されていることを踏まえ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度を適切に運用し、海洋投入処分量の削減を図るとともに適切に廃油を受け入れる施設を確保する。</p>			<p>●廃棄物の海洋投棄処分を原則禁止した、「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書」にのっとり改正された、海洋汚染防止法に基づき、平成 19 年度 4 月から導入された廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用により、海洋投入処分量のより一層の削減に取り組みました。【環境省】</p> <p>●船舶等から発生する廃油についても同様に海洋投入処分が原則禁止されていることを踏まえ、廃油処理事業を行おうとする者に対し、事業計画及び当該事業者の事業遂行能力等について、引き続き適正な審査を実施しました。【国土交通省】</p>	<p>●「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書」を担保する海洋汚染等防止法において、廃棄物の海洋投入処분을原則禁止とし、平成 19 年 4 月から廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度を導入しました。当該許可制度の適切な運用による海洋投入処分量のより一層の削減に取り組みました。【環境省】</p> <p>●船舶等から発生する廃油についても同様に海洋投入処分が原則禁止されていることを踏まえ、廃油処理事業を行おうとする者に対し、事業計画及び当該事業者の事業遂行能力等について、引き続き適正な審査を実施しました。【国土交通省】</p>		<p>●海洋投入処分量のより一層の削減に向けた方策の検討を行います。また、船舶等から発生する廃油についても、海洋投入処分が原則禁止されていることを踏まえ、適切に廃油を受け入れる施設を引き続き確保します。</p>

7 各個別法の対応

(第三次循環基本計画第5章第2節の項目)	定量指標	平成 25 年度に講じた施策 (平成 26 年版白書「講じた」に追記)	平成 26 年度に講じた施策 (平成 27 年版白書「講じた」に追記)	平成 27 年度に講じた施策 (平成 28 年版白書「講じた」に追記)	平成 28 年度上半期に講じた施策 (環境基本計画第4回点検に追記)	今後の課題(白書「講じよう」)及び第4次環境基本計画第4回点検(調査票含む)に追記)
(1) 廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)						
<p>平成 22 年の廃棄物処理法改正を踏まえ、その適切かつ着実な施行に努める。当該改正は、廃棄物処理法における規制の在り方について、平成 20 年以降、1 年以上にわたり、中央環境審議会において関係者との議論を行った結果に基づくものであり、産業廃棄物収集運搬業許可の合理化、廃棄物を輸入できる者の拡充、熱回収認定制度の創出、欠格要件の見直し、罰則の強化等の事項が措置された。</p> <p>改正法の施行状況を踏まえつつ、今後とも、適正処理の確保のために必要な対策を講ずる。</p>	<p>・目標達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 12 年度に創設された産業廃棄物処理施設のモデル的整備事業に対する補助制度により、公共が関与して行う産業廃棄物処理施設の一層の整備促進を図りました。【環境省】 ●最終処分場の確保が特に困難となっている大都市圏のうち、近畿圏においては、大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域処理場整備の促進及び埋立ての円滑な実施を図りました。【環境省】 ●廃棄物処理法により、国内処理の原則の下、廃棄物の輸出の場合の環境大臣の確認、廃棄物の輸入の場合の環境大臣の許可等、廃棄物の輸出入についても必要な規制が行われています。【環境省】 ●排出事業者が優良な処理業者を選択できる条件を整備し、産業廃棄物処理業の優良化を推進するための事業を行っています。【環境省】 ●電子マニフェストについては、事務処理の効率化、コンプライアンスの向上、偽造の防止などの多くのメリットがあることから、平成 25 年 10 月に「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定し、その普及・促進に向けて計画的・総合的に取り組んでいます(平成 25 年度末の普及率 32%)。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物処理業の優良化の推進を目的とした優良産廃処理業者認定制度の適切な運用を図りました。また、排出事業者による適正な処理を確保するため、建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者に処理責任を一元化する等の施策を講じました。【環境省】 ●平成 27 年 3 月に、災害廃棄物の適正処理を円滑かつ迅速に行うため、平時からの備えを基本方針や廃棄物処理計画に記載することなどを内容とする、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案を国会に提出しました。【環境省】 ●廃棄物処理法第 5 条の 2 に規定されている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、平成 27 年度を目標年度とし、一般廃棄物については排出量を約 4,800 万トン、再生利用量を約 1,200 万トン、最終処分量を約 500 万トン、産業廃棄物については、排出量を約 4 億 2,400 万トン、再生利用量を約 2 億 2,500 万トン、最終処分量を約 1,800 万トンにするという目標をそれぞれ定めています。【環境省】 ●廃棄物処理法第 5 条の 3 に規定されている「廃棄物処理 	<ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物処理業の優良化の推進を目的とした優良産廃処理業者認定制度の適切な運用を図りました。また、排出事業者による適正な処理を確保するため、建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者に処理責任を一元化するなどの施策を講じました。【環境省】 ●災害廃棄物の適正処理を円滑かつ迅速に行うため、廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部が改正(平成 27 年 7 月 17 日公布。同年 8 月 6 日施行)され、平時からの備えを基本方針や廃棄物処理計画に記載することなどが定められました。【環境省】 ●廃棄物処理法第 5 条の 2 に規定されている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」については、平成 28 年 1 月に変更を行い、新たな基本方針においては、平成 32 年度を目標年度とし、一般廃棄物については排出量を約 4,000 万トン、再生利用量を約 1,100 万トン、最終処分量を約 400 万トン、産業廃棄物については、排出量を約 3 億 9,000 万トン、再生利用量を約 2 億 1,840 万トン、最終処分量を約 1,300 万トンにするという目標をそれぞれ定めています。【環境省】 ●廃棄物処理法第 5 条の 3 に 		<ul style="list-style-type: none"> ●優良産廃処理業者認定制度、広域認定制度を引き続き運用し、廃棄物処理法に基づいた廃棄物の適正な処理に努めます。 ●平成 28 年 4 月で平成 22 年の廃棄物処理法の改正法の施行から 5 年が経過することを踏まえ、当該改正の施行状況を勘案し、廃棄物処理法の規定について検討を行います。

			施設整備計画」では、平成 29 年度を目標年度とし、ごみのリサイクル率を 26%、一般廃棄物最終処分場の残余年数については平成 24 年度水準維持（約 20 年分）、浄化槽処理人口普及率を 12%にするという目標を定めています。【環境省】	規定されている「廃棄物処理施設整備計画」（平成 25 年 5 月閣議決定）では、平成 29 年度を目標年度とし、ごみのリサイクル率を 26%、一般廃棄物最終処分場の残余年数については平成 24 年度水準維持（約 20 年分）、浄化槽処理人口普及率を 12%にするという目標を定めています。【環境省】		
（２）資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）						
平成 15 年には、家庭から排出される使用済パソコンや小型二次電池の回収体制に整備を行い、また、平成 18 年には家電・パソコンに含有される物質に関する情報提供の義務化の措置を講ずるなど、再生資源・再生部品の利用を促進してきた。このような取組を踏まえ、3R の更なる促進に努める。	・目標達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 20 年 1 月に、産業構造審議会環境部会廃棄物処理・リサイクル小委員会基本政策ワーキンググループにおいて、今後の循環型社会の構築に向けた新たな 3R 政策のビジョンが提言されたことを受け、各種資源投入量のさらなる低減施策に取り組んでいます。【経済産業省・環境省】 ●製品のサプライチェーン全体の資源投入量低減を図るため、平成 20 年度は 20 件、平成 21 年度は 30 件、平成 22 年度は 8 件のサプライチェーンを構成する企業チームを選定し、マテリアルフローコスト計や環境配慮設計を通じた省資源型ものづくりの優良事例創出を図りました。【経済産業省・環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 26 年度は、施行状況調査を実施し、指定業種、製品ごとの取組状況等を把握しました。また、有識者等からなる第三者委員会において、最近の製品や副産物の動向等を踏まえ、判断基準省令等の在り方について検討しました。【経済産業省・環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 27 年度は、施行状況調査を実施し、指定業種、製品ごとの取組状況等を把握しました。また、この調査結果を踏まえ、有識者等からなる検討会において、今後の資源有効利用の取組の方向について検討しました。【経済産業省・環境省】 		<ul style="list-style-type: none"> ●最近の資源有効利用に係る取組状況等を踏まえ、今後の資源有効利用の取組の方向について検討を行います。 ●引き続き、個別リサイクル法について必要な評価・見直しを実施する必要があります。【環境基本計画点検調査票】 ●リサイクル法の対象外となっているものについて、その実態把握を進めるとともに、活用を図る観点からの検討を進める必要があります。【環境基本計画点検調査票】
（３）容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）						
平成 18 年度の容器包装リサイクル法の改正では、容器包装多量利用事業者による定期報告制度や市町村への資金拠出制度の創設等の措置が講じられ、容器包装廃棄物の排出抑制の促進や再商品化の合理化等の取組が進められてきた。 平成 25 年 4 月には改正容器包装リサイクル法の完全施行から 5 年が経過し、同	・目標達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ●環境省では、容器包装廃棄物の 3R の中でも、特に 2R（リデュース、リユース）に重点を置き、取組を推進してきました。例えば、容器包装リサイクル法に基づき委嘱した容器包装廃棄物排出抑制推進員（愛称：3R 推進マイスター）による消費者等への普及啓発のほか、使い捨て飲料容器の削減を目指した「マイボトル・マイカップキャンペーン」 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 25 年度から引き続き、中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合における施行状況の点検等を進めました。平成 26 年 3 月の論点整理を踏まえ、個別論点に係る議論を行いました。【環境省・経済産業省・財務省・厚生労働省・農林水産省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 28 年 3 月の中央環境審議会と産業構造審議会の第 17 回合同会合で容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）を取りまとめました。【環境省・経済産業省・財務省・厚生労働省・農林水産省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●容器包装リサイクル法について、平成 28 年 5 月の中央環境審議会と産業構造審議会の第 18 回合同会合で取りまとめた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において、関係主体が連携した消費者に対する情報発信や、再生材の質を重視した入札制度の見直し等が提言されました。また、考えられる施策の例として、国全体としての目標設 	<ul style="list-style-type: none"> ●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）については、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において取りまとめられた容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書を踏まえ、環境負荷低減と社会全体のコストの低減、容器包装のライフサイクル

<p>法の附則に基づき法に検討を加えるべき時期が到来したことから、施行状況の点検作業を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		<p>を平成 22 年 6 月から実施し、地方公共団体や各種団体、企業と連携のもと、イベントでの普及活動等を行っています。また、平成 22 年度から「我が国におけるびんリユースシステムの在り方に関する検討会」を立ち上げ、びんリユースシステムの維持・拡大を図るための方策について検討を進めています。【環境省】</p> <p>●平成 26 年度グリーン購入法基本方針においては、新たな特定調達品目として「会議運営」が追加され、会議で提供される飲料容器についてリターナブル容器の使用を「配慮事項」として決めました。【環境省】</p> <p>●他リサイクル分野においても、ペットボトルの国内循環を推進するための調査や、プラスチック製容器包装の材料リサイクル手法による再商品化製品の品質向上のための調査等、3R の取組に資する制度構築に向けた検討を行いました。【環境省・経済産業省】</p> <p>●平成 25 年 4 月に前回の改正法施行から 5 年が経過したことを受け、同年 9 月から、産業構造審議会及び中央環境審議会において改正法附則に基づく制度の点検作業を行っています。【環境省・経済産業省、財務省・厚生労働省・農林水産省】</p>			<p>定について検討を開始すべきであり、そのため、まずは容器包装全体のフローを整理した上で、目標設定に向けてどのような指標が適当かの検討を進めるべきであるとされました。【環境省・経済産業省、財務省・厚生労働省・農林水産省】</p>	<p>全体を通じた 3R による資源の効率的な利用を推進していきます。</p> <p>●再商品化については、優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばせるよう、制度の見直しによる再商品化製品の質の向上、再生樹脂の規格化・標準化等の必要な措置を講じていきます。</p> <p>●【再掲】引き続き、個別リサイクル法について必要な評価・見直しを実施する必要があります。【環境基本計画点検調査票】</p> <p>●【再掲】リサイクル法の対象外となっているものについて、その実態把握を進めるとともに、活用を図る観点からの検討を進める必要があります。【環境基本計画点検調査票】</p>
<p>(4) 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）</p>						
<p>平成 13 年の法施行から 5 年が経過した平成 18 年から、中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合において、施行状況の評価・検討が行われ、平成 20 年 2 月にその結果がとりまとめら</p>	<p>・目標達成状況</p>	<p>●平成 24 年 3 月 19 日、環境省から地方自治体宛てに不用品回収業者が取り扱う使用済み家電製品について通知（「使用済み家電製品の廃棄物該当性の判断について」）を发出了。この通知によ</p>	<p>●平成 25 年 5 月から平成 26 年 7 月まで、中央環境審議会・産業構造審議会合同会合において家電リサイクル制度の見直しについて審議を行い、パブリックコメントを経て平成 26 年 10 月に報告書を</p>	<p>●平成 26 年 10 月に取りまとめられた同法の報告書を踏まえ、家電リサイクル法第 22 条第 1 項に定める再商品化率の基準を改正し、平成 27 年度からは、エアコンが 80%、ブラウン管テレビが 55%、液</p>	<p>●家電リサイクル法について、中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合における「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（平成 26 年 10 月）及び平成 27 年 1 月の合同会合での議論を踏ま</p>	<p>●家電リサイクル制度の円滑な施行に向け、中央環境審議会・産業構造審議会合同会合において取りまとめられた、家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書の内容を踏</p>

<p>れた。これを受け、液晶テレビ等の対象品目の追加、再商品化基準の強化、リサイクル料金の低減化、指定引取場所の共有化、不法投棄等の支援などが実施された。</p> <p>また、当該検討結果においては、5年後を目途に制度検討を再度行うことが適当としているため、制度の施行状況の点検作業を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		<p>て、中古品として市場価値のないものや、中古品としての扱いがなされていないものについては金銭の授受に関係なく「廃棄物」であるということが明確化されました。また、不用品回収業者、ヤード業者や輸出業者がテレビやエアコンなどをフロン回収や飛散流出措置をとらずに分解・破壊をしていた場合は、廃棄物を扱っていると判断されることが明確化されました。【環境省・経済産業省】</p> <p>●平成25年5月から、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において平成20年2月に取りまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」に基づく制度の評価・検討を行っています。【環境省・経済産業省】</p>	<p>取りまとめました。【環境省・経済産業省】</p>	<p>晶式・プラズマ式テレビが74%、冷蔵庫・冷凍庫が70%、洗濯機・衣類乾燥機が82%となっています。さらに、社会全体で適正なリサイクルを推進していくため、平成27年3月に特定家庭用機器廃棄物の回収率目標（平成30年度までに特定家庭用機器の出荷台数に対する適正に回収・リサイクルされた台数の割合を56%以上とする）を基本方針に規定しました。【環境省・経済産業省】</p>	<p>え、改正された家電リサイクル法の基本方針に定められた廃家電の回収率目標（平成30年度までに56%以上）を達成するために、関係主体が取り組むべき項目を定めたアクションプラン（平成28年3月策定）に基づく取組を実施しています。【環境省・経済産業省】</p>	<p>まえ、回収率目標を達成するための取組を具体化したアクションプランに基づき取組を進めます。</p> <p>●【再掲】引き続き、個別リサイクル法について必要な評価・見直しを実施する必要があります。【環境基本計画点検調査票】</p> <p>●【再掲】リサイクル法の対象外となっているものについて、その実態把握を進めるとともに、活用を図る観点からの検討を進める必要があります。【環境基本計画点検調査票】</p>
<p>(5) 小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）</p>						
<p>使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずる事により、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、小型家電リサイクル法が、平成24年8月に公布され、25年4月から施行された。</p> <p>本制度の円滑な施行のためには、多数の市町村の参加と、認定事業者の安定した事業の継続が重要である。このため、既存の取組ともあいまってできるだけ多くの小型電子機器等の回収と有効利用がなされるよう、制度に参加する市町村や認定事業者に対して支援</p>	<p>・目標達成状況</p>	<p>●使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律は、平成25年4月1日に施行されました。【環境省・経済産業省】</p> <p>●本制度により、使用済小型電子機器等の収集及びレアメタルを含む有用金属の回収が促進されていきます。【環境省・経済産業省】</p>	<p>●市町村の取組状況については、平成26年度に環境省が実施した市町村アンケートで754市町村（全市町村の約43%）が「実施中」と回答しました（平成26年4月1日時点）。また、環境省で市町村における小型家電の回収体制の構築を支援すること等を目的に、平成24年度から実施している「使用済小型電気電子機器リサイクルシステム構築実証事業」について、平成26年度までに400近い市町村が参加しました。【環境省・経済産業省】</p> <p>●環境イベント等を通じて、小型家電リサイクル制度の周知を図るとともにパンフレットを各方面に配布しました。【環境省・経済産業省】</p>	<p>●市町村の取組状況については、平成27年度に環境省が実施した市町村アンケートで1,073市町村（全市町村の約62%）が「実施中」と回答しました（平成27年4月1日時点）。また、環境省で市町村における小型家電の回収体制の構築を支援することなどを目的に、平成24年度から実施している「使用済小型電気電子機器リサイクルシステム構築実証事業」について、平成27年度までに500近い市町村が参加しました。【環境省・経済産業省】</p> <p>●環境イベント等を通じて、小型家電リサイクル制度の周知を図るとともにパンフレットを各方面に配布しました。【環境省・経済産業省】</p>	<p>●小型家電リサイクル法について、再資源化事業計画の認定を進めるとともに、市町村における小型家電の回収量拡大を進めるための支援事業や、説明会・普及啓発等を展開しました。【環境省・経済産業省】</p> <p>●平成28年12月末時点で、49件の再資源化事業計画が小型家電リサイクル法に基づき認定されています。【環境省・経済産業省】</p>	<p>●小型家電リサイクルの制度促進については、これまでの市町村や認定事業者の取組事例を踏まえ、市町村の参加を促しつつ、既に参加している市町村に対しても、更なる効果的・効率的な回収・処理方法を検討し、制度の安定的・持続的運用を図ります。</p> <p>●小型家電リサイクル制度の普及啓発については、これまでの取組を継続しつつ、国民の制度への理解を更に深める普及啓発方法の検討として特に学校教育と連携した取組を進めます。</p> <p>●【再掲】引き続き、個別リサイクル法について必要な評価・見直しを実施する必要があります。【環境基本</p>

<p>を行い、新規かつ効果的なリサイクル制度としての定着を図る。</p>			<p>●これまでの実証事業の結果や自治体・事業者の取組事例から優良事例や課題等を整理するとともに、これらの情報提供を目的とした「小型家電リサイクル市町村向け説明会及び事業者との情報交換会」を全国 16 か所で開催しました。【環境省・経済産業省】</p> <p>●平成 27 年 3 月末時点で、41 件の再資源化事業計画が小型家電リサイクル法に基づき認定されています。【環境省・経済産業省】</p>	<p>●平成 28 年 3 月末時点で、47 件の再資源化事業計画が小型家電リサイクル法に基づき認定されています。【環境省・経済産業省】</p>		<p>計画点検調査票)</p> <p>●【再掲】リサイクル法の対象外となっているものについて、その実態把握を進めるとともに、活用を図る観点からの検討を進める必要があります。(環境基本計画点検調査票)</p>
--------------------------------------	--	--	---	--	--	---

<p>(6) 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）</p>						
<p>食品廃棄物については、家庭での取組も含めフードチェーン全体での食品ロス削減に向けた取組を地方公共団体とも連携しつつ推進する。また、食品関連事業者に対しては、平成 24 年 4 月に 16 業者に対し、発生抑制の目標値を暫定的に設定したことから、今後、データの検証を踏まえ、平成 26 年度目途の他の業種と併せた本格実施に向け検討を行う。</p> <p>再生利用対策については、これまで再生利用が十分進んでいないサプライチェーンの川下（流通、外食）及び家庭での再生利用をより進めていくため、民間リサイクル事業と地方公共団体の連携強化を図りながら、従来の肥飼料化の取組に加え、食品廃棄物のバイオマス利用促進の観点から、バイオマス事業化戦略を踏まえ、肥飼料への再生利用が困難なものについては、固定価格買取制度も活用しつつメタン発酵によるバイオガス化等を促進し、地域の特性に応じた食料・</p>	<p>・目標達成状況</p>	<p>●平成 19 年 12 月に施行された食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律に基づき、関係者が連携して取り組む再生利用事業計画（いわゆる食品リサイクルループ）の認定など、食品リサイクル法第 3 条第 1 項の規定に基づく基本方針に示された、食品関連事業者における食品循環資源の再生利用等の実施率目標の達成に向けた取組を推進しています。【環境省・農林水産省・財務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】</p> <p>●24 年 4 月に暫定的に設定をした食品廃棄物等の発生抑制の目標値に関して、26 年 4 月からの本格実施を行うため、業種の追加等を行い、26 業種について発生抑制の目標値を設定し、消費者を巻き込みながら、返品などの商慣習の改善をフードチェーン全体で話し合う取組を進めています。【環境省・農林水産省・財務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】</p> <p>●平成 25 年 3 月から、平成</p>	<p>●再生利用等の実施率の新たな目標値については検討中であり、決定するまでの間、平成 24 年度までの目標値を引き続き適用することとしています。また、平成 24 年 4 月に暫定的に設定した食品廃棄物等の発生抑制の目標値に関しては、本格展開を行うため、業種の追加等を行い、平成 26 年 4 月から 26 業種について発生抑制の目標値を設定しました。【環境省・農林水産省・財務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】</p> <p>●平成 19 年 6 月の食品リサイクル法改正により措置された、食品リサイクルループの構築を要件とする新たな再生利用事業計画については、平成 26 年 12 月現在、53 件が認定されています。再生利用事業計画の認定については、毎年認定件数が増加しており、順調に制度が活用されていると考えられます。【環境省・農林水産省・財務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】</p> <p>●平成 19 年の改正法施行か</p>	<p>●食品関連事業者による再生利用等の実施率に関して、平成 31 年度までに食品製造業にあつては全体で 95%、食品卸売業にあつては全体で 70%、食品小売業にあつては全体で 55%、外食産業にあつては全体で 50%に向上させることとする新たな目標を平成 27 年 7 月に公表しました。また、食品廃棄物等の発生抑制の目標値に関しては、平成 27 年 8 月から 5 業種について目標値を追加し、合わせて食品関連 75 業種のうち 31 業種の目標値を設定しました。【環境省・農林水産省・財務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】</p> <p>●平成 19 年 6 月の食品リサイクル法改正により措置された、食品リサイクルループの構築を要件とする新たな再生利用事業計画については、平成 27 年 10 月現在、52 件が認定されています。【環境省・農林水産省・財務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】</p> <p>●平成 26 年 9 月に環境大臣</p>	<p>●平成 28 年 1 月に発覚した食品廃棄物の不適正な転売事案を踏まえ、登録再生利用事業者全 180 事業者に立入検査を実施し、同様の事例がないことを確認しました。</p> <p>また、転売等防止の対策の強化と食品リサイクルの取組とを同時に促進していくよう、平成 28 年 3 月に農林水産大臣から食料・農村政策審議会に、同年 4 月に環境大臣から中央環境審議会に諮問した「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改正について」の審議が食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の合同会合において行われ、平成 28 年 9 月現在、中央環境審議会より答申がなされました。【環境省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】</p> <p>●平成 19 年 6 月の食品リサイクル法改正により措置された、食品リサイクルループの構築を要件とする新たな再生利用事業計画については、平成 28 年 6 月末時点、55 件が認定されています。【環境省・農林水産省・財務省・</p>	<p>●食品廃棄物の発生量が一定規模以上の食品関連事業者に対して義務付けられている定期報告等を通じた、食品関連事業者への指導監督の強化、登録再生利用事業者制度及び食品リサイクルループ認定制度を通じた、再生利用等の円滑な取組等を引き続き推進していきます。</p> <p>●食品循環資源の再生利用等の推進を図るため、食品リサイクル制度の普及啓発を実施するほか、食品廃棄物の発生抑制に係る業種・業態別目標値の達成等のため、消費者等を巻き込んだフードチェーン全体での発生抑制の取組を促進していきます。</p> <p>●【再掲】引き続き、個別リサイクル法について必要な評価・見直しを実施する必要があります。(環境基本計画点検調査票)</p> <p>●【再掲】リサイクル法の対象外となっているものについて、その実態把握を進</p>

<p>エネルギーの地産地消の体制を構築する。</p> <p>なお、平成 24 年 12 月に改正食品リサイクル法が施行されてから 5 年が経過し、同法の附則に基づき法に検討を加えるべき時期が到来したことから、上記の観点も含め施行状況の点検を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		<p>24 年 12 月に前回の改正法施行から 5 年が経過したことを受け、中央環境審議会、食料・農業・農村政策審議会の合同会合において改正法附則に基づく制度の評価・検討を行っています。【環境省・農林水産省・財務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】</p>	<p>ら 5 年が経過したことを受け、平成 25 年 3 月から平成 26 年 6 月まで計 11 回にわたり、中央環境審議会、食料・農業・農村政策審議会の合同会合において同法の施行状況の点検が行われました。また、同年 6 月 30 日に開催した合同会合において、「今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）」の取りまとめが行われました。【環境省・農林水産省・財務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】</p>	<p>から中央環境審議会に、同年 10 月に農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問した「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定等について」の審議が食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の合同会合において行われ、それぞれ平成 27 年 3 月及び 4 月に答申がなされました。上記答申を踏まえ、新たな食品リサイクル法基本方針を含めた食品リサイクル法関連省令及び告示を平成 27 年 7 月に公布しました。【環境省・農林水産省・財務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】</p>	<p>厚生労働省・経済産業省・国土交通省】</p>	<p>めるとともに、活用を図る観点からの検討を進める必要があります。【環境基本計画点検調査票】</p>
--	--	--	--	---	---------------------------	---

(7) 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律 104 号）では、見直し規定に基づき、平成 19 年 11 月から中央環境審議会と社会資本整備審議会の合同会合で評価・検討を行い、平成 20 年 12 月にその結果が取りまとめられ、建設廃棄物の分別解体等及び再資源化等は着実に進展しており、特定建設資材廃棄物をはじめとして建設廃棄物全般の再資源化等率は向上し高いレベルで推移していると評価された。また、取りまとめを受けて、関係省令の改正を行ってきた。</p> <p>引き続き、分別解体等の徹底、建設資材廃棄物の再資源化等を促進し、資源の有効利用や廃棄物の適正な処理を図る。さらに、関係者間の連携強化、分別解体、再資源化の促進に向けて建設リサイクルに関する普及啓発等を図っていく。</p>	<p>・目標達成状況</p>	<p>●建設リサイクルを取り巻く諸課題に対応するため、平成 20 年 4 月に「建設リサイクル推進計画 2008」を策定し、引き続き本計画に基づく施策を実施しました。また、「建設リサイクル推進計画 2008」の目標達成状況及び次期建設リサイクル推進計画策定のための基礎情報を把握するため、平成 24 年度建設副産物実態調査を実施しました。【国土交通省・環境省】</p>	<p>●社会資本整備審議会環境部会と交通政策審議会交通体系分科会環境部会の建設リサイクル推進施策検討小委員会の審議を経て、平成 26 年 8 月に取りまとめられた「建設リサイクル推進に係る方策」を踏まえ、国及び地方公共団体のみならず、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が、今後、中期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を示す「建設リサイクル推進計画 2014」を策定しました。同計画の計画期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までとなり、個別品目ごとに平成 30 年度までに達成すべき目標値を設定しています。【国土交通省・環境省】</p>	<p>●「建設リサイクル推進計画 2014」に位置付けた新たに取り組むべき重点施策である、「地域固有の課題解決の促進」等について取組を進めています。【国土交通省・環境省】</p>	<p>●「建設リサイクル推進計画 2014」に位置付けた新たに取り組むべき重点施策である、「地域固有の課題解決の促進」等について取組を進めています。【国土交通省・環境省】</p>	<p>●国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を示した「建設リサイクル推進計画 2014」に基づき、引き続き各種施策を実施していきます。</p> <p>●【再掲】引き続き、個別リサイクル法について必要な評価・見直しを実施する必要があります。【環境基本計画点検調査票】</p> <p>●【再掲】リサイクル法の対象外となっているものについて、その実態把握を進めるとともに、活用を図る観点からの検討を進める必要があります。【環境基本計画点検調査票】</p>
---	----------------	--	--	---	---	--

(8) 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

<p>自動車リサイクル制度については、産業構造審議会と中央環境審議会の合同会合において自動車リサイクル法施行後の状況等を確認した上で、自動車破碎残さ等の再資源化目標を達成し、使用済自動車の不法投棄・不適正保管の件数も大幅に減少するなど、概ね順調に機能していると評価されている。</p> <p>今後とも、鉄スクラップ市況等に左右されず、生産からリサイクル・処理に至る各関係者の適切な役割分担の下で、制度が着実に機能するよう確認・検討していく。特に、違法解体・不適正輸出に対する一層実効性の高い対策や、レアメタルが含まれるハイブリッド自動車、電気自動車等の次世代自動車の普及も見据えたリユース・リサイクルの高度化等の検討を行う。</p>	<p>・目標達成状況</p>	<p>●事業者が適正に再資源化等に必要な行為を行っているかどうかについて、都道府県等に依頼して全国一斉に立入検査を実施し、平成 25 年 12 月にその結果を取りまとめて公表しました。【環境省・経済産業省】</p> <p>●本格施行から 5 年後にあたる平成 22 年 1 月にまとめられた「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」に基づき、使用済自動車の循環的な利用の高度化に資する民間事業者による取組への支援事業、Car to Car の実現を目指した鉄スクラップの高度利用化に関する実証事業を実施しました。【環境省】</p>	<p>●自動車リサイクル制度は以下のとおりです。平成 25 年度の自動車破碎残さ及びエアバッグ類の再資源化率は、それぞれ 96～97.7%及び 94～95%と、引き続き自動車リサイクル法に基づく目標を大幅に超過して達成しています。また、平成 25 年度の使用済自動車の不法投棄・不適正保管の件数は約 7,400 台（不法投棄 2,034 台、不適正保管 5,320 台）で、前年度からは横ばいとなりましたが、法施行時と比較すると 96.6%減少していました。【環境省・経済産業省】</p> <p>●平成 26 年度 8 月には、産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において、自動車リサイクル法の評価・検討を開始しました。【環境省・経済産業省】</p> <p>●ハイブリッド自動車、電気自動車等の次世代自動車の普及も見据えたリユース・リサイクルの高度化等の検討の一環として、レアメタルをはじめとした金属の資源循環に係る調査事業、天然ガス自動車や燃料電池自動車のタンク等に使用されることが増えてきた、炭素繊維強化プラスチック (Carbon Fiber Reinforced Plastics) の燃焼性に係る調査事業を実施しました。【環境省・経済産業省】</p> <p>●資源循環実証事業（次世代自動車用使用済リチウムイオン電池の回収システム構築や使用済リチウムイオン電池からコバルトを抽出回収する技術の低コスト化等のための実証・技術開発）において、リチウムイオン電池からのコバ</p>	<p>●自動車リサイクル制度は以下のとおりです。平成 26 年度の自動車破碎残さ及びエアバッグ類の再資源化率は、それぞれ 96.8%～98.1%及び 94%～95%と、引き続き自動車リサイクル法に基づく目標を大幅に超過して達成しています。また、平成 26 年度の使用済自動車の不法投棄・不適正保管の件数は 7,226 台（不法投棄 1,924 台、不適正保管 5,192 台）で、前年度からは横ばいとなりましたが、法施行時と比較すると 96.7%減少しています。【環境省・経済産業省】</p> <p>●平成 27 年 9 月に、産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において、「自動車リサイクル制度の評価・検討に関する報告書」を取りまとめました。【環境省・経済産業省】</p>	<p>●自動車リサイクル制度の施行状況は以下のとおりです。平成 27 年度の自動車破碎残さ及びエアバッグ類の再資源化率は、それぞれ 96.5%～98.8%及び 93%～94%と、引き続き自動車リサイクル法に基づく目標を大幅に超過して達成しています。また、平成 27 年度の使用済自動車の不法投棄・不適正保管の件数は 5,589 台（不法投棄 929 台、不適正保管 4,660 台）で、法施行時と比較すると 97.4%減少しています。【環境省・経済産業省】</p> <p>●自動車リサイクル法について、中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合においてまとめられた「自動車リサイクル制度の評価・検討に関する報告書」（平成 27 年 9 月）に基づき、省令改正等の取組を進めました。【環境省・経済産業省】</p> <p>●平成 28 年 9 月、産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合にて、前年度の意見具申において指摘された種々の課題の取組状況を報告しました。【環境省・経済産業省】</p> <p>●とりわけ、再生材が多く使われた自動車のリサイクル料金の割引を行う制度、ユーザー及び自動車製造業者等の両者の負担低減に向けた指定法人業務の運営に係る費用の見直し、特定再資源化預託金の使途、メーカー余剰金に関する基金化について了承が得られました。【環境省・経済産業省】</p>	<p>「自動車リサイクル制度の評価・検討に関する報告書」（平成 27 年 9 月）に基づき、環境配慮設計の推進や再生資源の活用拡大といった自動車における 3R の推進・質の向上や、不法投棄・不適正処理への対応の強化等を始めとした安定的かつ効率的な自動車リサイクル制度への発展に向けた施策を講じていきます。</p> <p>●【再掲】引き続き、個別リサイクル法について必要な評価・見直しを実施する必要があります。（環境基本計画点検調査票）</p> <p>●【再掲】リサイクル法の対象外となっているものについて、その実態把握を進めるとともに、活用を図る観点からの検討を進める必要があります。（環境基本計画点検調査票）</p>
--	----------------	--	--	---	---	---

			<p>ルト等のレアメタル回収等を目的とした実証事業を実施しました。【経済産業省】</p> <p>●「低炭素型 3R 技術・システム実証調査事業」においては、自動車の解体・破碎工程を全体最適化し、プラスチック、ガラス、自動車用コンピューター基板等を解体段階で回収し有用金属等をリサイクルすること等により、リサイクルを高付加価値する実証的な取組を支援しました。【環境省】</p> <p>●不適正な処理等に対応し、自治体をはじめとする関係者と連携した取組を進めるため、平成 26 年 8 月から 12 月までの期間に国から自治体に依頼し、全国で一斉立入検査を実施しました。【環境省・経済産業省】</p>			
<p>(9) PCB 廃棄物特別措置法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）</p>						
<p>「今後の PCB 廃棄物の適正処理推進について」（平成 24 年 8 月 23 日 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会）を踏まえ、高圧トランス等については処理施設の改造等による処理推進、安定器等については処理体制のない地域における処理体制の確保、微量 PCB 汚染廃電気機器等については筐体の処理施設の処理能力の増強に取り組む。これらを通じて、PCB 廃棄物の平成 38 年度末までの処理完了に向けた処理体制の確保を図る。</p>	<p>・目標達成状況</p>	<p>●保管事業者は、当初平成 28 年までに PCB 廃棄物の処理を行うことが義務付けられましたが、法施行後に微量 PCB 汚染廃電気機器等の存在が明らかになるなど当初設定された期間内の処理完了が困難な状況にあることから、平成 24 年 12 月に処分の期間が平成 39 年 3 月 31 日まで延長されました。【環境省】</p>	<p>●平成 26 年 6 月 6 日に PCB 特措法に基づき、環境大臣が定める PCB 廃棄物処理基本計画を変更し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社による処理体制等を変更しました。この平成 26 年 6 月に変更した、PCB 廃棄物処理基本計画により、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用し、PCB を使用した高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物を拠点的広域処理施設において、PCB 廃棄物処理基本計画に基づき、一日でも早く処理を行うこととなりました（詳細は第 2 節 4 (6) を参照）。また、都道府県と連携し「PCB 廃棄物処理基金」の造成を行いました。【環境省】</p> <p>●微量 PCB 汚染廃電気機器等</p>	<p>●PCB 廃棄物処理基本計画の変更から一年が経過したことを踏まえ、平成 27 年 7 月に PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において同基本計画変更後の取組状況についてフォローアップを行ったところ、これまでの進捗状況に鑑みれば、処理期限内の処理完了は決して容易ではないとされたことから、安全かつ確実に一日でも早く処理期限内に処理を完了するための追加的方策について検討し、平成 28 年 2 月に報告書「PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～」を取りまとめました。これを踏まえ、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が平成 28</p>	<p>●【再掲】 PCB 処理特措法の改正を行い、政府一丸となって取り組むために PCB 廃棄物処理基本計画を閣議決定により定めるようにしたこと、高濃度 PCB 廃棄物を計画的処理完了期限より前の処分を義務付けたこと、PCB 特措法に基づく届出がなされていない高濃度 PCB 廃棄物等について都道府県市による事業者への報告徴収や立入検査権限を強化したこと及び高濃度 PCB 廃棄物の処分に係る都道府県市による代執行を行うことが出来るようにしたことを盛り込み、一日でも早い処理完了に向けた取組を強化しました。【環境省】</p>	<p>●平成 28 年 2 月に PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において取りまとめられた PCB 報告書の追加的方策を踏まえ「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が平成 28 年 3 月に閣議決定されました。環境省としては、安全かつ確実に一日でも早く処理期限内に PCB 廃棄物の処理の完了に向けた取組をより一層推進していくこととしています。</p>

			<p>の無害化処理認定施設については、平成 27 年 3 月末までに 22 事業者が認定され、それぞれで処理が進められています。【環境省】</p>	<p>年 3 月に閣議決定されました。【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成 26 年 6 月に PCB 特措法に基づき、環境大臣が定める PCB 廃棄物処理基本計画を変更し、JESCO による処理体制等を変更しました。この同基本計画の変更により、高濃度 PCB 廃棄物は JESCO を活用し、全国 5 か所の PCB 処理事業所において一日でも早く処理を行うこととなりました。また、都道府県と連携し「PCB 廃棄物処理基金」の造成を行いました。【環境省】 ●微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定施設については、平成 28 年 3 月末までに 30 事業者が認定され、それぞれで処理が進められています。【環境省】 		
<p>(10) グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）</p>						
<p>法施行後 10 年以上が経過し、国等の機関のみならず、地方公共団体においても確実にグリーン購入の取組が進展してきている。今後とも、引き続きグリーン購入の普及・推進に努めるとともに、社会の動向を踏まえ、基準の強化、拡充、整理を行うことによって、高度なリサイクル製品や循環型社会に資するサービス等を適切に評価していく。</p>	<p>・目標達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、国等の各機関は、平成 24 年度の調達方針の公表等を行い、これにしたがって調達を実施しました。【各省庁】 ●基本方針に定められる特定調達品目及びその判断の基準等については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しをすることとしており、平成 25 年 2 月に、一部の役務契約において、店舗において取り扱う商品については、再利用のために容器包装の返却・回収が可能ものであること等を配慮事項に含めること等を実施しました。【環境省】 ●グリーン購入セミナーなど 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められる特定調達品目及びその判断の基準等については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しをすることとしており、平成 26 年度も有識者等による検討会を開催し、必要な見直しを行いました。また、国等の各機関は、同基本方針に即して、平成 26 年度の環境物品等の調達の推進を図るための方針の作成及び公表を行い、これに従って調達を実施しました。【環境省・各省庁】 ●地方公共団体に対しては、グリーン購入の取組状況を把握するためのアンケート調査を行うとともに、地方公共団体にグリーン購入の知識を有する人材派遣を行うモデル事業を実施し、その取組内容を 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められる特定調達品目及びその判断の基準等については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しをすることとしており、平成 27 年度も有識者等による検討会を開催し、必要な見直しを行いました。また、国等の各機関は、同基本方針に即して、平成 27 年度の環境物品等の調達の推進を図るための方針の作成及び公表を行い、これに従って調達を実施しました。【環境省・各省庁】 ●地方公共団体に対しては、グリーン購入の取組状況を把握するためのアンケート調査を行うとともに、地方公共団体にグリーン購入の知識を有する人材派遣を行うモデル事業を実施しました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●【再掲】グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づく基本方針について、必要な見直しを適宜実施しました。【環境省】 ●【再掲】グリーン購入法及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、環境への負荷の低減に資する資材の調達を推進するとともに、公共工事において調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、特定調達品目の追加、見直し等の検討を実施しました。【国土交通省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境物品等の調達の推進に関する基本方針については、環境物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを実施します。 ●国等の各機関は、基本方針に則して、毎年度、調達方針の作成及び公表を行い、これに従って調達を実施します。 ●地方公共団体のグリーン購入の取組促進のため、アンケート調査や基本方針変更に係る説明会等を行うとともに、地方公共団体向けのグリーン購入ガイドラインを用いた普及啓発を実施します。

	<p>を通して、廃棄物の発生が少ない製品やリサイクル可能な製品など、環境への負荷の少ない製品の優先的な購入の普及啓発を行いました。【環境省】</p> <p>●環境表示の適切な情報提供に関する取組を促進するため、事業者が、適切な情報提供を行うための方法等を取りまとめた「環境表示ガイドライン」を見直しました。【環境省】</p>	<p>事例集として取りまとめ、配布しました。【環境省】</p>			
--	--	---------------------------------	--	--	--

8 環境教育の推進と的確な情報共有・普及啓発

(第三次循環基本計画第5章第2節の項目)	定量指標	平成 25 年度に講じた施策 (平成 26 年版白書「講じた」 に追記)	平成 26 年度に講じた施策 (平成 27 年版白書「講じた」 に追記)	平成 27 年度に講じた施策 (平成 28 年版白書「講じた」 に追記)	平成 28 年度上半期に講じた施 策 (環境基本計画第 4 回点検に 追記)	今後の課題(白書「講じよう」) 及び第 4 次環境基本計画第 4 回 点検(調査票含む)に追記)
(1) 環境教育等の推進						
<p>① 環境教育等促進法に基づき、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場で行う環境教育、環境保全活動等を、多様な主体における連携の重要性を考慮しつつ、総合的に推進する。</p>		<p>●環境省としては、持続可能な開発のための教育(ESD)の視点を取り入れた環境教育を推進しており、「人材育成事業」において学校を中心に ESD を実証する場づくりを行いました。【環境省】</p> <p>●文部科学省との連携協力により、環境教育・環境学習の指導者に対する研修(環境教育リーダー研修)を実施しました。【環境省・文部科学省】</p>	<p>●環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成 15 年法律第 130 号。以下「環境教育等促進法」という。)に規定されている、環境教育のための人材認定等事業の登録(環境教育等促進法第 11 条第 1 項)、環境教育等支援団体の指定(同法第 10 条の 2 第 1 項)、体験の機会の場の認定(同法第 20 条)については、それぞれ登録等を行い、ウェブサイト「環境教育・環境学習・環境保全活動のホームページ」(https://edu.env.go.jp/system.html)等を通じて、情報等の提供を行いました。【環境省】</p> <p>●学校以外の場でも、ESD の視点を取り入れた環境保全活動に取り組む団体や活動等のネットワーク化を充実させるため、「+ESD プロジェクト」(https://www.p-esd.go.jp/)、「エコ学習ライブラリー」(https://www.eeel.go.jp/news/)といったウェブサイトにより、広く情報提供を行いました。この「+ESD プロジェクト」を通して、ESD に関わる各活動等の「見える化」、「つながる化」を進めました。【環境省】</p> <p>●各主体間の連携としては、産学官民のあらゆる主体が連携し、環境人材育成の取組についての意見交換や交流の促進を行う「環境人材育成コンソーシアム事業」を通じて、大学生向けのモデル授業、企業の管理職や経営者層を対象とした研修</p>	<p>●環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成 15 年法律第 130 号。以下「環境教育等促進法」という。)に基づき、環境教育のための人材認定等事業の登録制度(環境教育等促進法第 11 条第 1 項)、環境教育等支援団体の指定制度(同法第 10 条の 2 第 1 項)、体験の機会の場の認定制度(同法第 20 条)の運用等を通じ、環境教育等の指導者等の育成や体験学習の場の確保等に努め、ウェブサイト「環境教育・環境学習・環境保全活動のホームページ」(https://edu.env.go.jp/system.html)等を通じて、広く情報提供を行いました。【環境省】</p> <p>●学校以外の場でも、ESD の視点を取り入れた環境保全活動に取り組む団体や活動等のネットワーク化を充実させるため、「+ESD プロジェクト」(https://www.p-esd.go.jp/)、「エコ学習ライブラリー」(https://www.eeel.go.jp/news/)といったウェブサイトにより、広く情報提供を行いました。【環境省】</p> <p>●文部科学省や関係団体と連携して、ESD 活動に取り組む様々な主体が参画・連携する地域活動の拠点を形成し、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できる「ESD 活動支援センター」を開設しました。【環境省】</p> <p>●企業に対する取組として、大</p>		<p>●環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成 15 年法律第 130 号。以下「環境教育等促進法」という。)に基づき、環境教育のための人材認定等事業の登録制度(環境教育等促進法第 11 条第 1 項)、環境教育等支援団体の指定制度(同法第 10 条の 2 第 1 項)、体験の機会の場の認定制度(同法第 20 条)の運用等を通じ、環境教育等の指導者等の育成や体験学習の場の確保に努めます。</p> <p>●ESD について地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できるよう、文部科学省や関係団体と連携して、「ESD 活動支援センター」の効果的な運用を行うとともに、ESD の視点を取り入れた環境保全活動に取り組む団体や活動等のネットワーク化を充実させるため、「+ESD プロジェクト」(https://www.p-esd.go.jp/top.html)、「エコ学習ライブラリー」(https://www.eeel.go.jp/)といったウェブサイトにより、引き続き広く情報提供を行います。また、企業に対する取組として、大学、企業、NPO・NGO、国際機関等による産学官民連携プラットフォーム「環境人材育成コンソーシアム」と連携し、主に中小企業を対象とした教育プログラムの開発、企業の自発的な取組を促進するためのセミナーの実施、社員向けに優良な環境教育等を実践する企業の表彰を行っていきます。</p>

			<p>を実施し、交流の機会を提供しました。【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公民館等を中心として、地域の社会教育関係団体等が連携して地域の課題を解決する取組を支援している「社会教育活性化支援プログラム」において、環境保全に係るものとして、3件の取組を採択しました。【文部科学省】 ● 木材や木製品との触れ合いを通じて、木への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学ぶ教育活動としての「木育」を推進しています。【農林水産省】 ● 文部科学省との連携協力により、環境教育・環境学習の指導者に対する研修（環境教育リーダー研修）を実施しました。【環境省・文部科学省】 	<p>学、企業、NPO・NGO、国際機関等による産学官民連携プラットフォーム「環境人材育成コンソーシアム」と連携し、主に中小企業を対象としたモデル教育プログラムの開発、企業の自発的な取組を促進するためのセミナーの実施、社員向けに優良な環境教育等を行う企業の表彰（環境 人づくり企業大賞）を行いました。【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 26 年度には、公民館等を中心として、地域の社会教育関係団体等が連携して地域の課題を解決する取組を支援している「社会教育活性化支援プログラム」において、環境保全に係るものとして、3件の取組を採択しました。平成 27 年度は、本プログラムの成果に関する情報提供を行い、引き続き公民館等の社会教育施設における自主的な取組を促進しました。【文部科学省】 ● 「木育」として、木のおもちゃでの遊びを通じて、木への親しみや木の文化への理解を深めるような木材や木製品との触れ合いの場づくり、木材の良さや利用の意義を学ぶ木育プログラムの開発を図りました。【農林水産省】 ● 文部科学省との連携協力により、環境教育・環境学習の指導者に対する研修（環境教育リーダー研修）を実施しました。【環境省・文部科学省】 		<ul style="list-style-type: none"> ● 公民館等を中心として、地域の社会教育関係団体等が連携して地域の課題を解決する取組に関する情報提供を行い、引き続き公民館等の社会教育施設における自主的な取組を促進します。 ● 「木育」として、木のおもちゃでの遊びを通じて、木への親しみや木の文化への理解を深めるような木材や木製品との触れ合いの場づくりや、これまでに開発した木材の良さや利用の意義を学ぶ木育プログラムを活用し、木育の推進を図ります。 ● 引き続き、環境教育のリーダー研修を開催していきます。
<p>② 学校教育においては、改訂した学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階を踏まえ、循環型社会の形成の推進に関する分野をも含めた環境教育を一層推進する。</p>		<p>環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図るため、平成 25・26 年度の環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）協力校として、全国 16 校を指定しました（第 10 期目）。また、環境を考慮した学</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な開発のための教育（以下「ESD」という。）の視点を取り入れた環境教育のモデルプログラムを 19 作成しました。そして、このモデルプログラムに基づき、各都道府県において地域版環境教育プログラムを作成し、小中学校を 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境教育等の実践の中に「持続可能な開発のための教育（ESD）」の視点を取り入れるための支援として、小・中学校向けの環境教育プログラムを作成しました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本ユネスコ国内委員会の下に設置された ESD 特別分科会においてまとめられた報告書を受けて作成した「ESD 推進の手引」を活用した研修を実施しました。また、ESD を実践する学校を支援する重点校形成事業を実施しました（24 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本ユネスコ国内委員会の下に設置された ESD 特別分科会においてまとめられた報告書を受けて作成した「ESD 推進の手引」を活用した研修を実施していきます。また、ESD を実践する学校を支援する重点校形成事業を実施してい

		<p>校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業のモデル校として、平成25年度は112校を認定しました。【文部科学省】</p>	<p>はじめとした学校教育現場での実証を行いました。【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ESDに関するユネスコ世界会議の我が国での開催しました（平成26年11月）。【文部科学省】 ●ESD推進事業を通じて、ESDの推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、ユネスコスクール以外のESD普及、ユネスコスクール間の交流促進のための事業を実施しました（5件）。また、日本／ユネスコパートナーシップ事業を実施しました（5件）。【文部科学省】 ●環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図るため、平成25・26年度の環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）協力校として、全国16校を指定しました（第10期目）。また、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業のモデル校として、平成26年度は80校を認定しました。【文部科学省】 ●特に森林に関しては、森林整備と森林資源の循環利用を推進することへの国民的理解を醸成していく観点から、森林環境教育を推進しており、学校教育における森林での体験活動を推進するため、「学校の森・子どもサミット」を開催し、森林内での体験活動の実施に関する情報交換を実施しました。【農林水産省】 ●学校等が森林教室や体験活動を実施するためのフィールドとして、国有林を提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本ユネスコ国内委員会の下に設置されたESD特別分科会においてまとめられた報告書を受けて「ESD推進の手引」を作成しました。【文部科学省】 ●ESD推進事業を通じてESDの推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、ユネスコスクール以外のESD普及、ユネスコスクール間の交流促進のための事業を実施しました（10件）。また、日本／ユネスコパートナーシップ事業を実施しました（7件）。【文部科学省】 ●環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図るため、平成27年・28年度の環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）協力校として、全国15校を指定しました（第11期目）。また、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業のモデル校として、平成27年度は47校を認定しました。【文部科学省】 ●森林に関しては、学校教育における森林の活用に関する情報交換を推進するとともに、森林環境教育の活動に対する支援を行いました。また、学校等が森林体験活動を実施するために、国有林のフィールドを提供する「遊々の森」の協定締結を推進するとともに、学校等と連携した森林教室等を実施しました。【農林水産省】 	<p>件）。【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ESD推進事業を通じてESDの推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、ユネスコスクール以外のESD普及、ユネスコスクール間の交流促進のための事業を実施しました（13件）。また、日本／ユネスコパートナーシップ事業を実施しました（5件）。【文部科学省】 ●環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図るため、平成27年・28年度の環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）協力校として、全国15校を指定しました（第11期目）。また、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業のモデル校として、平成28年度は52校を認定しました。【文部科学省】 ●森林に関しては、学校教育における森林の活用に関する情報交換を推進するとともに、森林環境教育の活動に対する支援を行いました。また、学校等が森林体験活動を実施するために、国有林のフィールドを提供する「遊々の森」の協定締結を推進するとともに、学校等と連携した森林教室等を実施しました。【農林水産省】 	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ESD推進事業を通じてESDの推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、ユネスコスクール以外のESD普及、ユネスコスクール間の交流促進のための事業を実施するほか、日本／ユネスコパートナーシップ事業を実施してまいります。 ●環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）協力校への指定、環境教育の教材として活用できる、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備も引き続き支援してまいります。 ●森林に関しては、学校教育における森林の活用に関する情報交換を推進するとともに、森林環境教育の活動に対する支援を行います。また、学校等が森林体験活動を実施するために、国有林のフィールドを提供する「遊々の森」の協定締結を推進するとともに、学校等と連携した森林教室等を実施します。
--	--	---	---	---	---	--

			「遊々の森」については、新たな協定締結に向けて、学校等への働き掛けを行うとともに、既設 172 か所において、学校等と連携し、森林教室や自然観察、体験林業等の様々な活動を実施しました。【農林水産省】			
(2) 3Rに関する情報共有と普及啓発						
④ 循環型社会の形成に関する最新データ等の情報提供、循環基本計画の周知、循環型社会の形成に向けた様々な取組事例の情報発信等を行う。また、毎年10月を3R推進月間として、循環型社会の形成に向けた取組をより一層推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネットを利用する若い世代に対し、恒常的に周知徹底を図るため、WEBサイト「Re-Style」(PC版)「http://www.re-style.env.go.jp/」、(携帯版)「http://www.re-style.env.go.jp/k/」を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図っています。【環境省】 ●経済産業省では、生活者が自ら積極的に3Rに取り組むことを分かりやすい形で促進するため、子供から大人まで対象にした普及啓発用DVD「レッツゴー3R」等の貸出等を実施しました。また、3R教育に資する資料等の設置や貸出を実施するとともに、企業・団体等が行っている3R教育に役立つ取組を紹介した取組事例集を広く配布しました。【経済産業省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●個々の取組については、多様な媒体や場を用いて情報発信を行っています。インターネットを利用する若い世代に対しては、恒常的に周知徹底を図るため、ウェブサイト「Re-Style」(http://www.re-style.env.go.jp)を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポートなどの掲載、第三次循環基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図りました。また、ソーシャルネットワークサービス(Facebook)を活用した、更なる情報発信の効率化を行いました。【環境省】 ●3Rに関する法制度やその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック2014」を4,000部作成し、関係機関に配布したほか、3Rに関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行いました。同時に、3R政策に関するウェブサイト(http://www.meti.go.jp/policy/recycle/)において、取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供を行うとともに、普及啓発用DVDの貸出等を実施しました。【経済産業省】 ●国土交通省、地方公共団体、関係業界団体により構成される建設リサイクル広報推進会議は、建設リサイクルの推進に有用な技術情報等の周知・伝 	<ul style="list-style-type: none"> ●個々の取組については、多様な媒体や場を用いて情報発信を行っています。インターネットを利用する若い世代に対しては、恒常的に周知徹底を図るため、ウェブサイト「Re-Style」(http://www.re-style.env.go.jp)を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、第三次循環基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図りました。また、ソーシャルネットワークサービス(Facebook)を活用した、更なる情報発信の効率化を行いました。【環境省】 ●3Rに関する法制度やその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック2015」を5,000部作成し、関係機関に配布したほか、3Rに関する環境教育に活用するなど、一般の求めに応じて配布を行いました。同時に、3R政策に関するウェブサイト(http://www.meti.go.jp/policy/recycle/)において、取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供を行うとともに、普及啓発用DVDの貸出等を実施しました。【経済産業省】 ●国土交通省、地方公共団体、関係業界団体により構成される建設リサイクル広報推進会議は、建設リサイクルの推進に有用な技術情報等の周知・伝 	<ul style="list-style-type: none"> ●3Rをめぐる国内外の最新の状況等を国民全体で共有することを目指し、第三次循環型社会形成推進基本計画(以下「第三次循環基本計画」という。)に盛り込まれた、循環型社会の形成に関する最新データ等については、引き続きその情報提供を行います。 ●情報共有の一つの手段として、インターネットを利用する若い世代に対しては、恒常的に周知徹底を図るため、ウェブサイト「Re-Style」(http://www.re-style.env.go.jp)を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、第三次循環基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図ります。また、ソーシャルネットワークサービス(Facebook)を活用し、更なる情報発信の効率化を行います。 ●経済産業省は、3Rに関する法制度とその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を作成し、関係機関に配布するほか、3Rに関する環境教育に活用するなどの一般の求めに応じて配布を行います。また、3R政策に関するウェブサイト(http://www.meti.go.jp/policy/recycle/)において、取組 		

			<p>達、技術開発の促進、一般社会に向けた建設リサイクル活動のPRを目的として、建設リサイクル技術発表会・技術展示会を毎年実施しており、平成26年度は、中国地方（広島県）で開催しました。【国土交通省】</p> <p>●我が国は、関係府省（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁）の連携の下、国民に対し3R推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「3R推進月間」と定めており、平成26年度も引き続き広く国民に向けて普及啓発活動を実施しました。【財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁】</p>	<p>達、技術開発の促進、一般社会に向けた建設リサイクル活動のPRを目的として、建設リサイクル技術発表会・技術展示会を毎年実施しており、平成27年度は宮城県で開催しました。【国土交通省】</p> <p>●我が国は、関係府省（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁）の連携の下、国民に対し3R推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「3R推進月間」と定めており、平成27年度も引き続き広く国民に向けて普及啓発活動を実施しました。【財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁】</p>		<p>事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供を行うとともに、普及啓発用DVDの貸出等を実施します。</p> <p>●建設リサイクルに関しては、国土交通省が、各地方での建設リサイクル技術発表会・技術展示会や「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰（以下「3R表彰」という。）」等、各種取組を実施します。</p> <p>●国民に対し、3R推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月に定められている「3R推進月間」においては、関係府省（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁）連携の下、広く国民に向けた普及啓発活動に引き続き取り組みます。</p>
<p>② 各主体の創意工夫による新規事業の創成や先進事例の普及を進めるため、(ア) 地域における活動の核となっている地方公共団体、(イ) 様々な研究成果を蓄積している学術・研究機関、(ウ) コンセプト提供やコーディネーター機能を発揮しているNPO、(エ) 技術情報等を有し、生産・販売活動等を行う事業者の間で情報の共有化・ネットワーク化を図る。</p>			<p>●各主体間のネットワークを構築し、循環型社会の形成を着実に推進するための情報の集積、交換、提供等を目指して、地球環境パートナーシッププラザにおいて、パートナーシップの促進、NGO支援、環境情報の提供・普及を実施しました。同時に、ウェブサイト（http://www.geoc.jp/）や、メールマガジン、情報誌等も効果的に活用しています。また、地方環境パートナーシップオフィスの設置や、NPO等との協働での事業を実施したほか、環境教育等促進法に基づく協働取組のモデル事業を国内各地で実施しました。【環境省】</p>	<p>●各主体間のネットワークを構築し、循環型社会の形成を着実に推進するための情報の集積、交換、提供等を目指して、地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）において、パートナーシップの促進、NGO支援、環境情報の提供・普及を実施しました。同時に、ウェブサイト（http://www.geoc.jp/）や、メールマガジン、情報誌等も効果的に活用しています。また、地方環境パートナーシップオフィス（EPO）の設置や、NPO等との協働での事業を実施したほか、環境教育等促進法に基づく協働取組の加速化事業を国内各地で実施しました。【環境省】</p>		<p>●環境省では、環境教育等促進法に基づき、事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組の支援や交流の機会を提供するために、「地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）」及び「地方環境パートナーシップオフィス（EPO）」を拠点として、パートナーシップの促進を図ります。ここでは、地域の多様な主体との協働の下、その資源や創意工夫を最大限活用し、地域を活性化させ、持続可能な社会づくりに取り組む協働取組加速化事業を実施します。</p>
<p>③ 循環型社会形成に向けた状況把握のためには本計画で提示する</p>			<p>●第三次循環基本計画で循環型社会形成に向けた状況把握のための指標として設定され</p>	<p>●第三次循環基本計画で循環型社会形成に向けた状況把握のための指標として設定され</p>		<p>●第三次循環基本計画に係る指標に関する検討会における、指標の改善に向けた検討につ</p>

<p>物質フロー指標、取組指標をはじめとする指標が重要であり、指標の更なる改善に向けた取組とともに、その裏付けとなるデータの改善・整備を並行して推進する。</p>			<p>た、物質フロー指標及び取組指標について、平成 24 年度のデータを取りまとめました。さらに、第三次循環基本計画の指標について「今後の検討課題等」とされた事項等について、第三次循環基本計画に係る指標に関する検討会において検討を行いました。【環境省】</p>	<p>た、物質フロー指標及び取組指標について、平成 25 年度のデータを取りまとめました。また、各指標の増減要因についても検討を行いました。【環境省】</p>		<p>いては、引き続き毎年度実施します。</p>
<p>④ 地方公共団体、事業者など様々な主体が構成員となっている 3R 活動推進フォーラムとの共催で、3R 推進全国大会を開催し、3R に関する各種取組の紹介や循環型社会推進功労者の表彰等により、国民の意識向上や具体的な行動を促す。よりきめ細やかな活動を実施するため、ブロック単位での 3R 推進地方大会も開催する。さらに、様々な分野の団体が集まり、国及び自治体とも連携しつつ「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者表彰」等の活動を行っているリデュース・リユース・リサイクル推進協議会等の民間団体と今後も連携し、なお一層の国民の意識向上や具体的な行動を促す活動を続ける。</p>		<p>●3R の推進に貢献している個人、グループ、学校及び特に貢献の認められる事業所等を表彰する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」（主催：リデュース・リユース・リサイクル推進協議会）の開催を引き続き後援しました。【財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省】</p> <p>●循環型社会の形成の推進に資することを目的として、平成 18 年度から循環型社会形成推進功労者表彰を実施しています。【環境省】</p> <p>●新たな資源循環ビジネスの創出を支援している「資源循環技術・システム表彰」（主催：一般社団法人産業環境管理協会、後援：経済産業省）においては、経済産業大臣賞 2 件を表彰しました。【経済産業省】</p> <p>●食品リサイクルに関しては、一般社団法人日本有機資源協会が主催する「食品産業もったいない大賞」において、地球温暖化・省エネルギー対策の優れた取組に農林水産大臣賞等を授与し、研修会においても、食品関連事業者に対して優良事例等の紹介を行い、地球温暖化・省エネルギー対策の普及啓発を実施しました。【農林水産省】</p>	<p>●3R の推進に貢献している個人、グループ、学校及び特に貢献の認められる事業所等を表彰する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰（以下「3R 表彰」という。）」（主催：リデュース・リユース・リサイクル推進協議会）の開催を引き続き後援しました。【財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省】</p> <p>●循環型社会の形成の推進に資することを目的として、平成 18 年度から循環型社会形成推進功労者表彰を実施しています。【環境省】</p> <p>●新たな資源循環ビジネスの創出を支援している「資源循環技術・システム表彰」（主催：一般社団法人産業環境管理協会、後援：経済産業省）においては、経済産業大臣賞 2 件を表彰しました。【経済産業省】</p> <p>●農林水産省は、3R 表彰及び「食品産業もったいない大賞」を通じ、農林水産業・食品関連産業における 3R 活動、地球温暖化・省エネルギー対策等の意識啓発に取り組みました。【農林水産省】</p> <p>●各種表彰以外にも、3R 推進ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等の PR を 3R 推</p>			<p>●3R の推進に貢献している個人、グループ、学校及び特に貢献の認められる事業所等を表彰する、3R 表彰（主催：リデュース・リユース・リサイクル推進協議会）の開催を引き続き後援してまいります。</p> <p>●厚生労働省では、3R 表彰制度を通じた製薬業界における 3R 活動の意識啓発を行います。</p> <p>●文部科学省では、3R 表彰制度を通じて、学校等の教育分野における 3R の意識の高揚と取組の一層の促進を図ります。</p> <p>●環境省は、3R 促進ポスターコンクール及び循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰も引き続き実施していく予定です。</p> <p>●経済産業省は、平成 28 年度の 3R 表彰及び、新たな資源循環ビジネスの創出を支援している「資源循環技術・システム表彰」（主催：一般社団法人産業環境管理協会）の後援を通じ、優れた 3R の取組の普及や新たな資源循環ビジネスの創出を支援します。</p> <p>●農林水産省は 3R 表彰及び「食品産業もったいない大賞」を通じ、引き続き農林水産業・食品関連産業における 3R 活動、地球温暖化・省エネルギー対策等の意識啓発に取り組み</p>

			<p>●各種表彰以外にも、3R 推進ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等の PR を 3R 推進月間中に行いました。同期間内には、3R 活動推進フォーラムと共同で「環境にやさしい買い物キャンペーン」も実施し、都道府県や流通事業者・小売事業者の協力を得て、環境に配慮した商品の購入、マイバッグ持参等、3R 行動の実践を呼び掛けました。【経済産業省・環境省】</p> <p>●平成 26 年 10 月には「第 9 回 3R 推進全国大会」を相模原市及び 3R 活動推進フォーラムと共催し、イベントを通じて 3R 施策の普及啓発を行いました。【環境省】</p> <p>●循環型社会の形成や食品リサイクルを推進した優れた取組等の環境大臣表彰の推薦、我が国の 3R 制度・技術・経験の変遷についての調査研究を実施するとともに、これら 3R に関する情報を各取組のウェブサイトやメールニュース等により、全国に提供しました。【環境省】</p>	<p>進月間中に行いました。同期間内には、3R 活動推進フォーラムと共同で「環境にやさしい買い物キャンペーン」も実施し、都道府県や流通事業者・小売事業者の協力を得て、環境に配慮した商品の購入、マイバッグ持参等、3R 行動の実践を呼び掛けました。【経済産業省・環境省】</p> <p>●平成 27 年 11 月には「第 10 回 3R 推進全国大会」を福井県及び 3R 活動推進フォーラムと共催し、イベントを通じて 3R 施策の普及啓発を行いました。【環境省】</p> <p>●循環型社会の形成を推進した優れた取組の環境大臣表彰、我が国の 3R 制度・技術・経験の変遷についての調査研究を実施するとともに、これら 3R に関する情報を各取組のウェブサイトやメールニュース等により、全国に提供しました。【環境省】</p>		<p>ます。</p> <p>●3R 推進ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等の PR、環境に配慮した商品の購入やマイバッグ持参等の 3R 行動の実践を呼び掛ける「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通じた消費者向けの普及啓発を行います。</p> <p>●環境省、徳島県及び 3R 活動推進フォーラムは、平成 28 年度に「第 11 回 3R 推進全国大会」を共催し、同イベントを通じて、3R 施策の普及啓発を行う予定です。</p>
<p>⑤ 廃棄物処理法に基づく廃棄物減量等推進員、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R 推進マイスター）等の活動を支援し、3R 全般にわたる普及啓発や事業者と消費者等の連携による取組を促進する。</p>			<p>●個別分野の取組として、容器包装リサイクルに関しては、容器包装リサイクルの普及啓発を担う容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R 推進マイスター）の意見を踏まえて、容器包装リサイクルの普及啓発資料について改訂を行いました。また、改訂後の普及啓発資料の作成や、最新知見等に係る研修を行い、3R マイスターの活動を支援しました。【環境省】</p>	<p>●個別分野の取組として、容器包装リサイクルに関しては、改訂後の普及啓発資料の増刷や、国の施策や取組等に係る研修を行い、容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R 推進マイスター）の活動を支援しました。【環境省】</p>		<p>●個別分野の取組としては、容器包装リサイクルの普及啓発を担う、容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R 推進マイスター）について、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において取りまとめられた容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書を踏まえ、3R 推進マイスターに対する情報提供を強化することで、地域における普及の中心的役割を果たせるよう支援していきます。</p>

9 国際的取組の推進

(第三次循環基本計画第5章第2節の項目)	定量指標	平成25年度に講じた施策 (平成26年版白書「講じた」に追記)	平成26年度に講じた施策 (平成27年版白書「講じた」に追記)	平成27年度に講じた施策 (平成28年版白書「講じた」に追記)	平成28年度上半期に講じた施策 (環境基本計画第4回点検に追記)	今後の課題(白書「講じよう」)及び第4次環境基本計画第4回点検(調査票含む)に追記)
(1) 3R国際協力の推進と我が国循環産業の海外展開の支援						
<p>④ 我が国とつながりの深いアジア・太平洋諸国において循環型社会が形成されるよう、国際機関の関係プロジェクトと連携を図りつつ、アジア3R推進フォーラムなど多国間の枠組みを通じて、3R推進に関する情報共有や合意形成をさらに推進する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●平成16年度から毎年度環境省が主宰する「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」の活動を開始し、アジア各国のバーゼル条約担当官と税関職員、関係国際機関との対話促進や連携強化のための取組を行いました。【環境省】 ●アジア太平洋地域のE-waste及びコンピュータ機器廃棄物の環境上適正な管理、有害廃棄物等の環境上適正な管理に関するフレームワークの策定等、バーゼル条約の下で進められるプロジェクトについて、財政的・技術的支援を行いました。【環境省】 ●平成21年に「アジア3R推進フォーラム」が設立され、同フォーラムの下で、3Rに関するハイレベルの政策対話の促進、各国における3Rプロジェクト実施への支援の促進、3R推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク化等を進めることとなりました。我が国は平成21年の同フォーラム設立会合を東京で開催し、それ以降、同フォーラム会合を開催国政府、国連地域開発センターとともに主催してきました。【環境省】 ●平成26年2月にインドネシア政府と共同で開催した第5回会合(インドネシア・スラバヤ)からは、アジア太平洋3R推進フォーラムと名称を変更し、「アジア太平洋における3R推進の基盤としての 	<ul style="list-style-type: none"> ●我が国とつながりの深いアジア・太平洋諸国における循環型社会の形成に向けては、アジア太平洋諸国における3Rの推進を促す取組として、2015年(平成27年)にモルディブで開催予定の「アジア太平洋3R推進フォーラム第6回会合」について、開催に向けた準備及び調整を実施しました。また、2015年(平成27年)以降の「アジア太平洋3R推進フォーラム」の開催計画を検討しました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●我が国とつながりの深いアジア太平洋諸国における循環型社会の形成に向けては、アジア太平洋諸国における3Rの推進を促す取組として、2015年(平成27年)にモルディブで「アジア太平洋3R推進フォーラム第6回会合」を「3R産業－アジア太平洋地域における資源効率社会及び持続可能な観光開発に向けた次世代3Rの方向性」を全体テーマとして開催しました。【環境省】 ●平成28年2月に資源効率に係る国際協力をテーマとしたG7アライアンスワークショップの中で、各国の廃棄物に係る行政責任者や一般参加者に対して、災害廃棄物対策セミナーをワークショップのスペシャルセッションとして実施しました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●アジアで3R国家戦略の策定を進めるとともに、3R関連事業形成や政策立案促進に向け、毎年度、アジア太平洋3R推進フォーラム会合を開催しています。【環境省】 ●アジア太平洋地域の3Rに関する33の目標を掲げた「ハノイ3R宣言」等に鑑み、政府、研究機関等と連携し、地域内の廃棄物や資源循環に関する情報・データの整備や地域の課題の特定等を行う「アジア太平洋3R白書(State of the 3Rs in Asia and the Pacific)」を2017年出版に向けてUNCRDやIGESとともに作成をしています。【環境省】 ●3R国際学会(3RINCS)と連携したワークショップの開催等を通じて、廃棄物管理の取組に関する情報共有・意見交換を行っているほか、廃棄物管理に関するアジア諸国の基礎情報を国別に調査し、環境省ホームページ上で情報提供を行っています。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●我が国はアジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業として国際機関への拠出を今後も引き続き行うほか、3Rや資源循環についての課題や進捗、データ等を情報収集し、「アジア太平洋3R白書」として整備していくこととしています。 ●「アジア太平洋3R推進フォーラム」等により、アジア太平洋諸国における3Rの推進に向けた政策対話を進め、更なる合意形成を目指していきます。 ●アジア各国において循環型社会が構築されるよう、引き続き、3R推進に関する合意形成を図るとともに、人材育成・法制度の整備等の支援や交流を進める必要があります。【環境基本計画点検調査票】

		重層的な連携と協力枠組み」をテーマに積極的な議論が行われました。その成果として、官民連携や都市間等の協力関係の推進を記載した「スラバヤ 3R 宣言」を採択しました。 【環境省】				
② アジア各国に適合した廃棄物・リサイクル制度や有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）がそれぞれの国に定着するよう、二国間政策対話等を推進し、3R 国家戦略等の策定支援、循環型社会推進に係る法制度整備支援、学術・研究面での交流を進めるとともに、JICA 等を通じた専門家の派遣や研修生の受け入れの拡大を図る。		●環境省ではアジア各国での 3R 国家戦略策定、法制度整備等の二国間協力を継続して実施してきました。【環境省】 ●マレーシアに対しては食品廃棄物管理に関する戦略計画の策定支援、ベトナムに対しては「統合的廃棄物国家戦略計画（本計画自体も我が国の支援により策定している。）」に含まれる実施プログラムの策定支援など、法制度整備に関する支援を実施しています。【環境省】 ●2013 年（平成 25 年）からは、アジア 3R 推進フォーラム第 4 回会合で採択された「ハノイ 3R 宣言」に則り、ベトナム、インドネシア、マレーシアに適した政策目標及びそのモニタリング指標の検討を支援しています【環境省】	●アジア各国に適合した廃棄物・リサイクル制度や有害廃棄物等の環境上適正な管理（以下「ESM」という。）の定着のため、外務省では、アジア太平洋諸国のうち、中国、ベトナム、インドネシア、マレーシア、パキスタン、スリランカ、大洋州について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援しました。また政府開発援助（ODA）対象国からの研修員受入れを実施しました。【外務省・経済産業省】	●アジア各国に適合した廃棄物・リサイクル制度や有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）の定着のため、外務省では、アジア太平洋諸国のうち、中国、ベトナム、インドネシア、マレーシア、パキスタン、スリランカ、大洋州について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援しました。また政府開発援助（ODA）対象国からの研修員受入れを実施しました。【外務省・経済産業省】	●JICA による専門家の派遣や研修員受入れ等を通じ、アジアの途上国における廃棄物管理や循環型社会形成を支援しました。【環境省・外務省・経済産業省】 ●インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、クウェート等に対し、環境協力覚書の締結、政策対話の実施、制度整備支援、合同ワークショップの開催等を実施しています。【環境省】	●特にアジア各国に適合した廃棄物・リサイクル制度や有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）の定着のため、独立行政法人国際協力機構（JICA）においては、アジア太平洋諸国のうち、ベトナム、インドネシア、マレーシア、パキスタン、スリランカ、大洋州について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援します。また政府開発援助（ODA）対象国からの研修員受入れを実施します。 ●【再掲】アジア各国において循環型社会が構築されるよう、引き続き、3R 推進に関する合意形成を図るとともに、人材育成・法制度の整備等の支援や交流を進める必要があります。 （環境基本計画点検調査票）
③ 地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ（IPLA）による都市間協力などを通じて、アジア各国の地方公共団体との知見・経験の共有や、技術協力等の連携を推進する。また、廃棄物管理のためのグローバル・パートナーシップ（GPWM）等を通じて、国際的な廃棄物管理の取組に関する情報収集や連携の更なる促進を図る。さらに、3R アジア市民フォーラム等を通じて、市民レベルでの情報交換・連携を進めると			●日本環境衛生センター主催の第 7 回アジア 3R 自治体間ネットワーク会合の前日には、3R と廃棄物適正処理の推進を目的とした、環境省主催による官民連携ワークショップを開催し、海外から 5 都市と日本の自治体を招聘へいしました。あわせて、NGO によるセミナーも開催しました。【環境省】	●日本環境衛生センター主催の第 7 回アジア 3R 自治体間ネットワーク会合の前日には、3R と廃棄物適正処理の推進を目的とした、環境省主催による官民連携ワークショップを開催し、海外から 6 都市と日本の自治体を招聘へいしました。あわせて、NGO によるセミナーも開催しました。【環境省】		●我が国のリサイクル関連企業が進出しやすい土壌の形成のため、我が国の自治体を持つ廃棄物処理・リサイクルに関する経験・ノウハウを活用し、相手国の自治体・政府に対して制度設計・整備・運用の支援等を実施していきます。

<p>ともに、国際的な資源循環に関する研究を促進する。</p>						
<p>④ 上記取組を通じた各国における廃棄物・リサイクル制度の導入・施行と、静脈産業をはじめとする我が国循環産業の海外展開を戦略的にパッケージとして推進する。また、政府・都市間レベルでの各国とのチャネルも活用し、関係府省が連携して、民間事業者と海外政府関係者との交流支援や、行政レベル・民間レベルで連携した海外展開の取組を進める。</p>	<p>・海外展開支援数 ・海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数</p>	<p>●平成 23 年度より、我が国循環産業が海外において事業展開することを支援し、世界規模で環境負荷の低減を実現するとともに、我が国経済の活性化につなげるため、「日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業」を開始しました。【環境省】</p> <p>●平成 19 年度から実施してきたアジアエコタウン協力事業は、我が国がエコタウン整備を通じて蓄積した経験・ノウハウを、自治体間協力の枠組みの下アジア各国に移転しつつ、我が国リサイクル産業の海外展開を支援するものです。【経済産業省】</p> <p>●平成 21 年度より、我が国企業によるアジアでのリサイクルビジネス展開を促進させることを目的として、アジア各国における、法制度、市場規模、収益性及び事業リスク等を調査・分析し、リサイクルビジネス展開の可能性調査を行っています。【経済産業省】</p> <p>●平成 21 年度より、各地域で直面している廃棄物・リサイクル問題を解決するため、我が国のリサイクル技術・システムを活用した実証事業を実施しました。【経済産業省】</p>	<p>●各国における廃棄物・リサイクル制度の導入・施行と、静脈産業をはじめとする我が国循環産業の海外展開を戦略的にパッケージとして推進しています。【環境省】</p> <p>●我が国の優れたインフラ関連産業として、循環産業の国際展開を支援する、我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業では、海外展開を行う事業者の支援を平成 26 年度に 17 件（継続 1 件、新規 16 件）実施しました。【環境省】</p> <p>●平成 26 年度の廃棄物処理・リサイクルに関する自治体間協力事業として、ベトナムをターゲットに法制度動向調査や関係行政機関が参加するセミナー等も実施しました。【経済産業省】</p> <p>●我が国企業によるアジア等でのリサイクルビジネスについては、平成 25 年度からの継続案件 1 件のほか、3 件の実施可能性調査を新たに実施しました。さらに、平成 26 年度の現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証事業として、平成 24 年度からの継続案件 1 件、平成 25 年度からの継続案件 1 件を実施しました。【経済産業省】</p>	<p>●各国における廃棄物・リサイクル制度の導入・施行と、静脈産業を始めとする我が国循環産業の海外展開を戦略的にパッケージとして推進しています。【環境省】</p> <p>●我が国の優れたインフラ関連産業として、循環産業の国際展開を支援する、我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業では、海外展開を行う事業者の支援を平成 27 年度に 15 件実施しました。平成 23 年度から平成 26 年度までの支援の結果、平成 28 年 3 月時点で既に事業化したもの又は事業化のめどが立っており、最終的な準備を進めているもの 4 件、合併契約、覚書（MOU）締結、入札まで至った件数が 9 件、二国間クレジット制度（JCM）等の他の事業に発展したものが 8 件、という成果を上げています。【環境省】</p> <p>●平成 27 年度の廃棄物処理・リサイクルに関する自治体間協力事業として、ベトナムをターゲットに法制度動向調査やパイロットプロジェクト等も実施しました。【経済産業省】</p> <p>●我が国企業によるアジア等でのリサイクルビジネスについては、2 件の実施可能性調査を新たに実施しました。さらに、平成 27 年度の現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証事業として、平成 24 年度からの継続案件 1 件、平成 25 年度からの継続</p>	<p>●各国における廃棄物・リサイクル制度の導入・施行と、静脈産業を始めとする我が国循環産業の海外展開を戦略的にパッケージとして推進しています。【環境省】</p> <p>●我が国循環産業の戦略的国際展開や育成を支援する事業を展開しました。（平成 28 年は新たに 11 件の実現可能性調査等を実施。）【環境省】</p> <p>●「国際研究開発・実証プロジェクト」において、現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証を実施しました。【経済産業省】</p> <p>●平成 28 年度より N E D O で実施中のアジア省エネルギー型資源循環制度導入実証事業において、海外案件を 2 件採択しました。【経済産業省】</p> <p>●我が国企業によるアジア等でのリサイクルビジネス実施可能性調査については、2 件の調査を採択しました。【経済産業省】</p>	<p>●我が国の優れたインフラ関連産業の国際展開の支援も引き続き行います。我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業について、平成 28 年度は平成 25 年度までの三年間の事業成果を取りまとめ、課題抽出と支援策の改善を行う拡充期の最終年度として、さらなる海外展開の促進に向けたステップアップを目指し取組の充実を図るとともに、次期に向けた課題抽出と支援策の改善を検討していくこととしています。</p> <p>●我が国企業によるアジア等でのリサイクルビジネスの事業実施可能性調査の継続や個別案件のフォローアップ、また、マスタープランや都市計画段階へのコミット等により、事業化を促進していきます。</p> <p>●現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証事業については、引き続き事業を継続していきます。</p> <p>●我が国循環産業が進出しやすい土壌の形成のため、我が国の自治体を持つ廃棄物処理・リサイクルに関する経験・ノウハウを活用し、相手国の自治体・政府に対して、制度設計・整備・運用の支援等を実施する必要があります。（環境基本計画点検調査票）</p>

<p>⑤ ④の取組を具体的に進めるため、アジア各国で我が国の事業者が実施する3R・廃棄物処理に関する事業の実現可能性調査を支援する。</p> <p>また、海外展開支援に関するプラットフォームを構築し、官民一体となった取組を推進するための関係主体間の情報共有・連携や、海外に向けた我が国の3R・廃棄物処理技術の情報発信、海外展示会への出展支援等を行う。</p>		<p>●平成 25 年度からは「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」と名称を変更し、国際展開計画事業に関する実現可能性調査（FS）等への支援、海外情報の収集と国内事業者への情報提供、事業者・地方公共団体・関係団体などの間での情報共有・意見交換の促進、我が国の循環産業事業者及び技術に関する海外への情報発信などを積極的に実施しています。</p> <p>特に FS 支援では、我が国の循環産業による廃棄物処理・リサイクル分野における具体的な国際展開の計画のある事業について、FS の実施等への支援を行うとともに、現地関係者との情報共有・意見交換のための現地合同ワークショップを実施することを義務付けています。加えて、支援対象事業の現地関係者を日本に招き、我が国の廃棄物処理体制・技術について学んでもらう訪日研修も実施しています。【環境省】</p>	<p>●ベトナムにおいては、平成 26 年度の廃棄物処理、3R 関連制度、戦略に関する二国間協力として、廃棄物関連政令の策定を支援し、平成 26 年 6 月に政令案を公開するワークショップに際して、専門家を派遣し、内容の提案を行いました。また、焼却炉性能指針の策定と JICA と連携して自治体向け一般廃棄物処理計画のためのガイドラインの策定についての支援も実施しました。【環境省】</p> <p>●マレーシアでは、食品廃棄物を対象とした国家戦略計画の策定、状況調査、ガイドラインの作成支援、成果報告ワークショップを実施しました。【環境省】</p> <p>●アラブ首長国連邦では、平成 27 年 1 月に相互の産官学を招いて展示会「Eco Waste 展」の会場でワークショップを開催しました。【環境省】</p> <p>●クウェートでも平成 27 年 1 月に両国の産官学を招いてワークショップを開催しました。【環境省】</p> <p>●日本の環境関連事業者を招いて、シンガポール訪日団を対象としたワークショップも平成 26 年 10 月に開催しました。【環境省】</p>	<p>案件 1 件を実施しました。【経済産業省】</p> <p>●ベトナムにおいては、焼却炉 10 炉程度の現地調査を実施し、専門家を派遣して稼働状況を確認しました。【環境省】</p> <p>●平成 27 年 9 月には、インドネシアで廃棄物発電に関するワークショップを実施し、専門家を派遣しました。【環境省】</p> <p>●平成 27 年 10 月にはフィリピンで廃棄物発電ガイドラインに関するワークショップを開催しました。【環境省】</p>	<p>●平成 28 年 9 月にインドネシアにおける JICA 主催の都市ごみ発電施設に関するワークショップに参加しました。【環境省】</p>	<p>●引き続き、アジア等でのリサイクルビジネスの事業実施可能性調査の実施や都市計画段階への関与等により、事業化を促進する必要がある。【環境基本計画点検調査票】</p>
<p>⑥ 途上国における温暖化対策と同時に廃棄物問題等の環境汚染対策にも資する、いわゆるコベネフィット（共通便益）（注 34）を達成する事業や政策の実施を支援する。</p>		<p>●インドネシア、中国とのコベネフィット協力にかかる覚書に基づき、各国の環境対策の強化に資する調査、能力開発支援などを行いました。【環境省】</p>	<p>●インドネシア、中国、モンゴルを対象に、コベネフィット協力として、技術実証や訪日研修等を行い、成果や課題を取りまとめた上で今後の協力継続について検討を行いました。【環境省】</p>	<p>●活動内容のレビュー結果に基づき、さらなる環境対策の強化を目指し、インドネシア、中国、モンゴルとのコベネフィット協力を継続し、調査、現地セミナー等を行いました。【環境省】</p>	<p>●インドネシア、中国、モンゴルとの協力を係る覚書に基づき、引き続き調査・能力開発支援を実施しました。【環境省】</p>	<p>●各活動の進捗を確認しつつ、相手国との対話を踏まえ、引き続きコベネフィット・アプローチの推進を通じて各国の環境対策の強化に貢献します。</p> <p>●アジア地域等の途上国にお</p>

		<p>●国連ミレニアム開発目標に掲げられた、衛生的なトイレを使用できない 25 億人の人口を半減させるという国際的な衛生問題の解決に貢献するとともに、浄化槽やし尿処理施設などの日本における分散型やし尿処理システムの国際普及を通じた途上国の水環境の向上に向け、平成 21 年度から「し尿処理システム国際普及推進事業」を実施しています。【環境省】</p>	<p>●アジア地域等の途上国における公衆衛生の向上、水環境の保全に向けては、日本の優れたし尿処理技術である浄化槽の国際普及を推進しています。平成 26 年度は、第 2 回アジアにおける分散型汚水処理に関するワークショップを平成 26 年 12 月にタイで行いました。また、ベトナム及び中国においては、二国間での協力事業の案件形成に向け、し尿処理に関する現地調査や浄化槽の導入実地検証等を行いました。【環境省】</p>	<p>●アジア地域等の途上国における公衆衛生の向上、水環境の保全に向けては、浄化槽等の日本発の優れたし尿処理技術の国際展開を実施しています。平成 27 年度は、第 7 回世界水フォーラムにおいて、浄化槽を中心とした個別分散型やし尿処理システムの技術や制度体系に関する情報発信・展示を行ったほか、第 3 回アジアにおける分散型汚水処理に関するワークショップを平成 28 年 3 月に日本で開催しました。【環境省】</p>		<p>ける公衆衛生の向上、水環境の保全に向けては、JICA や日本サニテーションコンソーシアム (JSC) 等と連携しながら、浄化槽等の日本発の優れたし尿処理技術の情報発信や普及促進を図り、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成への貢献を目指します。</p>
<p>⑦ バーゼル条約第 11 回締約国会議で、有害廃棄物等の環境上適正な管理 (ESM) に関するフレームワークが採択されたことを踏まえ、引き続き、指導的な役割を果たすとともに、その定着に向けた支援を行う。また、水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドラインの改定作業、POPs (注 35) ガイドライン等他のガイドライン策定に当たっても積極的に関与していく。</p>			<p>●バーゼル条約等に関わる取組も、各省連携の下で行っています。環境省は、2013 年 (平成 25 年) のバーゼル条約第 11 回締約国会議で設置された、ESM に関する専門家作業グループ (平成 26 年度に第 2 回及び第 3 回を開催) に、我が国の専門家を参加させ、各国における ESM を実施するためのガイダンス文書の策定のための作業やパイロットプロジェクトの実施を支援するなど、積極的に取り組みました。さらに、水銀に関する水俣条約で考慮すべきとされている、水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン及び PCB 廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの改定作業を我が国が主導するとともに、我が国の水銀廃棄物の処理技術、PCB 廃棄物等の処理技術等に関する知見を適切にインプットすることで、他の POPs 廃棄物に関するガイドライン等の策定・改定作業も含め、国際的な議論の進展に貢献しました。外務省も、バーゼル条約に関係する活動として、2014 年 (平成 26 年) 9 月に</p>	<p>●バーゼル条約等に関わる取組も、各省連携の下で行っています。環境省は、2015 年 (平成 27 年) のバーゼル条約第 12 回締約国会議において、水俣条約において考慮することとされている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン及び POPs 条約において考慮することとされている POPs 廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインについては、水銀廃棄物及び PCB 廃棄物に関してガイドラインの改定作業を主導したほか、我が国の処理技術等に関する知見を適切にインプットしたことで、その採択に貢献しました。また、使用済電気電子機器を再使用目的で輸出入する際の廃棄物と非廃棄物の識別に関する客観的な判断基準を示す、電気電子機器廃棄物及び使用済電気電子機器の越境移動 (特に廃棄物と非廃棄物の識別) に関する技術ガイドラインについての議論に積極的に参加し、その採択に貢献しました。外務省も、バーゼル条約に関係する活動として、本締約国会議での議論に積極</p>	<p>●バーゼル条約の有害廃棄物等の環境上適正な管理 (ESM) に関するフレームワークについて、専門家作業グループに専門家を派遣し、ESM フレームワークの実施や作業プログラムの策定のための議論に貢献しました。ストックホルム条約で考慮すべきとされている PCN (ポリ塩化ナフタレン) 廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの策定作業を主導するとともに、我が国の PCN 廃棄物等の処理技術等に関する知見を適切にインプットし他の POPs 廃棄物ガイドラインの策定又は改定作業も含め、国際的な議論の進展に貢献しました。【環境省】</p>	<p>●引き続き、PCN 廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの策定作業を主導するほか、我が国の POPs 廃棄物等の処理技術等に関する知見を適切にインプットすることで、引き続き国際的な議論の進展に積極的に貢献していきます。</p> <p>●同条約第 12 回締約国会議において採択された電気電子機器廃棄物及び使用済電気電子機器の越境移動 (特に、廃棄物と非廃棄物の識別) に関する技術ガイドラインについても、2017 年 (平成 29 年) の第 13 回締約国会議において技術的事項の改訂が予定されていることから、同締約国会議に向けた議論に積極的に貢献していきます。</p> <p>●バーゼル条約、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約 (PIC 条約)、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約) の 3 条約に、2013 年 (平成 25 年) に採択</p>

			<p>開催された第9回公開作業部会での議論に積極的に参加しました。【外務省・環境省】</p> <p>●バーゼル条約、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（PIC条約）、POPs条約の3条約に、2013年（平成25年）に採択された水俣条約に関する水俣条約を加えた4条約の連携強化に係る活動も推進しました。水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン等、バーゼル条約における取組で得られた知見は、水俣条約の実施に活用できることから、特にこれら2条約についての連携強化に取り組ましました。【環境省】</p>	<p>的に参加しました。【外務省・環境省】</p> <p>●バーゼル条約、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（PIC条約）、POPs条約の3条約に、2013年（平成25年）に採択された水俣条約を加えた4条約の連携強化に係る活動も推進しました。水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン等、バーゼル条約における取組で得られた知見は、水俣条約の実施に活用できることから、特にこれら2条約についての連携強化に取り組ましました。【環境省】</p>		<p>された水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）を加えた、4条約の連携強化に係る活動を引き続き推進していきます。</p> <p>●バーゼル条約で採択された水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインは水俣条約の実施に活用できることから、特にこれら2条約についての連携強化に引き続き取り組みます。</p>
<p>⑧ OECD、UNEP 持続可能な資源管理に関する国際パネル、UNEP 国際環境技術センター（IETC）（注36）、短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション（CCAC）（注37）、バーゼル条約の活動等に積極的に参画し、3R・廃棄物処理に関する制度・技術や、リユース製品やリサイクル製品等をはじめとする持続可能な消費と生産に関する取組、物質フロー指標等に関する我が国の最新の知見・取組を反映させるなど国際的な情報発信を強化する。</p> <p>また、SAICM 国内実施計画に基づいて、バーゼル条約については、ストックホルム条約、ロッテルダム条約等の化学物質及び廃棄物の適正管理に係る条約との連携強化に係る活動を推進する。</p>	<p>●G8 環境大臣会合の際には、日本として、アジア等における循環型社会の構築に向けて進めていく国際的取組を列挙した「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を発表しました。【環境省】</p> <p>●平成23年5月にドーヴィル（フランス）で開催されたG8 サミットでは、首脳宣言において「神戸3R 行動計画」への支持が再確認され、同年5月にOECD が発表した神戸3R 行動計画に基づく報告書「G8 及び OECD 諸国における資源生産性」が歓迎され、OECD がこの問題に引き続き取り組むことが奨励されました。【環境省・外務省】</p> <p>●平成24年にリオデジャネイロで行われた国連持続可能な開発会議（リオ+20）では、成果文書「我々の望む未来」が採択され、分野別取組のな</p>	<p>●国連環境計画（以下「UNEP」という。）国際資源パネルへの支援については、環境省は平成26年5月にチリのサンチャゴで開催されたUNEP 国際資源パネル第14回会合に参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認しました。また、同年9月には、UNEP 国際資源パネルの物質フロー分析作業部会を東京に誘致し、環境省、専門家、民間企業で資源効率等を議論したほか、同年11月にオランダのロッテルダムで開催された、UNEP 国際資源パネル第15回会合に参加し、推進中の調査・研究の進捗確認を実施しました。今後も毎年複数の世界経済の持続的発展に資する報告書の公表が予定される等、UNEP 国際資源パネルの活動は着実に進捗しています。【環境省】</p> <p>●外務省は、国際的な情報発信を強化するため、UNEP 国</p>	<p>●国連環境計画（UNEP）国際資源パネルへの支援については、環境省は平成27年5月にベトナムのハノイで開催されたUNEP 国際資源パネル第16回会合及び平成27年10月にスイスのダボスで開催されたUNEP 国際資源パネル第17回会合に参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認しました。今後も毎年複数の世界経済の持続的発展に資する報告書の公表が予定されるなど、UNEP 国際資源パネルの活動は着実に進捗しています。また、外務省は、我が国に誘致したUNEP 国際環境技術センター（UNEP/IETC）の活動について、エネルギー利用のためのバイオマス廃棄物プロジェクトに関するセミナーや我が国の産業廃棄物処理政策と実践を取りまとめた報告書刊行のサイドイベント等に参加しました。【環境省】</p>	<p>●平成28年5月に開催されたG7 環境大臣会合において、資源効率性・3Rに関するG7の枠組みとして、「富山物質循環フレームワーク」が合意され、UNEP 国際資源パネル及びOECD からそれぞれ資源効率性向上に向けた統合報告書と政策ガイダンスが提出されました。【環境省】</p> <p>●持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）について、本枠組みの6つのプログラムのうち、環境省は「持続可能なライフスタイルと教育」プログラムの共同リード国を務め、本枠組みの推進に積極的に貢献しました。【環境省】</p> <p>●平成28年5月に開催されたG7 富山環境大臣会合のコミュニケにおいて、SDGs の環境側面の実施についてG7で協調行動を進めていくこと</p>	<p>●UNEP 国際資源パネルへの支援として、引き続き、我が国から専門家の派遣を行うとともに、UNEP 国際資源パネルにおけるアジア出身のメンバーの増員等を通じ、アジアへUNEP 国際資源パネルの関心を誘導していくことが課題です。加えて、我が国が誘致したUNEP 国際環境技術センター（UNEP/IETC）の活動の支援を通じ、国連を始めとする国際社会における我が国の環境政策・技術の普及に引き続き努めます。</p> <p>●経済協力開発機構（OECD）資源生産性・廃棄物作業部会には、今後も引き続き参画し、調査・研究の推進を図っていくほか、2014年（平成26年）に東京で開催された環境に関するグローバル・フォーラムでの議論を踏まえ、OECD 資源生産性・廃棄物作業部会にて、拡大生産者責任に関する情報を取</p>	

<p>2012年6月ブラジルにて開催されたRio+20の成果として今後交渉プロセスに着手することが合意された持続可能な開発目標(SDGs)や2015年以降の国際開発目標(Post-MDGs)、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みの検討(10YFP)において、世界規模での循環型社会の形成に向けて積極的に貢献するとともに、資源の環境効率に関する我が国の知見が生かされるよう努める。</p>		<p>かで廃棄物や持続可能な消費と生産が取り上げられています。特に、持続可能な消費と生産については10年取組枠組に合意され、我が国はその実施のための理事会メンバーを務めることになっています。【環境省・外務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境省は、国連環境計画(UNEP)が天然資源の利用による環境への影響の科学的評価などを目的に平成19年に設立した「国際資源パネル」(持続可能な資源管理に関する国際パネルから名称を変更)についても、資金拠出や科学的知見の提供等の支援を行っています。【環境省】 ●「短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション(CCAC)」のイニシアチブの一つである都市廃棄物イニシアチブにおいても、我が国はリードパートナーを務めています。【環境省】 ●OECDの廃棄物・資源生産性作業部会(WPRPW)において進められている物質フロー及び資源生産性のプロジェクトを重視し、積極的に議論をリードしています。平成26年6月には、WPRPWのグローバル・フォーラムを国内にて開催する予定です。【環境省】 	<p>際環境技術センター(UNEP/IETC)の活動について、エネルギー利用のためのバイオマス廃棄物プロジェクトに関するセミナーや同省の支援により作成した、我が国の産業廃棄物処理政策と実践を取りまとめた報告書のサイドイベント等に参加しました。【外務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●経済協力開発機構(以下「OECD」という。)については、平成26年6月にOECD資源生産性・廃棄物作業部会と連携し、環境に関するグローバル・フォーラムを東京に誘致し、拡大生産者責任に関する議論を行いました。また、同年12月にフランスのパリで開催された同作業部会第5回会合へ参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認しました。【環境省】 ●持続可能な開発目標(SDGs)に関する活動についても、2014年(平成26年)3月～7月に開催された持続可能な開発目標オープン・ワーキング・グループ(以下「SDGsOWG」という。)の報告書作成交渉に積極的に参加しました。【環境省・外務省】 ●持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)について、本枠組みの6つのプログラムのうち、環境省は「持続可能なライフスタイルと教育」プログラムの共同リード国を務め、本枠組みの推進に積極的に貢献しました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●経済協力開発機構(OECD)については、平成27年6月と12月にフランスのパリで開催されたOECD資源生産性・廃棄物作業部会第6回会合及び第7回会合へ参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認しました。【環境省】 ●持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)について、本枠組みの6つのプログラムのうち、環境省は「持続可能なライフスタイルと教育」プログラムの共同リード国を務め、本枠組みの推進に積極的に貢献しました。【環境省】 ●2015年9月に合意した、持続可能な開発目標(SDGs)を策定した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」については、我が国は、MDGsフォローアップ会合、非公式な政策対話(コンタクト・グループ)、国連総会サイドイベントの開催等を通じて、真に効果的な新しいアジェンダの策定を主導してきました。【外務省】 ●G7エルマウ・サミットにおいて設立が合意された資源効率性のためのG7アライアンスに関し、平成27年に独議長国の下3回開催されたワークショップに参加し、関係者との意見交換を実施しました。個別分野のワークショップ等についてもフォローアップしました。平成28年2月には、日本の議長国の下、国際協力をテーマにしたG7アライアンス・ワークショップを開催し、関係者との意見交換を実施しました。【環境省・経済産業省】 	<p>が合意されました。【環境省】</p>	<p>りまとめていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●引き続きUNEP/IRPやOECDの取組を支援し、わが国の知見・取組を反映させる必要があります。(環境基本計画点検調査票) ●マイクロプラスチックによる海洋汚染について、生態系や人の健康への影響が懸念されており、G7や日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)等の国際的な枠組みも活用しつつ、国内外において、リデュースの推進、調査研究の推進等に取り組む必要があります。(環境基本計画点検本文) ●持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)について、引き続き、環境省は「持続可能なライフスタイルと教育」プログラムの共同リード国を務め、本枠組みの推進に積極的に貢献します。 ●G7富山環境大臣会合コミニケにおいて、協調行動の分野として、ゴール12や食品廃棄物の削減に言及されており、これらを念頭に、G7間で調整を進めます。
---	--	--	---	--	-----------------------	--

(2) 循環資源の輸出入に係る対応						
<p>① 有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染を防止するため、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークにおける参加国・関係国際機関との連携強化や、バーゼル条約の規制対策を明確化するための告示の改正などを行い、水際対策を強化する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ●3R 推進月間の活動の一環として、地方環境事務所において廃棄物等の不法輸出入の監視強化のための取組を関係省庁と連携して行う等、有害廃棄物の不法輸出入防止に関する水際対策に取り組みました。【環境省・経済産業省】 ●平成26年11月には、岡山市でアジア11か国・関係国際機関の参加を得て、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催し、不法輸出入防止のための連携強化を図りました。また、廃棄物等の輸出入を行う事業者に対しては、平成26年11月以降に全国9か所でバーゼル法等の説明会を開催する等、事業者への手続き案内等の拡充を図りました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●地方環境事務所において廃棄物等の不法輸出入の監視強化のための取組を関係省庁と連携して行うなど、廃棄物等の不法輸出入防止に関する水際対策に積極的に取り組むとともに、このための国際的な連携強化を図るため、平成27年11月に、シンガポールでアジア太平洋地域の12か国・関係国際機関の参加を得て、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催しました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●地方環境事務所において廃棄物等の不法輸出入の監視強化のための取組を関係省庁と連携して行うなど、廃棄物等の不法輸出入防止に関する水際対策に積極的に取り組んでいます。【環境省・経済産業省】 ●不法輸出入に係る国際的な連携強化を図るため、毎年度アジア太平洋地域（10か国程度）のバーゼル条約担当官による有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催しました。【環境省】 ●循環資源の越境移動をめぐり近年生じている課題に対応するため、有識者による検討会（「廃棄物等の越境移動等の適正化検討会」（平成27年9月～28年3月））を実施。今後の取組の方向を示した報告書を取りまとめ、平成28年4月に公表しました。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク等を通じて、アジア太平洋地域の関係国・関係国際機関との連携強化に、引き続き取り組みます。また、税関等とも協力して、廃棄物等の不法輸出入の防止のための水際対策の強化を進めていきます。さらに、循環資源の越境移動をめぐり近年生じている課題に適切に対応するための取組について、引き続き検討を進めます。 ●不法輸出入監視強化については、関係省庁による連携及びアジア太平洋地域の関係国・関係国際機関との連携を一層進める必要があります。【環境基本計画点検本文】 ●水際対策の現場で客観的かつ短時間で規制対象物か否かを判断できる適切な基準を整備することにより、取締りの実効性を確保する必要があります。【環境基本計画点検本文】
<p>② 途上国では適正な処理が困難であるものの我が国では処理可能な国外廃棄物等を、我が国の対応能力の範囲内で受け入れ、途上国における環境・健康への悪影響の低減と資源としての有効活用を図る。 このため、そのような有害廃棄物等の輸入手続に対する事業者理解が促されるよう、ホームページ等を通じた手続き案内等を拡充するとともに、バーゼル条約の枠内での手続の簡素化等により、手続に要する期間の短縮に努める。</p>				<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物等の輸出入を行う事業者に対しては、平成27年11月以降に全国11か所でバーゼル法等の説明会を開催するなど、事業者への手続き案内等の拡充を図りました。さらに、循環資源の越境移動をめぐり近年生じている課題に対応し、適正な資源循環の実現に向けた今後の取組の在り方等について検討するため、有識者からなる検討会を開催しました。【環境省、経済産業省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物等の輸出入を行う事業者に対して、全国でバーゼル法等の説明会を開催するなど、事業者への手続き案内等の拡充を図りました。【環境省、経済産業省】 ●環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源について、バーゼル法規制対象物の輸入に係る各種手続きの迅速化・簡素化のため、バーゼル法施行規則等の関係省令等を改正、施行しました。【環境省・経済産業省】 ●【再掲】循環資源の越境移動をめぐり近年生じている課題に対応するため、有識者による検討会（「廃棄物等の越境 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内外で発生した二次資源（使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等）について、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、バーゼル法における規制の在り方等について検討を行い、その結果を踏まえ、早期に必要な措置を講じる必要があります。【環境基本計画点検本文】

					移動等の適正化検討会」(平成27年9月～28年3月))を実施しました。今後の取組の方向を示した報告書を取りまとめ、平成28年4月に公表しました。【環境省】	
③ 石炭灰、高炉水砕スラグ(注38)など、我が国での利用量に限界がある一方で、他国における安定的な需要のある循環資源においては、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合については、物品に応じた必要な輸出後の処理手続の確認を行いつつ、手続の迅速化を講じることなどにより、輸出の円滑化を図る。					●【再掲】循環資源の越境移動をめぐり近年生じている課題に対応するため、有識者による検討会(「廃棄物等の越境移動等の適正化検討会」(平成27年9月～28年3月))を実施しました。今後の取組の方向を示した報告書を取りまとめ、平成28年4月に公表しました。【環境省】	
④ 国際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性に鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保を図る。			●港湾における循環資源の取扱いにおいては、循環資源の積替・保管施設等を活用しました。【国土交通省】	●港湾における循環資源の取扱いにおいては、循環資源の積替・保管施設等を活用しました。【国土交通省】	●港湾における循環資源の取扱いにおいて積替・保管施設等を活用しました。【国土交通省】	●国際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性に鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や循環資源の受入体制の確保を引き続き図っていきます。 ●国際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性を考慮し、引き続き積み替えや保管の効率化を進める必要があります。(環境基本計画点検調査票)

10 東日本大震災への対応

(第三次循環基本計画第5章第2節の項目)	定量指標	平成25年度に講じた施策 (平成26年版白書「講じた」に追記)	平成26年度に講じた施策 (平成27年版白書「講じた」に追記)	平成27年度に講じた施策 (平成28年版白書「講じた」に追記)	平成28年度上半期に講じた施策 (環境基本計画第4回点検に追記)	今後の課題(白書「講じよう」)及び第4次環境基本計画第4回点検(調査票含む)に追記)
(1) 災害廃棄物の処理						
<p>東日本大震災で生じた災害廃棄物については、関係する各主体と連携しながら、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン。平成23年5月16日環境省公表)、復興施策に関する事業計画と工程表、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表(平成25年5月7日改定)等に基づき、着実に処理を進める。大量に発生した災害廃棄物・津波堆積物は、関係者の協力を得て、海岸防災林の再生など復旧・復興事業として整備する事業の建設資材等に活用するなど、できる限りその再生利用を図り、地域における循環型社会の構築を進める。</p> <p>また、被災地では廃棄物の処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理についても着実に実施する。</p> <p>さらに、災害廃棄物の迅速な処理の観点から、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年法律第99号)に基づき、市町村から要請があり、かつ、必要があると認められるときは、国が当該市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災における被災地の復旧・復興のため、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うために必要な一般廃棄物処理施設の緊急整備に対して支援を行いました。【環境省】 ●東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年法律第99号。以下「災害廃棄物処理特別措置法」という。)に基づき、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、工程表を定め、被災した自治体の災害廃棄物処理について、きめ細かな進捗管理を実施し、目標として設定した平成26年3月末までに、福島県の一部地域を除いて災害廃棄物等の処理を完了しました。東日本大震災における災害廃棄物等については積極的な再生利用が実施されており、災害廃棄物は約82%、津波堆積物はほぼ全量が再生利用されています。【環境省】 ●福島県については、災害廃棄物処理特別措置法に基づき災害廃棄物(可燃物)の処理について、いわき市を除く太平洋沿岸4市町村から代行処理の要請を受け、国が処理を進めています。相馬市に設置した仮設焼却炉により、新地町の可燃物については焼却が完了、相馬市の大部分の可燃物については平成25年度末に焼却が完了しました。広野町及び南相馬市については、早期に仮設焼却炉を整備し、処理完了を目指します。また、避難区域については、帰還の妨げとなる廃棄物を撤去し、仮置場へ搬入することを最優先目標と 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害廃棄物処理特別措置法に基づき、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、工程表を定め、被災した自治体の災害廃棄物処理について、きめ細かな進捗管理を実施し、目標としていた平成26年3月末までに、福島県の一部地域を除いて災害廃棄物等の処理を完了しました。平成26年度は、処理の完了していない福島県の一部地域において、引き続き、きめ細かな進捗管理を継続して行いました。【環境省】 ●災害廃棄物処理特別措置法に基づき災害廃棄物(可燃物)の代行処理の要請を受けている福島県の4市町のうち、処理が完了していない3市町について、国がその処理を引き続き実施しました。相馬市は平成26年11月に処理を完了し、広野町は仮設処理施設の建設工事中です。また、南相馬市は仮設処理施設の建設に向けて準備中です。【環境省】 ●東日本大震災により発生したコンクリート殻・津波堆積土砂を、被災した海岸堤防の復旧工事の盛土材に活用する取組では、平成26年度に災害廃棄物由来の再生資材として仙台市で発生した津波堆積土等約5.0万m³を活用しました。【国土交通省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害廃棄物処理特別措置法に基づき、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、工程表を定め、被災した自治体の災害廃棄物処理について、きめ細やかな進捗管理をしました。【環境省】 ●東日本大震災により発生したコンクリート殻・津波堆積土砂を、被災した海岸堤防の復旧工事の盛土材に活用する取組では、平成27年度に災害廃棄物由来の再生資材として仙台市で発生した津波堆積土等約4.3万m³を活用しました。【国土交通省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害廃棄物処理特別措置法に基づき災害廃棄物(可燃物)の代行処理の要請を受けている福島県の4市町のうち、処理が完了していない2市町について、国がその処理を引き続き実施しています。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成28年度以降についても、処理の完了していない福島県の一部地域については、きめ細かな進捗管理を継続しつつ、市町と連携し国の代行処理等による支援を通じて、できるだけ早期の処理完了を目指していきます。

		して着実な処理の推進に全力をあげます。【環境省】				
(2) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理						
<p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質によって汚染された廃棄物については、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律110号。以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。）、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針（平成23年11月11日閣議決定）、指定廃棄物（注39）の今後の処理の方針（平成24年3月環境省公表）等に基づき、適正かつ安全に処理を進める。</p> <p>また、廃棄物の再生利用時に、放射性物質による汚染に留意しつつ安全性を十分に確保するとともに、廃棄物以外の循環資源を含めて、安全性が十分に確保されるよう、引き続き、関係府省間の緊密な連携を図る。</p> <p>なお、放射性物質を含む廃棄物の処理を法制上どのように恒久的に位置付けるかについては、放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき現在行われている廃棄物処理の実施結果を十分検証した上で、検討を行う。</p>		<p>●平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づき、事故由来放射性物質による汚染状態が8,000ベクレル/kgを超え、環境大臣が指定した廃棄物（以下「指定廃棄物」という。）と、平成23年12月28日「汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定する件」によって指定された福島県の汚染廃棄物対策地域内における災害廃棄物等（以下「対策地域内廃棄物」という。）は国が処理することとなっています。【環境省】</p> <p>●（福島県内）対策地域内廃棄物については、平成24年6月11日に「対策地域内廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定し、これに基づく仮置場の整備や仮置場への廃棄物の搬入を進めてきましたが、これらの処理の進捗を踏まえて、対策地域内廃棄物の量等の見込みや処理計画の目標について見直す必要が生じたこと、また、双葉町を加えた対策地域内のすべての市町村において避難指示区域の見直しが完了したことも踏まえて、処理計画について見直しを行い、平成25年12月26日に改定を行いました。【環境省】</p> <p>●（福島県内）対策地域内の災害廃棄物等については、避難されている方々の円滑な帰還を積極的に推進する観点から、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、帰還の妨げとな</p>	<p>●福島県内の国直轄で処理を進める汚染廃棄物対策地域では、平成25年12月の対策地域内廃棄物処理計画の見直しにおいて、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了目標を市町村ごとに設定しました。【環境省】</p> <p>●福島県内の放射性物質汚染対処特別措置法に基づく指定廃棄物のうち、放射能濃度10万ベクレル/kg以下のものについては、既存の管理型処分場であるフクシマエコテックを活用して埋立処分する計画であり、地元の富岡町及び楡葉町の当局や議会への説明を経て、平成26年4月に楡葉町、6月に富岡町に対し住民説明会を開催しました。【環境省】</p> <p>●（福島県内）放射能濃度10万ベクレル/kg超の指定廃棄物を搬入する予定の中間貯蔵施設の整備については、平成26年5月から6月にかけて、福島県、候補地の大熊町・双葉町に、住民説明会の意見等を踏まえた財政措置を含む、国の考え方の全体像を提示しました。同年9月に知事より中間貯蔵施設の建設受入れを容認する旨、両町長より地権者への説明を了承する旨が伝達され、同年9月末から10月中旬にかけて地権者を対象にした説明会を開催しました。【環境省】</p> <p>●減容化事業のうち、福島市堀河町終末処理場については、平成26年10月末をもって運転を終了しました。また、</p>	<p>●福島県内の汚染廃棄物対策地域では、対策地域内廃棄物処理計画（平成25年12月一部改定）に基づき処理を進めています。平成27年度には、帰還困難区域を除いて、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を完了しました。仮設焼却施設については、8市町村9施設において設置を予定しており、6施設が稼働中です。【環境省】</p> <p>●福島県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物について、放射能濃度が10万ベクレル/kg以下のものは、既存の管理型処分場を活用して埋立処分する計画です。平成27年6月に同処分場の国有化を含めた国の考え方を福島県・富岡町・楡葉町に提示しました。これに対して、平成27年8月に県・両町から申入れを受け、同年11月にその申入れを踏まえた国の考え方を再度提示し、その後、平成27年12月に県・両町から、当該処分場の活用の容認がなされました。【環境省】</p> <p>●福島県で実施している減容化事業に関し、鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業については、平成27年7月末をもって焼却を完了しました。また、県中・県南等の24市町村の農林業系廃棄物については、田村市・川内村における減容化事業において処理することとしており、仮設焼却施設の設置に向けて手続を進めました。飯舘村の蔵平地区においては、平成28年1月に仮設焼却施設、4月</p>		<p>●福島県内の汚染廃棄物対策地域では、対策地域内廃棄物処理計画（平成25年12月一部改定）に基づき着実に処理を進めていきます。</p> <p>●指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針において、指定廃棄物の処理は当該指定廃棄物が発生した都道府県内で行うこととしており、引き続き、各都県ごとに早期の処理に向け取り組んでいきます。</p> <p>●福島県内の指定廃棄物等のうち、放射能濃度10万ベクレル/kg以下のものについては、既存の管理型処分場であるフクシマエコテッククリーンセンターを活用して埋立処分する計画です（10万ベクレル/kg超の指定廃棄物等については、中間貯蔵施設へ搬入する予定）。平成27年12月に、福島県・富岡町・楡葉町から当該処分場の活用が容認されましたが、引き続き、安全・安心の確保に万全を期するとともに、地元住民の不安や懸念を解消できるよう引き続き努力していきます。</p> <p>●放射能濃度が10万ベクレル/kg超の指定廃棄物を搬入する予定の中間貯蔵施設についても、その整備に向けて最大限努力していきます。</p> <p>●また、保管が長期化すると腐敗や臭気等のおそれがある下水汚泥や農林業系廃棄物等については、焼却等の減容化事業を行うことになっています。減容化事業のうち、飯舘村蔵平地</p>

る廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標として進めています。市町村毎にこれらの仮置場への搬入完了目標を定め、平成 25 年度末時点で、楡葉町、川内村、大熊町の 3 町村については帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を一通り完了しました。また、南相馬市についても目標通り、一部を除き搬入しました。仮置場への搬入後の災害廃棄物等の処理については、その発生量や発生の時期、処理施設の立地場所の確保の状況等を踏まえて、各市町村と随時調整を行いつつ、処理のスケジュールを設定します。既にいくつかの市町村で仮設処理施設の設置場所を確保し、建設を進めているところです。【環境省】

●（福島県内）福島県内の指定廃棄物については、8,000 ベクレル/kg を超え、10 万ベクレル/kg 以下のものは既存の管理型処分場、10 万ベクレル/kg 超のものは中間貯蔵施設に搬入する方針であり、平成 25 年 12 月に管理型処分場の活用と中間貯蔵施設の設置について、計画案を提示し、受け入れの要請を行いました。この案について、平成 26 年 2 月に福島県知事より、配置計画を見直すよう申入れがあったのに対し、3 月に管理型最終処分場内に計画していた固形化施設等の設置場所を見直すなどの回答をしました。【環境省】

●（福島県内）下水汚泥や農林業系廃棄物などの指定廃棄物については、保管が長期化することから、性状を安定させ、保管スペースを確保する観点から、焼却等の減容化事業を行っています（表 3-5-1）。【環境省】

鮫川村内で発生し処理が滞っている農林業系副産物等の処理実証事業については、平成 26 年度も継続して行いました。【環境省】

●福島県外の放射性物質汚染対処特別措置法に基づく指定廃棄物については、一時保管がひっ迫している宮城県、栃木県、千葉県、茨城県、群馬県の 5 県において、国が各県内で早期に処理するための調整を行っています。このうち、宮城県については、平成 26 年 1 月に 3 か所の詳細調査候補地（栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳）を公表し、同年 8 月に詳細調査を開始しました。また、栃木県については、平成 26 年 7 月に 1 か所（塩谷町寺島入）を、千葉県については、平成 27 年 4 月に 1 か所（千葉市中央区蘇我）を、それぞれ詳細調査候補地として公表しました。【環境省】

●再生利用可能な廃棄物については、放射線量の測定を行い、処理業者が受入れ可能と確認した物について引渡しを行いました。また、飼料中の放射性セシウムについては、その暫定許容値を定め、引き続き都道府県等に周知徹底等を図っています。肥料については、汚泥肥料を含めた全ての肥料の放射性セシウム暫定許容値を 400 ベクレル/kg と定め、引き続き都道府県等に周知徹底を図るとともに、16 都県で生産される汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定を実施しました。【環境省】

に資材化施設の運転を開始しました。【環境省】

●福島県外の指定廃棄物については、特に保管状況がひっ迫している県において、国が各県内で早期に処理するための調整を行っています。宮城県においては、平成 27 年 4 月・5 月・10 月に宮城県民を対象としたフォーラム、10 月・11 月に有識者を交えた環境省と加美町の意見交換会、12 月には市町村長会議を開催し、丁寧な説明に努めてきました。加えて、平成 28 年 2 月には、同県内の指定廃棄物の放射能濃度の再測定結果を公表するとともに、同年 3 月の市町村長会議において、[1] 比較的濃度が高いものについては、災害等のリスクの観点から県内 1 か所に集約して安全に管理、[2] 自然減衰により 8,000 ベクレル/kg を下回ったものについては、指定解除の仕組みも活用しながら順次処理するという環境省の考え方を説明しました。栃木県においても平成 27 年 5 月・6 月・9 月に、栃木県民を対象としたフォーラムを開催するなど、指定廃棄物の処理に関し、丁寧な説明に努めてきました。千葉県では、平成 27 年 4 月に、詳細調査を実施する候補地を 1 か所提示しました。その後、地元自治体に説明するほか、5 月・6 月に地元自治体の市議会全員協議会で 2 回、6 月～8 月に住民を対象とした説明会を 5 回開催しました。【環境省】

●茨城県においては、平成 27 年 4 月、平成 28 年 2 月に「一時保管市町村長会議」を開催し、8,000 ベクレル/kg 以下とな

区においては、平成 28 年 1 月に仮設焼却施設運転を開始したところであり、引き続き早期の処理に向けて取り組みます。また、県中・県南等の 24 市町村の農林業系廃棄物を減容化する事業について、平成 29 年 3 月の仮設焼却施設の稼働に向け、準備を進めます。このほか、安達地方の 3 市町の農林業系廃棄物等を減容化する事業についても、発注に向け、引き続き調整を進めていきます。

●福島県外の指定廃棄物については、一時保管がひっ迫している宮城県、栃木県、千葉県、茨城県、群馬県の 5 県において、各県内で早期に処理するための調整を引き続き丁寧に行っていくます。

●自治体の浄水場又は終末処理場において保管されている放射性濃度の高い汚泥については、放射性物質汚染対処特措法や廃棄物処理法に基づく処理が着実に前進するよう、引き続き取り組むべきです。（環境基本計画点検本文）

		<ul style="list-style-type: none"> ●（福島県外）福島県以外の指定廃棄物については、既存の廃棄物処理施設の活用について引き続き検討を行いつつ、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県においては、国がそれぞれの県内に集約して、必要な最終処分場等を確保する方針です。【環境省】 ●平成 25 年 2 月に、自治体との意見交換を重視した候補地の選定プロセスに大幅に見直すという方針を公表し、これまで関係 5 県（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）において市町村長会議を開催するとともに、有識者会議での議論を重ねてきました。平成 25 年 10 月の有識者会議では、処分場の候補地を各県で選定するためのベースとなる基本的な案を取りまとめました。【環境省】 ●その後、宮城県、栃木県における選定手法について確定し、候補地の選定作業に入っています。宮城県においては、平成 26 年 1 月に、詳細調査を実施する候補地を提示しました。【環境省】 		<p>るのに長期間を要する指定廃棄物については、災害等のリスクの観点から、引き続き県内 1 か所に集約して安全に管理する方針を堅持しつつ、8,000 ベクレル/kg 以下となるのに長期間を要しない指定廃棄物については、現地保管を継続し放射能濃度の減衰後に段階的に処理を進めていく方針を決定しました。【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上記の各種廃棄物への対応に加えて、飼料については、定められた暫定許容値を超える飼料の利用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知徹底を図りました。また、肥料についても、平成 23 年 8 月に汚泥肥料を含めた全ての肥料の放射性セシウム暫定許容値を 400 ベクレル/kg と定めており、同様に引き続き都道府県等に周知徹底を図るとともに、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定を実施しました。【農林水産省】 ●放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討会にて検討を行い、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件（対象となる地域等）を見直し、省令改正を行いました。【環境省】 		
--	--	---	--	---	--	--

○第4次環境基本計画第4回点検において、上記以外に以下の事項についても今後の課題とされた。

- SDGsにおける17のGoalのうち、資源効率の向上（Target 8.4）、持続可能な生産と消費（Goal12）など、その達成基盤として資源と環境に直接的に言及している12のGoalを平成42年度（2030年）に達成できるよう、循環型社会形成の取組を戦略的に進めるべきである。
- 循環型社会形成の取組を、経済・社会課題としても扱い、分野横断的・分野別政策に統合すべきである。具体的には、富山物質循環フレームワークに基づき、循環型社会と気候変動、異常気象、有害物質、災害廃棄物、自然環境保全、海洋ごみ、原材料へのアクセス、産業競争力その他の課題に関する政策を包括的に統合し、促進すべきである。循環型社会の形成が、雇用創出や経済成長、地域の活性化に繋がるよう、取組を強化すべきである。
- 廃棄段階のみならず、生産・消費段階を含む物質のライフサイクル全体を通じて循環型社会形成の取組を行政、事業者、消費者、NGO・NPO等の各主体が連携して強化することとし、その際には、拡大生産者責任（EPR）やグリーン公共調達（GPP）、ビジネスとのパートナーシップ等のポリシーミックスを適用すべきである。特に、規制的措置に加え、透明性や説明責任を確保しつつ、事業者による自主的な行動や情報的措置等の適切な政策及び措置を最大限活用すべきである。
- 富山物質循環フレームワークに基づき、地域における文化等の特性、人と人とのつながり、中小企業の果たす役割等に着目し、地域の各主体が連携して、地域での循環型社会形成を進めるべきである。また、環境配慮型製品に関する情報を消費者（最終需要者）に提供するとともに、環境配慮型製品に関する消費者の認識を持続可能な消費行動に結びつけるための検討を行い、実践を促すべきである。
- より良いデータ及び分析に基づいた政策立案と評価を強化すべきである。特に、富山物質循環フレームワークに基づき、各取組について、適切かつ科学に基づき、広く認知された国内指標を検討するとともに、他の国々が参考とできるよう、算定方法や指標、レビュー結果の共有を含む透明性のあるフォローアッププロセスを国内で構築すべきである。
- 国際的なサプライチェーンや貿易・投資、政府開発援助（ODA）、ラベリング、データ改善や経済分析等において、G7間を含む国際レベルでの協力を強化すべきである。特に、我が国として、富山物質循環フレームワークに基づき、ベストプラクティスや適用可能な最良技術（BAT）等の共有、途上国における循環型社会形成政策の能力構築支援、激甚な自然災害を経験する国・地域への支援等を進めるべきである。
- 富山物質循環フレームワークで示された共通ビジョン（関連する概念やアプローチを尊重しつつ、地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、ライフサイクル全体にわたりストック資源を含む資源が効率的かつ持続的に使われる社会を実現する。）の達成のために、例えば平成62年（2050年）の我が国のビジョンを設定し、そこからバックキャストによって上記の取組を戦略的に進めるべきである。
- 循環分野においても、費用対効果や社会全体で負担する費用の低減という点に留意し、効率的に施策を講じていく必要がある。
- 適正な資源循環を確保するため、資源の持ち去り対策を一層強化する必要がある。
- 「廃棄物処理施設や最終処分場は、循環型社会形成や大規模災害対応に必要不可欠な施設であり、長寿命化等のストックマネジメントも含め、今後一層、支援を行う必要がある。また、当該施設の整備等に当たっては、災害拠点としての施設整備の観点から重要であることから、これまでも増して計画段階から地域住民等の理解及び協力を得ながら推進すべきである。なお、廃棄物処理施設の整備を含む処理全体の体制構築に当たっては、将来の人口減少等の社会状況の変化を考慮する必要がある。」
- 「人口減少により過剰となるストック資源の評価・活用について検討する必要がある。」
- 「資源効率性については経済政策、産業政策の位置づけも大きく、産業界も重要なステークホルダーであることから、環境政策としても事業者の取組のフォローアップや支援を行う必要がある。」
- 「国や県、市町村、事業者等の各主体の役割と責任を社会の変化に応じて見直していく必要がある。そのような中で、既存概念にとらわれず、新たな構想力と実行力をもつ各主体での人材育成が求められる。」

(国連文書 A/70/L.1 を基に外務省で作成した仮訳の抜粋)

仮訳**持続可能な開発目標**

- 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標 9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*
- 目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

*国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

- 1.1 2030 年までに、現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
- 1.2 2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
- 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
- 1.4 2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
- 1.5 2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変

動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。

1. a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1. b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

2. 1 2030 年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
 2. 2 5 歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
 2. 3 2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
 2. 4 2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
 2. 5 2020 年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
2. a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
 2. b ドーハ開発ラウンドのマנדートに従い、すべての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の農業市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
 2. c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

3. 1 2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。
3. 2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3. 3 2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3. 4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。

- 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
 - 3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
 - 3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
 - 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
 - 3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
- 3.a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
 - 3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
 - 3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
 - 3.d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

目標 4．すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

- 4.1 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
 - 4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
 - 4.3 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
 - 4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
 - 4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
 - 4.6 2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
 - 4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
- 4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
 - 4.b 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。

4. c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。

目標 5 . ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5. a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5. b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5. c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

- 6.1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
- 6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
- 6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。
- 6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
- 6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
- 6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
6. a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6. b 水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

- 7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。

- 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
- 7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
- 7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

- 8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
- 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
- 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
- 8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10カ年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
- 8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
- 8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
- 8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
- 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
- 8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
- 8.10 国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
- 8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
- 8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。

目標 9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

- 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させ

る。

- 9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
- 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
- 9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。

- 9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
- 9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
- 9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。

目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する

- 10.1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
- 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
- 10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
- 10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
- 10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
- 10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
- 10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。

- 10.a 世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
- 10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
- 10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。

目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- 11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
- 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安

- 全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
- 11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
 - 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
 - 11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
 - 11.6 2030年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 - 11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
- 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
 - 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
 - 11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭（レジリエント）な建造物の整備を支援する。

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

- 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
- 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
- 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- 12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
- 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。
- 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
- 12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
- 12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
- 12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*

- 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
- 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
- 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

- 13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
- 13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

*国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

- 14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
- 14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
- 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
- 14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
- 14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
- 14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する⁸。
- 14.7 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。

- 14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。

⁸ 現在進行中の世界貿易機関（WTO）交渉およびWTOドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言のマネートを考慮。

- 14. b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
- 14. c 「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

- 15. 1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
- 15. 2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
- 15. 3 2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
- 15. 4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
- 15. 5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- 15. 6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
- 15. 7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
- 15. 8 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
- 15. 9 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
- 15. a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
- 15. b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
- 15. c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

- 16. 1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
- 16. 2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
- 16. 3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
- 16. 4 2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
- 16. 5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
- 16. 6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。

- 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
 - 16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
 - 16.9 2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
 - 16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
- 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
 - 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資金

- 17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
- 17.2 先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.20% にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
- 17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
- 17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国 (HIPC) の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。

技術

- 17.6 科学技術イノベーション (STI) 及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
- 17.7 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
- 17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術 (ICT) をはじめとする実現技術の利用を強化する。

能力構築

- 17.9 すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

貿易

- 17.10 ドーハ・ラウンド (DDA) 交渉の受諾を含む WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
- 17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
- 17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関 (WTO) の決定に矛盾し

ない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。

体制面

政策・制度的整合性

- 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
- 17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。

マルチステークホルダー・パートナーシップ

- 17.16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
- 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

データ、モニタリング、説明責任

- 17.18 2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
- 17.19 2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

富山物質循環フレームワーク

我々、G7の環境担当大臣、上級代表及び欧州委員は、2016年5月15-16日に富山で行われた資源効率性・3Rに関する議論に基づき、

世界人口が2050年までには90億人を超えると予想され、資源需要の増大が資源消費量と廃棄物発生量の増加を招き、これらの傾向が有害物質による大気、土壌、水質汚染を含む自然環境の劣化や気候変動をもたらし、将来世代に影響を及ぼすことを認識し、

異なる資源間のつながりを考慮した適切な資源効率性・3R政策は、環境保全のみならず、資源の持続可能な利用、ビジネスリスクの回避、イノベーション、雇用創出及びグリーン成長に貢献することを理解し、

資源効率性のためのG7アライアンスが、関係者を積極的に巻き込み、ネットワークを支援することを通して恩恵を受ける動的で自発的なプラットフォームであることを強調し、

物質のライフサイクル(採掘、デザイン、製造、使用、リサイクル又は廃棄)や二次資源を含む物質の取引はしばしば世界規模で行われ、それゆえ、関係国や産業界を含む関係者との協力の確保がますます重要であることを再確認し、

3R(リデュース、リユース、リサイクル)プラス再生可能資源の持続可能な利用を含む、資源の効率的及び循環的利用に関するその他の概念の重要性に留意するとともに、持続可能な物質管理、循環型社会及び循環経済の重要性に留意し、

各国特有の事情に応じて、各国が政策やその他の行動を決定する役割を担うことを尊重しつつ、神戸3R行動計画、資源効率性のためのG7アライアンス及びその他の既存のイニシアティブに基づき、今日我々が直面する新たな課題を踏まえ、以下の行動をとることにコミットする。

1. 資源効率性向上・3R推進に関するG7共通ビジョン

- 我々の共通の目標は、関連する概念やアプローチを尊重しつつ、地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を削減し、再生材や再生可能資源の利用を促進することにより、ライフサイクル全体にわたりストック資源を含む資源が効率的かつ持続的に使われる社会を実現することである。
- これはすべて、資源が繰り返し循環し、自然界への廃棄物の排出が最小化され、廃棄物の拡散を防ぎ、また、自然界における物質循環をかく乱せずに受容され得る程度に環境負荷が管理される社会を確立するためである。
- この様な社会は、廃棄物や資源の問題への解決策をもたらすのみならず、雇用を生み、競争力を高め、グリーン成長を実現し得る、自然と調和した持続可能な低炭素社会をも実現するものである。

2. G7メンバーによる野心的な行動

○目標1: 資源効率性・3Rのための主導的な国内政策

1-1 政策の統合及びポリシーミックス

- ライフサイクルアプローチや持続可能な開発の環境、経済、社会的側面を考慮しつつ、資源効率性・3Rと気候変動、異常気象、有害物質、災害廃棄物、自然環境保全、海洋ごみ、原材料へのアクセス、

産業競争力その他の課題に関する政策を包括的に統合し、促進する。

- 産業界を含む多様な関係者のポテンシャルを最大化するために、規制的措置に加え、透明性や説明責任を確保しつつ、事業者による自主的な行動や情動的措置等の適切な政策及び措置を最大限活用する。

1-2 資源の効率的かつ最大限の利活用

- 資源効率性及び温室効果ガス排出削減の観点から、リサイクルに加え、リデュース及びリユースを促進する。
- 廃棄物管理のヒエラルキーに従い、リサイクルや飼料化、コンポスト化、エネルギー回収等の様々な措置から、地域の実情や廃棄物の種類に応じた最適なアプローチを採択することを通じて、廃棄物の最小化と環境上安全な最終処分を図る。
- 廃棄物管理のヒエラルキーに従い、廃棄物の有効利用を更に進める効率的なエネルギー回収技術を開発し、導入する。
- 大量に発生する災害廃棄物の適正処理と再生利用、災害に対して強靱な廃棄物処理施設の整備及びエネルギー供給拠点としての活用の推進を行うことにより、自然災害の頻発化や激甚化に対処し、環境上適正な災害廃棄物管理を進める。

1-3 地域の多様な主体と連携したイニシアティブ(産業・地域共生)

- 地域の多様な主体間の連携(産業・地域共生)に基づき、各地域の資源、物品、エネルギーの融通、活用を図り、新産業育成や雇用創出、地域活性化を推進する。
- 地域における文化等の特性、人と人とのつながり、中小企業の果たす役割に着目し、地域での資源循環を促進する。
- 例えば、使用済み製品の回収、再生材の地域での活用、リサイクルが困難な廃棄物を処理する施設のエネルギー供給拠点化や防災拠点化を通じて、地域のまちづくりにおける資源効率性や3R(及び関連するその他の概念)の採用を奨励する。

1-4 最終需要者/消費者に対する行動

- とりわけ、信頼のできる、容易にアクセス可能であり、理解のできる情報や環境配慮型製品を消費者に提供することを通じて、最終需要者(消費者)が情報に基づきかつ持続可能な選択を行うための動機付けや啓発を実現、奨励し、家庭レベルでの持続可能な消費行動の実践を促す。
- 持続可能な消費や、欲深くならずに分相応のところまで満足すべきという考え方である「足るを知る」、スマートな購買、グリーンな公共調達、リユース、リペア、シェアリング等の新サービス、エコ・ラベリング等による環境的及び経済的な利点に対する消費者意識の向上を促進する。

具体例:食品ロス・食品廃棄物を含む有機性廃棄物に関する野心的なイニシアティブ

- 生態系への影響を考慮しつつ、有機性廃棄物、特に食品ロス・食品廃棄物の削減、食品廃棄物の効果的な再生利用、エネルギー源としての有効利用、廃棄物系バイオマスの利活用を促進する。
- 国連持続可能な開発目標のターゲット12の3に沿って、国内や地域での政策や計画の策定等、食品ロス・食品廃棄物の最小化及び有効かつ安全な利用に向けたイニシアティブを加速させる。
- 食品廃棄物を有効かつ安全に削減し、利用することに伴う環境、経済、社会便益について、情報交換や協力を通じて各国の知見の共有を進める。このような活動には、食品廃棄物そのものや、食品廃棄物の削減がもたらす気候変動上の便益等の関連する環境上の便益を測る比較可能な方法論の開発に向けた連携を含む。

○目標2:グローバルな資源効率性・3Rの促進

2-1 他の国々との協力

- 資源効率性に関する G7 アライアンス等の適切な国際協力の機会を通じて、ベスト・プラクティスや適用可能な最良技術(BAT)、有用な教訓を他の国々と共有する。
- 途上国における効果的な資源効率性・資源循環政策に必要な能力の構築を支援する。こうした活動には、二国間又は多国間パートナーシップ(例えば、アジア太平洋3R 推進フォーラムや短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション)を通して、相手国でプロジェクトを実施する際に、科学的及び統計的な情報を整備する取組を含む。これらの取組は陸域起源の海洋ごみ対策にも寄与し得るものである。
- 災害廃棄物管理の分野において、都市化や気候変動の進展により頻発する地震等の災害による影響が激甚化しているアジア太平洋の世界的なホットスポット地域等の、巨大自然災害を経験する国・地域を支援する。

2-2 グローバルサプライチェーンにまたがる協力

- 物質のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮しつつ、資源効率性を向上させる持続可能な調達の実践を促進する。
- ビジネスにおける環境上適正な意思決定を促進するため、ライフサイクルを通じたデータの適切な共有を含む、産業の上流側と下流側の協力と連携を推進する。
- 上流産業における、再生可能資源の利用を含むリユース及びリサイクルのための積極的な取組を奨励する。

具体例:電気電子廃棄物(E-Waste)の管理

- 廃棄物の各国・地域内における環境上適正な管理を優先する。
- 特に電気電子廃棄物について、廃棄物と非廃棄物を識別するため、また、適正なルートで行われる回収、リユース及びリサイクルの割合を向上させるとともに違法取引を防止する水際対策の実効性を高めるため、スペアパーツを用いた再製造等の資源効率的な取組を促進しつつ、既存のアプローチを共有し、国際的な協調行動を強化する。
- 特に廃棄物を環境上適正に管理する能力を有しない国から必要な管理能力を有する国への有害廃棄物の輸出に関しては、関係する国内・国際規制に従って行われる限り、有害廃棄物を安全に管理する能力を有しない国に能力開発のための時間的余地を与える等、環境と資源効率・資源循環に寄与するものであることを認識する。
- 電気電子廃棄物の適正な回収、リユース及びリサイクル推進のための各国のイニシアティブや基準、環境上適正な管理や適用可能な技術についての情報交換を活性化させる。

○目標3:着実かつ透明性のあるフォローアップ

3-1 G7メンバーによる国内の取組

- 本フレームワークに基づく行動の進展についての方向性を与えるための、適切かつ科学に基づき、広く認知された国内指標を検討する。
- 他の国々が参考とできるよう、算定方法や指標、レビュー結果の共有を含む透明性のあるフォローアッププロセスを国内で構築する。

3-2 国際的な取組

- 様々な環境影響の低減効果や資源ストックの有効性を測ることのできる指標を特定する国際的な取

組を支援する。

- ワークショップやその他のフォーラムを通じて、本フレームワークの実施に関する進捗、課題及び教訓の共有を継続する。
- 議長国イタリアのもと、我々は、UNEP 国際資源パネル及び OECD から提出された報告書及び勧告や、資源効率性のための G7 アライアンス・ワークショップの教訓に基づき、資源効率性・3R を推進するための政策行動や優先順位、次のステップについてフォローアップし、議論する。
- 資源効率性のための G7 アライアンスの活動に基づき、また、関係者や関連する国際機関とも議論しながら、サプライチェーンを含むライフサイクルに基づく物質管理や資源効率性、3R を推進するための行動を優先順位付けするロードマップを作成する。